
平成 27 年度内外一体の経済成長戦略構築に係る国際経済調査事業(対内直接投資促進体制整備等調査(BEPS を踏まえた我が国の CFC 税制等の在り方に関する調査))

経済産業省委託調査報告書

2016 年 2 月

PwC 税理士法人(経済産業省委託調査受託者)



目次

1. 事業概要	1
1.1. 事業目的.....	1
1.2. 調査概要.....	1
1.2.1. 国際課税制度の動き.....	1
1.2.2. 日本企業のグローバル活動の実態.....	1
1.2.3. タックスヘイブン対策税制の検討.....	1
1.2.4. 引き続き検討すべき国際課税制度等の課題.....	1
1.3. 調査方法.....	2
1.3.1. 文献調査.....	2
1.3.2. アンケート調査の実施.....	2
1.3.3. ヒアリング調査の実施.....	2
1.4. 研究会の開催.....	3
1.5. 凡例.....	5
2. 調査結果	6
2.1. 国際課税制度の動き.....	8
2.1.1. 概要.....	8
2.1.2. 各国の国際課税制度の動き.....	10
2.1.3. 租税回避対抗措置に係る各国の立法化の動き.....	17
2.1.4. BEPS プロジェクトの動き.....	19
2.2. 日本企業のグローバル活動の実態.....	33
2.2.1. 概要.....	33
2.2.2. 日本企業の海外で稼ぐ力と国内還流の実態等.....	34
2.2.3. 日本企業の海外展開と立地動向の実態.....	42
2.2.4. 日本企業の税務プランニングと税務インフラの実態.....	46
2.3. タックスヘイブン対策税制の検討に係る基本的な視点.....	49
2.3.1. 概要.....	49
2.3.2. 現行法制の概要と問題点.....	51
2.3.3. 主要国の CFC 税制.....	61

2.3.4.	行動 3 最終報告書の内容	68
2.3.5.	税制全体との関係.....	79
2.4.	タックスヘイブン対策税制の在り方.....	84
2.4.1.	概要	84
2.4.2.	検討の基本的な方向性	85
2.4.3.	考えられる中長期的なタックスヘイブン対策税制の在り方	88
2.4.4.	具体的な検討(各判定段階における基準等の考え方)	94
2.4.5.	中長期的な在り方を念頭においた当面の姿	121
2.5.	引き続き検討すべき国際課税制度等の課題	122
2.5.1.	コーポレートインバージョン対策.....	122
2.5.2.	その他の検討事項.....	122
	調査文献目録	123

<別紙資料一覧>

- 別紙 1 アンケート調査結果
- 別紙 2 英国 CFC 税制の概要
- 別紙 3 研究会議事概要

1. 事業概要

1.1. 事業目的

本調査事業は、文献調査、アンケート調査、ヒアリング調査及び研究会の開催を通じて、日本の現行税制の現状と問題点を分析しつつ、日本企業の国際競争力及び日本の立地競争力並びに BEPS (Base Erosion and Profit Shifting: 税源侵食と利益移転) プロジェクトを含めた国内外の国際課税制度の動向等、多様な観点からタックスヘイブン対策税制(「CFC(Controlled Foreign Company) 税制」又は「外国子会社合算税制」ともいう。)を中心とした国際課税制度の在り方を検討するための材料とすることを目的とする。

1.2. 調査概要

1.2.1. 国際課税制度の動き

世界各国における国際課税制度は、自国の国際競争力の強化などの政策目的に整合した制度設計が行われているものと考えられる。これを踏まえ、我が国に加え、米国、英国、ドイツ及びフランスといった主要国における国際課税制度について、その概要と近年の税制改正の動向を調査し、比較・整理を行った。また、世界各国の国際課税制度の在り方に影響を及ぼす可能性がある BEPS プロジェクトについて、BEPS プロジェクトの経緯、最終報告書の概要及びその位置付けについても整理を行った。

1.2.2. 日本企業のグローバル活動の実態

我が国の国際課税制度の在り方を検討するにあたっては、日本企業のグローバル活動の実態を十分に留意する必要がある。このため、日本企業の海外での稼ぐ力や日本国内への還流の実態、立地動向の実態及び税務プランニングの実態について調査し、整理を行った。

1.2.3. タックスヘイブン対策税制の検討

我が国のタックスヘイブン対策税制について、これまでの沿革から現行制度の概要及び問題点について整理を行った。また、主要国(米国、英国、ドイツ及びフランス)の CFC 税制の概要について調査を行った。さらに、BEPS プロジェクト行動 3(効果的な CFC 税制の設計)に関する最終報告書の内容について、討議草案の内容等も踏まえた詳細な分析・整理を行った。上記で整理した内容をもとに、我が国のタックスヘイブン対策税制に関する基本的な視点を整理した上で、行動 3 最終報告書における各ビルディングブロック毎に検討し、我が国のタックスヘイブン対策税制の在り方について整理を行った。

1.2.4. 引き続き検討すべき国際課税制度等の課題

我が国の国際課税制度は、外国子会社配当益金不算入制度の導入をはじめ、我が国企業の国際競争力や我が国の立地競争力に配慮した改正が行われてきた。今回、BEPS プロジェクトの最終報告書が公表されたことを踏まえ、その勧告内容及び世界各国の税制改正の動向等を考慮しつつ、タックスヘイブン対策税制以外の我が国の国際課税制度について、我が国企業の国際競争力の強化の観点及び我が国の立地競争力の強化の観点から検討すべき点の整理を行った。

1.3. 調査方法

1.3.1. 文献調査

OECD や関係国のウェブサイトから関連資料・情報を入力するとともに、学識経験者による論文等の関係資料を広範囲に収集することにより文献調査を行った。

1.3.2. アンケート調査の実施

日本企業のグローバル展開の実態及びタックスヘイブン対策税制の制度上・実務上の実態等を把握するため、海外に子会社を有する大企業の72社に対して計2回のアンケート調査を実施した。アンケート対象企業については業種に偏りがないよう配慮した。

第1回アンケート調査:

調査目的: 日本企業のグローバル展開の実態の把握
調査期間: 平成27年7月～8月
調査対象企業数: 72社
回答企業数: 52社(回答率72%)

第2回アンケート調査:

調査目的: タックスヘイブン対策税制の制度上・実務上の実態等の把握
調査期間: 平成27年11月～12月
調査対象企業数: 72社
回答企業数: 38社(回答率52%)

1.3.3. ヒアリング調査の実施

諸外国の税制に関する調査のうち、米国、英国、ドイツ及びフランスといった主要国における税制やBEPS プロジェクトを踏まえた税制改正の動向等については、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)のグローバルネットワークを活用し、当該対象国に所在する PwC 事務所¹のプロフェッショナルに対してヒアリングを実施し専門的情報を入手した。

¹ 米国(PricewaterhouseCoopers LLP)、英国(PricewaterhouseCoopers LLP)、ドイツ(PricewaterhouseCoopers AG Wirtschaftsprüfungsgesellschaft)及びフランス(PwC Société d'Avocats)

1.4. 研究会の開催

平成 27 年 6 月から平成 28 年 1 月にかけて「日本企業の海外展開を踏まえた国際課税制度の在り方に関する研究会」(以下「研究会」)を開催し、我が国の現行税制の現状と問題点、我が国企業の国際競争力及び我が国の立地競争力並びに BEPS プロジェクトを含めた国内外の国際課税制度の動向等、多様な観点からタックスヘイブン対策税制を中心とした国際課税制度の在り方に関する議論が行われた。

研究会の開催日及び議題

- 第 1 回 (平成 27 年 6 月 23 日) : グローバル企業立地の現状/アンケート・ヒアリング項目
- 第 2 回 (平成 27 年 7 月 13 日) : 各国における国際課税の概要
- 第 3 回 (平成 27 年 8 月 4 日) : 外国子会社配当益金不算入制度の経済効果/企業のグローバル活動の実態と現在の国際課税制度との関係
- 第 4 回 (平成 27 年 8 月 26 日) : CFC 制度等の在り方を検討するための第 1 回アンケート調査結果/主要各国の企業実態及び産業政策と税制との関係/中間論点整理(案)
- 第 5 回 (平成 27 年 10 月 29 日) : BEPS プロジェクト各行動の最終報告書の概要/BEPS 行動計画 3 最終報告書の概要/主要各国の動向/今後の検討事項(案)
- 第 6 回 (平成 27 年 11 月 26 日) : タックスヘイブン対策税制の基本的な位置付け/タックスヘイブン対策税制と移転価格税制・租税条約との関係/CFC 税制における二重課税の排除及び二重非課税の排除
- 第 7 回 (平成 27 年 12 月 21 日) : 主要各国における BEPS 対応の動向/第 2 回アンケート調査結果/各ビルディングブロックの検討/CFC 税制(我が国現行制度、最終報告書、国内法制化の視点)/引き続き検討すべき国際課税制度等の課題
- 第 8 回 (平成 28 年 1 月 21 日) : タックスヘイブン対策税制の在り方(案)/調査報告書(素案)

研究会におけるメンバーは以下のとおりである(敬称略)。

< 座長 >

青山 慶二 早稲田大学大学院 会計研究科 教授

< 座長代理 >

本田 光宏 筑波大学大学院 ビジネスサイエンス科学研究科 教授

< 有識者 >

川田 剛 税理士法人山田&パートナーズ 前会長
国谷 史朗 弁護士法人大江橋法律事務所 パートナー
鈴木 将覚 みずほ総合研究所株式会社 調査本部 政策調査部 主任研究員
田近 栄治 成城大学 経済学部 教授
日置 圭介 デロイトトーマツコンサルティング合同会社 執行役員
森信 茂樹 中央大学法科大学院 教授
吉村 政穂 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 准教授
渡辺 徹也 早稲田大学法学学術院 教授

< 産業界 >

青山 雅之 日本パーカライジング株式会社 国際本部 事業推進室 室長
菖蒲 静夫 キヤノン株式会社 財務経理統括センター 税務担当部長
佐賀 一彦 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 経営企画部経営調査室 担当次長
鈴木 一路 株式会社LIXIL 執行役員 経理本部 税務部長
豊原 寛和 日産自動車株式会社 財務部 税務グループ 課長
原 伸明 イオン株式会社 単体経理部 部長
横田 佳明 丸紅株式会社 経理部 税務課長

< 事務局 >

PwC 税理士法人(経済産業省委託調査事業受託者)
高野 公人 パートナー 公認会計士・税理士
佐々木 浩 パートナー 税理士
岡田 至康 常任顧問 税理士
荒井 優美子 ディレクター 公認会計士・税理士
品川 克己 ディレクター
沼尻 雄樹 シニアマネージャー 公認会計士・税理士
高木 陽一 シニアマネージャー 英国勅許会計士
藤田 諒 マネージャー 税理士
磯山 晶子 マネージャー 税理士
高野 雄大 シニアアソシエイト
水谷 歩夢 アソシエイト

1.5. 凡例

BEPS	Base Erosion and Profit Shifting	税源侵食と利益移転
CFC	Controlled Foreign Company	被支配外国子会社
DPT	Diverted Profits Tax	迂回利益税
EEA	European Economic Area	欧州経済地域
EU	European Union	欧州連合
GDP	Gross Domestic Production	国内総生産
HIA	Homeland Investment Act	本国投資法
HMRC	HM Revenue & Customs	英国歳入関税庁
IP	Intellectual Property	知的財産
IRC	Internal Revenue Code	内国歳入法
OECD	Organisation for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
PE	Permanent Establishment	恒久的施設
PRE	Permanently Reinvested Earnings	永久に再投資される利益
SPFs	Significant People Functions	重要な人的機能
SSE	Substantial Shareholdings Exemption	英国における株式譲渡益免税制度

2. 調査結果

本調査では、タックスヘイブン対策税制の在り方についての検討として、検討の前提となる主要国の国際課税制度の動向や BEPS プロジェクトにおける勧告の内容、及び、我が国企業のグローバル活動の実態の整理を行った。さらに、現行のタックスヘイブン対策税制の制度概要及び問題点の検討、行動 3 最終報告書の内容の検討を行った。上記検討を踏まえて、タックスヘイブン対策税制に関する基本的な視点を整理するとともに、タックスヘイブン対策税制の在り方の検討を行った。なお、本調査にあたっては、研究会を開催し、学識経験者や産業界実務者等の有識者による議論や発表が行われた。

本調査の結果、タックスヘイブン対策税制が対象とすべき所得は、本来、日本の親会社の課税ベースとなる所得であって実体的な経済活動のない外国子会社に対して付替えられた所得とするのが適当ではないかと考えられる。

タックスヘイブン対策税制の中長期的な在り方については、日本企業の海外展開の実態等を踏まえ、現行制度における入口でエンティティアプローチにより対象外国子会社を絞り、出口でトランザクショナルアプローチにより対象所得を捕捉するというハイブリッドアプローチの枠組みは維持しつつ、この 2 つのアプローチの利点(制度の簡素化及び対象所得の精微化)を真に結合するためには、本来、両アプローチを単線化して導入することが望ましいのではないかと考えられる。すなわち、制度をより簡素化し、本来、日本の親会社の課税ベースとなる所得を実体的な経済活動のない外国子会社に対して付け替えることを的確に防止するという観点から、以下のように、エンティティ単位で対象外国子会社を絞った上で、カテゴリカル分析により具体的な所得を捕捉するという組み合わせが望ましいのではないかと考えられる。

- **CFC の定義：** 現行のタックスヘイブン対策税制における支配基準である 50%超の議決権及び配当請求権に加え、新たに集中所有基準による少数株主排除基準を組み合わせる。
- **CFC 除外・閾値(エンティティ毎の判定)：** トリガー税率とホワイトリストの組合せによる判定に加え、二次的基準としてデミニマス基準を導入する。
- **実質分析(エンティティ毎の判定)：** 現行のタックスヘイブン対策税制における適用除外基準に係る事業基準、非関連者基準はトランザクション毎の判定とし、エンティティ毎の判定については、実体基準、管理支配基準及び所在地国基準により判定する。なお、実体基準、管理支配基準及び所在地国基準は、日本企業のグローバル活動の実態等も踏まえ、その内容の見直しを検討する。
- **カテゴリカル分析(トランザクション毎の判定)：** 配当、利子、保険所得及び知的財産権に係る所得は、原則として CFC 所得に該当する(例外として CFC 所得に該当しない場合あり)ものとするが、販売・サービス所得及びその他所得(賃貸料・リース料、キャピタルゲイン)は、原則として CFC 所得に該当しない(例外として CFC 所得に該当する場合あり)ものとする。また、最初のテストで CFC 所得に該当した場合でも、業務上の必要性が認められれば CFC 所得に該当しないものとして取り扱う措置を講ずる。

行動 3 最終報告書は、各国の BEPS リスク(すなわち各国の企業の海外展開の実態等)に応じた制度設計の裁量を許容している。CFC 税制により親会社等に帰属させるべき所得の定義を決定するため、カテゴリカル分析、実質分析、超過利得分析を「単独又は複合的に」用いることとされている。

考えられる中長期的なタックスヘイブン対策税制は、上述のとおり、日本企業の海外展開の実態との親和性並びに執行コスト及び企業の事務負担軽減の観点から、まず、実質分析を満たさない外国子会社を特定し(エンティティアプローチ)、その上で、非関連者基準等を加味したカテゴリカル分析により絞り込む(トランザクショナルアプローチ)組み合わせが望ましいのではないかと考えられる。これに

より、租税回避とみられる所得の付け替えに焦点を合わせた設計(対象所得の精微化と事務負担減を両立するハイブリッド・アプローチ)となるのではないかと考えられる。

一方、不十分な実質分析のみによってカテゴリー分析の機会がない仕組み(可動性のある資産性所得を適用除外とする場合がある仕組み)における排除しきれないアンダーインクルージョンを懸念する立場からは、行動 3 における議論との整合性も踏まえ、実質分析とカテゴリー分析を一体としてトランザクショナルベースで合算所得を判定する方策の必要性を主張する少数意見もあった。

ただし、具体的な制度の詳細設計に当たっては、十分な実態調査が必要な上、上記制度(特にカテゴリー分析)を直ちに導入すると、課税当局及び制度の対象になる企業に過度な負担がかかることなどから、段階的に措置する必要があるものと考えられる。また、行動 3 最終報告書を踏まえた欧米各国の国内法改正の具体的な動きは、現在のところみられない。このため、当面の姿としては現行法をベースとしつつも喫緊の問題に対応するために、例えば、①少数株主排除基準の導入、②事業基準(とりわけ航空機リースに係る事業基準)の廃止、③トリガー税率とホワイトリストの組合せの導入、④キャピタルゲインの除外(例えば組織再編)、などの措置が必要ではないかと考えられる。

2.1. 国際課税制度の動き

2.1.1. 概要

(1) 検討のアプローチ

一般にどの国も自国の競争力強化も念頭においた政策的プライオリティーの中で自国に最適な国際課税制度を設計しているものと考えられる。これを踏まえ、我が国の国際課税制度の在り方を検討するにあたり、米国、英国、ドイツ及びフランスといった主要国及び我が国における国際課税制度の概要と近年の改正動向との比較を行った。さらに、各国税法に影響する可能性がある、BEPS プロジェクトの経緯、BEPS 最終報告書の概要及びその位置付けの整理も併せて行った。

(2) 自国企業の国際競争力・自国の立地競争力を踏まえた国際課税制度の構築

1990 年代以後、欧州やアジア諸国では、対内投資誘致のための優遇税制の導入が盛んとなり、それに引き寄せられた企業の国外所得移転行為への対抗措置として、各国での租税回避防止策の導入が図られた。一方で、各国は、租税回避防止策の導入のみならず、自国企業の国際競争力強化や、そのような企業の重要な機能を国内に留めようとする立地競争力²の強化に関する政策を追求しながら、それぞれ各国の政策目的に合致するような国際課税制度を構築している。

このような各国の国際課税制度は、源泉地国における事業所得課税に係る「PE なければ課税なし」の原則や移転価格税制における独立企業間価格の原則等の国際課税の共通原則に基づいて一定の共通性を有しながら構築されている側面があるものの、一方で、自国企業の国際競争力や各国の立地競争力の違いと、それらに基づく各国の政策の優先度の違いを反映した、それぞれ特徴をもった国際課税制度として構築されている側面がある。例えば、米国は、これまで自国の巨大な市場及び効率的な事業インフラ等を背景とした高い立地競争力を前提に、比較的高い法人税率の下で全世界所得課税方式を維持することにより、国外所得に対する課税権を確保しつつ、自国企業の国際競争力の強化に資する税制を構築してきたのではないかと考えられる。一方で、英国は、自国市場が必ずしも巨大でないため、法人税率の引下げや CFC 税制の簡素化等により、外国企業にとってのビジネス拠点としての魅力たる立地競争力を高める政策を追求してきたのではないかと考えられる。

我が国においては、平成 21 年度改正により、内国法人が外国子会社から受ける配当は益金不算入とされた(外国子会社配当益金不算入制度)。これは、我が国経済の活性化の観点から、海外市場で獲得する利益を我が国に還流させる好循環の確立が、我が国経済の持続的発展のために重要であり、我が国企業が強みをいかして海外市場で獲得する利益が過度に海外に留保され、競争力の源泉である研究開発や雇用等の国外流出が起らないよう、我が国企業が海外子会社の利益を必要な時期に必要な金額だけ国内還流することができる環境整備が求められていたことを背景とするものである³。

しかし、現状においては、我が国企業のいわゆる外で稼ぐ力である国際競争力は欧米企業に比べると必ずしも十分であるとはいえない。したがって、我が国の国際課税制度については、租税回避防止の観点を踏まえつつも、我が国企業の国際競争力や我が国の立地競争力を強化する観点を踏まえる必要があると考えられる。

²ここでの立地競争力とは、海外展開を行う国内外の企業が日本で事業拠点を構える際に考慮するビジネス環境を念頭に置いている。立地競争力が高ければ、一般的には、国内企業の海外への拠点の流出は抑制され、外国企業の国内への拠点進出が促進されるものと考えられる。

³財務省「平成 21 年度税制改正の解説」

なお、先進主要国においては、自国企業の国際競争力や自国の立地競争力強化の観点から、国外所得免除方式(「源泉地国課税方式」又は「テリトリアル課税方式」ともいう)に移行している国が多く、日本においても平成 21 年度の外国子会社配当益金不算入制度の導入により、日本の課税方式は、全世界所得課税方式(ワールドワイド課税方式)から、テリトリアル課税方式へ踏み出したものと捉えることができる。

(3) 我が国の企業実態や国際課税制度の在り方を踏まえた BEPS プロジェクトへの対応

欧米多国籍企業(特に米国系企業)によるアグレッシブなタックスプランニングによる節税によって、源泉地国でも居住地国でも課税されない二重非課税が発生する点や、経済活動が行われている国において課税所得が認識されない点が問題視されたことを背景として、2012 年 6 月に、OECD と G20 の協働プロジェクトとして BEPS プロジェクトが発足した。その後、2013 年 2 月の BEPS に関する初期的報告書(Addressing Base Erosion and Profit Shifting)の公表、2013 年 6 月の BEPS に対する具体的な対応策としての 15 の行動からなる BEPS 行動計画(Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting)の公表、2014 年 9 月の 7 つの行動に関する報告書である第一次提言の公表を経て、2015 年 10 月に、BEPS プロジェクトの最終報告書パッケージが公表され、2015 年 11 月の G20 サミット(トルコ・アンタルヤ)において承認された。

最終報告書に含まれる各行動の勧告内容は、新たなミニマムスタンダードの導入、既存基準の改正、共通のアプローチの採用及びベスト・プラクティスの提示に分類され、その規範性はそれぞれ異なっている。しかし、BEPS プロジェクトは、法人所得課税に係る国際的な整合性の確立(Coherence、整合性)、企業の経済活動の実質に則した国際ルールの再構築(Substance、実質性)及び確実性・予見可能性の向上及び透明性の確保(Transparency、透明性)という 3 つの目的に沿って、OECD と G20 の協働プロジェクトとして約 2 年間にわたり議論が行われた国際課税の分野における歴史的なプロジェクトであり、各行動の勧告内容は、国際課税制度の在り方について一定の基準を与えるものとして有用であり、尊重されるべきものであるといえる。

BEPS プロジェクトの最終報告書に法的強制力はないが、今後、OECD モデル租税条約及び移転価格ガイドラインの見直しや修正が行われ、加盟国を含む各国の国内税法や租税条約の改正が行われる可能性がある。我が国においても、BEPS 最終報告書の内容を踏まえて、国際課税制度の在り方や改正の必要性を検討することになるであろうが、一方で、BEPS プロジェクトは、上記のとおり欧米多国籍企業によるアグレッシブなタックスプランニングによって生じた二重非課税等の問題を背景に実施されている面もあることから、国際課税制度の構築にあたっては、自国企業の国際競争力や自国の立地競争力に与える影響も十分に踏まえる必要があるものと考えられる。

2.1.2. 各国の国際課税制度の動き

(1) 企業による所得移転と各国の対応

製造業が企業立地を選択する場合、物流のロジスティクス、現地における人件費その他のコスト等、税金以外の要因が重視されることが多いのに対し、サービス業はハード面の投資が少なく、拠点の異動が容易に行えることから、税金や補助金等の優遇措置により、投資先を決定することが少なくな⁴。

1990年代以後、下図にあるとおり、欧州やアジア新興国では対内投資誘致のための優遇税制の導入が活発に行われるようになった。1990年代後半から2000年代のインターネット革命により米国のインターネット企業が飛躍的な成長を遂げた背景には、アイルランドにおける International Financial Services Center、ルクセンブルグの 1929 Holding Company Regime といった、EU 加盟国における優遇税制の恩恵があるといっても過言ではない⁵。また、シンガポールの地域統括会社の優遇税制等のアジア新興国の優遇税制は、我が国や欧米諸国の製造業のアジア統括拠点の設立に利用されているケースが多いと考えられる⁶。

EU における外国企業誘致優遇税制の一例 ⁷	
オランダ	Risk Reserves for International Group Financing ・ 金融活動からの収益の最大 80%までの準備金の積立が可能 Intra-Group Finance Activities ・ 最大 0.125%又は 0.25%の固定利鞘を課税所得と認める Cost-plus/Resale-minus Ruling ・ コストプラス(5-15%) 又はリセールマイナス(1-3%) 方式による課税所得の計算について 4 年間有効なルーリング(延長可能)の付与
ベルギー	Co-ordination Centers ・ コストプラス(8%) 方式による課税所得の計算、国外への支払利子・配当・ロイヤルティの源泉税免除 (1982 年導入、2010 年廃止) Distribution Centers ・ コストプラス(5%) 方式による売上を独立企業間価格として認める Service Centers ・ コストプラス又はリセールマイナス方式による課税所得の計算
ルクセンブルグ	1929 Holding Company Regime ・ 法人所得税の免税(資本金の 1.02%のみに課税)(1929 年導入、2010 年廃止)
アイルランド	International Financial Services Center ・ 法人税を 10%に軽減(1987 年導入) Shanon Airport Zone ・ 法人税を 10%に軽減、地方固定資産税の免税、新規取得建物や設備の初年度一括償却

⁴ JETRO 海外調査部欧州課「「有害」な優遇税制の行方」JETRO ユーロトレンド(2002 年 5 月)、OECD, HARMFUL TAX COMPETITION – An Emerging Global Issue (April 1998)

⁵ 世界における ICT (Information and Communications Technologies) 企業上位 30 社のうち、21 社はアイルランドに重要拠点を置いている。また、Amazon、Apple、スターバックス等の ICT 企業はルクセンブルグに本社を置き、実効税率を大幅に縮小させた。

⁶ シンガポールに地域統括会社を設置した日本企業は、1990 年代には 19 社であったが、2000 年代に入ると 31 社と急増した。

⁷ JETRO 海外調査部欧州課「「有害」な優遇税制の行方」JETRO ユーロトレンド(2002 年 5 月)

アジア新興国における外国企業誘致優遇税制の一例⁸

中国	外資の製造企業に対する法人税の減免措置(1991年導入、2008年に原則廃止、2012年に終了) “2免3半減”(2年間は法人税免税、その後3年間(先進技術企業は6年間)は法人税の50%軽減)、国外配当免除 再投資還付制度(剰余金の再投資に対して、納税額40%を出資者に還付)(1991年導入、2008年に原則廃止、2012年に終了)
台湾	産業昇進促進条例(1999年施行、2012年改正により優遇措置縮小) ・ R&D設備特別償却、R&D費用等の所得控除 ・ 戦略産業の5年間の法人税免除等
シンガポール	統括企業に対する法人税の減免措置(1986年以後導入) ・ 地域統括本部向け優遇税制(Regional Headquarters Award) ・ 国際統括本部向け優遇税制(International Headquarters Award) ・ 金融・財務センター向け優遇税制(Tax Incentive Scheme for Finance & Treasury Centers) ・ 法人税率の引下げ(2005年20%、2007年18%、2010年17%)
インドネシア	経済特区における指定事業の企業に対する所得減免措置、配当に係る源泉税軽減等(2000年導入) 法人税率の引下げ(~2008年30%、2009年28%、2010年25%)

このような優遇税制は、外国企業の誘致や自国への投資を促進する一方で、企業間の経済活動の中立性を歪める等の弊害を生み出すことになる。EUとOECDは、1990年代後半から「有害」な優遇税制への取組を開始し、EUは1996年10月に「EUにおける税制のあり方に関する報告」⁹の発表、OECDは1998年4月に「有害な税の競争報告書」¹⁰を発表し、企業の国外所得移転への対抗措置の国際的協調を進めることとなった。行動5最終報告書に基づき、アグレッシブなタックスプランニングによる課税逃れを促進するような各国の有害税制は、OECDのレビューを通じて、今後、指摘・修正されていくことが期待される。

米国では、コーポレートインバージョン¹¹による企業の国外所得移転が問題とされ、コーポレートインバージョンに伴う課税問題に関する暫定報告書として、2002年5月に“Corporate Inversion Transactions : Tax Policy Implications”(米国インバージョン報告書)がまとめられ、2004年10月に成立した米国雇用創出法(American Jobs Creation Act of 2004)において、コーポレートインバージョン対策の制度(IRC§7874)が創設された。ドイツでは、2008年に移転価格税制の強化策として機能移転課税が導入され、英国では、2015年に迂回利益税が導入された。このように、各国では、企業の国外への所得移転への対抗措置としての租税回避防止策の導入が図られた。

以下では、各国の国際課税制度の動きとして、米国、英国、ドイツ、フランス及び我が国における国際課税制度の概要と近年の改正動向をまとめ、我が国における国際課税制度の制度と近年の改正動向との比較を行った。

⁸ 岡田至康他「法人税の課税ベースと税率のあり方 諸外国における現状 新興国」税研(2013年11月)

⁹ EU, Taxation in the European Union (October 1996)

¹⁰ OECD, HARMFUL TAX COMPETITION – An Emerging Global Issue (April 1998)

¹¹ 国内に本拠を置く多国籍企業グループが低税率国に法人を設立し、当該低税率国に所在する法人が、企業グループの最終的な親会社になるようにクロスボーダーの組織再編成を行うことをいう。

(2) 各国の国際課税制度の概要と近年の改正動向

各国の課税制度やその改正動向の分析を行うにあたっては、各国の企業実態ならびに産業政策と税制との関係を整理する必要がある。内国法人の国外所得に対する課税制度は、全世界所得課税方式(いわゆる「ワールドワイド課税方式」)と、国外所得免除方式(いわゆる「テリトリアル課税方式」)に区別されるが、各国がいずれの制度を採用するかどうかは、政策的な観点からは、企業の競争原理に係る重点を自国企業の内外活動に置か、国外における自国企業と他国企業の活動に置かかという産業政策の違いによることが大きいといわれている。

ワールドワイド課税方式は、内国法人に対して全世界所得に課税した上で、国外源泉所得について生じた二重課税を外国税額控除方式により排除する仕組みである。ワールドワイド課税方式は、国内で事業活動を行う自国企業と海外に進出して事業活動を行う自国企業との競争を公平にするという意味で、資本輸出に対して中立な方式といわれている(いわゆる資本輸出中立性)。このような方式を採用する国としては、例えば米国が挙げられるが、米国においては自国の立地競争力を十分に備えていることを前提として、アウトバウンド投資に対する課税をも重視しているという見方もできるものと考えられる。なお、ワールドワイド課税方式は、外国税額控除方式を二重課税調整の中心的措置とするため、制度上、複雑な設計になるだけでなく、完全に二重課税が排除しきれない問題もあるといわれている。

テリトリアル課税方式は、内国法人に対して国外所得に対する課税を免除する仕組みである。テリトリアル課税方式は、ワールドワイド課税方式と異なり、進出先国における税負担に自国の税率が影響しないことから、当該進出先国に進出する法人同士の競争を公平にするという意味で、資本輸入に対して中立な方式といわれている(いわゆる資本輸入中立性)。このような方式を採用する国は、例えば英国が挙げられるが、英国においては自国の立地競争力を高めることによってインバウンド投資の拡大を重視しているという見方もできる。なお、テリトリアル課税方式は、ワールドワイド課税方式とは異なり、二重課税の排除漏れの懸念は少ないものの、税率引下げ等の各国間の租税競争をより誘発するおそれがあるといわれている。

(i) 米国

米国は他国に先駆けて、国際的租税回避対応の立法化を進めてきた国である(CFC 税制(1962年)、移転価格税制(1968年)、過少資本税制(1969年)、アーニング・ストリップング・ルール(1989年))。1970年代から1980年代にかけて進展した無形資産の国外移転に対処するため、1986年には移転価格の「所得相応性基準」を導入して移転価格税制の強化が図られた。

CFC 税制は、国外投資による課税の繰延べが米国内への投資を不利にさせ、資本輸出中立性が損なわれることへの措置として提案されたものであるが、課税方式は米国企業の国際競争力を重視する観点から、インカムアプローチによるものとされた¹²。その後、1990年代前半までは、CFC 課税強化の改正(サブパート F 所得範囲の拡大、適用除外の縮減等)が行われたが、1996年のチェック・ザ・ボックス規則の導入以来、CFC 税制の回避を行う企業が増大(チェック・ザ・ボックス規則により、例えば、米国法人の子会社である CFC1 において CFC1 の子会社である CFC2 を米国税法上の支店とみなすことを選択することで、CFC2 についての CFC 税制の適用を回避)し、CFC 税制も含め

¹² 1962年のケネディ大統領の提案では、CFC の全留保所得の課税とされていたが、議会審議の過程で、国際競争力を重視する産業界との妥協が図られ、特定の所得に対する留保所得課税方式に修正された(小島俊朗「タックス・ヘイブン税制の現在的意義について」税大ジャーナル 9号 48頁(2008年))。

た国際課税制度全般の見直しが必要との認識が高まり、2011年度、2012年度にCFC税制の改正案¹³が提出された。

日本や欧州諸国で法人税率が引き下げられ、テリトリアル課税方式への移行が進む中で、米国は依然として高い法人税率を維持し(法人税率の28%への引下げを盛り込んだ2016年度予算教書は共和党が多数を占める議会で承認されなかった。)、テリトリアル課税への移行の議論も進まず、依然として全世界所得課税制度を存続させている。米国の法人税率は1986年の「The Tax Reform Act of 1986」以来見直しが行われておらず、現状では先進国の中で一番高い税率となっている。このような理由としては、米国の立地競争力が強いいため、法人税率が高くても対内直接投資を呼び込むことができるという経済実態や、資本輸出中立性の観点から全世界所得課税を維持した国際課税制度が構築されているという政策的背景が考えられる。

オバマ大統領が2015年2月に議会に提出した2016年度予算教書は、法人税改革(法人税率の28%への引下げ(製造業は25%に引下げ))や国際課税の改革(国外に移転された無形資産から発生する超過利得(Excess Profit)に対する課税(新規のCFC税制対象所得)、外国所得に最低税率19%を課すミニマム・タックス、インバージョンの防止、外国で課税されないまま累積している2兆ドルに上る所得に対する14%ワンタイム課税制度等)を含むものである。なお、米国内のR&D投資促進と知的財産の国内回帰を図る、より広範な国際税制改革法の一つとして、2015年7月、米国下院歳入委員会(House Ways and Means Committee)メンバーのBoustany(共和党)とNeal(民主党)の両議員により、イノベーションボックスの討議草案が公表された。この制度では、特定種類の知的財産から生じる所得について、10.15%の実効税率を課すものであり、CFCが保有する特定の知的財産の本国還流の促進を図ったものである。上記の2016年度予算教書による税制改革案も見送られることとなったが、民主党と共和党の対立や、共和党の背後にいる産業界でも意見が割れていることが、法人税改革等の遅延の一因であるといわれている。

(ii) 英国

英国は、一定の国外所得を免税とするテリトリアル課税方式の採用、優遇税制の導入及び法人税率の引下げなど、英国の立地競争力の強化に重きをおいた制度設計を行っているといえる。すなわち、2002年度税制改正により導入された株式譲渡益免税制度(Substantial Shareholdings Exemption、以下「SSE」という)、2009年度税制改正により導入された国外配当免税制度、2011年度税制改正により導入された国外支店所得免税制度など、テリトリアル課税方式に基づく制度の導入を行うとともに、2012年度税制改正により導入されたパテントボックス税制、2013年度税制改正により強化された研究開発費控除、2010年度以降継続的に行われている法人税率の引下げなど、英国企業の競争力や英国の立地競争力を強化する税制改正を実施しているといえる。

英国は、2011年度税制改正によって、CFC税制を抜本的に見直したことで知られるが、見直しの過程では労働党政権下で企業にとって非常に厳しい案が提出されたが、製薬メーカー等の(アイルランドへの移転をカードに使った)反対も受け、また、保守党に政権が交代したことで、自国企業の産業育成にも力点を置くようになったため、現行制度のような形に落ち着いたようである。英国のCFC税制では、ゲートウェイテストにより多くの企業が対象外となることから、企業の競争力への配慮を特に重視したものと思われる(ただし、ゲートウェイテストで制度が適用される場合は、詳細な計算が求められる)¹⁴。

¹³ W&M Chairman Camp international tax reform draft (2011) / President Obama's framework for business tax reform (2012)

¹⁴ 新しいCFC税制では、CFC税制の適用を判定するゲートウェイテスト(入口テスト)の概念が導入された。これは、CFC税制上において、英国から国外に人為的に移転された所得を定義することが目的であった。ゲートウェイテストによって、企業はほとんどの場合、重要な人的機能(Significant People Functions: SPFs)に基づいた詳細な分析を実施することな

なお、英国では、租税回避防止を目的とする税制改正も行われており、例えば、2013 年度税制改正によって一般的租税回避防止規定 (General Anti-Avoidance Rules) が導入され、2015 年度税制改正によって迂回利益税 (Diverted Profits Tax) が導入された。

(iii) ドイツ

ドイツは全世界所得課税制度を採りつつも、条約の適用がある場合は国外支店の所得が免税となる。二重課税排除の徹底及び事務負担軽減の観点から、2001 年の税制改革により国内配当に係るインピュテーションシステム¹⁵(1977 年導入)を廃止しているが、国外配当については、一定の持分比率を要件として 95%免税となる制度に変更し、また、外国資本金会社持分譲渡益については、持分比率にかかわらず 95%免税とした(外国資本金会社持分譲渡益免税制度の導入)。

移転価格税制では、製造拠点の東欧シフトや研究開発拠点の国外移転の事例が生じていたことへの措置として、2008 年に「機能移転課税」を導入し、移転価格税制の強化を図った。

CFC 税制では、2001 年の税制改革¹⁶により、当時節税モデルとして流行していた「資本投資会社」を CFC 税制の網にかけるため、受動的投資所得に対する厳格な CFC 課税を更に厳格化している。1972 年の制度導入時から本質的な変更がない「能動的所得リスト」は、当時の産業構造をベースにしたものであり、デジタル・サービスの発展等、今日の産業構造、企業活動実態に照らして現代化されるべきという批判がある。

ドイツでは 2001 年と 2008 年の税制改革により、法人税率の引下げを行っている。2001 年には 40%の法人税率が 25%まで引き下げられ、2008 年では更に 15%に引き下げられた。この結果、実効税率は 2001 年に 38.6%、2008 年に 29.83%となり、日米仏の先進国を下回る実効税率となった。2001 年の税制改革は企業活力の向上や、株式持ち合い構造の解消等を意図したものであり、当時のドイツ金融・産業界では、この改正(とりわけ外国資本金会社持分譲渡益免税制度の導入)を見込んだ大胆な事業戦略が行われたようである。2008 年の税制改革は、財政再建に向けた取組として行われたものであり、我が国における税制抜本改革の先行事例として注目されていた¹⁷。法人実効税率の引下げの理由として、ドイツの法人課税が EU 内で最も高い水準にあることについて経済界からの批判が強かったこと、ドイツ企業が本国の高い法人税率を背景に国外への投資を増やしておりドイツ経済に与える影響が懸念されたこと、が挙げられていた。

く、その外国子法人の事業所得が CFC 税制の対象になるかどうかをより容易に判断できるようにすることで、コンプライアンス上の負担が軽減されることになる。ゲートウェイを通過した利益だけが、CFC 課税の対象となる。なお、企業はゲートウェイテストを適用する代わりに、法人レベルの適用除外規定 (Entity Level Exemption)を適用することもできる。なお、英国 CFC 税制については、別紙 2「英国 CFC 税制の概要」を参照。

¹⁵ 配当所得に対する支払段階の税と受取段階の税との二重課税を調整する方法の 1 つで、個人株主は支払段階で課税された支払配当に対する法人税額の全部または一部を受取配当所得に加算(グロス アップ)し、他の所得と合算して算出された所得税額から加算した法人税額の全部または一部を控除する。支払配当に対する法人税の全額を調整する方式を 100%インピュテーション方式、一部分を調整する方式を部分インピュテーション方式と呼ぶ。2008 年まで総合課税のもと、配当所得一部控除方式(受取配当の 50%を株主の課税所得に算入)が採られていたが、2009 年から、利子・配当・キャピタルゲインに対する一律 25%の申告不要(分離課税)が導入されたことに伴い、個人株主段階における法人税と所得税の調整は廃止された(財務省ウェブサイト参照)。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/financial_securities/risio4.htm

¹⁶ 2001 年の税制改革は、法人税改革、所得税改革、その他の項目からなり、法人税改革には法人税率の引き下げ、インピュテーション方式の廃止、法人受取配当の原則非課税、法人の売却益の原則非課税、減価償却の制限、CFC 税制の見直し、過少資本税制の強化等を含むものであった(鶴田廣巳「ドイツにおける法人税改革とインテグレーション」関西大学商学論集第 51 巻(2006 年 8 月))。

¹⁷ 伊田賢司「ドイツ税制改革～海外調査報告～」財政金融委員会調査室(2009 年)

(iv) フランス

フランスはテリトリアル課税方式を採用しており、国外事業により稼得された所得は非課税とされている。ただし、利子・配当等の投資所得は国外源泉所得であっても原則として課税され、源泉地国での課税を受けた場合に生じる二重課税排除は外国税額控除制度により行われる。ただし、持株割合5%以上の外国子会社からの配当について95%免税とされる。

利子の損金算入制限制度では、純支払利子の損金算入比率が2013年以後引き下げられている(2013年85%、2014年75%)。

CFC税制はいわゆるエンティティアプローチを採用しており、適用対象となる企業には、CFC、又は国外の恒久的施設が稼得した所得(フランス親会社又は本店が受領したとみなされる所得を含む)が合算対象とされる(フランス税法第209条B。ただし、我が国における適用除外基準に相当する実質基準等の適用除外制度がある。)。フランスのCFC税制においては、事業所得として合算課税される国外の恒久的施設から生じる所得と、投資所得との間に、租税条約上に取扱いの違いがある。恒久的施設が所在する国と締結された租税条約が、フランスにCFC税制の適用を認めることを明示している場合(すなわち、フランスの課税権を留保している場合)、恒久的施設で発生する所得をフランスの所得と合算して課税することができ、当該明示規定がない場合には、フランスでの課税は認められないこととされる¹⁸。投資所得については、租税条約の規定にかかわらず、フランスでのCFC税制の適用が認められる。

フランスの法人税率は33.33%で、近年における税率引下げは行われていない。その結果、ドイツ、英国等の欧州先進国よりも高い水準となっている。国際課税制度の見直しとしては、テリトリアル課税方式に起因した大企業からの税収不足が問題とされ、2014年度改正法案で、①関係会社間における利子の受払いに関して、利子の受取側で十分な課税所得がない場合には、支払側では支払利子を損金不算入とする、②独立企業間価格とは異なるリスクと機能の移転の対価に係る利益に対して課税を行う、等の国外への所得移転に対する課税強化策が盛り込まれた。企業の育成・競争力強化の制度として、研究開発税制(研究開発費税額控除)、新設法人・新興革新企業・競争力拠点設立法人等に対する税率減免措置、パテントボックス税制等が設けられた。

(v) 日本

我が国の国際課税の基本的な枠組みは、居住者・内国法人に対する全世界所得課税と外国税額控除制度及び間接外国税額控除制度の導入をもって構築されたといえる¹⁹。その後、平成21年の外国子会社配当益金不算入制度導入により間接外国税額控除制度が廃止され、全世界所得課税方式から、部分的なテリトリアル課税方式に変更されたと考えられる。間接外国税額控除制度の導入は、当時の租税条約交渉等における国際課税の議論を踏まえて、国際的二重課税の排除を重視して行われた改正であり、1970年代半ば頃までの、戦後の国際的な貿易・資本取引の増加を反映したものと考えられている²⁰。昭和30年の日米租税条約締結を機に、以後主要国との租税条約のネットワークが拡大したのもこの頃である。

その後、先進国における国際的租税回避が問題となり、米国で相次いで租税回避対応の立法化が進められたこともあり、我が国でもタックスヘイブン対策税制や移転価格税制、過少資本税制が導入された。最近では、平成24年に過大支払利子税制が導入されている。このように、我が国の国際課

¹⁸ シュナイダー判決に係る第二審における国側敗訴後にフランス・スイス租税条約におけるフランス居住者に係る二重課税排除条項が改定され、フランスの課税権が留保される規定となった。

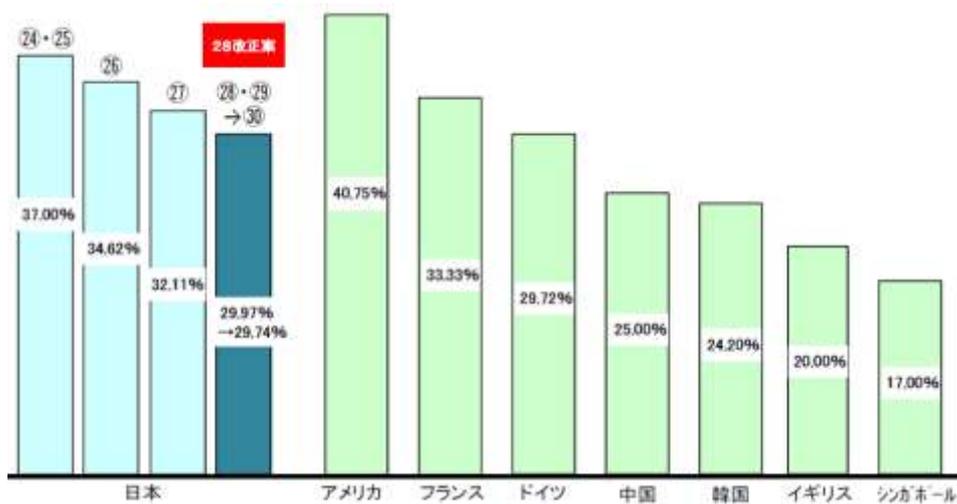
¹⁹ 原省三「国際課税のあり方と今後の課題について」税大論叢54号(2007年)

²⁰ 平成12年7月税制調査会資料「わが国税制の現状と課題ー21世紀に向けた国民の参加と選択ー」五 国際課税

税制度の改正は外国子会社配当益金不算入制度導入による抜本的な見直しを除けば、概ね国際的租税回避対応を見据えた課税強化の方向で行われてきたとも考えられる²¹。タックスヘイブン対策税制を含む、国際課税制度に係る税制改正要望が毎年多く挙げられることも²²、我が国の現行税制が日本企業の国際競争力強化の観点からは検討すべき点があることを示唆するものであると考えられる。

法人実効税率については近年引下げが行われており、安倍政権発足以来、法人実効税率は 37% から 32.11%まで低下し、平成 28 年度からの 20%台への引下げも予定されている。なお、立地競争力のバロメーターともいえる国内への直接投資残高は、直近では過去最高の 23.3 兆円(平成 26 年度末)となっている。

< 法人実効税率の推移と国際比較 >



出典:「財務省 HP」

²¹ BEPS プロジェクトを踏まえ、平成 27 年度税制改正において、行動計画 1(電子商取引課税)に対応し、国境を越えた役務の提供に係る消費税の課税の見直し、行動計画 2(ハイブリッド・ミスマッチ取決めの効果の無効化)に対応して、損金算入配当の外国子会社配当益金不算入制度の適用対象からの除外といった改正が行われた。

²² 租税研究会が毎年行う会員企業対象の法人税の税制改正アンケートでは、タックスヘイブン対策税制に係る改正要望が最も多い(「税制についての租研会員の意見調査結果」日本租税研究協会(2015 年 10 月))。

2.1.3. 租税回避対策に係る各国の立法化の動き

(1) 米国におけるコーポレートインバージョン対策²³

米国企業によるインバージョンは、1982年にオフショアのエネルギー企業がパナマに法律上の居住地を移転させた事案に始まるが、1990年代半ば以後、インバージョンの手法が広く知られるようになり、タックスヘイブンを含む低税率国へ本店を移転するような事案が急増した。このような状況を受けて、米国政府は2004年10月にインバージョン税制(IRC§7874)を創設して、インバージョンの封じ込めを図ったため、その後数年間に行われたインバージョンの事例は少ないが、2009年頃より、第2のインバージョンブームが起こっている。これには、外国子会社が多額の留保所得を有しており税制上のロックアウト効果²⁴が生じていること、国外源泉所得の米国課税管轄からの離脱や米国CFC税制の適用回避のためのプランニング手法としてのインバージョンが浸透したことなどが背景にあるといえる。

その後、2012年規則においては「実質的な事業活動」が厳格化され、2014年には新インバージョン規則(Notice 2014-52)においてインバージョン後のCFCの留保所得に対するアクセスの制限²⁵や米国企業の旧株主の保有テストの厳格化²⁶の見直しが行われたが、2015年後半から2016年初頭においても大規模な米国企業によるインバージョン計画等が報道されており²⁷、その動きは収束をみせていない。

＜米国企業によるインバージョン先の国・地域＞

インバージョン先の国・地域		企業数 (1982年～2015年設立)
アジア	香港	1
	シンガポール	1
	オーストラリア	1
欧州 中東	デンマーク	1
	ジャージー	2
	ルクセンブルグ	4
	スイス	4
	オランダ	7
	英国	8
	アイルランド	18
	イスラエル	1

²³ 本田光宏「米国における第2のインバージョンの波」筑波ロー・ジャーナル 17号(2014年)、研究会座長代理の本田光宏筑波大学大学院ビジネスサイエンス科学研究科教授による研究会でのプレゼンテーション内容をもとに作成。

²⁴ 米国親会社が外国子会社から配当を受けると米国での課税が生じるというマイナスの効果があること。

²⁵ これには、①インバージョン後に行われるCFCから外国新親法人への貸付け等を米国親法人へのみなし配当として課税対象とすることで、いわゆる飛び石融資(hopscotch loan)による§956の適用の回避に対抗したこと、②インバージョン後に外国新親法人がCFC株式を取得(支配変更)した場合でも、CFC株式の取得を米国親法人の株式取得として再構成して、CFCの地位を継続させることで、支配変更(de-controlling)によるSubpart Fの適用の回避に対抗したこと、③外国新親法人が米国旧親法人株式とCFCの資産・資金との交換を行った場合でも、§304(b)(5)(B)の適用規定の厳格化により米国での課税を確保するための措置を導入したことが含まれる。

²⁶ これには、①キャッシュボックス(外国新親法人に多くの現金や受動的資産を多く保有させてインバージョン後の法人の資産を多く評価させる手法)への対応として、80%テストの適用にあたって外国新親法人となる法人に過大な受動的資産に帰せられる株式を除外して計算することとする要件、②スキューダウン(インバージョン直前に米国企業が大きな現物配当を行い、その株式の評価額を下げる手法)への対応として、合併前3年以内の通常行われぬような現物配当については、保有テストの適用から除外して計算するという要件、③スピンバージョン(米国企業が新設外国子会社に現物出資し、その株式をスピンオフにより分配する取引を行うことで米国企業の旧株主の保有割合を低くすることを可能とする方法)への対応として、分配株式も80%テストにおいて考慮するとする要件が含まれる。

²⁷ 日本経済新聞電子版「米ファイザー、アラガンと経営統合へ 製薬最大手に」(2015年11月23日)／日本経済新聞電子版「米ジョンソン・コントロールズ、米タイコと経営統合」(2016年1月26日)

インバージョン先の国・地域		企業数 (1982年～2015年設立)
北中米	カナダ	6
	ケイマン	6
	パナマ	1
	バミューダ	18

米国企業のコーポレートインバージョンが多発した理由として、税制上の理由として指摘されている点としては、米国が高い法人税率(35%)を維持していることや、全世界所得課税方式を採用していることに加えて、国際課税を中心とした法人税改革が停滞していること²⁸が挙げられる。

IRC§7874 においては、米国企業が外国新親法人の子会社となる、またはその資産等の大部分をその外国新親法人へ移転するものであって、外国新親法人及び拡大関連グループがその設立国で「実質的な事業活動(substantial business activity)²⁹³⁰」を行っておらず、米国企業の旧株主がインバージョン後の外国新親法人の株式の80%以上を保有している場合(80パーセントインバージョン)には、当該外国新親法人を「米国法人」として取り扱うこととされている。また、これと同様の要件で、米国企業の旧株主が保有する外国新親法人の株式が60%以上80%未満である場合(60パーセントインバージョン)には、資産の譲渡益課税について外国税額控除、純損失の利用制限を課すこととされている。

今後のインバージョン対策として指摘されているのは、80パーセントインバージョンの保有比率要件の50パーセントへの引下げ、60パーセントインバージョンの廃止、管理支配地主義的なアプローチ等の導入の他に、アーニング・ストリップング・ルールの強化(調整所得の50%から25%への引下げ、負債・資本比率(セーフハーバー)の廃止等)、過少資本税制(IRC§385)の認定基準の具体化等による活用が挙げられている。

(2) 英国における迂回利益税(Diverted Profits Tax)の導入

2015年3月26日、英国政府は英国の課税を意図的に回避した利益に対して課税する迂回利益税(Diverted Profits Tax (DPT))を新たに導入し、2015年4月1日以降に発生する利益から適用されている。迂回利益税は、経済実体のない事業体または取引(involvement of entities or transactions lacking economic substance)から生じた利益(Section 80)と英国での税務上の居住性を回避(avoidance of a UK taxable presence)している場合に生じた利益(Section 86)の2つのケースが課税対象となっており、英国の通常の法人税率より高い25%の税率で課されるものである。したがって、迂回利益税は法人税ではなく、法人税の課税所得計算上の欠損の金額との相殺はできないこととされている。

²⁸ 米国の国際課税を中心とした法人税改革については、米国企業が国際競争力上不利な立場にあるため、法人税率の引き下げやテリトリアル課税方式への移行、2004年の還流措置等の提案が行われたが、どれもあまり議論は進んでおらず、現在の税制上は海外子会社の国外所得は課税繰延べとなっており、米国企業の国際競争力を妨げる要因とはなっていないとして、全世界所得課税方式の適正化または所得移転防止装置付きのテリトリアル課税方式を提案する見解もある。

²⁹ 設立国におけるグループの従業員、資産、所得が25%である場合に要件を満たすというセーフハーバーが定められている(2012年暫定規則)。

³⁰ § 7874 制定前のインバージョン先はバミューダやケイマンであったが、この「実質的な事業活動」要件の充足の必要性のために、インバージョン先はアイルランド、スイス、英国、カナダ等にシフトしている。また、同じく「実質的な事業活動」要件の充足の必要性から、ペーパーカンパニーを設立してインバージョンを行う方式(naked inversion)は基本的に不可能となり、自身より規模の小さい外国企業との合併という形式を使ってインバージョンが行われるようになった。

迂回利益税は、上記のような 2 つのケースで生じた利益を対象とすることで、租税回避の抑止効果を狙ったものであることから、BEPS への対抗措置であるといえる³¹が、OECD/G20 による BEPS プロジェクトの最終報告書が公表される前に制度導入が行われており、BEPS プロジェクトに対する参加各国の協調の必要性の観点から、その先んじた導入について他国から批判されることも多いようである。また、租税条約への抵触の可能性の問題も指摘されているところである。

＜英国迂回利益税のフローチャート＞



出典:PwC 作成

2.1.4. BEPS プロジェクトの動き

(1) 欧米多国籍企業によるタックスプランニングの実態

税源浸食と利益移転 (Base Erosion and Profit Shifting, BEPS) とは、世界各国の税制や国際課税ルールにおける相違点や不整合を利用することで、本来は経済活動によって価値創造が行われている国で課税されるべき所得を、経済活動が行われていない無税又は軽課税の国に移転することで、国際的な二重非課税を発生させる行為を意味する³²。BEPS による所得移転は、多くの場合、合法的であるため、従来の国際課税ルールや各国の国内法による措置では対応することが難しいのが特徴となっている。

³¹ HMRC のガイダンス (Guidance of the Diverted Profits Tax, 30 November 2015) では迂回利益税 (DPT) の導入趣旨について以下のように述べている。“DPT applies to profits arising from 1 April 2015 and is focused on contrived arrangements designed to erode the UK tax base. Its primary aim is to ensure that the profits taxed in the UK fully reflect the economic activity here: this is consistent with the aims of the OECD Base Erosion and Profit Shifting project”.

³² OECD, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project 2015 Final Report - Information Brief (5 October 2016)

BEPS を発生させるスキームには様々なものがあるが、その主要なものとしては、国際的事業再編による無形資産や機能・リスクの国境を越えた移転、ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの利用、過大な支払利子による控除、及び、濫用的な租税条約の利用が挙げられる。

- 国際的事業再編による無形資産や機能・リスクの国境を越えた移転について、典型的な例としては、軽課税国に所在する知的財産管理会社等への無形資産の移転がある。これにより使用料等の無形資産に係る利益を軽課税国に集約することが可能となる。また、高課税国に所在する販売会社又は製造会社を、コミッションエア（問屋）又は受託製造会社等の限定的にしか機能・リスクを有しない事業形態に転換し、軽課税国に所在するプリンシパル（委託者）に機能・リスクを集中させる国際的事業再編も典型的な例の一つである。ある会社が享受すべき利益は、その会社が果たす機能と負担するリスクに応じるべきと考えられていることから、高課税国に所在する会社の機能・リスクを限定し、軽課税国のプリンシパルに機能・リスクを集中することで、一連の取引に係る利益を軽課税国に配分させることが可能となる。
- ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントは、各国の間での事業体や金融商品等に対する税務上の取扱いの差異を利用し、国際的な二重非課税を発生させるものである。ハイブリッド事業体を用いた例としては、親子間貸付けで、支払者の法域では支払者は法人として取り扱われる一方、受領者側の法域では受領者は透明な事業体として取り扱われる場合、支払者の法域では利子が支払者の所得計算上利子として取扱われ、受領者の法域では受領者は透明な事業体として無視され利子を所得として認識しない状態が生じる。また、ハイブリッド証券を用いた例としては、一方の国では負債として取り扱われ、他方の国では株式として取り扱われる証券の場合、支払者側の法域では利子として損金算入となり、受領者側の国では配当として課税されない状態が生じる。このように、ハイブリッド・ミスマッチを利用することで、二重控除スキーム（Double Deduction Scheme）や所得控除/益金不算入スキーム（Deduction/No Inclusion Scheme）等を構築し、国際的な二重非課税を引き起こすことが可能となる。
- 過大な支払利子による控除は、無税又は軽課税国に所在する関係会社から高課税国に所在する関係会社に過大な貸付けを行い利子を徴収することで、高課税国の関係会社の所得を減少させ、軽課税国の関係会社にその所得を移転し、国際的な二重非課税等を発生させるものである。
- 濫用的な租税条約の利用について、その代表例である条約漁り（**treaty shopping**）は、本来租税条約の適用対象とならない第三国の居住者が、租税条約の特典を享受する目的でその条約の一方の締約国に導管となる法人を設立すること等により、源泉地国での源泉税の減免といった特典を享受することを可能とするものである。

実際の多国籍企業による BEPS を利用した租税回避スキームは、上記のスキームをグローバルレベルで大規模に展開させたものとなっている。すなわち、世界各国の税制度の相違点や不整合を利用し、無形資産や機能・リスクの国境を越えた移転、ハイブリッド・ミスマッチ・アレンジメントの利用、過大な支払利子による控除、及び、濫用的な租税条約の利用等をグローバルレベルで技巧的に組み合わせ、所得を無税国又は軽課税国に集約させるのが主要なスキームとなっている。

このような大規模な BEPS を利用した租税回避スキームで近年問題となったものは、特に米系多国籍企業のタックスプランニングにおいて多くみられるが、それらの具体的な租税回避スキームについては、2012 年から 2013 年にかけて米国議会及び英国議会それぞれで、問題となった米系多国籍

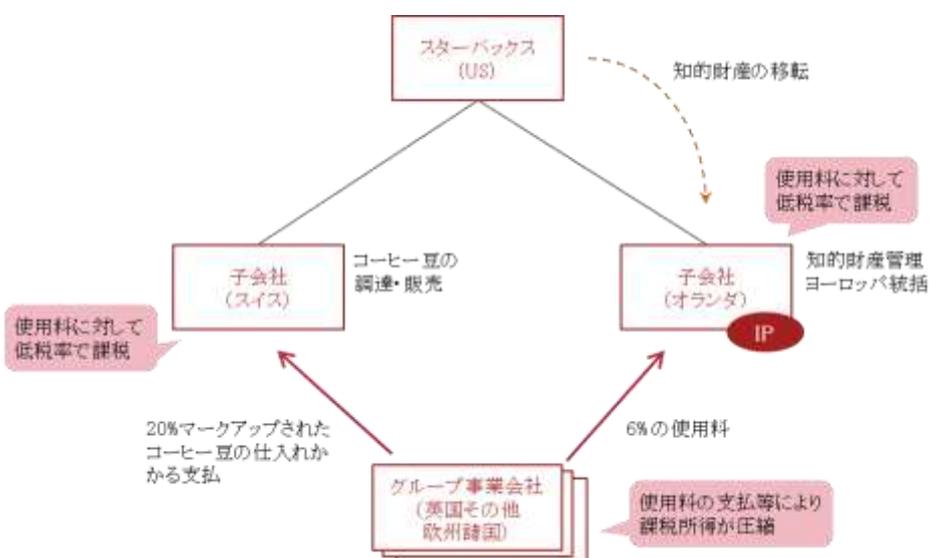
企業のマネジメントを招致して公聴会が開催され明らかにされている³³。米系多国籍企業によるタックスプランニングで問題となったもののうち主要な事例の概要は次のとおりである。

(i) スターバックスの事例

英国議会による公聴会(2012年11月)において明らかとなった、スターバックスの採用していた租税回避スキームの要点は次のとおりである³⁵。

- オランダに知的財産管理会社を設け知的財産をその会社に移転し、英国等のグループ事業会社からサブライセンス料として6%のロイヤルティを収受することにより、オランダに世界中の事業に関する所得を集約している。このロイヤルティに対する課税は、オランダの税務当局との間で低税率で課税するという特別のアレンジメントが締結されている。
- スイスにコーヒー豆を調達し販売する会社があり、グループ事業会社はこのスイス会社から20%マークアップした価格で仕入れることで、低税率国であるスイスに所得が計上される。
- 英国と米国の関連会社に対して高い利率(4.9%)による貸付けが行われており、それにより課税所得が圧縮される仕組みとなっている。
- なお、スターバックスが、会計上は多大な利益が発生しているにもかかわらず、巧みな租税回避スキームを用いて英国において過去ほとんど法人税を納めていないことが明らかになった後、スターバックスをボイコットしようという英国一般市民による不買運動が始まった。スターバックスはブランドのイメージが損なわれることを危惧し、顧客との信頼関係を再構築するため英国政府に自主的に税金を支払うことについて同意し、課税所得とは関係なく、2013年から2年間にわたって2,000万ポンドの法人税を自主的に支払うこととした。

<スターバックスのストラクチャー>



(注) 上図は概要を理解するためのイメージであり、実際のストラクチャーや取引関係を必ずしも示すものではない。

³³ 英国議会の公聴会の報告書: HM Revenue & Customs: Annual Report and Accounts 2011-12

³⁴ 米国議会の公聴会の報告書: Hearing on “Offshore Profit Shifting and the U.S. Tax Code” by Permanent Subcommittee On Investigations (20 September 2012) and “Offshore Profit Shifting and the U.S. Tax Code - Part 2 (Apple Inc.)” (21 May 2013)

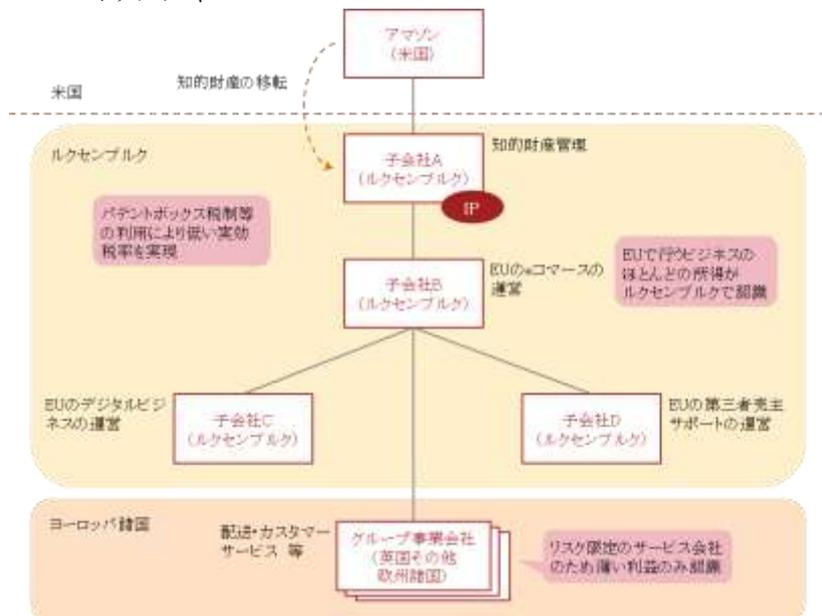
³⁵ 英国議会の公聴会の報告書: HM Revenue & Customs: Annual Report and Accounts 2011-12

(ii) アマゾンの事例

英国議会による公聴会(2012年11月)において明らかとなった、アマゾンの採用していた租税回避スキームの要点は次のとおりである³⁶。

- ルクセンブルクにウェブサイトを経営する上で必要となる知的財産を管理する子会社 A を設立し、子会社 A はヨーロッパの事業会社からアマゾンのテクノロジーと知的財産の利用に対する使用料を収受している。
- ヨーロッパにおける電子商取引はルクセンブルクに所在する子会社 B によって運営されている。子会社 B は棚卸資産の所有者であり、その商品に関連する売上を全て認識し、損失に対するリスクを負担している。また、子会社 B は、ルクセンブルクから支払いの手続き及び精算まで全て行っている。このため、英国の消費者がヨーロッパのアマゾンで商品を購入し、英国の従業員が梱包し英国の倉庫から消費者に送付したとしても、ほとんどの売上はルクセンブルクの子会社 B において計上され、機能とリスクが限定された英国のグループ事業会社には薄い利益のみしか計上されないことになる(2011年には33億ポンドの売上が英国で発生し、倉庫も棚卸資産も英国に所在し、1万5千人の従業員を英国に抱えながら、アマゾンは英国でほとんど法人税を払っていないという事実が報告されている)。
- ヨーロッパにおける第三者売主(アマゾンマーケットプレイスなど)やデジタルビジネス(3M や eBook の販売等)のビジネスについてもルクセンブルクに所在するグループ会社(子会社 C 及び子会社 D)がそれぞれ運営を行っており、これらのビジネスに関連する売上の大半はルクセンブルクで認識し、損失に対するリスクを負担している。
- このように、ヨーロッパで展開するビジネスをルクセンブルクに所在する複数の会社によって運営することで、そのビジネスから生じる所得のほとんどがルクセンブルクで計上される仕組みとなっている。ルクセンブルクの法定税率は28.8%と比較的高いが、パテントボックス税制又は別の税務プランニングを採用してルクセンブルクの課税対象所得を圧縮し低い実効税率を実現していると考えられている。

<アマゾンのストラクチャー>



(注) 上図は概要を理解するためのイメージであり、実際のストラクチャーや取引関係を必ずしも示すものではない。

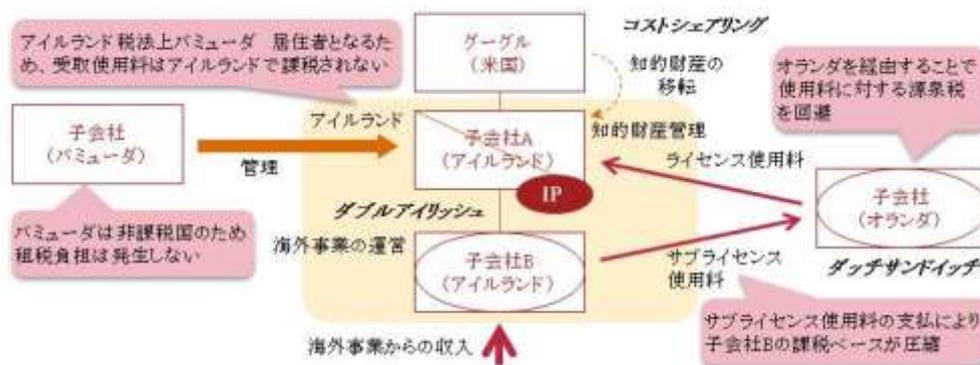
³⁶ 英国議会の公聴会の報告書: HM Revenue & Customs: Annual Report and Accounts 2011-12

(iii) グーグルの事例

英国議会による公聴会(2012年11月)において明らかとなった、グーグルの採用していた租税回避スキームの要点は次のとおりである³⁷。

- アイルランドの子会社 A 及び子会社 B と、オランダの子会社により、3つのプランニング(コストシェアリング、ダブルアイルリッシュ、ダッチサンドイッチ)で構成される「ダブルアイルリッシュ・ウィズ・ダッチサンドイッチ」というストラクチャーを導入している。
- コストシェアリングとは参加者がお互いにリソースを提供し新規の無形資産の開発費用を分担し共有する仕組みだが、このコストシェアリングを使い、既存の無形資産をアイルランドに移転することで、これまで40%の税率により米国で課税を受けていた無形資産に帰属する所得が、アイルランドにおいて12.5%と低い税率での課税にとどめられる。
- ダブルアイルリッシュとは2つのアイルランド法人を使うことによりアイルランドにおける課税ベースの圧縮を実現するタックスプランニングである。具体的には無形資産を所有するアイルランド法人の子会社 A が、その子会社である子会社 B との間でライセンス契約を締結することで、国外で発生する無形資産に帰属する所得は子会社 B で認識され、さらに子会社 B が子会社 A に使用料を払うことにより子会社 B の課税ベースが圧縮される。一方、使用料を受け取る子会社 A をバミューダから管理することにより、アイルランド税法上では子会社 A はバミューダ法人とみなされることになるため、子会社 A が受け取った使用料はアイルランドでは課税されないことになる³⁸。また、バミューダは無税国であるため、結果として子会社 A が受け取った使用料はいずれの国においても租税負担が発生しないことになる。
- ダッチサンドイッチとは2つのアイルランド法人の間のオランダ法人をはさむことで源泉税の支払いを回避するタックスプランニングである。具体的には、アイルランド法人の子会社 B から、アイルランド税法上バミューダ法人とみなされる子会社 A への使用料の支払いに対して源泉税が発生するが、この使用料の支払いをオランダの子法人を経由して行うことで、アイルランドからオランダ、及び、オランダから外国に支払う使用料にはいずれも源泉税が課せられないことから、結果として源泉税を回避することが可能となる。
- 米国税務上、アイルランド法人である子会社 A に対して CFC 税制の適用が考えられるが、チェック・ザ・ボックス規則及びルック・スルー規則により、その子会社で事業活動を行っている子会社 B 及びオランダの子法人を支店とみなすことを選択することでその適用を回避している。

＜グーグルのストラクチャー＞



(注) 上図は概要を理解するためのイメージであり、実際のストラクチャーや取引関係を必ずしも示すものではない。

³⁷ 英国議会の公聴会の報告書: HM Revenue & Customs: Annual Report and Accounts 2011-12

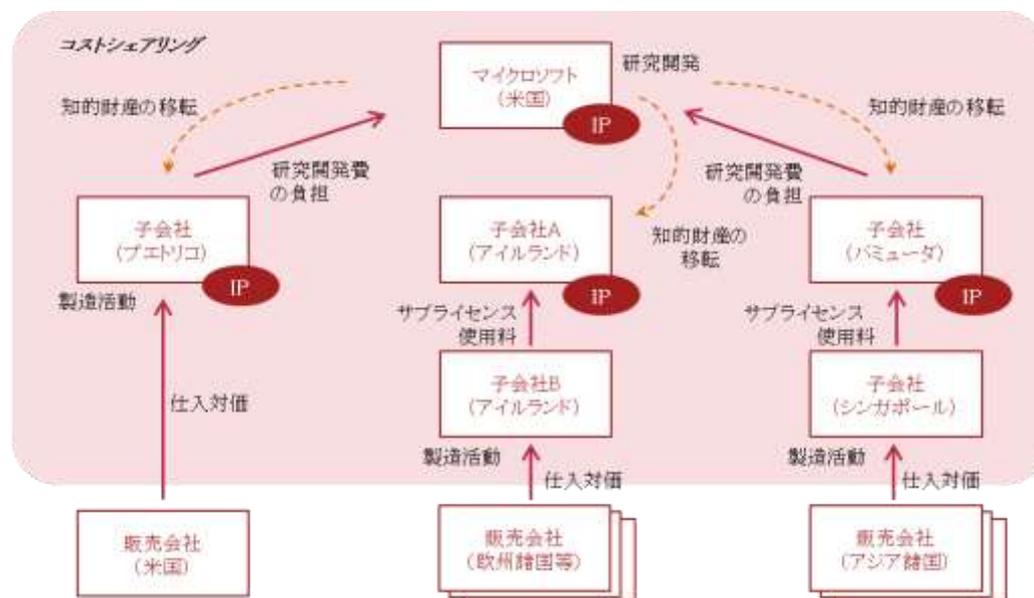
³⁸ アイルランドでは、ダブルアイルリッシュによるタックスプランニングを防止するため、2015年1月からアイルランド国内で設立された法人はアイルランドの居住者として課税する税制改正が行われており、現在ではダブルアイルリッシュの手法を利用することは不可能となっている。

(iv) マイクロソフトの事例

米国議会による公聴会(2012年9月)において明らかとなった、マイクロソフトの採用していた租税回避スキームの要点は次のとおりである³⁹。

- マイクロソフトのほとんどの収益は、マイクロソフトウィンドウズとマイクロソフトオフィスに関連する特許権と著作権を含む高価値の知的財産に帰属している。こうした知的財産を低課税国であるアイルランド、シンガポール(バミューダ経由)及びプエルトリコに移転することにより、知的財産に帰属する所得を3つの低課税国に集約している。
- 具体的には、マイクロソフトは、これらの低課税国に所在する各子会社との間でコストシェアリング契約を締結しており、この契約に基づきマイクロソフトと各子会社は全世界で行われている研究開発費用の負担を分担している。各子会社は研究開発費の一部を負担する代わりに、各統括地域(ヨーロッパ・中東・アフリカはアイルランド、アジアはシンガポール、南北米はプエルトリコ)で製品を販売する権利を取得する。すなわち、知的財産が地域統括会社の各所在地国毎に共有される形態となり、国外に帰属する知的財産は実質的に国外に移転されることになる。
- 知的財産が各外国子会社に移転された後、知的財産を保有する子会社は実際には製品を販売せず、さらに他の外国子会社にサブライセンスされる。サブライセンスされた知的財産を使って、サブライセンス先の外国子会社で生産が行われ、販売会社を通じて消費者に販売されることになる。
- 米国税務上、事業実態のない知的財産の管理会社に対して CFC 税制の適用が考えられるが、チェック・ザ・ボックス規則及びルック・スルー規則により、事業活動を行っているその子会社を支店とみなすことで、米国税務上の CFC 税制の適用を回避している。

<マイクロソフトのストラクチャー>



(注) 上図は概要を理解するためのイメージであり、実際のストラクチャーや取引関係を必ずしも示すものではない。

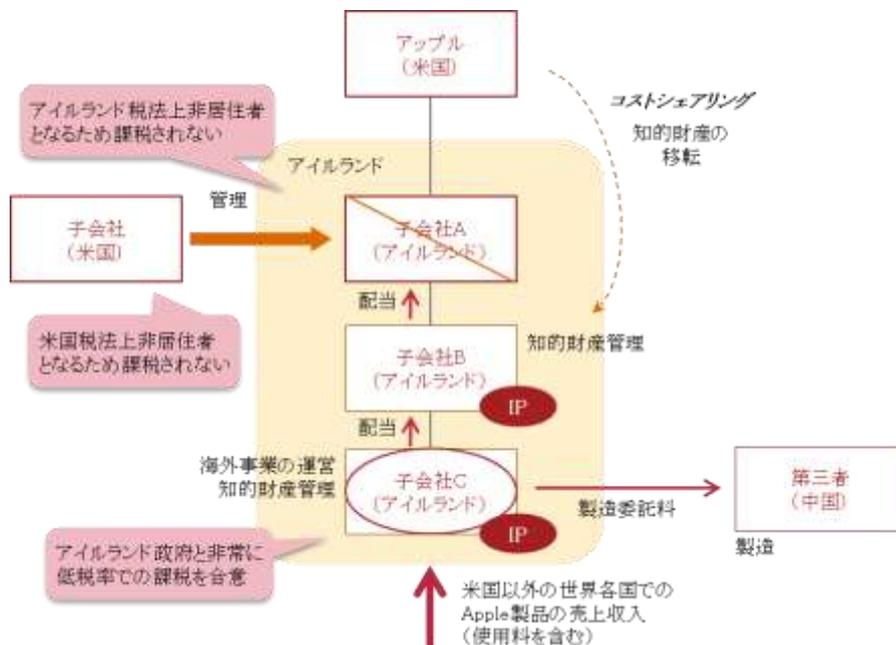
³⁹ 米国議会の公聴会の報告書: Hearing on “Offshore Profit Shifting and the U.S. Tax Code” by Permanent Subcommittee on Investigations (20 September 2012) and “Offshore Profit Shifting and the U.S. Tax Code - Part 2 (Apple Inc.)” (21 May 2013)

(v) アップルの事例

米国議会による公聴会(2013年5月)において明らかとなったアップルの採用していた租税回避スキームの要点は次のとおりである⁴⁰。

- コストシェアリングによって低課税国であるアイルランドに知的財産を移転することで、米国以外でのアップル製品の売上収入にかかる所得(全世界所得の約60%)をアイルランドに集約している。
- 具体的には、アップルはアイルランドの子会社B及び子会社Cとの間でコストシェアリング契約を締結しており、その契約に基づきアップル製品の開発費用の負担を分担することで、アイルランドの各子会社は、開発の成果である知的財産について経済的な権利を共有することになる。これにより、米国以外の地域でのアップル製品の売上収入に係る所得がアイルランド子会社に計上されることになる。
- アイルランドの子法人A、子会社B及び子会社Cは米国(ネバダ州)で管理されているため、アイルランド税務上ではアイルランドの非居住者となり、また、米国税務上も米国の非居住者となることから、アイルランド子会社に対して、いずれの国でも課税権を有しない状態となっている。ただし、理由は不明だがアイルランドの子会社Cはアイルランドで税務申告を行っている。この子会社Cで認識される所得に対してはアイルランド政府から非常に低い法人税率の適用を特別に認めてもらっている。
- 事業実体のないアイルランド子会社に対して、米国税務上のCFC税制の適用が考えられるが、チェック・ザ・ボックス規則及びブルック・スルー規則により、事業活動を行っているアイルランド子会社を一体とみなすことで、その適用を回避している。

<アップルのストラクチャー>



(注) 上図は概要を理解するためのイメージであり、実際のストラクチャーや取引関係を必ずしも示すものではない。

⁴⁰ 米国議会の公聴会の報告書: Hearing on “Offshore Profit Shifting and the U.S. Tax Code” by Permanent Subcommittee on Investigations (20 September 2012) and “Offshore Profit Shifting and the U.S. Tax Code - Part 2 (Apple Inc.)” (21 May 2013)

(2) BEPS プロジェクトの経緯

2008年9月に発生したリーマンショックは、世界的な金融危機にまで発展し、世界各国の経済は同時不況と呼ぶべき深刻な事態に陥った。世界各国の財政状況は悪化し、緊縮財政を余儀なくされ、また、増税や社会保障費の削減等といった形でより多くの負担を国民に求めるようになった。こうしたなか、欧米諸国において、米系多国籍企業が BEPS を発生させるスキームを利用した租税回避により巨額の節税を行っていることが明らかになり、大きな政治・社会問題となった。特に、英国では租税回避を行っていたとするスターバックスの商品に対する不買運動にまで発展した。

このように BEPS による租税回避の問題が顕在化し国際的に関心が高まる中、2012年6月の OECD 租税委員会本会合において、BEPS によって法人税収に著しい喪失が生じているという問題提起があったことを契機に、BEPS による租税回避に対し、国際協調の下、戦略的かつ横断的に問題解決を図る取組として BEPS プロジェクトが開始された。なお、BEPS プロジェクトには、OECD 非加盟国の G20 メンバー国である 8 カ国(中国、インド、ロシア、ブラジル、アルゼンチン、インドネシア、サウジアラビア、南アフリカ)も、OECD 加盟国と同様に意見を述べ意思決定に参加する枠組みが設けられた。同年6月にメキシコ・ロスカボスで開催された G20 サミットにおいて、BEPS による租税回避の防止の必要性が確認された。

その後、2013年2月には、OECD による BEPS に関する初期的報告書(Addressing Base Erosion and Profit Shifting)が公表された⁴¹。本報告書は BEPS に関連する問題の概要及び対応の方向性の概要について取りまとめたものである。具体的には、まず BEPS の存在と規模に関する既存の研究の解析等を示し、BEPS が法人税に及ぼす影響を示している。また、BEPS の手法に関する分析を行い、対応が必要となる重要分野の特定等を行っている。最後に、多国籍企業の具体的な BEPS スキームとして、米国や英国の議会における公聴会で聴取されたグーグルの「ダブルアイリッシュ ウィズ ダッチサンドウィッチ」等が挙げられている。さらに、多国籍企業の合法的な BEPS 行為に対して、国際協調のもとで包括的に対応する行動計画(Action Plan)を策定することが必要であると勧告している。

2013年6月には、OECD による BEPS 行動計画(Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting)が策定され、G20 の支持を受け公表された⁴²。BEPS 行動計画では、BEPS への対応策について 15 の行動計画を定め、その内容を明確に示すとともに、各行動計画の実行期限が定められた。また、OECD だけでなく、OECD 非加盟国の G20 メンバー国等もプロジェクトに参加することの必要性や、パブリックコメント等により企業等の様々な関係者の意見を求めることの必要性も記載されるなど、15 の行動計画に係る提案及び勧告を策定するため具体的な方法が検討された。

BEPS 行動計画では、国際課税ルールに関する下記の根本的な側面を考察するアジェンダが掲げられた。

1. 各国の主権を尊重しつつ、各国税制間の隙間に対処するための国際課税ルールを設計
2. 経済活動が行われ価値が創出される場所で利益が課税されるよう、租税条約、恒久的施設、移転価格等に関する既存の国際課税ルールを検討
3. 利益と課税の配分に関する税務当局への報告のための共通テンプレート等を通じ、一層の透明性を確立
4. 今後 18 ヶ月から 24 ヶ月ですべての行動を実施

⁴¹ OECD, Addressing Base Erosion and Profit Shifting (12 February 2013)

⁴² OECD, Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting (19 July 2013)

BEPS 行動計画に記載された 15 の行動の内容は以下の 3 つの目的に分類される。

- ① 法人所得課税に係る国際的な整合性の確立（Coherence、整合性）
- ② 企業の経済活動の実質に則した国際ルールの再構築（Substance、実質性）
- ③ 確実性・予見可能性の向上及び透明性の確保（Transparency、透明性）

整合性	<p>新しい国際課税ルールは、全世界レベルで法人所得税の整合性を考慮し、設計されなければいけない</p> <p>行動 2: ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化 行動 3: 効果的な CFC 税制の設計 行動 4: 利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限 行動 5: 有害税制への対抗</p>
実質性	<p>国際課税ルールが本来意図した課税効果とベネフィットを回復するため、企業行動の実態に即した課税ルールを再構築する必要がある</p> <p>行動 6: 租税条約の濫用防止 行動 7: 恒久的施設 (PE) 認定の人為的回避の防止 行動 8-10: 移転価格税制の価値創造の一致</p>
透明性	<p>行動計画は透明性があり、確実に予見可能でなければいけない</p> <p>行動 11: BEPS の規模や経済的効果指標の集約及び分析方法の策定 行動 12: タックスプランニングの開示義務 行動 13: 移転価格関連の文書化の再検討 行動 14: 相互協議の効果的实施</p>
共通	<p>電子経済によって生じる既存の国際課税ルールの適用上の課題を特定し、電子商取引に対する直接税・間接税の在り方を検討する必要がある</p> <p>行動 1: 電子商取引課税</p> <p>合意された各措置を迅速に実施する必要がある</p> <p>行動 15: 多国間協定の開発</p>

各行動計画における議論は、基本的に、まず討議草案を公表し、産業界や学会等の意見も幅広く取り入れるためのパブリックコメントを募集した上で、コンサルテーションを行い、最終的な勧告を取りまとめる形で進められた。

2014 年 9 月には、第一次提言として 7 つの行動計画に関する報告書が公表された⁴³。そして、2015 年 10 月 5 日に、15 の行動計画それぞれの最終報告書をまとめた最終パッケージが公表された⁴⁴。

⁴³ OECD, First recommendations for a co-ordinated international approach to combat tax avoidance by multinational enterprises (16 September 2014)

⁴⁴ OECD, Final BEPS package for reform of the international tax system to tackle tax avoidance (5 October 2015)

各行動のディスカッションの経緯は次のとおりである。

行動		ディスカッションの経緯
1	電子商取引課税	討議草案 (2014年3月24日) パブリックコメント (2014年4月16日) 第一次提言 (2014年9月16日) 最終報告書 (2015年10月5日)
2	ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化	討議草案 (2014年3月19日) パブリックコメント (2014年5月7日) 第一次提言 (2014年9月16日) 最終報告書 (2015年10月5日)
3	効果的な CFC 税制の設計	討議草案 (2015年4月3日) パブリックコメント (2014年5月7日) 最終報告書 (2015年10月5日)
4	利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限	討議草案 (2014年12月18日) パブリックコメント (2015年2月11日) 最終報告書 (2015年10月5日)
5	有害税制への対抗	第一次提言: OECD加盟国の優遇税制のレビュー (2014年9月16日) 最終報告書 (2015年10月5日)
6	租税条約の濫用防止	討議草案 (2014年3月14日) パブリックコメント (2014年4月11日) 第一次提言 (2014年9月16日) 討議草案 (フォローアップ作業) (2014年11月21日) パブリックコメント (フォローアップ作業) (2015年1月12日) 討議草案 (フォローアップ作業) (2015年5月22日) パブリックコメント (フォローアップ作業) (2015年6月18日) 最終報告書 (2015年10月5日)
7	恒久的施設 (PE) 認定の人為的回避の防止	討議草案 (2014年10月31日) パブリックコメント (2015年1月12日) 改訂討議草案 (2015年5月15日) パブリックコメント (2015年6月15日) 最終報告書 (2015年10月5日)
8	移転価格税制 (①無形資産)	第一次提言: 無形資産に係る移転価格ガイドラインの改訂 (2014年9月16日)
9	移転価格税制 (②リスクと資本)	討議草案: 移転価格ガイドライン第7章の改正案- 低付加価値グループ内役務提供に係る取扱い (2014年11月3日)
10	移転価格税制 (③他の租税回避の可能性が高い取引)	討議草案: コモディティ取引に係る移転価格上の取扱い (2014年12月16日) 討議草案: グローバルバリューチェーンにおける利益分割法の使用 (2014年12月16日) 討議草案: リスク、再構築及び特別措置に関する移転価格ガイドラインの改訂 (2014年12月19日) パブリックコメント: 移転価格ガイドライン第7章の改正案「低付加価値グループ内役務提供に係る取扱い」 (2015年1月20日) パブリックコメント: コモディティ取引に係る移転価格上の取扱い (2015年2月10日) パブリックコメント: グローバルバリューチェーンにおける利益分割

		法の使用(2015年2月10日) 討議草案:費用分担取極(CCA)(2015年4月29日) パブリックコメント:費用分担取極(CCA)(2015年6月1日) パブリックコメント:リスク、再構築及び特別措置に関する移転価格ガイドラインの改訂(2015年2月10日) 討議草案:評価困難な無形資産(2015年6月4日) パブリックコメント:評価困難な無形資産(2015年6月19日) 最終報告書(2015年10月5日)
11	BEPSの規模や経済的効果指標の集約及び分析方法の策定	討議草案(2015年4月16日) パブリックコメント(2015年5月13日) 最終報告書(2015年10月5日)
12	タックスプランニングの開示義務	討議草案(2015年3月31日) パブリックコメント(2015年5月4日) 最終報告書(2015年10月5日)
13	移転価格関連の文書化の再検討	討議草案(2014年1月30日) パブリックコメント(2014年3月3日) 第一次提言(2014年9月16日) 国別報告書の実施ガイダンス(2015年2月6日) 国別報告書の実施パッケージ(2015年6月8日) 最終報告書(2015年10月5日)
14	相互協議の効果的実施	討議草案(2014年12月18日) パブリックコメント(2015年1月9日) 最終報告書(2015年10月5日)
15	多国間協定の開発	第一次提言(2014年9月16日) 最終報告書(2015年10月5日)

(3) 最終報告書の概要及び位置付け

BEPS プロジェクトの最終報告書は、2015年9月のOECD租税委員会においてとりまとめられ、同年10月5日に公表された。最終報告書は、2014年9月に公表された7つの行動計画に関する第一次提言のアップデートを含め、15の各行動計画について、OECD及びG20各国の総意の下で公表された。公表された最終報告書は、2015年10月8日にペルーのリマで開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議での承認を経て、同年11月15日から16日にトルコのアンタルヤで開催されたG20サミットにおいて、最終的に承認された。

BEPS プロジェクトの意義について、OECD租税委員会の議長である浅川雅嗣氏(財務省財務官)は次の3つ挙げている⁴⁵。

1 つ目は、これまでの国際的な二重課税の排除の議論から国際的な二重非課税の排除の議論に重点がシフトしたことである。これまでの議論は、いかに国際的な二重課税を排除するかが議論の中心であったが、BEPSプロジェクトでは国際的な二重非課税を排除し、企業が真に経済活動を行い価値を創造している場所で適切な課税を行うのかという議論が行われた。

2 つ目は、国際課税の分野において国際協調という潮流が生まれたことである。これまで、各国の国内税制度は所与として取り扱われてきた結果、税源を確保するため各国による税率の引下げや優遇税制の創設といった税の競争が繰り広げられてきた。しかし、BEPSプロジェクトでは、

⁴⁵ 浅川雅嗣「BEPSプロジェクトの軌跡と展望」国際税務(2016年1月)

国際的な二重非課税の排除という目標に向け、各国が協調して検討を行い、これまで所与とされてきた国内税制度の改正を含む勧告を行うに至った。

3 つ目は、**BEPS** プロジェクトが新興国も関与するグローバルなプロジェクトとなったことである。これまで国際課税に関する議論は先進国を中心に行われてきたが、多国籍企業による **BEPS** に対応するためには多数の国が協力する必要があることから、**BEPS** プロジェクトでは、**G20** との共同プロジェクトとし、新興国・途上国が検討作業の段階から加わり、先進国と同様に意見を述べ、意思決定に参加した。特に、3 つめについては、新興国・途上国が **BEPS** に対抗するための新たな国際課税ルールの策定等に検討の段階から参画することで、**BEPS** プロジェクトで決定された取組に対してコミットすることとなり、その意義は大きいものと考えられる。

最終報告書の勧告に関する規範性は、行動毎によって異なり、それぞれこれまでの議論を踏まえて次の 4 つに区分される。

- ① 新たなミニマムスタンダードの導入
- ② 既存基準の改正
- ③ 共通のアプローチの採用
- ④ ベスト・プラクティスの提示

「新たなミニマムスタンダードの導入」は、相手国により何らの立法的措置が取られず、その結果、税務上の不効率が生じるような事態への対応を可能とする一定の立法措置の導入を勧告するもので、規範性の強いものである。「既存基準の改正」は、既に立法や指針等 (**OECD** モデル租税条約及び同コメンタリー、移転価格ガイドライン等) により措置が設けられている内容の見直しについて勧告を行うものである。「共通のアプローチの採用」は、国内法上及び条約上のルールを通じた各国の慣行の収斂を促進するため、政策の方向性や方針についての合意を勧告するものである。「ベスト・プラクティスの提示」とは、**BEPS** 対応措置の導入を義務とはせず、各国の任意とする場合に、制度案として提示を行うものである⁴⁶。

最終報告書の行動毎の勧告内容及び規範性の概要は以下のとおりである。

行動		勧告の内容等	規範性
1	電子商取引課税	電子経済から生ずる問題とその対応に係る報告書	電子商取引における問題点の提示のみ
2	ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化	モデル租税条約の改正・国内ルール設計に関する勧告	共通のアプローチの採用
3	効果的な CFC 税制の設計	国内ルール設計に関する勧告	ベスト・プラクティスの提示
4	利子等の損金算入を通じた税源浸食の制限	国内ルール設計に関する勧告、移転価格ガイドラインの改正	共通のアプローチの採用
5	有害税制への対抗	加盟国制度のレビューの最終化、実体性・透明性に関する新基準、 OECD 非加盟国に参加を拡大する戦略	新たなミニマムスタンダードの導入
6	租税条約の濫用防止	モデル租税条約の改正・国内ルール設計に関する勧告	新たなミニマムスタンダードの導入、既存基準の改正

⁴⁶ OECD, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project Explanatory Statement - 2015 Final Reports (5 October 2015)

7	恒久的施設 (PE) 認定の人為的回避の防止	モデル租税条約の改正	既存基準の改正
8	移転価格税制 (①無形資産)	移転価格ガイドラインの改正 (及びモデル条約の改正)	既存基準の改正
9	移転価格税制 (②リスクと資本)		
10	移転価格税制 (③他の租税回避の可能性が高い取引)		
11	BEPS の規模や経済的効果指標の集約及び分析方法の策定	収集されるデータとその分析に関する勧告	-
12	タックスプランニングの開示義務	国内ルールに関する勧告	ベスト・プラクティスの提示
13	移転価格関連の文書化の再検討	移転価格ガイドラインの改正・国内ルールの設計に関する勧告	新たなミニマムスタンダードの導入
14	相互協議の効果的実施	モデル租税条約の改正	新たなミニマムスタンダードの導入
15	多国間協定の開発	関連する国際広報及び租税問題を特定する報告書、多国間協定の開発	-

最終報告書が公表され、2016 年以降は基本的に最終報告書の勧告内容の実施及びモニタリングの段階に移行することになるが、項目によっては、結論に至らなかったものや最終報告書の勧告に係る具体化等について今後も引き続き検討作業が行われるものがある。2016 年以降に検討作業が行われる事項としては、金融取引に係る移転価格税制の整備や見直し、コミッション・ストラクチャー等における恒久的施設 (PE) への帰属所得の算定、移転価格税制における利益分割法の更なる明確化、多国間協定の開発等がある。また、最終報告書では、BEPS プロジェクトの成果のグローバル規模での実施状況をモニタリングするために、2016 年の早い時期までにモニタリングの枠組みを考案し、2020 年まで BEPS に関する協力を継続することを宣言している。

最終報告書が公表されたことで BEPS プロジェクトは大きな節目を迎えたことになるが、BEPS プロジェクトの成功には、今後、各国が最終報告書の勧告内容を踏まえ、協調的に国内税法及び租税条約の改正等⁴⁷を実施していくことが不可欠である。各国によって勧告内容が適切に実行されない場合、二重課税の大規模な発生を特徴とするグローバルな税制の大混乱を引き起こすおそれがある⁴⁸。また、新たな移転価格文書の提出により各国の税務当局がこれまで以上に企業グループ全体の状況を把握できるようになること、新たな無形資産の取扱いについて解釈に幅があること、及び、税務当局による事後の実績に基づく評価 (事後的調整) を可能とする所得相応性基準の導入が提示されていること等について、これらを自国に都合が良いように利用することで、新興国による課税が助長されることも懸念されている。このように、今後、最終報告書の勧告内容を踏まえた国内法の改正等が適切に実施されるかどうか、及び、税務執行が最終報告書の勧告内容に沿うものかどうかといった、各国の最終報告書を踏まえた履行の在り方が極めて重要となるものと考えられる。

⁴⁷ 例えば、BEPS 行動 5 最終報告書に基づき、アグレッシブなタックスプランニングによる課税逃れを促進するような各国の「有害税制」は、OECD のレビューを通じて、今後、指摘・修正されていくことが期待される。

⁴⁸ OECD, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project Explanatory Statement (5 October 2015)

(4) 我が国の企業実態や国際課税制度の在り方を踏まえた BEPS プロジェクトへの対応

上記のとおり、BEPS プロジェクトは、BEPS による租税回避への国際的協調による対応として、法人所得課税に係る国際的な整合性の確立（整合性）、企業の経済活動の実質に則した国際ルールの再構築（実質性）及び確実性・予見可能性の向上及び透明性の確保（透明性）という 3 つの目的に沿って、検討が行われた。これは、OECD と G20 の協働プロジェクトとして約 2 年間にわたり議論が行われた国際課税の分野における歴史的なプロジェクトである。そして、OECD 加盟国及び G20 参加国により合意された各行動の最終報告書における勧告内容は、国際課税制度の在り方について国際的な1つの方向性を与えるものであり、尊重されるべきものであるといえる。

今後、BEPS プロジェクトの最終報告書における勧告を受けて、OECD モデル租税条約及び移転価格ガイドラインの改訂作業が進められ、また、OECD 加盟国を含む世界各国の国内税法や租税条約の改正が行われることが期待される。我が国においても、BEPS プロジェクトの最終報告書の勧告内容を踏まえて、我が国の国際課税制度の今後の在り方や制度改正の必要性を検討することになると考えられるが、上記のとおり、最終報告書に含まれる各行動の勧告内容の規範性は、新たなミニマムスタンダードの導入、既存基準の改正、共通のアプローチの採用及びベスト・プラクティスの提示の 4 つに分類されており、それぞれの規範性を踏まえた対応が必要となると考えられる。

また、BEPS プロジェクトは欧米多国籍企業によるアグレッシブなタックスプランニングによって生じた二重非課税等の問題を背景としている面もあり、BEPS 最終報告書の勧告内容については十分に我が国の状況を踏まえた上で、我が国の国際課税制度に導入することが望ましいのではないかと考えられる。なぜなら、日本企業のグローバルな活動実態や我が国の国際課税制度の現状を考慮せず、BEPS プロジェクトの最終勧告の内容をそのまま導入するようなことがあれば、グローバル競争のなかで日本企業にとって不利な状況が発生させるおそれもあるからである。

このため、我が国の国際課税制度や租税条約の改正については、BEPS プロジェクトの最終勧告の内容を踏まえつつ、日本企業のグローバル活動の実態や国際課税制度の在り方について十分に考慮に入れた上で、世界各国の制度改正の動向を注視し、国際的な協調を図りながら、行っていくことが必要となる。また、国際課税制度に関する改正の検討を行う際には、制度内容の有効性だけでなく、税務当局による執行に係る負担や納税者による制度改正に伴う業務負担の増加に対して十分に配慮した上で、実効性のある制度設計を行うことが必要であると考えられる。

2.2. 日本企業のグローバル活動の実態

2.2.1. 概要

前節においては、各国が国際課税制度の構築を行う際には自国企業の国際競争力や自国の立地競争力を妨げないようにすることを重要な要素としていることを確認したが、我が国における今後の国際課税制度の在り方の検討に際しても、我が国の国際課税制度が日本企業の国際競争力や日本の立地競争力強化の妨げとならないようにする必要がある。このためには、日本企業のグローバル活動の実態を踏まえた制度として構築することが重要になるものと考えられる。

昨今の日本企業は、海外現地法人の財務数値の占める割合が上昇していることにも表されるように海外で稼ぐ力が増大している。しかし、欧米企業やアジア系企業に比べると、海外展開を行う日本企業の利益率や成長率は、依然として見劣りするのが現実である。

また、海外で稼いだ利益の日本への還流についても増加傾向にある。海外からの配当による利益還流が増加している背景には、平成 21 年度税制改正による外国子会社配当益金不算入制度の導入の影響もあると考えられる。他方、本制度の導入により、軽課税国へ所得を移転させ、配当で還流させる税務プランニングが行われる可能性が懸念されたこともあるが、実証分析をみても軽課税国からの配当が増加したといった傾向は確認されていない⁴⁹。

日本企業のグローバル展開の仕方に焦点をあてると、欧米の多国籍企業がリーガルエンティティにとらわれず、各機能を分解、統合し、それらにとって最適なロケーションを選択・配置しているのに対して、日本企業は、グローバル展開に際して、基本的には、リーガルエンティティ単位で組織を設計する傾向にあり、また、生産販売等の実体のある事業を国外に移転させることがあっても、事業の根幹をなす機能については日本に残す傾向があるといえる。例えば、製造業においては、調達、生産・製造、販売などの事業のフロントラインを形成する機能を各海外子会社に移管しつつも、国内拠点と海外拠点との差別化のため、国内拠点をイノベーション拠点、マザー工場などとして位置付け、グループ全体の事業の根幹をなす機能については、国内に残す傾向がみられる。

このような傾向は、特に研究開発や知的財産管理等の観点でもみられる。すなわち、製造と研究開発との摺り合わせの必要性等の観点から、研究開発のコア部分については、日本本社が行い、海外子会社は受託研究や現地ニーズに対応させるためのローカライズ目的の研究開発を行わせるケースが主流であること、知的財産等の管理については本社で集中的に行い、海外子会社が知的財産等を独自で管理しているのは、例えば過去に日本企業に買収された海外子会社で経営方針等により当該海外子会社に管理を委ねているようなケースに限られることが多いのが実情である。

海外子会社の立地選定に関しては、我が国企業は、厳しい価格競争を背景とする安価な労働力等の確保、市場開拓のための現地ニーズ及びマーケットなどの要素に重きを置いており、税務については、現地優遇税制等を勘案するケースもあるものの、立地選定の際の積極的な理由とするケースはあまり多くないのではないかと考えられる。

また、今日の日本企業は、欧米企業のように大規模な税務部門を設置し、無形資産の移転やコーポレートインバージョンを含むグローバルタックスプランニングを積極的に行っている例は、今のところあまりないとされているところである。日本企業の実効税率の水準は、欧米企業と比して高くなっている状況にあるが、これは、日本企業がグローバルタックスプランニングを積極的に行っていないことが反映されているものとも考えられる。

⁴⁹ 長谷川誠政策研究大学院大学助教授による研究会でのプレゼンテーション内容をもとに作成。

さらに、税務インフラについても、我が国企業は、本社集中的なグローバルでの税務管理を実現するための人材やITといったインフラが十分に整備されていないのが実情である。特に中小企業においては、大企業に比べて間接部門に対する人的資源の投資を行うことがより困難な状況にあり、税務インフラについても整備が進んでいない傾向が強くなるのが一般的であると想定される。

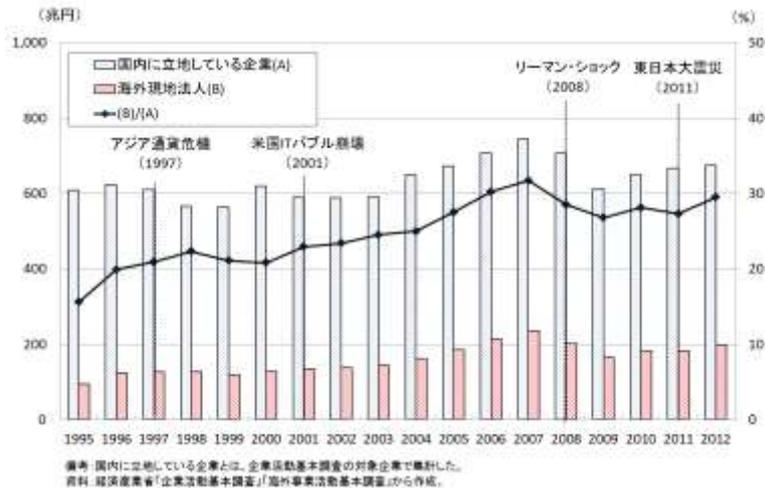
我が国の国際課税制度の在り方を検討するにあたっては、このような日本企業のグローバル活動の実態にも十分に留意する必要がある。

2.2.2. 日本企業の海外で稼ぐ力と国内還流の実態等

(1) 日本企業の海外で稼ぐ力

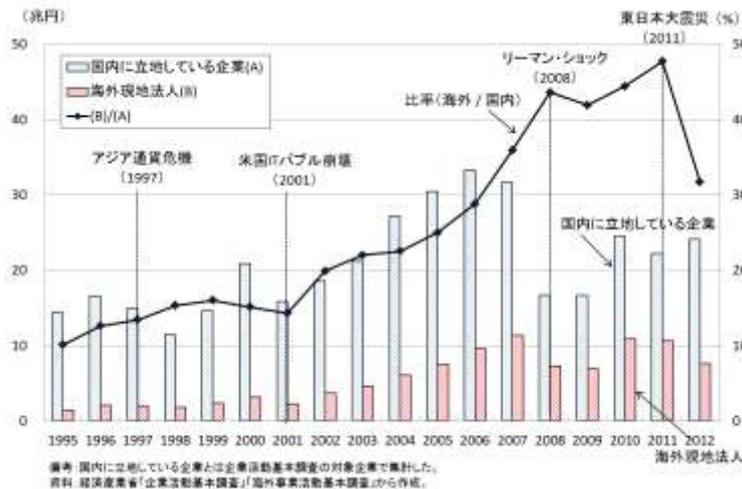
昨今の日本企業は、海外で稼ぐ力や海外から日本への収益還元が増大傾向にある。国内に立地している企業の財務数値(①)と海外現地法人の財務数値(②)との比率(②/①)をみていくと、1995年から2012年の間において、売上については2倍、経常利益については3倍、内部留保残高については8倍となっており、海外現地法人の財務数値の占める割合が増大していることが分かる。

<国内に立地している企業と海外現地法人の売上高の推移>



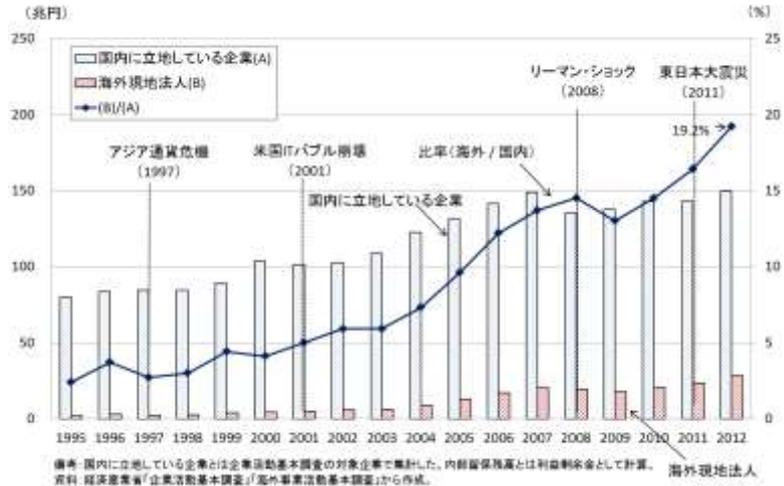
出典: 経済産業省「通商白書 2015」

<国内に立地している企業と海外現地法人の経常利益の推移>



出典: 経済産業省「通商白書 2015」

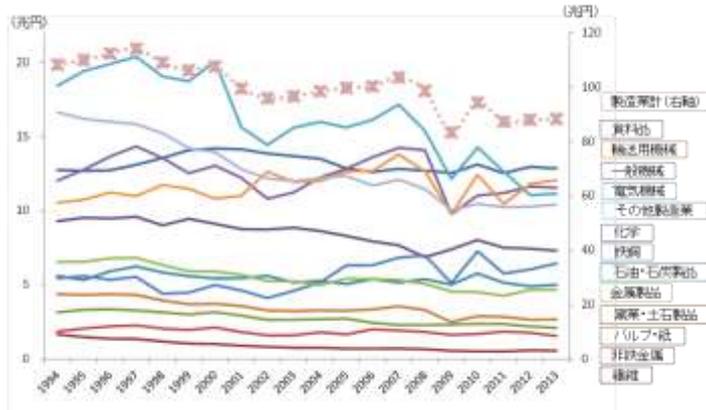
＜国内に立地している企業と海外現地法人の内部留保残高の推移＞



出典：経済産業省「通商白書 2015」

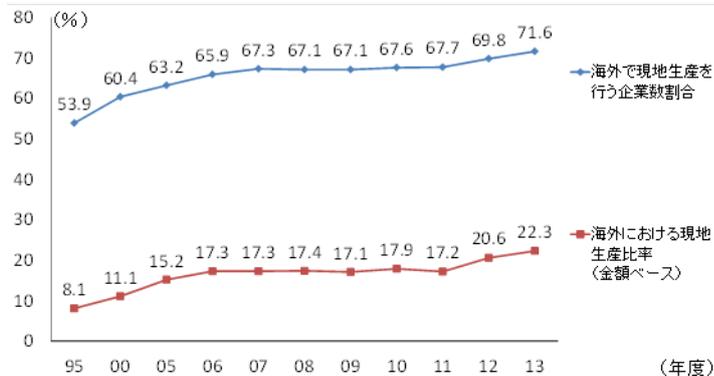
海外で稼ぐ力の増大は、製造業の GDP の推移からも顕著である。国内投資や生産拠点を国内に戻す動きが一部みられるものの、製造業の GDP は 1997 年をピークに減少が続き、2011 年から 2013 年にかけては、約 90 兆円で横ばいである。これは、企業の海外現地生産比率の上昇及び海外現地調達比率の上昇に加え、内需の落ち込み等が要因と考えられる。

＜業種別 GDP の推移＞



出典：内閣府「国民経済計算確報」

＜海外現地生産を行う企業の割合と現地生産比率＞

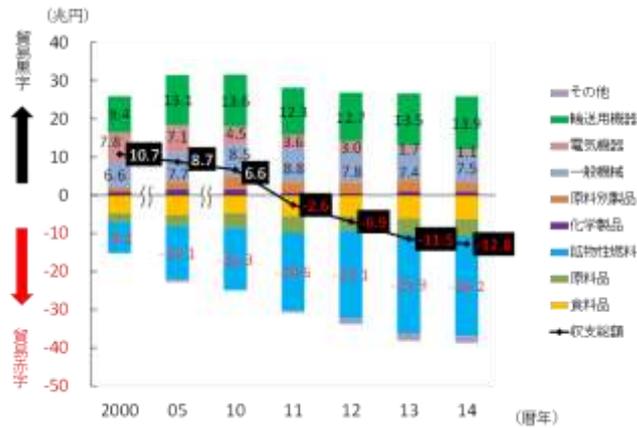


出典：内閣府「平成 25 年度企業行動に関するアンケート」

本調査において日本企業に対して実施したアンケート調査による調査結果⁵⁰によると、短期(今後 1～2 年)及び中長期(今後 3～5 年)で検討している将来の事業展開に係る質問に対し、短期及び中長期ともに、「海外展開を重視又は促進する」と回答した企業は、全体の 8 割程度を占めた(ただし、このうち 6 割程度の企業は、国内回帰についても同時に重視している)。一方で、「海外展開は促進しない」と回答した企業は僅かであった。このことから、国内拠点の重要性を認識しつつも、日本企業が海外へと事業を展開していく基調は今後も続くものと考えられる。

日本企業の海外で稼ぐ力の増大は、近年の貿易収支、第一次所得収支(配当、利子等)及び国内への利益還元の推移からも示される。2000 年から 2014 年の間における貿易収支の推移をみると、年々貿易収支総額は減少し、2014 年の貿易収支は過去最大の赤字を計上している一方で、第一次所得収支及び国内への利益還元の推移をみると、一時的な落ち込みがある年がみられるものの、基本的には増加傾向にあることが分かる。これらは、日本企業の海外展開が進み、海外で稼ぐ力が増大していることを意味するものと考えられる。

< 貿易収支の推移 >



出典: 財務省「貿易統計」

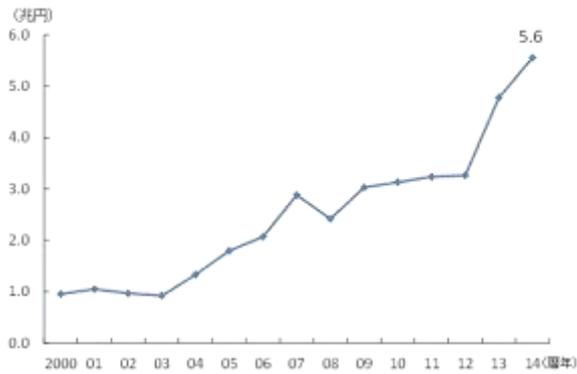
< 第一次所得収支の推移 >



出典: 財務省「国際収支統計」

⁵⁰ 第 1 回アンケート調査結果 2-1 事業展開の方針、国内還流の方法及び配当額の決定方針 質問 1

＜国内への利益還元の推移＞



出典:財務省「国際収支統計」

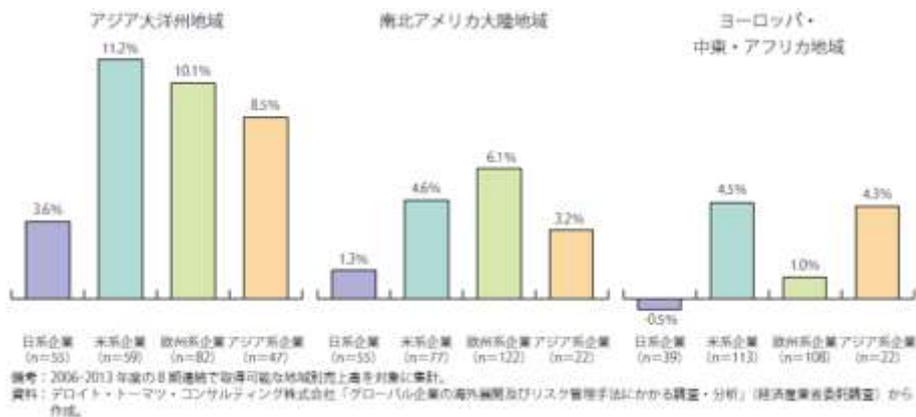
一方、下表のとおり、欧米企業やアジア系企業に比べると、海外展開を行う日本企業の利益率や成長率は、依然として見劣りするのが現実である。

＜売上高成長率、営業利益成長率、売上高営業利益率の比較＞



出典:経済産業省「通商白書 2015」

＜地域別の売上高成長率比較＞



出典:経済産業省「通商白書 2015」

(2) 国内還流の実態

(i) 配当

海外現地法人からの配当による日本法人への還流については、国際競争力を高める等の観点から平成 21 年度税制改正において導入された外国子会社配当益金不算入制度の影響も受けていると考えられ、当該制度の導入をきっかけに海外子会社からの受取配当を増加させているといえる。

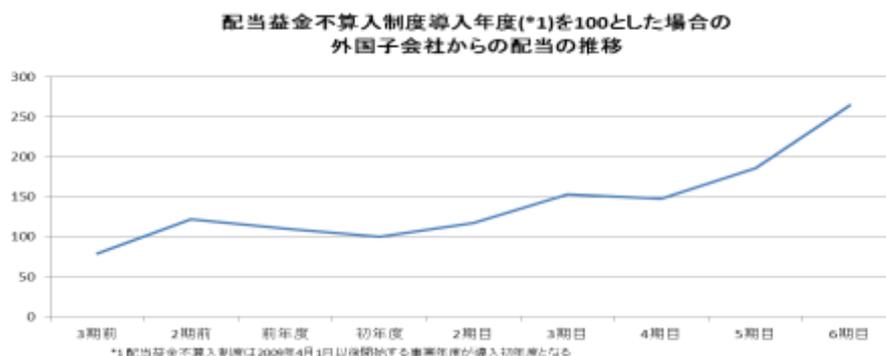
この点につき、研究会メンバーによると、企業経営のグローバル化の進展に伴い海外における事業活動の比重が高まり、海外で獲得する利益やキャッシュも増大しているなか、外国子会社配当益金不算入制度が導入されたことにより、海外子会社の利益について、必要な時期に必要な金額を日本親会社に戻す上での税制上の障害が一定程度取り除かれ、効率的、かつ、合理的なグループ経営が可能となったとし、外国子会社配当益金不算入制度を高く評価しているとのことであった。

研究会メンバーによると、海外事業の進展とともに投資資金需要が高まる中、外国子会社配当益金不算入制度により、税制上の制約なく日本国内への配当による資金還流が可能となり、その結果、経営の自由度が増し成長が期待できる企業への投資資金にも充当できているということであった。

アンケート調査結果⁵¹によると、外国子会社配当益金不算入制度の導入により「より多くの金額を配当により日本本社へ還流させるようになった」、及び、「機動的に配当による資金還流をすることができるようになった」と回答した企業が、それぞれ 4 割程度であった。一方、「海外進出の際、進出先国の税率にもより留意するようになった」と回答した企業は 2 割程度であった。また、「その他」と回答した企業には、「投資先の出資比率を決定する際に、本邦からの直接出資比率に更に留意するようになった」との回答があり、投資の際に、外国子会社配当益金不算入制度の適用を受けるために出資比率が 25%以上となるように留意しているものと推察される。

また、各社に対して、外国子会社配当益金不算入制度の導入初年度の 3 期前から直近事業年度までの配当金額の推移を確認し、各企業からの回答数値をまとめたところ、下記のとおり推移していることが明らかになった⁵²。下図は、外国子会社配当益金不算入制度の導入初年度における各社の配当金の数値をそれぞれ 100 とし、導入初年度の 3 期前から直近事業年度まで各社の配当金の数値がどのように推移したかを表したものである。

<外国子会社からの配当の推移>



出典:アンケート調査結果

⁵¹ 第1回アンケート調査結果 3-1 配当益金不算入制度が導入されたことによる影響 質問1

⁵² 第1回アンケート調査結果 3-1 配当益金不算入制度が導入されたことによる影響 質問2

他方、外国子会社配当益金不算入制度の導入当時においては、本制度が、外国子会社からの配当の大部分を免税とする措置であることから、軽課税国に所在する外国子会社へ所得を移転し、当該外国子会社から配当により還流することにより実効税率を引き下げるプランニングが行われる可能性が懸念されたこともあるが、軽課税国の海外現地法人からの配当が顕著には増加していないという実証分析があり、当該プランニングが助長されたとの見方は現状、裏付けされていない。この結果の背景については、日本企業は欧米企業と比べて法令遵守 (tax compliance) の意識が強いこと、及び、節税に対する意識が薄いことを反映している可能性があるのではないかと考えられる⁵³。

なお、本制度の導入に関連して、支払われる配当に対して課される源泉税が法人税の課税所得の計算上損金不算入となり、日本企業にとっての純粋なコストとなることから、配当源泉税が課される国に所在する外国子会社からの配当が控えられることが想定されたが、この想定を反映するような傾向が、実証分析によりみられている⁵⁵。

この点につき、研究会メンバーによると、源泉税が課されない国に所在する子会社からの配当を優先的に行い、源泉税が課される中国などからの配当は控えており、このような子会社には資金が留保されている状況にあるとのことであった。

海外における配当源泉税が企業にとっての純粋コストとなるという観点からみた海外子会社からの配当による資金還流の促進については、租税条約の改正により相手国における配当に対する源泉税率の引下げを図るという手段が最も有効な手段となるものと考えられる。

(ii) ロイヤルティ

ロイヤルティによる国内還流は配当ほど伸びていない。ロイヤルティが、益金不算入の対象ではないこと以外にも、各国の送金規制、移転価格税制の執行強化、租税条約における源泉税及び利益処分たる配当との性質上の違いがあること等の要因もあるのではないかと考えられる。

⁵³ 長谷川誠政策研究大学院大学助教授による研究会でのプレゼンテーション内容をもとに作成。

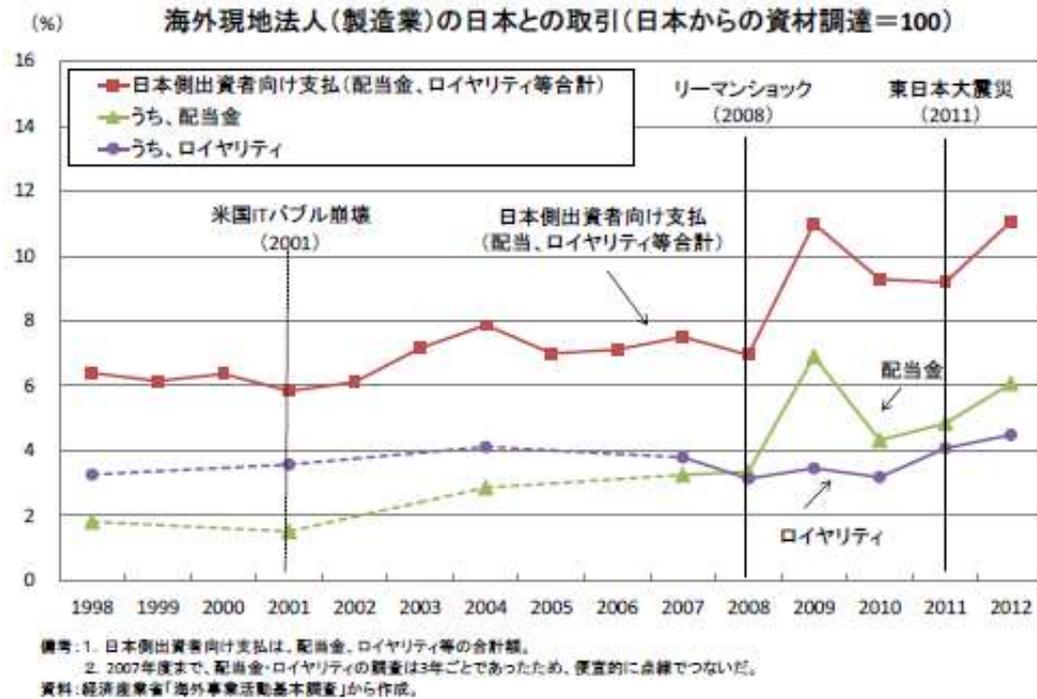
<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/15j008.pdf>

⁵⁴ 田近栄治・布袋正樹・柴田啓子「税制と海外子会社の利益送金 - 本社資金需要からみた「2009年度改正」の分析 -」『経済分析』, Vol. 188, (2014)も平成 21 年度税制改正において導入された外国子会社配当益金不算入制度が海外子会社からの配当送金に及ぼした効果を分析したものであるが、分析の結果として、「税制改正によって海外子会社の配当送金に係る税制上の障害が取り除かれ、本社が資金を必要とする場合に、海外子会社からの配当送金が促進される一方で、本社が資金を必要としない場合には配当送金に影響がなかったことを示しており、海外子会社の利益が(配当送金を通じて)有効に活用される道が開かれたことを示唆している。」との報告がされている。

⁵⁵ 長谷川誠政策研究大学院大学助教授による研究会でのプレゼンテーション内容をもとに作成。

<http://www.rieti.go.jp/jp/publications/dp/15j008.pdf>

<配当金額とロイヤルティの推移比較>



(3) 米国の本国投資法(Homeland Investment Act)の経済効果⁵⁶

米国においては、米国政府が海外資金を国内に還流させ、国内投資・雇用の活性化に繋げることを狙って、2004年10月に雇用創出法(American Jobs Creation Act)の一部として、米国本国投資法(Homeland Investment Act、以下「HIA」)を成立させた。すなわち、米国は全世界所得課税制度を採用しており、外国子会社から米国親会社に対する送金(repatriation、以下「レパトリ」)は米国の税率で課税されることになるため、米国企業は低税率国に資金を滞留させるインセンティブを持つことになるが、これらの海外留保資金を米国に還流させようとしたことがHIAの目的である。

HIAにおいては、米国親会社が外国子会社から受け取る適格配当⁵⁷についてその85%を課税所得から控除できることとされ、その結果、レパトリに係る実効税率が5.25%⁵⁸(15% x 35% = 5.25%)に引き下げられた。HIAは1年限りの時限措置であり、適用期間は2004年10月21日以前に開始した直近の課税年度もしくはその翌課税年度であった。

国外からの配当に対する課税に関する理論的な考え方としては、外国子会社が国内親会社から投資資金を調達し利潤を配当として国内親会社に送金することになることからレパトリ税が外国子会社の投資量を変化させ、したがって、レパトリ税の有無がレパトリ額に影響するという比較的古い見方と、

⁵⁶ 研究会メンバーの鈴木将覚氏(みずほ総合研究所株式会社調査本部政策調査部主任研究員)による研究会でのプレゼンテーション内容をもとに作成。

⁵⁷ 適格配当の要件:①レパトリ資金は米国内投資に伴う米国内活動に用いられなければならない。具体的には、国内雇用、従業員のトレーニング、設備投資、R&D、雇用維持、創出のための安定化等に充てられる必要がある。②現金配当に限られる。③基準期間の平均配当額(過去5年間で配当が最も多かった年度と最も少なかった年度を除いた3年間の平均配当額)を超える金額のみが対象となる。④上限金額は、5億ドル以下または米国外においてPREが財務諸表に記載されている場合はその所得以下(財務諸表に記載がない場合にはPREに関する繰延税金負債を35%で割り戻した金額)とされている。

⁵⁸ 課税所得から控除される部分についての外国税額は外国税額控除の対象とならない。

外国子会社は必ずしも国内親会社から投資資金を調達する必要がないことからレパトリ税が外国子会社の投資量を変化させることはなく、したがって、レパトリ税の有無がレパトリ額に影響することはないという新しい見方があるが、この新しい見方によっても一時的なレパトリ減税が行われる場合には、一時的に国内親会社の税引後の受取額が増加するため、レパトリ額が増加するといわれており、これが HIA の経済効果として想定されていたものと考えられる。

HIA によるレパトリの促進効果に関して、米商務省経済分析局 (U.S. Bureau of Economic Analysis, BEA) が行った調査によれば、2005 年に外国子会社から米国へのレパトリが急増し、その後は急減したものの、HIA 導入前と比べると高水準で推移している事実が確認された。税収への影響は、9,700 の適格企業のうち 843 企業が HIA を利用して 3,120 億ドルがその対象となり、2,650 億ドルの減税となった。適格配当を実施した企業を産業別にみると、医薬品が 990 億ドル (全体の 32%)、コンピュータ・電子機器が 580 億ドル (同 18%) で、配当実施企業上位 5 社で配当全体の 28% を占める。配当の多くは、タックスヘイブンを含む低税率国からであったことが確認されている。

HIA の投資・雇用への影響を行った実証分析 (Dharmapala, Foley and Forbes (2011), *Journal of Finance*) では、設備投資、雇用、R&D への影響や、親会社の負債、CEO 報酬に対する影響は、統計上の有意性が認められず、配当と自社株買いによるペイアウトについては有意性が認められた⁵⁹。このような実証分析からは、HIA による減税は米国内の投資や雇を増加させずに、その半分以上が株主に還元され (ただし、経営者の報酬原資とはならなかった) たことを示唆する。HIA の成立時、米国企業は資金難の状況になかったため、HIA が直接的に国内投資や雇用の増加に寄与することはなかったが、米国株主の所得を増やしたことにより、株主による再投資ないし消費により、投資・雇用・消費に間接的に貢献したと考えられている。米企業が資金不足の状況にあった 2009 年に HIA を復活させたら、別の効果が出た可能性もある。別の実証分析 (Blouin and Krull (2009), *Journal of Accounting Research*) でも、レパトリ資金は株主へのペイアウトの増加をもたらすことが実証されたが、これに反して、また別の実証分析 (Faulkender and Petersen (2012)) では、資金制約に直面している企業については、レパトリが投資増加につながり、ペイアウトにはあまりつながらない、との結論が得られている。

HIA の海外資金への影響についての実証分析 (Brennan (2010), *Northwestern Journal of Law & Social Policy*) では、米国企業の米国外で永久に再投資される所得 (permanently reinvested earnings, PRE) が HIA 後に増加したことに着目し、HIA 前 (1998~2003 年) と HIA 後 (2006~2008 年) では、HIA 後に企業の PRE が増加、すなわち、米国企業が海外子会社の利潤のうち PRE の割合を増やしたことが実証された。このことは、米国企業が将来再び HIA と同様のものが行われるとの期待から説明できるが、米国に資金を還流させるという HIA の目的が、短期的には達成されたものの、長期的には逆の結果を生んでしまったことを示唆する。

HIA の税収への影響に関する実証分析 (Shapiro and Mathur (2011), *Sonecon*) からは、HIA の税収効果は 10 年間で 235 億ドルと推計されているが、米国税制委員会 (JCT) の推計では、10 年間でマイナス 33 億ドルとなっている (米企業がレパトリの時期を 2004-2005 年に早めること、米企業が将来の送金税減税を期待して、海外利潤を高めること、を仮定として置いている。)

米国と我が国の状況は異なるため、米国の経験をそのまま我が国に当てはめることはできないが、日米の環境の違いを考慮することで、我が国の外国子会社配当益金不算入制度 (米国の HIA は、通常の配当を超える分のみが対象となるが、日本の益金不算入制度は配当全てが対象となる。) に対する措置の経済効果に関する着眼点を得ることはできると考えられる。まず、米国の HIA は、それ

⁵⁹ Dharmapala, Foley and Forbes, Watch What I Do, Not What I Say: The Unintended Consequences of the Homeland Investment Act, *Journal of Finance*, (2010)

を利用する米国企業が資金の流動性制約に直面していない時期に実施されており、2009年に導入された我が国の外国子会社配当益金不算入制度導入時期とは経済環境が異なるため、日本の場合には設備投資や雇用に対して正の影響があった可能性がある。また、我が国の外国子会社配当益金不算入制度は恒久措置であるため、日本の場合は米国の HIA ほど多くのレパトリをもたらさないかもしれないが、海外に資金を滞留させるインセンティブも働かない。我が国の外国子会社配当益金不算入制度は、今のところ国際的な資金移動を容易にしたことのみが実証されているが、これは本制度の真の目的は何か、海外資金の国内回帰か国内投資・雇用の拡大かを、あらためて検討する必要があることを示唆しているように思われる。

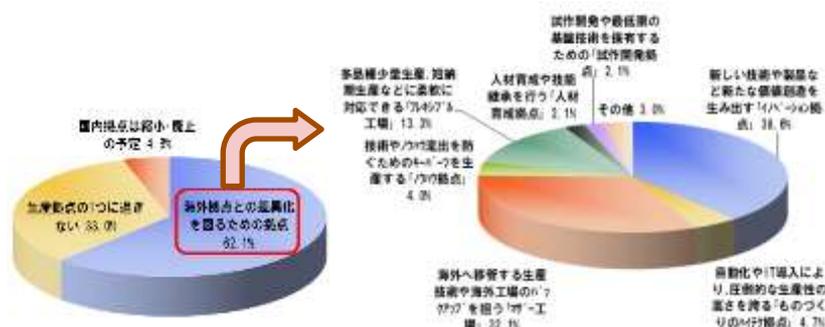
2.2.3. 日本企業の海外展開と立地動向の実態

先進的な欧米多国籍企業はリーガルエンティティにとらわれず、グループ全体を一つの企業体と考え、機能を設計する傾向にある。すなわち、このような欧米多国籍企業は、グローバル展開に際して、各機能を統合したうえで、最適な立地を選定し、これらを配置している。例えば、財務機能や経理機能については、時差を考慮し 24 時間オペレーションが可能となるように中国・東欧・インド・米国などタイムゾーン毎に機能を配置するケースがみられる。法務や人事、IT、研究開発やマーケティングなど、他のコーポレートファンクション及びスタッフファンクションの配置についても事業に対して「横串」として配置している。欧米先進企業もインターナショナルからグローバルへ転換するにあたり、リソース配分の効率性を重視した結果、このような配置になった。それらの機能を個別のリーガルエンティティにするのか、事業を担うリーガルエンティティと同居させるのかは各国の税制や規制などを勘案し、決定する。それゆえ、地域統括会社のような統括を主目的とするリーガルエンティティを設置して各機能を集約するようなケースは一般的ではない。これに対して、日本企業は、グループを一つの企業体と捉える発想はあるものの、グローバル展開に際してもリーガルエンティティを基本単位として組織を設計する傾向にある。このため、各機能はエンティティ単位で個別に設計されるため、地域統括会社を設置し、そこで個社に置かれた機能を集約しようとするが、標準化や統一が不十分なため実現できる範囲は限られる⁶⁰。

機能の海外移転については、基本的には、生産販売等の実体のある事業の移転が中心であり、事業の根幹をなす機能については日本に残す傾向がある。例えば、製造業においては、調達、生産・製造、販売などの事業のフロントラインを形成する機能を各海外子会社に移管することが多いが、この場合の国内拠点の位置付けとしては、「海外拠点との差別化を図るための拠点」とする企業が多く、国内拠点を、新しい技術や製品など新たな価値創造を生み出す「イノベーション拠点」、海外へ移管する生産技術や海外工場のバックアップを行う「マザー工場」などとして位置付けており、グループ全体の事業の根幹をなす機能については、国内に残す傾向がみられる。

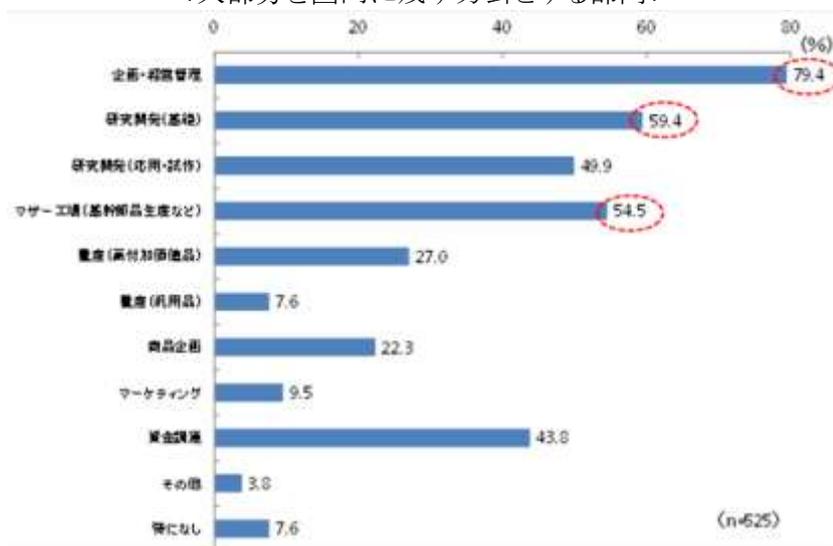
⁶⁰ 研究会メンバーの日置圭介氏（デロイトトーマツコンサルティング合同会社 執行役員）による研究会でのプレゼンテーション内容をもとに作成。

<国内生産拠点の役割>



出典：経済産業省調べ(2014年12月)

<大部分を国内に残す方針とする部門>



出典：日本政策投資銀行「企業行動に関する意識調査」(2014年6月)

アンケート調査結果⁶¹においても、グループ全体の競争力を確保する等のために日本本社に残しておくべき機能については、製造における「マザー工場」、「研究開発機能」、「事業統括機能」と回答する企業が多かった。具体的には、主に以下の回答があった。

機能	理由
マザー工場	<ul style="list-style-type: none"> 製品の品質維持のため Made in Japan のモノづくり力は競争力の源泉であるため 海外では技術者の確保が困難であるため
研究開発機能	<ul style="list-style-type: none"> 基礎技術の効率的な管理、収益の源泉の有効活用のため 新製品及びその基礎となる要素技術の研究開発機能は、過去及び現状においてそのほとんどが日本本社内に集中配置されており、その人的資源の蓄積は一朝一夕には海外に移管することは困難であるため
生産技術開発機	<ul style="list-style-type: none"> 開発された新製品の製品図面のみでは製品は作れないため

⁶¹ 第1回アンケート調査結果 2-2 グローバルベースでの機能配置 質問2

能	<ul style="list-style-type: none"> 当該製品を作るための生産技術の開発が同時並行的に伴わなければならないため 研究開発と生産技術開発は互いに密接に連携が必要のため研究開発機能に近いところに生産技術機能も配置される必要があるため
事業統括機能(戦略立案機能, 情報収集機能, リスク管理機能 等)	<ul style="list-style-type: none"> 個々の事業において、各地域の事業戦略をグローバルな視点で統括し、全体最適を実現する事業戦略の立案や資源配分を含めた事業推進を行うために必要であるため 競争優位に立つには、各市場の違いを踏まえた機動的な意思決定が欠かせないため

このような傾向は、研究開発や知的財産管理等の観点でもみられる。すなわち、研究開発のコア部分については、日本本社が行い、海外子会社は受託研究や現地ニーズに対応するためのローカライズ目的の研究開発を行わせるケースが主流であること、知的財産等の管理については本社で集中的に行うことが主流であって、海外子会社に知的財産等を管理させるのは、過去に買収した海外子会社である場合に限られるといったケースが多いのが実情である。下図における国内/海外の研究開発拠点数の推移をみても、国内の研究開発拠点の割合は非常に高く、この傾向を表しているといえる。

< 国内/海外の研究開発拠点数の推移 >

年度	国内拠点数	海外拠点数	国内拠点割合
09年度	6,368	220	96.7%
10年度	6,563	242	96.4%
11年度	6,665	231	96.7%
12年度	6,682	244	96.5%

出典: 経済産業省「企業活動基本調査」

アンケート調査結果⁶²において、研究開発については、「主たる研究開発は本社が行い、受託研究や現地ニーズにも対応させるため海外子会社で研究開発を行わせている」という回答が複数あった。

無形資産の管理については、グループ内部で創設したものについては、7割程度の企業で本社が関与して管理しているという回答があった。一方、買収した会社が有していた無形資産についても5割程度の企業で本社がその管理に関与しているという回答があった。

この点につき、研究会メンバーによると、事業所の海外展開は進んでいるが、付加価値を生む機能は基本的に日本本社に集中させている。企画・研究開発・グループ全体の管理は本社に集中させており、研究開発機能に関しては、買収によりグループに加入した海外子会社が有していた研究開発機能については、買収後もそのまま自主的に運営させているケースが一部あるものの、主として、プリンシパルは日本に集中させ、海外子会社は、日本本社からの受託研究開発を行っているとのことであった。また、無形資産の管理についても、海外子会社が独自開発した知的財産については自

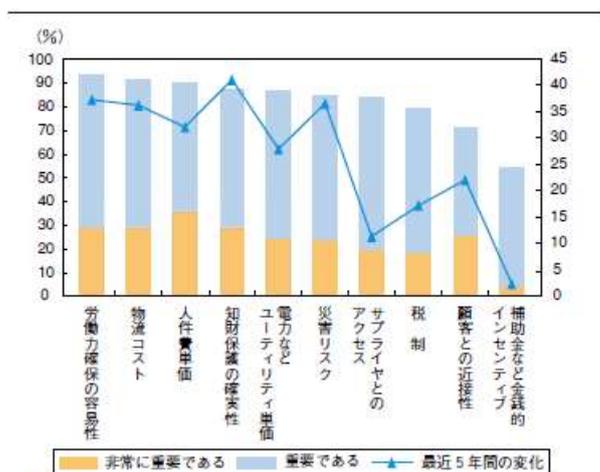
⁶² 第1回アンケート調査結果 2-2 グローバルベースでの機能配置 質問1

主的に管理させているケースもあるが、原則日本本社の中央集権管理体制を採用しているとのことであった。

また、研究会メンバーによると、重要な知的財産は全て本社に帰属させているとのことであり、例えば海外拠点が研究開発を行う場合でも、図面の作成等に係るコアな研究開発業務については日本本社に残し、周辺部分の研究開発業務は日本本社から委託するという形をとることで、開発された知的財産は日本本社に帰属する仕組みにしているとのことであった。

海外子会社の立地選定に関しては、製造子会社であれば厳しい価格競争を背景とする安価な労働力等の確保、販売子会社であれば新たな市場開拓のための現地ニーズ及びマーケットなどの要素に重きを置くことが一般的であり、税務については、現地優遇税制等を勘案するケースもあるものの、積極的な理由として立地選定を行うケースはあまり多くないのではないかと考えられる。これは、下図において、我が国の製造業が直接投資を行う場合の立地に関して重視している要因につき、上位5位が労働力確保の重要性、物流コスト、人件費単価、知財保護の確実性及び電力などのユーティリティ単価から構成されており、税制や補助金等などの金銭的なインセンティブについては、優先度が低くなっていることからいえるものと考えられる。

<立地選択要因>



備考1. 上場している製造企業を対象にしたアンケート調査結果。有効回答数は227社
 2. D.1値は「重要性が増加した」と回答した企業の割合から「重要度は低下した」と回答した企業の割合を差し引き算出
 資料：経済産業省調べ（07年2月）

出典：経済産業省「2007年版ものづくり白書」

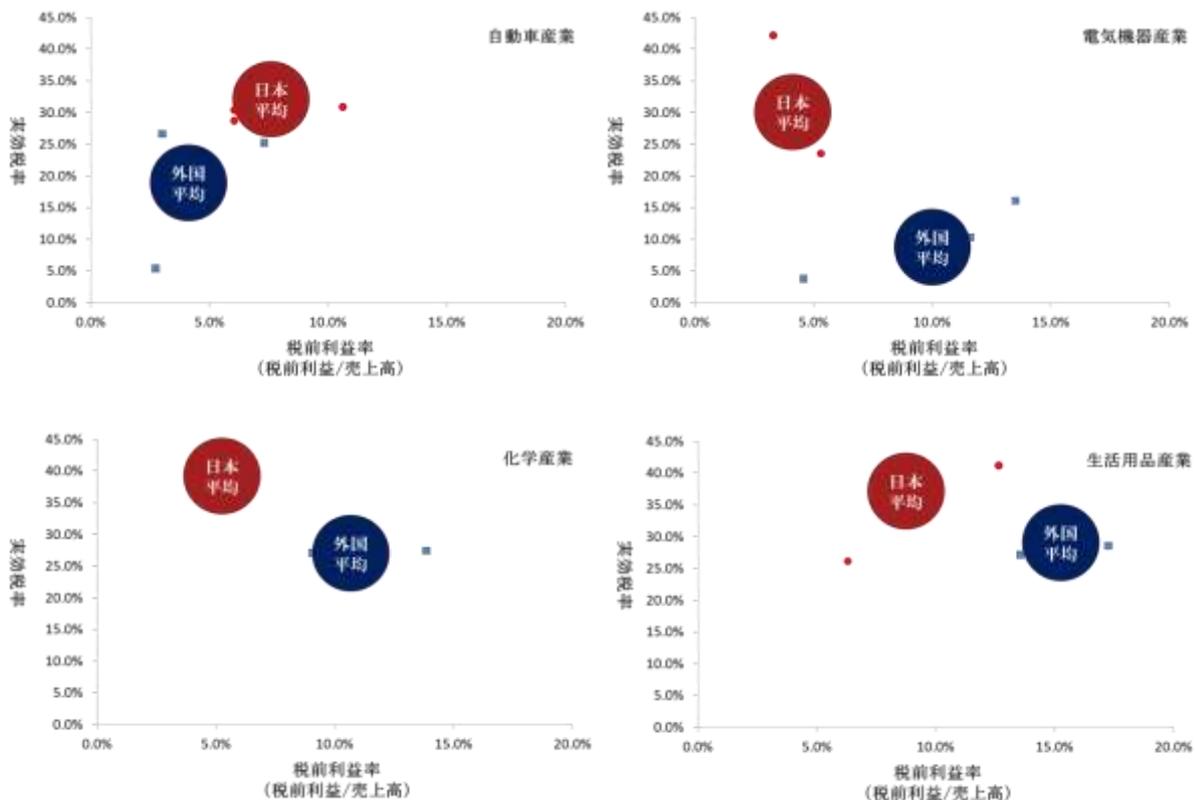
以上のように、日本企業のグローバル展開は、リーガルエンティティ単位での設計を基本とし、主に生産販売等の実体のある事業を国外に移転させることがあっても、事業の根幹をなす機能（マザー工場、研究開発のコア部分及び知的財産管理等）については日本に残す傾向があるといえる。また、立地選定の際に税務上の理由が優先的に考慮されることは多くないと考えられる。したがって、我が国の国際課税制度の在り方を検討するに当たっては、このような日本企業のグローバル活動の実態にも十分に留意する必要があると考えられる。

2.2.4. 日本企業の税務プランニングと税務インフラの実態

欧米多国籍企業は、税金を損益計算書上の現金支出を伴うコストと捉えて、株主価値適正化の観点から税金コスト及び税務リスクを減少することを重要な経営課題として検討しており、親会社の税務部門は、親会社の税務のみならず、海外子会社の税務についても責任を負っており、グローバル税務プランニングを積極的に行っているのが一般的であるといわれている。

これに対して、今日の日本企業は、欧米企業のように大規模な税務部門を設置し、グローバルタックスプランニングを積極的に行っている例はあまりないとされているところである。下図に示される業種に係る日本企業の実効税率の水準は、いずれの業種においても欧米企業に比して高くなっている状況にあるが、このことは、日本企業がグローバルタックスプランニングを積極的に行っていないことが反映されたものとも考えられる。

＜主要産業における日本企業と外国企業の実効税率の比較＞

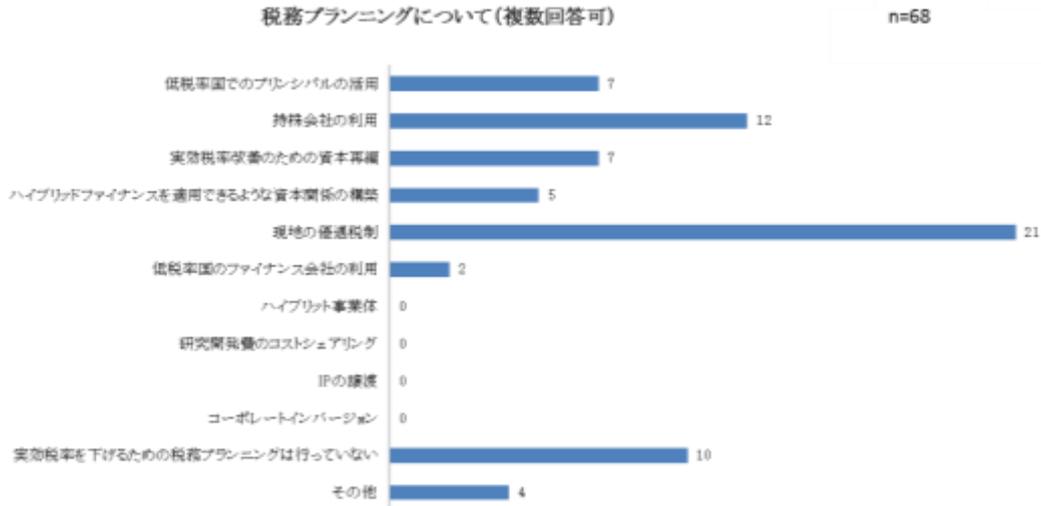


出典: 各社の有価証券報告書、Annual report

アンケート調査結果⁶³においては、税務プランニングの実態に係る質問に対して、現地の優遇税制を利用すると回答が約 3 割で最も多く、そもそも実効税率を下げるための税務プランニングは行っていないとする回答も約 2 割あった。

⁶³ 第 2 回アンケート調査結果 2-9 税務部門、税務プランニング 質問 2

< 税務プランニングについて >



出典: アンケート調査結果

さらに、税務インフラについても、我が国企業は、本社集中的なグローバルの税務管理を実現するための人材や IT といったインフラが十分に整備されていないのが実情であるといえ、アンケート調査結果⁶⁴においては、各企業における税務部門のグループ全体に対する役割については、横串機能としての税務管理はできていないとする回答が約 5 割あった。その他、税務部門の役割として以下のとおり回答があった。

- グループ全体の税務については、地域統括会社に一定の裁量を持たせつつ本社が全体を管理
- 移転価格・税務調査については、グループ全体の管理を推進
- 欧米については、税務統括拠点を置いて間接的に管理
- BEPS の動きが進展する中で徐々にグループ全体の横串機能を発揮するための体制構築を推進
- 国内 100%子会社については連結納税の導入による税務管理を行っているが、その他の国内子会社及び海外子会社については各社で管理

< 親会社の税務部門の状況 >



出典: 「BEPSを踏まえた我が国の事業環境整備と企業の親子会社間情報共有の在り方に関する調査」(経済産業省)

⁶⁴ 第2回アンケート調査結果 2-9 税務部門、税務プランニング 質問1

また、アンケート調査結果⁶⁵によると、国際税務を担当する税務部門の人員を増員する予定があるかどうかに係る質問に対しては、「増員するかどうか分からない」とする回答が約 5 割あったが、「増員を予定している」という会社からは、その理由として、以下のとおり回答があった。なお、理由のうち、移転価格文書化対応のためと回答する企業が多く見受けられた。

- BEPS 対応及び国際税務管理の強化のため
- 移転価格文書のマスターファイル、国別報告事項の作成のため
- 海外関連会社へのコントロールガバナンスの強化のため
- タックスコンプライアンス対応業務の増加が想定されるため

⁶⁵ 第 2 回アンケート調査結果 2-9 税務部門、税務プランニング 質問 1

2.3. タックスヘイブン対策税制の検討に係る基本的な視点

2.3.1. 概要

(1) 検討のアプローチ

ここでは、2.1.及び 2.2. において整理した、在るべきタックスヘイブン対策税制の検討の前提となる主要国の国際課税制度の動向や BEPS プロジェクトの概要、及び、我が国企業のグローバル活動の実態を踏まえながら、タックスヘイブン対策税制の検討に係る基本的な視点についての整理を行った。

(2) 現行法制の概要と問題点 – 制度の複雑性並びに制度目的及び対象所得の曖昧さ

我が国のタックスヘイブン対策税制についての検討にあたり、まずは、現行制度の概要と問題点の検討を行った。タックスヘイブン対策税制は、昭和 53 年度の税制改正により制度化されており、制度導入時から現在まで軽課税国指定制度の廃止、外国子会社配当益金不算入制度に伴う改正、いわゆるトリガー税率の引下げや資産性所得に対する部分的な合算課税などの税制改正が行われた。

一方で、制度導入時から現在に至るまで、経済環境、企業行動や我が国税制に大きな変化があったにもかかわらず、タックスヘイブン対策税制においては、それらの変化に応じた改正がなされなかった分野もあり、適用除外基準にみられるような制度の複雑性や、制度目的の曖昧さによる来料加工取引に係る取扱いなどにみられるオーバーインクルージョンの発生といった問題が生じていると考えられる。

現行のタックスヘイブン対策税制における上記のような問題に対応するため、日本の企業実態等を踏まえつつ、制度目的及び対象所得の明確化を図る必要があると考えられる。

(3) 主要国の CFC 税制

海外主要国(米国、英国、ドイツ及びフランス)の CFC 税制について、平成 24 年度アジア拠点化立地推進調査等事業(国際租税問題に関する調査(タックスヘイブン対策税制及び無形資産の取扱いについて))の調査報告書(以下「アジア拠点化立地推進調査報告書」)⁶⁶及び PwC 海外メンバーファームに対するヒアリング等を通じて、その内容を確認した。また、行動 3 最終報告書のビルディングブロック毎に、我が国及び海外主要国の CFC 税制の概要を整理し比較を行った。

各国の CFC 税制の主たる目的は、米国においては課税繰延防止にあるといえるが、我が国及び英国、フランス、ドイツにおいては租税回避防止にあるといえ、この点では共通する性格を有していると考えられる。一方で、課税方式については、我が国はエンティティアプローチとトランザクショナルアプローチの併用、米国やドイツはトランザクショナルアプローチ、英国はテリトリアルアプローチ、フランスはエンティティアプローチとそれぞれ異なっており、また CFC 税制の対象となる所得の範囲等についても、各国 CFC 税制で相違が見られるところである。

したがって、我が国のタックスヘイブン対策税制の在り方を検討するにあたっては、このような海外主要国の CFC 税制の内容を参考にしながらも、我が国企業の競争力や我が国の立地競争力、我が国企業の国際展開の実態など、海外企業や他の主要国との相違点も踏まえてその在り方を検討することが望ましいのではないかと考えられる。

⁶⁶ http://www.meti.go.jp/meti_lib/report/2013fy/E003115.pdf

(4) 行動 3 最終報告書の内容 - ベストプラクティスとしての行動 3 最終報告書における勧告

タックスヘイブン対策税制の在り方についての検討にあたっては、OECD の BEPS プロジェクトの行動 3 における最終報告書 (Designing Effective Controlled Foreign Company Rules, 効果的な CFC 税制の設計)⁶⁷の内容の検証を行った。行動 3 最終報告書は、一定の立法措置の導入を提示するミニマムスタンダードではなく、BEPS 対抗措置の導入を義務とはせず各国の任意とする場合に制度案として提示を行うベストプラクティスという位置付けとなっている⁶⁸。しかし、CFC 税制は、OECD においてもこれまで多くの作業が行われてこなかった分野であり、行動 3 最終報告書の勧告内容は、BEPS プロジェクトの中で OECD 加盟国や G20 諸国をはじめとする多数の利害関係者の協働作業の結果としてまとめられた、CFC 税制についての初めての国際的なベストプラクティスであるため、日本の制度設計に際してもこうした方向性が尊重されるべきと考えられる。

ただし、行動 3 最終報告書における勧告は、各国が異なる政策目的に沿った形で、BEPS に対処できるよう、CFC 税制の設計について柔軟性を提供していることから、我が国のタックスヘイブン対策税制の在り方の検討に際しては、我が国の政策目的に沿うように、我が国企業のグローバル展開の実態や、我が国の国際課税制度におけるタックスヘイブン対策税制の位置付けなどを十分に踏まえる必要があると考えられる。

BEPS プロジェクトでは、経済活動が行われ価値が創造される場所で利益を課税すべきとの基本的考えを示しており、行動 3 最終報告書においても、一般に CFC 税制では、税の軽減を受けるために根底にある価値創造から乖離された所得を CFC 所得に含めることになるとされている⁶⁹。この基本的な考え方に立つと、経済活動が行われ価値が創造された場所と当該価値に対する課税の場所が一致している場合には、外国子会社の所得に対する課税は、当該所得の源泉地国における課税に委ね、CFC 税制における合算課税の対象としないことが妥当ではないかと思われる。一方、価値創造の場所と課税の場所が一致していないような場合、すなわち、本来、日本の親会社の課税ベースとなる所得であって実体的な経済活動のない外国子会社に対して付替えられた所得については、CFC 税制において合算課税の対象となる CFC 所得に含めるべきではないかと思われる。

行動 3 最終報告書においては、各国がテリトリアル課税方式を採用している場合には、CFC 税制を狭く適用し、親会社が所在する国で課税されるべきであった所得だけを CFC 税制の対象にするのがより整合的であろうとしている⁷⁰。我が国では、従前からの全世界所得課税方式を基本ルールとしながらも、外国子会社配当益金不算入制度の導入によってテリトリアル課税方式に移行しつつあるといえるのではないかと思われる⁷¹ため、この点についても十分踏まえる必要があると考えられる。

また、BEPS プロジェクトの目的の達成のためには、欧米関係国における税制の変更が必要不可欠であるものと考えられる。現状では、米国、英国等の主要国における、行動 3 最終報告書の公表を受けた CFC 税制の抜本的見直しの動きは、特に見受けられない。我が国のタックスヘイブン対策税制は、他国の CFC 税制よりも比較的厳格な制度といわれており、現行制度においていくつかのオー

⁶⁷ OECD, Designing Effective Controlled Foreign Company Rules, Action 3 - 2015 Final Report (5 October 2015) (<http://www.oecd-ilibrary.org/docserver/download/2315301e.pdf?expires=1456189038&id=id&accname=guest&checksum=42CAA B8C1ED9A1ACoBD62E768ECF9E7E>)

⁶⁸ 行動 3 最終報告書エグゼクティブサマリー

⁶⁹ 行動 3 最終報告書パラグラフ 74

⁷⁰ 行動 3 最終報告書パラグラフ 13

⁷¹ 研究会では、平成 21 年度税制改正による外国子会社配当益金不算入制度の導入をもって、我が国の課税方式が、ワールドワイド課税方式から、テリトリアル課税方式に移行しつつあるとの見解に至った。

バーインクルージョンが生じていることに鑑みると、各国の制度改正と調和の取れた改正が行われなければ、結果として、我が国企業及び我が国の国際競争力が損なわれるおそれがあることに留意する必要があるものと考えられる。

(5) 税制全体との関係

我が国の在るべきタックスヘイブン対策税制についての基本的な視点を、租税条約や移転価格税制といった我が国の国際課税制度との関係の観点から整理した。

租税条約の趣旨目的との関係では、タックスヘイブン対策税制の在り方として、「全体として合理性のある制度」である必要があるため、タックスヘイブン対策税制は、第三国の課税ベースの浸食ではなく、我が国における課税ベースの浸食に対応するものとして、CFC 所得の定義を検討することが妥当であると考えられる。この観点からは、CFC 税制の対象となる所得の定義のアプローチの一つである超過利得分析については、自国由来か第三国由来の所得かを区別せずに CFC 所得を定義し、また CFC 所得の種類を特定しないため、租税条約の趣旨目的との関係で問題が生じないか慎重かつ十分な検討が必要になると考えられる。

また、移転価格税制との関係では、実際の適用局面においては対象が重なる場合があり、相互に関連し、補完の関係にもあるといえるが、移転価格税制は、BEPS プロジェクトの行動 8 から 10 最終報告書の内容を踏まえ、各国において移転価格分析の複雑化や精緻化等による課税強化が懸念されるところであり、また、移転価格税制の適用に係る事務負担の増加が懸念される。このような移転価格税制の動向も踏まえ、タックスヘイブン対策税制の在り方について検討する必要があるものと考えられる。

2.3.2. 現行法制の概要と問題点

(1) タックスヘイブン対策税制の主な沿革

昭和 53 年 タックスヘイブン対策税制の導入

税制調査会の「昭和 53 年度の税制改正に関する答申」に示された勧告を受けて、昭和 53 年度の税制改正により内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例として租税特別措置法において制度化された。これは、我が国経済の国際化に伴い、いわゆるタックスヘイブンに子会社等を設立し、これを利用して税負担の不当な軽減を図る事例が見受けられるが、このような事例は、税負担の公平の見地から問題のあるところであり、また、諸外国においてもこれに対処するための立法措置が講じられていることを考えると、所要の立法措置を講ずることが適当であるとの趣旨に基づくものである。

平成 4 年 軽課税国指定制度の廃止

平成 4 年度税制改正により、41 の国・地域を軽課税国として指定する制度が廃止された。この背景には、租税回避に利用されやすい課税上の措置を講じる国があとを絶たず、諸外国の税制改正の動きを漏れなく適時適切に把握することは非常に困難となっていること、指定漏れが生じると結果として課税上の不公平が生じることにもなること等の事情があったことが挙げられ、軽課税国指定制度の廃止によって、外国関係会社が特定外国子会社等に該当するかどうかの判定は、個々の法人毎に行うこととされた。

平成 21 年 外国子会社配当益金不算入制度の導入に伴う改正

平成 21 年度税制改正により、外国子会社配当益金不算入制度が導入されたことに伴い、内国法人が一定の外国子会社から受ける剰余金の配当等が原則として課税されないこととされた。従来は、外国子会社から受ける剰余金の配当等は特定外国子会社等からの配当を含め配当課税に完結させるため、合算課税の調整方法として特定外国子会社等が内国法人に支払う配当は特定外国子会社等の適用対象留保金額の計算上控除するとともに、合算課税された課税済留保金額の損金算入を行っていた。改正後は、このような配当課税との調整が不要となったことから、特定外国子会社等が内国法人へ支払う配当については、適用対象金額及び課税対象金額の計算上控除しないこととされ、特定外国子会社等が受ける一定の配当については、適用対象金額の計算上控除することとされた。

平成 22 年 トリガー税率 20%以下への引下げ、資産性所得の合算課税の導入、統括会社の要件の導入

平成 22 年度税制改正においては、国外に進出する企業の事業形態の変化や諸外国における法人税率の負担水準の動向に対応し、我が国企業の国際競争力を維持する観点から、トリガー税率を 25%以下から 20%以下へ引き下げる改正が行われた。

事業基準における特定事業(株式等もしくは債券の保有、工業所有権等もしくは著作権等の提供又は船舶もしくは航空機の貸付け)から生じる所得については、適用除外基準を満たす特定外国子会社等に付け替えることによる租税回避行為が可能であり、これを防止する観点から、適用除外基準を満たす特定外国子会社等であっても、一定の剰余金の配当等、利子、償還差益、株式等の譲渡益、使用料等に係る所得については資産性所得として合算課税する措置が導入された。

一定の要件の下で統括業務を行う統括会社は、租税回避目的で設立されたものとして捉えるのではなく、グローバルに展開するグループ企業、多国籍企業にとって必須のものであり、かつ、その地において事業活動を行うことに十分な経済合理性があるものとして整理することができることから、被統括会社の株式を保有する株式保有業である統括会社については、適用除外基準における事業基準の対象外とする措置が導入された。また、卸売業を主たる事業とする統括会社に係る被統括会社を非関連者基準における関連者から除外することとされた。

平成 27 年 トリガー税率 20%未満への引下げ

平成 27 年度税制改正においては、トリガー税率を 20%以下から 20%未満へ引き下げる改正が行われた。

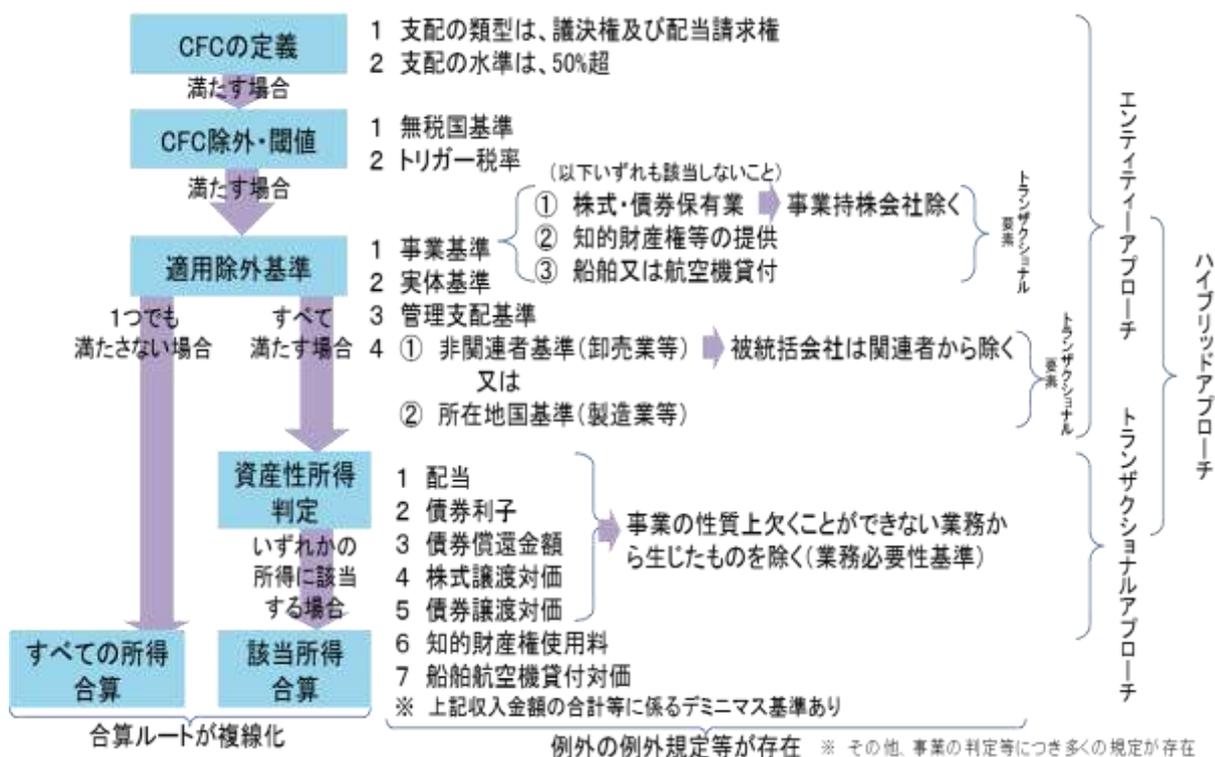
＜現行タックスヘイブン対策税制の概要＞

OTH税制は、軽課税国に実体のない子会社（ペーパーカンパニー）を設置して所得を移転する租税回避行為を防止するために設けられた制度。



※租税負担割合がトリガー税率（現行制度上「20%未満」）を下回る国において、子会社の事業実体を証明できない場合（ペーパーカンパニーなど）、合算課税される
 ※ただし、航空機リース事業等については、事業実体の有無に関わらず合算課税される

＜現行タックスヘイブン対策税制のフロー図＞



(2) 現行タックスヘイブン対策税制において生じている主な問題点

(i) 制度目的や対象所得の不明確性

昭和 53 年にタックスヘイブン対策税制が創設された当初、本税制は軽課税国を利用した不当な租税負担軽減を図ることを防止するための租税回避防止目的規定であると説明されたが、その後、我が国が全世界所得課税方式を採用していることを強調した「タックスヘイブン対策税制は課税繰延防止目的規定である」との考え方も優勢となるなか、本税制の目的が不明確となり、その課税の対象も曖昧となっていった。しかし、平成 21 年の外国子会社配当益金不算入制度の導入により、全世界所得課税方式の採用を拠り所とする課税繰延防止目的規定であるとする考え方は説得力を失い、現在ではタックスヘイブン対策税制は主として租税回避防止目的規定であると整理し直されている。

ただし、タックスヘイブン対策税制により本来防止されるべき租税回避の具体的な内容は、依然、必ずしも明確ではないといえる。このことが、エンティティベースで原則課税とした後、適用除外基準を満たした場合のみ非課税とする厳格な税制の枠組みと相俟って、オーバーインクルージョンを生み出しやすい構造となっているという問題点があるものと考えられる。

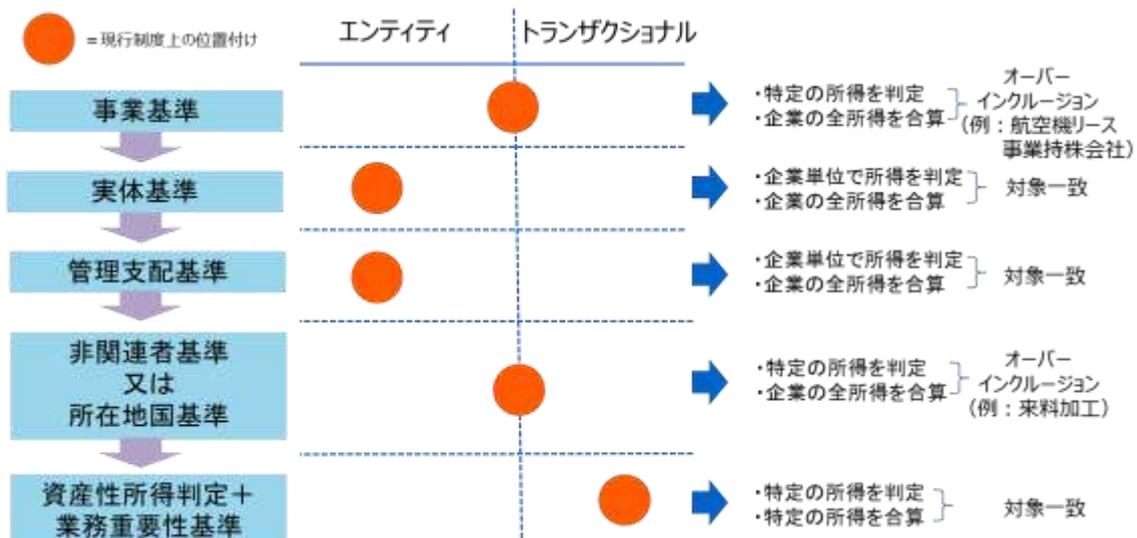
なお、行動 3 最終報告書においては、CFC 税制は、一般に歳入確保措置ではなく、租税回避防止措置として措置されるものであるとされている。すなわち、いたずらに課税権確保を指向するのではなく、日本企業の実態を踏まえた上で、租税回避行為を抑止する観点から、オーバーインクルージョン又はアンダーインクルージョンを生み出さない、焦点の合った課税制度を目指す必要があるものと考えられる。

(ii) 制度の複雑性

タックスヘイブン対策税制における適用除外規定は、実質的にはトランザクショナル要素を重視して業種に着目して取引を分類することを志向したものの、エンティティアプローチを前提としていたために、主たる業種が何であるかを判定する必要がある等、極めて複雑となった。

適用除外基準等とエンティティ・トランザクショナルアプローチの親和性 エンティティ：企業単位
トランザクショナル：所得単位

■適用除外基準における「事業基準」と「非関連者基準又は所在地国基準」は、業種に係る所得を判定するための基準。(→トランザクショナル要素)
 ■しかし、これら基準はエンティティアプローチの考え方に組み入れられているが故に、主たる業務を基準として、企業単位ですべての所得を判定する基準にされていると考えられないか。(→エンティティ要素)



その後、本税制と密接に関連する移転価格税制や外国子会社配当益金不算入制度等その他の国際課税制度が導入された際にも、タックスヘイブン対策税制の目的の明確化や抜本的な見直しはなされなかった。むしろ、個々の問題に対応した対症療法的な改正が積み重ねられた結果、更なる制度の複雑化を招いたともいえる。そのような改正には、適用除外基準の判定の後に資産性所得を取り込むこととした改正も含まれる。この結果、現行タックスヘイブン対策税制は、適用除外基準を満たさない場合にはすべての所得が合算される一方、適用除外基準を満たした場合でもなお個別の所得レベルでの合算所得の判定が必要(「合算ルートの複雑化」となり、適用除外基準について更なる例外規定が存在する等、複雑な制度となってしまったという問題点があるものと考えられる。

(iii) 日本企業の実態との乖離

現行タックスヘイブン税制は、グローバル化しつつある日本企業の海外展開の実態に十分追いついていない面が多いものと考えられる。例として、適用除外基準のうちの一つに厳格な「事業基準」が採用されている結果、外国子会社が所在地国で実体のある事業を行っていても、例えば、当該外国子会社の営む主たる事業が「航空機リース事業」であるという場合には、そのことのみをもって、すべての所得が合算対象所得として取り扱われてしまうという問題点がある。また、香港の子会社が中国の会社に原材料を提供し製造委託を行い、中国の会社で製造された製品を香港子会社が引き受けるいわゆる「来料加工」事業は、海外で実体的な経済活動が行われているにもかかわらず、適用除外基準のうち「所在地国基準」が厳格に適用されるために、すべての所得が合算対象所得として取り扱われてしまうという問題点がある。さらに、損害保険会社が英国ロイズ市場で事業を行う場合、資金提供会社と管理運営会社をそれぞれ設立する必要があり、実体的な経済活動が行われているにもかかわらず、資金提供会社は「実体基準」及び「管理支配基準」を、また、資金提供会社と専ら取引を行う管理運営会社は「非関連者基準」を満たすことができないことから、合算課税の対象として取り扱われてしまいかねないという事態が生じたという問題点がある⁷²。

さらに、このような現行タックスヘイブン税制における取扱いは、経済活動又は価値創造の場での課税という BEPS プロジェクトの打ち出した一般原則との整合性が取れているとは言いがたいものと考えられる。

(3) 現行タックスヘイブン対策税制において生じている個別的な問題点

(i) 外国関係会社の判定

現行タックスヘイブン対策税制の対象となる特定外国子会社等は、外国関係会社のうち税負担の著しく低い国等に所在するもの、または、法人税がない国等に所在するものとされるが、ここでいう外国関係会社とは、発行済株式等(自己株式等を除く。)の総数又は総額の 50%超を、我が国の株主(居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者)により、直接又は間接に保有されている外国法人とされている。

外国法人が外国関係会社に該当するかどうかの判定においては、会社にとって資本関係がない他の内国法人や居住者が、その外国法人の株主であるかどうかを確認する必要がある。これは厳密には、例えば、海外進出において 50:50 の合弁会社を現地に設けて合弁事業を行う場合において、合弁事業のパートナーである外国企業の株主に内国法人や居住者が存在するかどうかを確認し、当該合弁会社が外国関係会社に該当するかどうかを判断する必要があることを意味する。

⁷² 平成 28 年度税制改正大綱において、英国ロイズ市場において事業を行う特定外国子会社等については、適用除外基準を充足できるようにするための措置の導入が掲げられている。

言い換えると、合併事業のパートナーである外国企業の株式を 1 株でも保有する内国法人や居住者が存在する場合、当該合併会社は、外国関係会社に該当することとなりタックスヘイブン対策税制による合算課税が発動される可能性が生じるということである。

なお、外国関係会社の判定の基準値が 50%超とされているのは、日本の親会社の支配、コントロールが及んでいる外国子会社を対象とするためであるが、それにもかかわらず、何ら資本関係がなく外国子会社への支配をしているかどうかに影響を及ぼすとは考えにくい少数株主たる内国法人や居住者を外国関係会社の判定から除外する措置は設けられていない。

このような制度下において、実務上、このような外国法人の株主構成を詳細まで把握することは容易なことではないことから、税務調査で問題となることを事前に避けるために、外国企業との 50:50 の合併会社について、合併相手の株主に居住者及び内国法人が存在するものとして、外国関係会社として取り扱うという保守的な処理を行う実務がみられる。

アンケート調査⁷³によると、「企業の合併会社のうち、本邦居住者がどれだけ存在するかが把握できないことにより当該合併会社を特定外国子会社等とし、当該海外合併会社の所得を本邦タックスヘイブン対策税制において合算している」という回答が 10 件程度あり、また、「海外の証券取引所の上場企業との 50:50 の合併会社に対するタックスヘイブン対策税制の適用に関し、税務調査において、当該海外上場企業の株主に我が国居住者又は内国法人がいるとの指摘を受け、合算課税が行われた」という回答もあった。

(ii) 特定外国子会社等の判定

(a) 租税負担割合の計算の複雑性と事務負担

タックスヘイブン対策税制の導入時は、軽課税国指定制度によって、タックスヘイブンとなる軽課税の国・地域を大蔵大臣が指定、告示していた（いわゆるブラックリスト）。しかし、租税回避に利用されやすい課税上の措置を講ずる国があつたを絶たず、諸外国の税制改正のめまぐるしい動きをもれなく適時適切に把握することは非常に困難になってきたため、平成 4 年度の税制改正により、リストによる軽課税の国・地域の指定制度を廃止し、外国関係会社が特定外国子会社等に該当するかどうかについては、個々の法人毎に行うこととされた。以来、現在に至るまでこの判定のアプローチは基本的に変わっていないが、昨今の日本企業のグローバル展開の増加により数百社単位で海外子会社を有する企業も少なくないため、実務上、租税負担割合の計算の複雑性（例えば、非課税所得の取扱い等）に伴う事務負担が重くなっている。

この点につき、研究会メンバーによると、タックスヘイブン対策税制における非課税所得の取扱いや適用除外基準などに係る要点の共有等をグループ各社の経理責任者と適切に行うことは容易ではなく、その結果一年を通じて、親会社の担当者の子会社の担当者との連絡を繰り返し行わなければならない状況であり事務負担が大きくなっているとのことであった。

また、アンケート調査⁷⁴によると、海外子会社のガバナンスの程度については、株式等の保有割合にも関係するのが実情であり、このようなことからタックスヘイブン対策税制に対応するための資料の入手も困難となっているケースもあるようである。なお、入手困難な資料として以下が回答された。

⁷³ 第 1 回アンケート調査結果 5 海外合併会社の状況 質問 2

⁷⁴ 第 1 回アンケート調査結果 4 海外子会社のガバナンスの状況 質問 3

入手資料困難な資料とその理由	
資料	理由
税金計算シート、現地申告書、Audit Report	日本の申告期限が早いため、現地では作業が終わっていない
実効税率計算シート	子会社側担当者の職務権限の範囲・理解度・習熟度合によっては、意思疎通が円滑でなく、なかなか 入手し辛い場合がある
現地で管理支配が行われていることを証する書類	該当する書類の判別が困難
出資比率が低い会社から入手する資料	大株主が資料開示を拒否するケースがあるため

(b) 無税国に所在する外国関係会社の取扱い

現行のタックスヘイブン対策税制においては、法人の所得に対して課される税が存在しない国または地域に本店または主たる事務所を有する外国関係会社については、租税負担割合の判定を行うことなく特定外国子会社等に含まれることされている。このため、例えば、ケイマン諸島などの無税国の子会社が、第三国で行う事業から生じる所得につき第三国において法人所得税を負担し当該外国関係会社の租税負担割合が 20%以上であったとしても、無税国に所在するという理由だけで合算課税が行われる仕組みとなっている。

アンケート調査⁷⁵によると、無税国の特定外国子会社等の取扱いについては、約 2 割の会社から合算課税されている、又は、合算課税が見込まれるために海外進出の障害となっているとの回答があった。なお、無税国に子会社を設置しなければならない理由については、以下のとおり回答があった。

- 現地法令上、外国企業については支店形態での進出しか認められず、第三国に本店を設立しなければならないため
- 外国企業との合弁事業の場合、設立の容易さや運営コストの観点から無税国に本店を設置することがあるため
- キャプティブ保険の運営を支援するインフラを整備している国が無税国に該当するため

(iii) 適用除外基準における事業基準

事業基準は、特定外国子会社等の営む主たる事業が、株式等もしくは債券の保有、工業所有権等もしくは著作権等の提供又は船舶もしくは航空機の貸付けである場合には、その特定外国子会社等は、最初から適用除外の対象とならないとするものである。これは、これらの事業は、その性格からして我が国においても十分に行い得るものであり、軽課税国に所在することに積極的な経済合理性を見出すことは困難であるという考え方に基づくものである。

さらに、平成 22 年度税制改正により、適用除外基準を満たす特定外国子会社等であっても、一定の剰余金の配当等、利子、償還差益、株式等の譲渡対価、使用料等に係る所得を有する場合には、その合計額については、「部分適用対象金額」として合算課税されることになった。株式や債券の運用による所得等のいわゆる資産運用的な所得については、外国子会社への所得の付け替えに利用されやすいと考えられるため、租税回避行為に該当するものとして、これを一層的確に防止する観点

⁷⁵ 第 2 回アンケート調査結果 2-2 無税国の特定外国子会社等の取扱い

から、適用除外基準を満たす特定外国子会社等であっても、我が国親会社の所得に合算して課税することが適当である、との考えに基づくものである。なお、こうした資産運用的な所得であっても、特定外国子会社等が行う事業の性質上重要で欠くことができない業務から生じたものについては、合算課税の対象から除外されることになる。

航空機リース事業は、国外の事業環境の整った国において営まれることが少なくなく、また、当地においては、航空会社へのマーケティング活動、機体の管理メンテナンス及び資金調達等の実体のある活動を行っているケースが一般的であるといわれているところ、運営地国が軽課税国である場合には、航空機リース事業を主たる事業とする特定外国子会社等については、適用除外基準を満たせないこととなることで合算課税が行われており、事業の障害となっているケースがあるものと考えられる。

米国、英国及びドイツ等の主要国の CFC 税制においては、航空機リース事業から生じる所得について、積極的な経済合理性をもって事業活動を行っている場合には、適用除外とされているところであり、主要国の制度との乖離が生じている。

アンケート調査⁷⁶においても、合算課税を受けている特定外国子会社等の実態として、「航空機リース業を実施しているが、所在国において事務所等の固定施設及び専ら本事業の主たる活動に従事する従業員が存在し、所在国における実体ある事業活動の結果としてリース収益を稼得している」等、当該事業を行う事業上の理由があるにもかかわらず、事業実態に合わない税制が事業の障害になっているとの回答があった。

なお、現行タックスヘイブン対策税制では、主たる事業が航空機の貸付けに該当せず、事業基準を満たしたとしても、航空機の貸付けに係る所得が資産性所得の範囲に含まれている。この点に加え、航空機の貸付けに係る所得については、資産性所得の判定上、事業の性質上重要で欠くことができないものから生じたものを除外する規定が存在しないことから、従たる事業として航空機リース事業を営んでいるケースについても合算課税が行われてしまう仕組みとなっている。

なお、航空機リース事業については、平成 28 年度税制改正大綱における“検討項目”⁷⁷に挙げられている。

このように、事業基準は、特定外国子会社等の主たる事業が特定事業に該当することのみで合算課税が行われるという基準となっているが、アンケート調査⁷⁸によれば、約 4 割の会社から、「事業基準を満たせないために合算課税の適用を受けているケースがある」との回答があった。また、事業基準における主たる事業の判定について実務上生じている問題として以下のとおり回答があった。

- 每期卸売業等の実体のある事業を営んでいたとしても、株式譲渡益が多額に生じた場合には、当該事業年度において主たる事業が株式の保有業とみなされる懸念があること
- 特定外国子会社等が 2 以上の事業を営んでいる場合の主たる事業の判定につき、通達において「収入金額、所得金額、使用人の数、使用資産の状況等を総合的に勘案して判定する」とされている点につき、税務当局と見解の相違が生じることが懸念されること

⁷⁶ 第 2 回アンケート調査結果 2-4 適用除外基準 質問 1

⁷⁷ 平成 28 年度税制改正大綱において、「外国子会社合算税制については、喫緊の課題となっている航空機リース事業の取扱いやトリガー税率のあり方、租税回避リスクの高い所得への対応等を含め、外国子会社の経済実体に即して課税を行うべきとする BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクト最終報告書の基本的な考え方を踏まえ、軽課税国に所在する外国子会社を利用した租税回避の防止という本税制の趣旨、日本の産業競争力や経済への影響、適正な執行の確保等に留意しつつ、総合的な検討を行い、結論を得る。」と記載されている。

⁷⁸ 第 2 回アンケート調査結果 2-4 適用除外基準 質問 1 及び質問 2

また、アンケート調査⁷⁹によると、適用除外基準における統括会社の要件の充足について実務上生じている問題として、以下のとおり回答があった。

- 統括業務の定義として被統括会社の事業の運営上欠くことができないものとは何かについての判断基準が曖昧であること
- 現地の外資規制により統括業務に関してライセンスの取得が求められ、それを取得するのが困難である場合があること
- アジア等における出資規制により株式の保有に係る要件を満たせない場合があること

(iv) 適用除外基準における非関連者基準及び所在地国基準

現行のタックスヘイブン対策税制においては、適用除外基準の充足の判定において、卸売業・銀行業・信託業・金融商品取引業・保険業・水運業・航空運送業の 7 業種に該当する場合には、非関連者基準が適用され、前述の 7 業種に該当しない業種(例えば、製造業等)に該当する場合には、所在地国基準が適用されることとなっている。

非関連者基準は、前述の 7 業種については、その事業活動が必然的に国際的にならざるを得ず、これらの事業を営む特定外国子会社等に対して、地場経済との密着性を重視する基準を採用することには無理があり、それよりも事業の大宗が関連者以外の者との取引から成っているかどうかで判断するのが適当であろうとの考えに基づくものである。すなわち、その事業を関連者との取引に頼っているような企業は、独立した企業として認知しがたく、その地にいる経済的合理性は希薄であるというものである。

所在地国基準は、その本店所在地国において資本投下を行い、その地の経済と密接に関連して事業活動を行っている場合には、その地に所在していることについて十分な経済的合理性が推認し得るとの考え方に基づくものである。

これらの基準については、制度導入時からその内容に抜本的な変更はなされておらず、前述の 7 業種に該当すれば非関連者基準が適用されるが、それ以外の業種に該当するのであれば所在地国基準が適用されるという、機械的で二者択一的なアプローチが継続して採用されてきたところである。しかし、一方で、制度導入時から現在に至るまでに、我が国企業を取り巻く経済環境や事業環境が大きく変化しており、また、それに応じて企業活動の実態も大きく変化してきたといえることから、そのようなアプローチが現在の企業の活動実態に必ずしも合致しているものとはいえず、実際には、所在地国基準に関しては、来料加工取引に対する課税事案のように、制度的に租税回避防止であると捉えることが困難にもかかわらず課税がなされている事案が発生する結果となっている。

非関連者基準に関しては、アンケート調査⁸⁰において、経済実体を伴う再保険取引であるにもかかわらず、非関連者基準により CFC 所得のすべてが合算対象となっているケースがあるという点が問題点として挙げられている。

(v) 株式等に係るキャピタルゲインの取扱い

現行タックスヘイブン対策税制においては、株式等に係るキャピタルゲインに関する特段の規定はなく、適用除外基準を満たさない限りは、合算課税されることになる。しかしながら、現実には株式等のキャピタルゲインが合算課税されるケースには、例えば、オランダ、ドイツ及び英国等法定税率が **20%以上**である国で、かつ、株式等のキャピタルゲインについて原則免税とする措置を導入している

⁷⁹ 第 2 回アンケート調査結果 2-4 適用除外基準 質問 3

⁸⁰ 第 2 回アンケート調査結果 2-7 オーバーインクルージョン、アンダーインクルージョン

国に所在する持株会社が、その有する子会社株式等を資本再編の過程で譲渡したときに生じる非課税キャピタルゲインを由来とするものであることが少なくない。

具体的には、まず、租税負担割合の計算上の分母に加算する非課税所得からは非課税の配当のみ除かれており、株式等のキャピタルゲインについては、分母に加算されることとなっているため、これに伴って、租税負担割合が 20%未満となり、特定外国子会社等に該当する場合がある。そして、当該特定外国子会社等の主たる事業が株式の保有業とされる一方で、統括業務を行う事業持株会社の要件を満たせない場合には、結果として非課税のキャピタルゲインが合算課税されるというものである。

アンケート調査結果⁸¹においても、特定外国子会社等が保有する株式に係るキャピタルゲインが合算課税の対象とされる場合において、資本再編の障壁となった事実の有無について質問を行ったところ、約 3 割強の会社から「資本再編の障壁となった事実がある」とする回答があり、資本再編の障害となっている事例が少なくない。なお、資本再編の障壁となった事実がある場合の具体的な内容については、以下のとおり回答があった。

- EU 持株会社による EU 域内での本店所在地移転を伴う組織変更において障壁となった
- 複雑な投資ストラクチャーを構築していた外国企業グループの買収後における投資ストラクチャー簡素化等のための資本再編において障壁となった
- 特定外国子会社等の販売子会社を、同一国内にある既存の他のグループ販売会社に統合し販売チャネルの重複を整理するために行う株式譲渡において問題となった
- 事業持株会社の事業を撤退し、持株会社となった状態から子会社株式を親会社へ売却しようとしたが、子会社株式の売却益が合算課税されるため資本再編を中断した

また、非課税のキャピタルゲインの内容としては、英国の SSE 制度、オランダの資本参加免税 (Participation Exemption)、香港における株式の譲渡益等との回答があった。

(vi) 日本企業が認識している現行制度上のオーバーインクルージョン

アンケート調査の結果⁸²において、オーバーインクルージョンが生じている事例として、以下のとおり回答があった。

- 外資規制により、事業を行っている国で本店登録できず支店進出しか認められないため所在地国基準を満たさないケース
- 組織再編に係る株式の譲渡益
- 中国現地で実施される来料加工事業(香港・広州における取引)
- 事業実体がある航空機リース業に由来する所得
- 経済実体を伴う再保険取引であるにもかかわらず、非関連者基準により CFC 所得のすべてが合算対象となっているケース
- グループ全体では株式を 100%保有しているにもかかわらず、単体では株式保有割合 10%未満のため、資産性所得課税が生じているケース
- 主たる事業の判定により適用除外基準を満たさない会社の実体のある従たる事業の所得

⁸¹ 第 2 回アンケート調査結果 2-5 キャピタルゲインの取扱い、資本再編 質問 1

⁸² 第 2 回アンケート調査結果 2-7 オーバーインクルージョン、アンダーインクルージョン 質問 1

(4) 現行法制の改正の必要性の検討

以上のような問題点を踏まえると、現行のタックスヘイブン対策税制が、昨今の経済活動や企業実態を必ずしも十分に反映した制度となっているとはいえない部分もあるのではないかと考えられる。したがって、タックスヘイブン対策税制の在り方を検討するにあたっては、日本企業の実態を踏まえたところで、企業のグローバル活動を阻害しないような仕組みの構築を検討しつつ、制度目的及び対象所得の明確化を図るような制度設計を行っていく必要があると考えられる。

なお、BEPS プロジェクトの行動 3 最終報告書においては、CFC 税制のベストプラクティスが示されており、各国の政策目的に沿った CFC 税制の設計への柔軟性が提供されていることから、我が国の CFC 税制の見直しに際しても参考にしていくことが望ましいと考えられる。

2.3.3. 主要国の CFC 税制

(1) 海外主要国の CFC 税制の概要

海外主要国(米国、英国、ドイツ及びフランス)の現行 CFC 税制の概要は以下の通りである⁸³。

(i) 米国

米国の CFC 税制(Subpart F)においては、被支配外国子会社で稼得された一定の所得について、たとえ配当として受け取っていなくても、米国で合算対象所得として課税されることになる。この CFC 税制の対象となる所得は、租税回避行為の性質が特に強いとされる資産性所得(いわゆる **Passive Income**)及び一定の取引形態から発生する事業所得とされている。このように米国の CFC 税制は、所得毎にその適用を判断するトランザクショナルアプローチが採用されている。

米国の CFC 税制は、国外に所得を移転し、米国での課税を繰り延べようとする租税回避行為の防止を目的とした課税繰延防止(**Anti-Deferral**)税制の一つとされている。課税繰延防止を目的としているのは、米国が全世界所得課税制度を採用していることに由来する。つまり、全世界所得課税制度では、米国納税者が稼得する所得が源泉地に関係なく米国で課税されるが、CFC 税制が存在しないと仮定すれば、米国納税者が、外国法人を設立して事業や投資活動を外国で行う場合には、その外国法人で稼得される所得は米国に配当として還流しない限り、米国では課税されないことになり米国での課税は恒久的に繰り延べることができることになるが、CFC 税制は、このような租税回避行為を防止するために導入され、支配される外国法人によって稼得される一定の所得について、配当が行われなくても米国で課税されることとされたものである。

(ii) 英国

英国の CFC 税制は、1984 年に導入されたものであり、導入当初はエンティティアプローチをベースとしていたため、「オール・オア・ナッシング」アプローチとも呼ばれた。この方式は当初、事業によく適合し、政府の目標を達成するための実務的な方法と考えられた。

しかし、貿易ルールの自由化、規制の改正、商慣習と技術の開発による累積効果により、CFC 税制は企業及び政府のいずれの利益にも合致しないものとなってきた。企業の観点からは、「オール・オア・ナッシング」アプローチには潜在的なリスクが必然的に伴うことになる(所得がある会計期間において免除規定の条件を満たすかどうかで、その全部が免税又は課税となるため)。さらに、長年にわ

⁸³ より詳しい内容は「アジア拠点化立地推進調査報告書」参照。

たって行われた数々の修正がルールを複雑化させ、その背後にあるポリシーを曖昧にしたというのが企業の見方であった。

変化する事業環境及び税収確保の必要性に見合うよう現行税制を改善する困難さが、税制改正に向けた最初の動きをもたらした。また、より抜本的な改正の時を迎え、CFC 税制を導入している他の主要国(フランス、ドイツ、米国)の経験からも、今後も CFC 税制に一定の役割があることは明らかであると考えられた一方で、人為的な租税回避行為を防止するという本来の目的から行き過ぎることがないようにする必要性も認識された。

また、特定の国外所得のストリームのみを課税し、その他は免税とする純粋なトランザクショナルアプローチは、改正プロセスの初期段階において、英国政府によって却下された。すなわちこのアプローチによって、財政当局が、対象となる所得のストリームに照準をあて、法人アプローチよりも的を絞ったアプローチが原則的には可能となることを英国政府は認めたものの、想定される複雑さ及び企業にとってのコンプライアンス上の負担を考慮した結果、これを却下したのである。さらに、このアプローチを遵守するための情報収集には、現行の会計システムを変更する必要があり、非常にコストがかかることを多くの企業が指摘した。このため、英国は、法人レベルでの一定の免除規定の維持及び人為的な国外移転のリスクが高い所得に注意を向けつつ、「外国子会社に対するより帰属主義的な課税アプローチ」を模索することとなった。

政府は 2010 年 11 月の諮問文書 (Part IIA: Controlled Foreign Company (CFC) reform) の中で、英国の競争力を高めるためには、課税ベースの確定にあたり、企業グループの全世界所得を英国に帰属させるのではなく、英国での活動から生じた利益に対する課税に焦点を移すべきであると述べている。さらに、帰属主義的な税制に移行することで、現代ビジネスの現実がより良く反映され、英国を拠点とするビジネスが競争力を持ち、英国における投資と雇用の拡大に繋がるであろうと述べている。政府は同文書の中で、より帰属主義的なアプローチに基づく CFC 税制に以下の点を求めている。

- 英国での事業活動及び利益への課税が公平となるよう、人為的に移転された英国の利益に焦点を当てて CFC 税制を適用する
- 英国の課税ベースが浸食されない限り、国外所得は免税とする。その際、国外での純粋な経済活動から生じた所得を対象としない

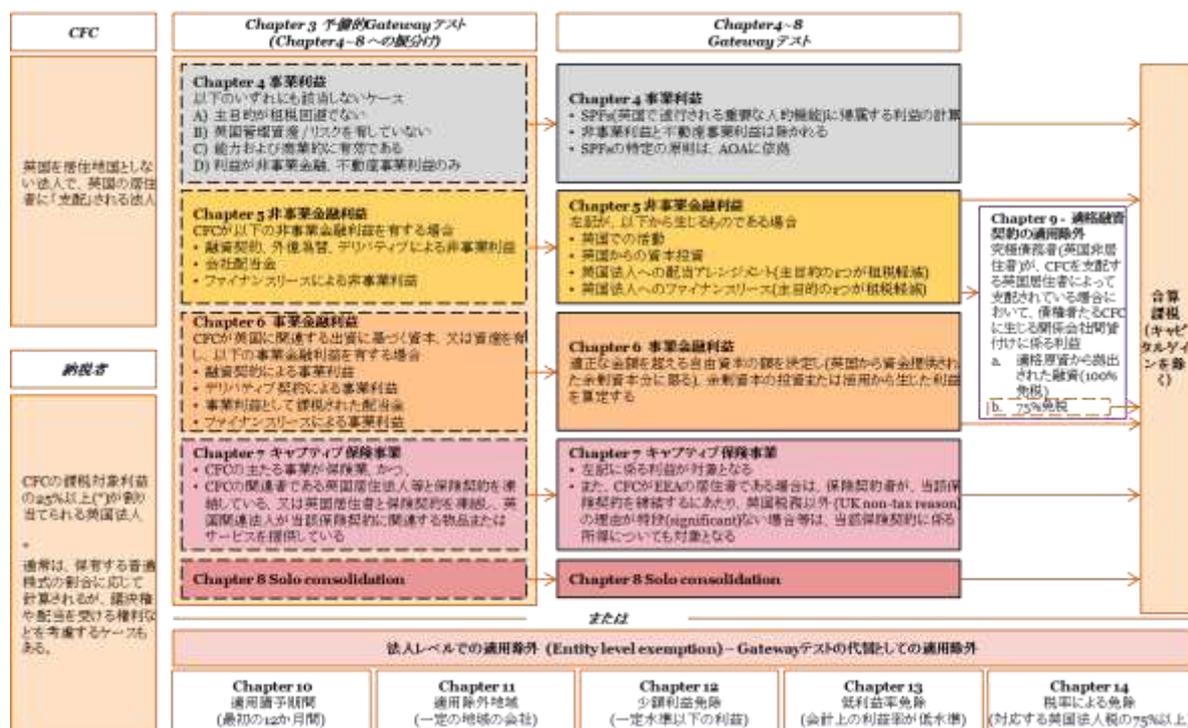
2013 年に導入された新しい CFC 税制の下では、CFC の利益が英国の CFC 課税の対象となるのは以下の場合となる。

- 課税利益が CFC 税制のゲートウェイテストを通過し、かつ
- 課税利益が免税対象ではない場合 (適用除外に該当しない場合)

CFC の課税利益は、ゲートウェイテストを通過した利益であり、英国税制を基礎として一定の調整 (キャピタルゲインの除外等) を加えて算定される。ゲートウェイテストによって、企業はほとんどの場合、重要な人的機能 (Significant People Functions: SPFs) に基づいた詳細な分析を実施することなく、その外国子法人の事業所得が CFC 税制の対象になるかどうかをより容易に判断できる。なお、企業はゲートウェイテストを適用する代わりに、法人レベルの適用除外規定 (Entity Level Exemptions) を適用することもできる。

英国 CFC の枠組みは、概ね以下の図のようにまとめられる。より詳しい内容は、別紙 2「英国 CFC 税制の概要」を参照されたい。

< 英国 CFC 税制の概要 >



出典: PwCにおいて作成

(iii) ドイツ

ドイツ CFC 税制の中核となる部分は外国税法 (Foreign Tax Code, Außensteuergesetz/AStG) に規定されている。所得税法、法人税法、営業税法及び租税通則法にも若干の関連規定がある。CFC 税制の導入背景としては、いわゆる中間会社を利用した節税スキームが当時ドイツの納税者の間で一種の流行となっており、これを立法者が問題視したことがある。中間会社とは、国外から獲得する所得に対する納税義務を回避するためにタックスヘイブン国(軽課税国)に設立された法的に独立した会社であり、実体のある事業活動を何ら行っていない会社である。

ドイツの CFC 税制はエンティティアプローチではなく、トランザクショナルアプローチを採用している。これは、中間会社によって獲得された所得のすべてを CFC 税制による課税対象とするのではなく、特定の受動的な性格を有する所得(以下本項において「受動的所得」という。)のみを課税対象とすることを意味する。中核となる規定は外国税法第 8 条第 1 項の「能動的所得」のリストであり、これによって、中間会社の所得で、法が明確に列挙する能動的な事業活動に由来する所得に関連する能動的な性質を持つ所得に該当しない限りは、全て CFC 課税の対象となる。後述するとおり、ここでいう能動的所得の定義はいくつもの例外や、例外の例外によって規定されており、ドイツの CFC 税制は極めて複雑なものとなっているといえる⁸⁴。

ドイツ CFC 税制では、原則として、以下の 3 つの要件が満たされる場合、外国会社の持分を有するドイツ居住者たる納税義務者(以下「ドイツ居住者」)に CFC ルールが適用される(外国税法第 7 条第 1 項)。

⁸⁴ しかしながら、規定の複雑性は CFC 税制に限らずドイツ税法そのものに内在する問題であり、国内においてこれが重大な否定的側面としてみなされているわけではない。

- 外国会社(ドイツ国内に設立地も管理支配地も有しない会社)の持分の 50%超が一又は複数のドイツ居住者に保有されていること
- 外国会社が一定の受動的所得を得ていること
- 受動的所得が 25%未満の実効税率をもって課税されていること

上記の 1 つ目の要件(支配要件)における保有比率の判断にあたっては、ドイツ居住者のみならずその一定の関連者が保有する持分も考慮される。また、議決権ベースで 50%超の持分を保有する場合も含まれる。持分比率判定のタイミングは、当該外国会社の、受動的所得が獲得された事業年度の終了時点である。ドイツ居住者が直接に保有している場合だけでなく、他のパートナーシップを介して、あるパートナーシップの構成員であって、当該パートナーシップが外国会社に対する出資持分を有する場合にも、ドイツ居住者による当該外国会社に対する出資があるものとみなされる。さらに、ドイツ居住者の指示に従うことが義務付けられている者、または、自身の重要な裁量なくドイツ居住者の指示に従って行動する者が保有する持分や議決権も、当該ドイツ居住者によって保有されているものとみなされる。

受動的投資所得を獲得する外国会社に関しては、より厳格な CFC 税制が適用される。外国会社が投資の性格を有する受動的所得を獲得しており、一のドイツ居住者が当該外国会社の持分の 1%以上を保有している場合、当該受動的投資所得は当該ドイツ居住者において合算課税の対象となる。さらに、外国会社が獲得する総所得が専ら又はほとんど専ら受動的投資所得に関するものである場合には、当該会社の株式が大規模かつ定期的に株式市場で取引されている場合を除き、一のドイツ居住者が保有する持分が 1%未満であったとしても、当該受動的投資所得は当該ドイツ居住者において合算課税の対象となる。

(iv) フランス

フランス CFC 税制は、1980 年の財政法 のフランス税法第 209 条 B により導入された。第 209 条 B は、外国における CFC の所得について CFC 居住地国で非課税とされることにより、フランス本国への配当送金に係るフランス資本参加免税制度の適用により、国外で稼得された所得が二重非課税となることを防止する目的で導入された。

CFC の能動的所得と受動的所得はいずれもフランスで課税対象となる。すなわち、CFC が軽課税国に所在する場合、フランスの納税者において CFC の所得の全額が課税対象となる。フランスの CFC 税制は、国外にある CFC の所得が資本参加免税制度の利用により二重非課税になることへの対応策としてエンティティアプローチとして立案されたものと考えられる。

現行のフランス CFC 税制に関する第 209 条 B は、以下のように規定されている。

「法人所得税の納税義務を負う、フランスで設立された法人が、フランス国外で事業を運営するか又はフランス国外で設立若しくは組成され、当該法人が法第 238 条 A に規定する軽課税制度の適用を受ける法人、個人、組織、信託又は同等の事業体の 50%超の株式、持分、財産上の権利又は議決権を直接又は間接に保有する場合、その事業体の収益又は所得はフランスにおける法人所得税を課される。当該所得等はフランス法人において直接又は間接に保有する株式、持分又は請求権の割合に応じた配当所得としてみなされ、課税を受ける」。

軽課税の事業体とみなされる外国法人は、CFC 税制の適用対象となる。軽課税の事業体は、フランス税法の第 238 条 A によって定義されている。第 238 条 A により、利益又は収入に対して課される税額が、フランスで同様の活動に対して課税される標準税率による税額の 50%以下の場合、その会社は軽課税の事業体とみなされる。フランスとの税負担との比較にはフランスの通常の法人税課税のルールを適用する必要がある、通常は法人税と追加社会税となる。

CFC が法人である場合、CFC からの収入は税務上配当を構成するものとみなされる。資本参加免税はみなし配当には適用されないため、当該配当は原則として資本参加免税の恩恵を受けることができない。一方、CFC から分配される配当は二重課税排除のためにフランス法人税は免除されることになる。また、当該配当実施法人がフランスとの租税条約締結国の居住者である場合、フランスの親法人において、CFC から分配される配当に係る源泉税を税額控除することができる。

(2) 行動 3 最終報告書のビルディングブロック毎の CFC 税制及び他の関連税制の概要の比較

行動 3 最終報告書のビルディングブロック毎の、我が国及び海外主要国の CFC 税制及び他の関連税制の概要の比較は、以下の表のとおりである。

CFC 税制	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
導入時期	1978 年 (2009 年、2010 年改正)	1962 年 (2014 年改正)	1984 年 (2013 年改正)	1972 年 (2001 年改正)	1980 年 (2012 年改正)
導入趣旨	(租税回避防止) タックスヘイブンに子会社等を設立し、税負担の不当な軽減を図る租税回避行為への立法的対応 平成 21 年度税制改正による外国子会社配当益金不算入制度導入により、「租税回避防止」の趣旨が明確化	(課税繰延防止) 国内課税を逃れようとする国外所得への課税の加速化 (anti-deferral regime)	(租税回避防止) 導入当初の目的は「軽課税地域の子会社における所得の蓄積及び事業利益を人為的に英国から当該子会社に移転させることによる租税回避行為」への対策。それ以降、多国籍企業グループがその利益の稼得地を人為的に英国国外とすることを防ぐことによる税収の確保 2013 年改正の目的は国際競争力の強化や帰属主義との一貫性等	(租税回避防止) 国外所得の課税を逃れるためにタックスヘイブン国に設立した法人 (Intermediary Companies) に課税するため	(租税回避防止) 国外所得の租税回避と国外所得還流の際の免税制度適用の二重の利用の防止
課税方式	エンティティアプローチとトランザクショナルアプローチの併用(ハイブリッドアプローチ)	トランザクショナルアプローチ	2013 年にエンティティアプローチから帰属主義的なアプローチへ移行	トランザクショナルアプローチ	エンティティアプローチ
CFC の定義 (対象となる事業体)	法人	法人	法人	法人	法人及びフランス法人の支店、その他の事業体
閾値 (トリガー税率)	20% 未満 (2015 年 4 月 1 日以後開始事業年度)	連邦法人税率 (35%) の 90% (31.5%) 未満	法人税率の 75% (15%) 未満 ホワイトリストあり	25% 未満	法人税率の 50% (16.7%) 以下
支配の定義・持分基準	日本居住者により 50% 超の割合の議決権又はその他の権利を保有(直接・間接)	米国居住者により 50% 超の割合の議決権又はその他の権利 (votes or value)	英国居住者により 50% 超の割合の議決権又はその他の権利 (votes or rights)	ドイツ居住者により 50% 超の割合の議決権又はその他の権利 (votes or	フランス居住者により 50% 超の割合の議決権又はその他の権利 (votes or

		を保有(直接・間接)	to distribution)を保有(直接・間接)	capital)を保有(直接・間接)	financial rights)を保有(直接・間接)
支配の定義・事実上の支配テスト	なし	なし	あり(40%テスト)	なし	なし
支配の定義・最低持株要件	なし	持株割合 10%以上	なし	なし	持株割合 5%以上
CFC 所得	適用除外基準を満たさない場合には CFC の所得すべて 適用除外基準を満たした場合には資産性所得	1. Subpart F 所得 ・保険所得 ・外国人持株会社所得 ・外国基準会社販売所得 ・外国基準会社役務提供所得 ・外国基準会社石油関連所得 ・国際的ボイコット所得 ・政府高官等に対する賄賂等の違法な支払額 ・米国未承認国に関わる所得 2. CFC による米国資産への投資	CFC 税制における Gateway テスト(CFC charge gateway)を通過したみなし総利益 第 4 章: 英国の重要な人的機能に帰属する利益 第 5 章: 非事業金融利益 第 6 章: 事業金融利益 第 7 章: 保険所得 第 8 章: 金融機関の特例	以下のような能動的所得以外の所得 ・農業又は林業 ・製造業 ・金融・保険事業 ・卸売・小売業 ・役務提供 ・リース事業 ・金銭貸借 ・配当所得 ・譲渡所得 ・適格組織再編から生じる所得	CFC の所得すべて
適用除外規定 (エンティティレベル)	① 事業基準、② 実体基準、③ 管理支配基準、④ 所在地国基準又は非関連者基準の 4 つを全て満たす場合は適用除外		・適用除外期間(最初の 12 か月) ・適用除外地域 ・少額利益免除 ・低利益率免除 ・税率による免除		・EU 諸国で設立された事業体(租税回避目的でないもの) ・EU 諸国外で設立された事業体で事業活動を行う場合
適用除外規定 (インカムレベル)	適用除外基準を満たす場合も、デミニマス基準を満たさない資産性所得は合算	・デミニマス基準 ・ CFC Look-Through ルール ・事業活動基準(賃料、使用料、金融活動、製造活動) ・同国関連会社の例外規定	・適格融資契約から生じる利益 ・適格原資から拠出された融資	・デミニマス基準 ・事業活動免除 (Motive Test)	
納税義務者	持分割合 10%以上の居住者及び内国法人	持分割合 10%以上の米国居住者	持分割合 25%以上(課税対象利益の 25%以上が割り当てられた)の英国居住法人	CFC の株主であるドイツ居住者すべて	単独所有 50%超 共同保有/非上場会社の持分割合 5%以上(フランスで法人課税を受ける者(PE・支店も含む))
二重課税の防止・排除	外国税額控除	外国税額控除	外国税額控除	外国税額控除	外国税額控除

国際課税における他の関連税制	日本	米国	英国	ドイツ	フランス
国外からの配当に対する課税	配当益金不算入（持株割合 25%以上、保有期間 6 月以上の子会社配当について 95% 益金不算入）	間接外国税額控除（持株割合 10%以上）	配当免税	配当免税（持株割合 5%以上の配当について 95%免税）	配当免税（持株割合 5%以上かつ 24 か月以上の子会社配当について 95% 免税）
移転価格税制	<ul style="list-style-type: none"> ・持株 50% 以上、実質的支配基準の併用 ・国外取引（国内取引は法人税法第 37 条の寄附金規定適用）に適用 ・所得相応性基準なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・同一の利害関係者によって直接・間接に所有又は支配されている組織又は事業 ・全取引（国内・国外）に適用 ・所得相応性基準あり（1986 年に無形資産の評価方法の基準として導入） 	<ul style="list-style-type: none"> ・実質的支配基準（ジョイントベンチャーの場合 40%以上） ・全取引（国内・国外）に適用 ・所得相応性基準なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・持株 25% 以上、実質的支配基準の併用 ・国外取引（国内取引は法人税法第 8 条の寄附金規定適用）に適用 ・2008 年に、無形資産に係る移転価格税制の強化策として機能移転課税を導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・持株 50%超、実質支配基準の併用 ・国外取引に適用 ・所得相応性基準なし
CFC 税制と移転価格税制の関係	<ul style="list-style-type: none"> ・移転価格税制を補完する場合もあるものとして CFC 税制が機能すると考えられている（移転価格税制を適用する対象がない場合や、移転価格税制の適用が困難な場合）。 ・両者が適用可能な場合は、移転価格税制が優先適用される（措令 39 の 15①）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移転価格税制は 1968 年に導入以来、1986 年の所得相応性基準の導入等による課税強化が図られてきた。 ・しかしながら、プリンシパル・ストラクチャーの適用等による所得の国外移転に関して、移転価格税制での対応が困難とされ、補完的制度として機能すべき CFC 税制も、チェック・ザ・ボックス規定等で適用の回避が可能とされた。 ・2011 年度、2012 年度の予算案では、無形資産の国外移転による超過利得（Excess profits）を合算対象とする案が盛り込まれたが、保留とされ、2016 年度の予算案に盛り込まれている。 	<p>新 CFC 税制は、帰属主義（Territorial System）との一貫性を持たせるために国外で真に得た利益と人為的に英国から移転された利益を区別する基準を設け、後者を課税を強化する制度であることを明確化し、移転価格税制を補完する場合もあるものとして位置付けられている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・移転価格税制を補完する場合もあるものとして CFC 税制が機能すると考えられている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・移転価格税制を補完する場合もあるものとして CFC 税制が機能すると考えられている。

2.3.4. 行動 3 最終報告書の内容

(1) 最終報告書の概要

2015年10月5日、OECDは、BEPSプロジェクトの行動3について、「効果的なCFC税制の設計 (Designing Effective Controlled Foreign Company Rules)」と題する最終報告書⁸⁵を公表した。行動3最終報告書の概要は、以下のとおりである。

(1) 位置付け

行動3最終報告書では、構成要素(ビルディングブロック)の形で勧告を行っている。これらの勧告は、ミニマムスタンダードではないが、各国・地域が、外国子会社への所得移転を効果的に防止するルールを策定することを意図している。行動3最終報告書では、効果的なCFC税制の設計のため、以下の6つのビルディングブロックを提示している。各国の政策目標には異なる優先度があるため、本勧告では、各関与国の全体の租税制度等に整合するよう、BEPSに対抗するCFC税制の設計に柔軟性を提供している⁸⁶。CFC税制を有しない国は提案された勧告そのまま導入することができ、また、CFC税制を有する国は、より本勧告に沿ったものになるよう既存のCFCルールを改正することができる⁸⁷。

- CFCの定義に関するルール(支配の定義を含む)(Rules for defining a CFC (including definition of control))
- CFCの除外と閾値要件(CFC exemptions and threshold requirements)
- CFC所得の定義(Definition of CFC income)
- 所得計算規定(Rules for computing income)
- 帰属所得規定(Rules for attributing income)
- 二重課税の防止・除去規定(Rules to prevent or eliminate double taxation)

(2) 政策的考慮

上述6つの構成要素を検討する前に、行動3最終報告書では、すべての国・地域がCFC税制の策定にあたって考慮する共通の政策検討事項とともに、各国・地域の国内課税制度に応じた異なる政策目標を検討している。共通の政策検討事項には、抑止措置としてのCFC税制の役割、CFC税制による移転価格ルールの補完、有効性と行政執行・コンプライアンス負担軽減のバランスの必要性、及び、有効性と二重課税の防止・除去のバランスの必要性、が挙げられている。これらの政策検討事項に取り組むにあたっては、各国・地域は、ワールドワイド課税方式とテリトリアル課税方式のいずれを有するか等によって、各政策目標に異なる優先順位を設けることになるとしている⁸⁸。

(a) 抑止措置としてのCFC税制の役割

CFC税制は、抑止力としての役割を果たすよう策定されているため、CFC所得から税を徴収することを主な狙いとしているわけではない。すなわち、一般的には納税者がCFCに所得を移転することを防止することにより、所得が親会社あるいは第三国の課税ベースの浸食もターゲットにする場合には、

⁸⁵ <http://www.oecd-ilibrary.org/docserver/download/2315301e.pdf?expires=1456189038&id=id&accname=guest&checksum=42CAA8C1ED9A1AC0BD62E768ECF9E7E>

⁸⁶ 行動3最終報告書エグゼクティブサマリー

⁸⁷ 行動3最終報告書イントロダクション

⁸⁸ 行動3最終報告書パラグラフ3

その他のグループ会社の課税ベースにとどまることを確実にすることで税収を保護することを狙いとしている⁸⁹。

(b) CFC 税制と移転価格税制の関係

移転価格税制は、関連企業間の取引価格の歪みを取り除くために、関連企業の課税所得を調整することを意図している。一方で、CFC 税制は、親会社の国・地域が、所得創出資産の当初の価格設定が正しいければ稼働されないであろう外国子会社の所得をとらえるための一つの方法とみられている。このことから、CFC 税制は、しばしば移転価格税制を補完するもの (backstops) として言及されることがある。しかしながら、CFC 税制は必ずしも移転価格税制を補完するものではないため、この用語は誤解 (misleading) を招くおそれがある。すなわち、CFC 税制は移転価格税制で捕捉できない一部の所得を捕捉できるかもしれない (逆も同様) が、一方のルールで捕捉しようとしている所得を他方のルールで完全には捕捉しない⁹⁰。CFC 税制は、一般に、移転価格税制より機械的でターゲットが絞られており (more mechanical and more targeted)、多くの CFC 税制では、所得が関連者から稼働されたかどうかにかかわらず、地理的により可動性が高く (geographically mobile)、低課税の外国法域に移転が容易な特定種類の所得を自動的に帰属させる (automatically attribute) こととしている。したがって、CFC 税制は、国際課税制度の中で、特有の役割を果たしている制度であるといえる⁹¹。

(c) 有効性と行政執行・コンプライアンス負担軽減のバランスの必要性

過度にコンプライアンスコスト、行政執行負担を増加させないような効果的なルールをいかに達成するかは検討されるべき事項である。CFC 税制は、比較的、機械的に適用できる性格を有するが、完全に機械的な CFC 税制は、より柔軟性を認めるルールほど効果的でない可能性がある一方で、柔軟性は不確実性を生む可能性もあることから、機械的なルールに内在する複雑性の軽減と、より主観的なルールの効果とのバランスを取ることが必要であるとしている⁹²。

(d) 有効性と二重課税の防止・除去のバランスの必要性

CFC 税制は、事実上外国子会社の所得を親会社の国・地域で課税することになるため、子会社が CFC 国・地域でも課税される場合、二重課税を引き起こす可能性がある。二重課税の懸念は、CFC 税制に税率による適用除外を組み込む方法、又は、外国税額控除方式等を通じて、二重課税の防止が図られる⁹³。

(e) ワールドワイド課税方式とテリトリアル課税方式

ワールドワイド課税方式を採用している場合、親会社の国・地域で現在課税されないあらゆる所得に幅広く CFC 税制を適用できるため、親会社の国・地域の全体課税制度と整合性を保つことになる。一方で、テリトリアル課税方式を採用している場合、CFC 税制を狭く適用し、親会社の国・地域で課税されるべきであった所得だけを CFC 課税の対象にするのが、より整合的であろう。実際には、純粋にワールドワイド課税方式または純粋テリトリアル課税方式を採用しているケースはほとんどなく、これら 2 つの範囲に収まる課税方式を採用している。課税方式の違いは、国際競争力や税源浸食へ

⁸⁹ 行動 3 最終報告書パラグラフ 7

⁹⁰ 行動 3 最終報告書パラグラフ 8

⁹¹ 行動 3 最終報告書パラグラフ 9

⁹² 行動 3 最終報告書パラグラフ 10

⁹³ 行動 3 最終報告書パラグラフ 11

の対処方法についての各国・地域の政策の選択に影響する可能性がある⁹⁴。

(f) 課税権の確保と企業及び立地の競争力とのバランス

CFC 税制を設計するにあたっては、外国子会社の所得に課税することと、それによって生じる企業の競争力や立地競争力への懸念に対応することを、それぞれ両立させる必要があるといえる⁹⁵。これらの競争力への懸念に対処するため、テリトリアル課税方式を採用する国は、親会社から外国子会社に付け替えられた所得だけを **CFC** 税制の対象とする傾向が強く、競争力の維持を優先させているといえる。一方、ワールドワイド課税方式を採用する国は、**CFC** 税制によってより多くの所得に課税しようとする傾向が強く、外国子会社の所得への課税を優先させているといえる。各国の課税制度は、純粋なワールドワイド課税方式又は純粋なテリトリアル課税方式に該当することはほとんどないため、各国の **CFC** 税制では、外国子会社の実際の経済活動にリンクしているか又はリンクしている可能性が高いいわゆる能動的な所得については、**CFC** 税制の対象外とすることが一般的である⁹⁶。なお、競争力を維持する他の方法としては、より多くの国が同様の **CFC** 税制を導入することである⁹⁷。

(g) ベースストリップピングの防止

CFC 税制は、親会社国の課税ベースを守ることにフォーカスすることも、親会社国の課税ベース及び第三国の課税ベースを守ることにフォーカスすることも可能である。親会社国の課税ベースを守ることにフォーカスする場合には、親会社から外国子会社に付け替えられた所得だけを **CFC** 所得の定義に含めることになるが、第三国の課税ベースを守ることにフォーカスする場合には、**CFC** 国以外のあらゆる国で稼得されるべき所得を **CFC** 所得に含むことになる⁹⁸。

(2) 各ビルディングブロックの内容

(i) **CFC** の定義

CFC 税制の適用にあたっては、事業体が **CFC** と考えられる類型のものであるか、事業体が **CFC** となるほどの十分な影響力/管理を親会社が有しているかどうか、を検討する必要がある。

事業体が **CFC** と考えられる類型のものであるかに関しては、適用対象となる事業体の範囲を広く定義することを勧告する。これにより、法人 (**corporate entities**) を含めることに加え、特定の透明な事業体 (**transparent entities**) と恒久的施設 (**permanent establishments: PEs**) についても、もしこれらの事業体が **BEPS** の懸念を生じさせる所得を稼得し、それらが他の方法では対処されない場合には、**CFC** ルールを適用することができる。さらに、異なる国・地域間で異なる税務上の取扱いを受けることにより **CFC** ルールを回避することを防止するための一種の修正ハイブリッドミスマッチルール (**modified hybrid mismatch rule**)⁹⁹ を含めることを勧告する。

事業体が **CFC** となるほどの十分な影響力/管理を親会社が有しているかどうか、すなわち、支配 (**control**) に関しては、**CFC** 税制では、少なくとも法的支配テスト及び経済的支配テストの 2 つを適

⁹⁴ 行動 3 最終報告書パラグラフ 13

⁹⁵ 行動 3 最終報告書パラグラフ 14

⁹⁶ 行動 3 最終報告書パラグラフ 15

⁹⁷ 行動 3 最終報告書パラグラフ 16

⁹⁸ 行動 3 最終報告書パラグラフ 17

⁹⁹ 例えば、関係会社間の取引により **CFC** が支払いを受ける場合に、親会社国の税制では **CFC** の所得には含まれないことになるものの、支払いを行う事業体や支払いの取決めについて、親会社国の税制が支払国や **CFC** 所在地国と同様の取扱いを行っていたならば **CFC** の所得に含まれるような場合には、親会社国での **CFC** 税制の適用上、その支払いが **CFC** の所得に含まれるものとして、**CFC** 所得を計算する。

用し、いずれかの要件を満たした場合に支配があるとすべきであると勧告している。各国は、事実上の支配テストを取り入れて、法的支配テスト及び経済的支配テストが回避されないようにすることも可能である。CFC は、居住者(法人、個人、その他を含む)が少なくとも 50%を超える支配を有する場合に、支配されているとみるべきである。ただ、より広範な政策目標を達成したい国や CFC 税制の回避を防止したい国は、より低い支配閾値を設けることができる。この支配のレベルは、関係会社又は非関連の居住者の持分の合計、又は、協調している(acting in concert)とみられる納税者の持分の合計で判断される。また、CFC 税制は、直接又は間接の支配がある場合に適用されるべきである¹⁰⁰。

影響力を行使するために協力して行動する(acting together)少数株主は、支配テストを満たすかどうか判定する際、それらの持分を合計すべきであるとされている。少数株主が協力して行動しているかどうかについては、少なくとも、3 つの方法(協調行動基準、関連者基準、集中所有基準)で判定可能であり、各国・地域は、支配があるかの判定に際し、実際に影響力を行使している少数株主を確実に考慮するよう、これらのアプローチのいずれか 1 つを採用することが推奨されている¹⁰¹。

(ii) CFC の除外と閾値要件

CFC の除外と閾値要件は、BEPS リスクの少ない事業体を除外し、より利益移転の機会の大きい何らかの状況を示すリスクの高い事案にフォーカスすることで CFC 税制の範囲を制限するために使用できる。これらの規定により、CFC 税制の対象会社を限定することで、CFC 税制をよりの絞った効果的なものとし、全体的な事務負担を軽減することも可能になる。この場合、これらの規定の要件を満たすことを示すような、一定の報告要件を満たす必要はあるかもしれない¹⁰²。

CFC の除外と閾値要件について、親会社の国・地域に適用される税率と十分同等の実効税率の会社が CFC 課税の対象とならないことを認めるよう、税率による除外(トリガー税率)を含めることを勧告する。これにより、親会社の国・地域で適用される税率より有意に低い実効税率であるすべての CFC が、CFC 税制の対象となるであろう。この除外は、ホワイトリスト等のリストと組み合わせることもできる¹⁰³。

(iii) CFC 所得の定義

外国子会社が CFC と判断されると、次に、CFC が稼得する所得が BEPS の懸念を生じさせる種類の所得であって、株主又は支配する者に帰属させるべきかという論点になる。したがって、帰属所得(CFC 所得)を定義する必要がある¹⁰⁴。

CFC 所得は、BEPS の懸念を生じさせる所得が確実に親会社の国・地域の支配株主に帰属するよう定義されるべきである。CFC 所得の定義については、各国・地域が、国内政策の枠組みに整合する CFC 税制を設計できるよう、柔軟性が必要となる。したがって、各国・地域は、CFC 所得の定義に関するルールを自由に選択できる。この選択は、各国・地域が直面する BEPS リスクの程度によって決まるといえる¹⁰⁵。

一般に、CFC 税制では、税の軽減を受けるために、根底にある価値創造から離れた所得を含めることになる。既存の CFC 税制では、これらの懸念が生じる所得を特定する様々な要素を使用している。

¹⁰⁰ 行動 3 最終報告書パラグラフ 25

¹⁰¹ 行動 3 最終報告書パラグラフ 38

¹⁰² 行動 3 最終報告書パラグラフ 50

¹⁰³ 行動 3 最終報告書パラグラフ 51

¹⁰⁴ 行動 3 最終報告書パラグラフ 72

¹⁰⁵ 行動 3 最終報告書パラグラフ 73

たとえば、その所得が、より地理的に可動性がある種類のものであるかにフォーカスするものもあれば、関連者からあるいは関連者の協力を得た稼得所得であるかにフォーカスするもの、所得の源泉地にフォーカスするもの、CFC の活動レベルにフォーカスするもの、もある。CFC 税制を有する各国・地域は、その政策優先度に応じて、種々の要素にフォーカスする¹⁰⁶。

行動 3 最終報告書では、CFC 所得の定義にあたり、カテゴリカル分析、実質分析及び超過利得分析の 3 つのアプローチを提供している。

(a) カテゴリカル分析 (Categorical analysis)

既存の CFC 税制では、一般に、所得を分類し、分類に応じて別々に所得を帰属させる分析を適用している。各国・地域は、どの要素/兆候を最も関連すると理解するかにより、異なるカテゴリーを定義している。それらは、法的分類、当事者の関連性及び所得の源泉地である。しかしながら、必ずしも、これらのカテゴリーの所得の全てに BEPS の懸念が生じるわけではない¹⁰⁷。

(b) 実質分析 (Substance analysis)

実質分析では、どの所得が CFC 所得になるかの判断にあたり、CFC が実体のある活動 (substantial activities) に従事しているかをみる。多くの既存の CFC 税制では、何らかの実質分析を適用しており、多くの EU 加盟国では、カテゴリー別アプローチと純粋な経済活動の切り出しを組み合わせている。実質分析は、カテゴリカル分析あるいは超過利得分析との組み合わせが可能であり、ほとんどの既存の CFC 税制では、より機械的なルールと同時に適用されており、単独のルールではない。このようなルールは、CFC 税制の複雑性が増大するが、移転利益をより正確に特定、定量化できるかもしれない¹⁰⁸。

複雑性の懸念と移転価格ルールとの相互作用を認識した上で、各国・地域が、以下に掲げる選択を含め、その政策目標に整合する実質分析を策定できる多くの異なる方法がある¹⁰⁹。

- 1 つ目の選択肢 (実質的貢献分析)

事実と状況 (facts and circumstances) を分析し、CFC の従業員が、CFC の稼得所得に実質的な貢献をしているかどうかを判断するもの。

- 2 つ目の選択肢 (実行可能な独立事業体分析)

何が実質的な貢献を構成するか判断しようとするよりも、グループ内のすべての事業体が果たす重要な機能を見て、独立企業間であれば、CFC が特定の資産を所有し、又は特定のリスクを負う可能性が最も高いかどうかを判断するもの。

- 3 つ目の選択肢 (従業員・施設分析)

CFC が実際に所得を稼得するために必要な事務所・施設 (business premises and establishment) を CFC 国・地域に有するか、CFC の主要機能の大部分を行うのに必要な能力を有する十分な数の従業員が CFC 国・地域にいるかを考慮して判断するもの。

¹⁰⁶ 行動 3 最終報告書パラグラフ 74

¹⁰⁷ 行動 3 最終報告書パラグラフ 76

¹⁰⁸ 行動 3 最終報告書パラグラフ 81

¹⁰⁹ 行動 3 最終報告書パラグラフ 85

- 4 つ目の選択肢(ネクサスアプローチ¹¹⁰)

優遇 IP 制度に実体のある活動を求める行動 5 の関連で開発されたネクサスアプローチを使用して判断するもの。ネクサスアプローチは、適格 IP 資産から生じる所得だけに適用されるため、その他の種類の所得(その他の IP 所得を含む)のためのその他の実質分析と併用する必要がある。

(c) 超過利得分析(Excess profits analysis)

CFC 所得の定義についてのもう一つのアプローチは、超過利得分析であるが、これは、既存の CFC ルールの特徴ではない。ここでは、軽課税国・地域で稼得された通常利益(normal return)を超える所得を、CFC 所得と性格づけるであろう。納税者は、一般に、単なる購入、販売、役務の提供や製造について、これらの活動が IP の使用を含まない限り、通常利益を超える利益の稼得は期待できないことから、このようなアプローチは、たとえば、IP 所得と関連させることが可能であろう。一定の状況では、関連者間の無形資産及びリスク移転取引は、組織的な価格設定誤りの影響を受けやすく(susceptible to systematic mispricing)、同様の取引が第三者間で行われたとしたならば起こらないような、通常利益を超える利益に繋がる可能性がある。これは、超過利得アプローチは、無形資産とリスク移転からの利益に適用される可能性があることを意味する¹¹¹。

(d) トランザクショナルアプローチとエンティティアプローチ

各国・地域は、CFC 所得の定義にどの種類の分析を用いるかにかかわらず、この分析を、事業体毎に行うか、取引ベースで個別の所得類型を帰属させるかを決定する必要がある。エンティティアプローチでは、一部の所得が帰属する性質のものであっても、一定額/率の帰属所得を稼得しない事業体、あるいは、一定の活動に従事する事業体は、帰属所得はないものとされる。一方、トランザクショナルアプローチでは、所得が帰属するか判断するため、各所得類型の性質が評価される。トランザクショナルアプローチでは、主たる所得が CFC 所得の定義に含まれないとしても一部の所得は依然含まれる可能性があり、主たる所得がこの定義に当てはまったとしても、一部の所得は除外される可能性がある¹¹²。

行動 3 最終報告書においては、エンティティアプローチとトランザクショナルアプローチは、いずれもベストプラクティスと整理されている。

¹¹⁰ ネクサスアプローチとは、知的財産に係る税制における実体的な活動要件を定義するための基準で、知的財産開発費用の総額に占める国内での自社開発費用(関連者への外注費、他社への知的財産の取得費は含まない)の割合に応じて、優遇税率を適用する所得の額を算定するアプローチとされている。

¹¹¹ 行動 3 最終報告書パラグラフ 87

¹¹² 行動 3 最終報告書パラグラフ 95

<トランザクショナルアプローチとエンティティアプローチの特徴等>

	トランザクショナルアプローチ	エンティティアプローチ
特徴	各所得類型の性質により帰属可能かどうか判断される 大部分が CFC 所得でない場合でも一部所得は算入され得る	一定額・一定割合を稼得しない事業体または一定の活動に従事する事業体は一部所得が帰属可能であっても帰属所得はないものとする
メリット	所得帰属がより正確になされ、行動 3 の目標及び EU 法により合致している	執行上の負担及びコンプライアンスコストは減少
デメリット	執行上の負担及びコンプライアンスコストが増す	オーバーインクルージョン(合算過大)及びアンダーインクルージョン(合算過少)のデメリットがある 一部所得が CFC ルールの対象とならない所得に埋没 (swamping) させ得る可能性がある

行動 3 最終報告書においては、我が国のタックスヘイブンを対策税制はハイブリッドアプローチの CFC 税制の例であり、事業体ベースの適用除外基準を満たしたとしても、これらの事業体が稼得する特定の所得類型が資産性所得として CFC 課税の対象となるため、本質的にはトランザクショナルアプローチの一形態であると説明されている¹¹³。ただし、現行税制のハイブリッドアプローチは、エンティティアプローチにおける簡素化メリットとトランザクショナルアプローチにおける対象所得の精微化メリットの双方を狙いとしていたものの、実際には、両アプローチが複線化して導入されたため、それぞれの利点が必ずしも生かされていない形になっている(オーバーインクルージョン等が排除されず、事務負担のみが増加)ものと考えられる。

(iv) 所得計算規定

CFC への所得の帰属が決定した場合には、次に、帰属所得金額を決定しなければならないことから、CFC の所得計算にあたり、次の 2 点について決定するための勧告を行っている¹¹⁴。

(a) いずれの国・地域のルールを適用すべきか

CFC 所得の計算にあたっては、親会社の国・地域のルールを使用すべきである。

(b) CFC 欠損の取扱い

法的に許容される範囲で、各国・地域は、CFC 欠損の相殺を制限する特有のルールを設け、当該欠損が同一の CFC の所得か、同一国・地域の他の CFC の所得に対してのみ利用を認めるようにすべきである。

¹¹³ 行動 3 最終報告書パラグラフ 97 注 21

¹¹⁴ 行動 3 最終報告書パラグラフ 99

(v) 帰属所得規定

CFC 所得金額が計算されたら、次に、その所得を適切な CFC の株主に帰属させる方法を決定しなければならない¹¹⁵。

所得帰属は、5つの段階に分かれる。① 所得が帰属する納税者の決定、② 帰属所得金額の決定、③ 所得を納税者の申告に含める時期の決定、④ 所得の取扱いの決定、⑤ 適用税率の決定、である¹¹⁶。

① 所得が帰属する納税者の決定

帰属の閾値 (attribution threshold) は、最低限支配の閾値 (minimum control threshold) と極力合わせるべきである。ただし、各国は、CFC 税制に係る政策的考慮により異なる帰属・支配の閾値の使用を選択することも可能である。

② 帰属所得金額の決定

各株主や支配をする者に帰属する所得金額は、所有割合 (proportion of ownership) と実際の所有・支配の期間 (actual period of ownership or influence) に応じて計算されるべきである (支配は、もしそれが支配レベルを的確に捉えるのであれば、年度末日の所有割合に基づくことができる)。

③ 所得を納税者の申告に含める時期の決定

所得を納税者の申告に含める時期については、CFC 税制が既存の国内法と一貫するよう、各国・地域が決定することができる。

④ 所得の取扱いの決定

所得の取扱いについては、CFC 税制が既存の国内法と一貫するよう、各国・地域が決定することができる。

⑤ 適用税率の決定

CFC 税制では、当該所得に親会社の国・地域の税率を適用すべきである。

(vi) 二重課税の防止・除去規定

CFC 税制に係る主要な政策検討事項の一つは、このルールのために国際競争、成長、経済発展の妨げとなる二重課税になることがないような確実な回避方法である¹¹⁷。

CFC 税制は、これらのルールの適用により二重課税に繋がらないことを確実にする規定を含めなければならない。二重課税は、少なくとも 3 つの状況で生じる可能性がある。① 帰属 CFC 所得に外国法人税も課される状況、② 同一の CFC 所得に 2 以上の国・地域の CFC 税制が適用される状況、③ CFC が、CFC 税制により居住者である株主に既に帰属した所得から実際に配当を分配する状況や、居住者である株主が CFC 株式を処分する状況、である。しかしながら、二重課税の懸念は、そ

¹¹⁵ 行動 3 最終報告書パラグラフ 109

¹¹⁶ 行動 3 最終報告書パラグラフ 110

¹¹⁷ 行動 3 最終報告書パラグラフ 121

他の状況、たとえば、2つの国・地域間で移転価格課税がなされた場合、CFC課税が第三国・地域で発生する場合にも生じ得る。CFC税制は、これらとその他の状況が二重課税に繋がらないことを確かにするように策定しなければならない¹¹⁸。

①及び②への対処については、中間会社(intermediate companies)で課税されたCFC課税額を含めて、実際に支払われた外国税額の税額控除を認めることを勧告する。実際納付税額(これには源泉税も含まれる可能性がある)には、その他の救済の対象にならなかった所得税で、親会社の国・地域の同様の所得に課される税額を超えないものについて、CFCが負担するすべての税額を含めるべきである。③への対処については、CFCの所得が既にCFC税制により課税済みであれば、配当と、CFC株式の譲渡益を免税にすることを勧告する。ただし、このような配当、譲渡益に係る詳細な取扱いは、各国・地域が、国内法と一貫するよう、任意に規定することができる。二重課税が生じるその他の状況への対処は、各国・地域に任されているが、この構成要素での総合的な勧告は、二重課税に繋がらないようにCFC税制を策定することである¹¹⁹。

(3) 主要国の対応状況

行動3最終報告書の公表を受けた主要国(米国、英国、ドイツ、フランス)におけるCFC税制の抜本的見直しの大きな動きは、現状では特に見受けられない。

以下、参考として、諸外国におけるCFC税制の最近の改正動向の概要を整理した。

(i) 米国

2015年12月18日、包括税法案(H.R. 2029)が大統領署名を受け立法化された。この中で、能動的金融所得(active financing income)に係るサブパートFの特例等22規定が遡及的・恒久的に延長され、また、関連被支配法人間の支払いに係るルックスルーの取扱い(CFC look-through)が、5年間(2015年～2019年)延長されている¹²⁰。行動3最終報告書の公表を受けたCFC税制の抜本的見直しの大きな動きは、現状では特に見受けられない。

(ii) 英国

英国の欠損金(losses and expenses)は、2015年7月8日以後に生じるCFC税制による課税利益と相殺することができなくなった¹²¹。行動3最終報告書の公表を受けたCFC税制の抜本的見直しの大きな動きは、現状では特に見受けられないが、英国はEU加盟国であり、今後、以下のEUの動きには留意する必要があると思われる。

(iii) ドイツ

現時点においては、BEPS行動3最終報告書を踏まえたドイツCFC税制に関する改正についての特段の情報は所轄官庁から出されていない。なお、ドイツはEU加盟国であり、今後、以下のEUの動きには留意する必要があると思われる。

¹¹⁸ 行動3最終報告書パラグラフ122

¹¹⁹ 行動3最終報告書パラグラフ123

¹²⁰ PwC, Tax Insights (21 December 2015)

¹²¹ PwC, Tax Insights (8 July 2015)

(iv) フランス

2015年12月21日、フランス政府は省令を公表し、英領バージン諸島(BVI)とモントセラト地域を非協力的な国家・地域(NCSTs)のブラックリストから除外した。2015年1月1日に遡って適用される。最新のNCSTsのリストには、ボツワナ、ブルネイ、グアテマラ、マーシャル諸島、ナウル、ニウエが含まれるが、NCSTsが関わる取引は、フランス税務上、CFC税制等について厳しい措置の適用対象になる¹²²。行動3最終報告書の公表を受けたCFC税制の抜本の見直しの大きな動きは、現状では特に見受けられないが、フランスはEU加盟国であり、今後、以下のEUの動きには留意する必要があると思われる。

(v) EU

2015年12月、欧州連合(EU)議長(ルクセンブルグ)は、BEPSへの対抗に関する文書(Consolidated text of a possible split from the CCCTB proposal related to the international anti-BEPS aspects)を公表した。本文書は、2015年6月のBEPS対抗指令の行動計画に沿って、2015年11月の議会で行われた欧州委員会(EC)からの要請に基づく追加作業を反映している。本文書は、閣僚理事会(EU28 各国財務相会合)で討議されたが、2015年12月の欧州理事会(首脳会合)では討議/署名されていない。本文書では、G20/OECDが主導する多くの関連するBEPS行動をいかにEU法に協調的な形で導入するかについて、法的・実体的な提案をしている。

本文書では、BEPS関連のOECD作業で取り上げられているいくつかの分野に関して、加盟国が従う必要があるいくつかのミニマムスタンダードを提示している。これには、軽課税の第三国に設立された事業体に対処するためのCFC税制、軽課税の第三国法人に係る配当・キャピタルゲイン課税のための条項(第三国の軽課税の支店利益にも適用)も含まれている。なお、軽課税かどうかの税率除外基準として、加盟国の実効税率の40%を基準とする案が提示されている。

2016年1月28日、欧州委員会(EC)は、租税回避防止指令案、租税条約濫用と恒久的施設(PE)に関するEC勧告、国別報告実施のための義務的自動情報交換(AEOI)に関する指令(2011/16/EU)の改正提案その他を含む、7つの文書から構成される租税回避防止パッケージを提示した。上述の指令案によると、CFC税制に関しては、低課税(親会社の実効税率の40%未満)の事業体で、その所得の50%超が特定種類(広く、受動的所得)である場合に対処するとしている。CFCがEU/EEAの居住者である場合、その事業体の設立が完全に人為的か、主目的が税恩典取得である真正でない取決めに従事する場合だけに適用される。本指令案が採用されるためには、閣僚理事会における加盟国の全会一致が必要になる。EUは、早ければ、2017年1月1日ないし7月1日の発効を目指している¹²³。

(vi) オランダ

BEPS最終報告書の公表を受け、政府から議会に書面での見解を出している。行動2、行動3、行動4については、オランダ政府は、多国間の取組によってのみ効果的な対処が可能であると考えているとのことである。また、条件を平等にするため、法的拘束力のある規定の策定にあたっては、EUの役割が重要になることを強調している。したがって、オランダ政府は、これらの分野でユニラテラルに法律を強化する予定はないとの見解を示している¹²⁴。なお、オランダはEU加盟国であり、今後、上述のEUの動きには留意する必要があると思われる。

¹²² PwC, Tax Insights (8 January 2016)

¹²³ PwC, EU Direct Tax Group Newsletter (18 December 2015, 28 January 2016)

¹²⁴ PwC, International Tax News (November 2015)

(vii) アイルランド

2015年10月13日、アイルランド政府は、2016年度予算を公表したが、本予算の一環で公表された、「アイルランドの国際税務戦略に関するアップデート」文書の中で、アイルランド政府は、EUの最近の税務への取組のほとんどを概ね支持するとの見解を示している。なお、本文書においてOECDのBEPSプロジェクトについて、行動2、行動3、行動4についての言及はなく、これらについては様子見の状況である。一方、行動15については、OECDレベルで引き続き連携するとしている¹²⁵。なお、アイルランドはEU加盟国であり、今後、上述のEUの動きには留意する必要があると思われる。

(viii) ノルウェー

2015年10月7日に財務省が公表した2016年税制改正案によると、ノルウェーは、能動的所得と受動的所得の区分の適正化を含む全般的なCFC税制の見直しを検討中のようなものである。より実用的な制度にすることを重点目標にしている¹²⁶。なお、ノルウェーはEU加盟国ではないが、EEA(欧州経済地域)加盟国であるため、今後、上述のEUの動きには留意する必要があると思われる。

(ix) イタリア

2015年9月22日に公表された法令(Law Decree 147/2015)によると、CFC税制について、適用対象とCFC所得の決定等に係る改正が行われることになっている¹²⁷。なお、イタリアはEU加盟国であり、今後、上述のEUの動きには留意する必要があると思われる。

(x) ベルギー

2015年11月27日、タックスヘイブンのリスト(ブラックリスト)が更新された。法定税率か実効税率が15%未満の国に設立された法人からの配当免税措置等に影響がある¹²⁸。現時点では、CFCルールの導入は予定されていないが、ベルギーはEU加盟国であり、今後、上述のEUの動きには留意する必要があると思われる。

(xi) 中国

2015年10月10日、国家税務総局は、北京でBEPS行動計画についての公表会を開催した。CFC税制に関しては、支配の定義と帰属所得の決定方法について、特に慎重に検討するとみられる。これらは、国家税務総局が2015年9月17日に公表した「特別納税調整(Special Tax Adjustments)導入措置(改定国税発[2015]2号文)」の討議草案にも反映されている¹²⁹。

¹²⁵ PwC, Tax Insights (14 October 2015)

¹²⁶ PwC, International Tax News (November 2015)

¹²⁷ PwC, International Tax News (November 2015)

¹²⁸ PwC, International Tax News (January 2016), Tax Insights (21 December 2015)

¹²⁹ PwC China, News Flash (October 2015)

2.3.5. 税制全体との関係

(1) 租税条約との関係¹³⁰

外国子会社の所得について親会社の所得として課税するという CFC 税制は、当該外国子会社が租税条約の締約国の居住者であった場合には租税条約に違反するのではないかという問題は、従前から各国において議論されており、外国においていくつかの裁判例¹³¹もみられたところである。

我が国においては、これまであまりこの問題が顕在化していなかったが、我が国の条約相手国の法定税率がタックスヘイブン対策税制におけるトリガー税率を下回るようなケースが増加するにつれ、この問題が注目されるようになってきたといえる。シンガポールにある子会社が特定外国子会社等に該当するものとして日本親会社に対して合算課税の認定が行われたグラクソ事件¹³²は我が国のタックスヘイブン対策税制が租税条約に違反するか否かが裁判で争われた初めての事案である。

グラクソ事件は、製薬事業を営む日本親会社のシンガポールの子会社が我が国タックスヘイブン対策税制の適用により特定外国子会社等と認定され、当該子会社の所得を日本の親会社に合算申告すべきとした法人税の更正処分について、原告である日本の親会社が、タックスヘイブン対策税制の規定が、日本とシンガポールの租税条約(以下「日星租税条約」)第 7 条第 1 項¹³³の規定に違反するとして裁判に至った事案である。事実関係としては、日本親会社のシンガポール子会社がその保有する株式を譲渡ないし消却したことで株式譲渡益を計上したが、日本親会社は当該シンガポール子会社の所得を合算せずに申告を行ったところ、株式譲渡益はシンガポールで非課税とされているため、当該シンガポール子会社が特定外国子会社等に該当し、適用除外基準を満たすものでもないことから、税務当局により更正及び過少申告加算税の賦課決定がなされたものである。

グラクソ事件では、タックスヘイブン対策税制が、日星租税条約 7 条第 1 項に違反するか否かについて、条約の明文規定との関係、及び、租税条約の趣旨目的の関係の 2 点に整理して判断が行われている。

まず、租税条約の明文規定との関係においては、「一般に、自国における税負担の公平性や中立性に有害な影響をもたらす可能性のある他国の制度に対抗する手段として、いわゆるタックスヘイブン対策税制を設けることは、国家主権の中核に属する課税権の内容に含まれるものと解される。したがって、租税条約その他の国際約束等によってこのような税制を設ける我が国の権能が制約されるのは、当該国際約束におけるその旨の明文規定その他の十分な解釈上の根拠が存する場合でなければならないと解すべきである。」とし、日星租税条約第 7 条第 1 項が日本に対して禁止又は制限している行為は、シンガポールの企業に対する日本の課税権の行使に限られるものと解するのが相当であり¹³⁴、「租税特別措置法第 66 条の 6 第 1 項は、外国子会社の留保所得のうち一定額を内国法人である親会社の収益の額とみなして所得金額の計算上益金の額に算入するものであるが、この

¹³⁰ 研究会メンバーの吉村政穂一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授による研究会でのプレゼンテーション内容をもとに作成。

¹³¹ 英国における Bricom 事件(1997)、フィンランドにおける A Oyj Abp 事件(2002)、フランスにおける Schneider 事件(2002)等

¹³² 平成 20 年(行ヒ)第 91 号法人税更正処分取消等請求上告受理申立て事件

¹³³ 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国内においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国内において租税を課することができる。

¹³⁴ なお、本判決においては、日星租税条約第 7 条第 1 項の解釈にあたり、OECD モデル租税条約第 7 条第 1 項のコメントを参照しているが、OECD モデル租税条約コメントは条約法に関するウィーン条約第 32 条にいう「解釈の補足的な手段」としての機能があると述べている。

規定による課税が、あくまで我が国の内国法人に対する課税権の行使として行われるものである以上、日星租税条約第 7 条第 1 項による禁止又は制限の対象に含まれないことは、上述したところから明らかである。」との結論を導いている。

すなわち、明文規定との関係では、本最高裁判決では、日星租税条約第 7 条第 1 項は、シンガポール子会社に対する日本の課税権の行使を禁止又は制限しているものであるのに対して、タックス・ヘイブン対策税制は、日本親会社に対する課税であってシンガポール子会社に対して租税を課すものではないため、日星租税条約第 7 条第 1 項に違反するものではないといった形式的な条文の当てはめに留まった判断となっているといえる。

次に、租税条約の趣旨目的との関係では、本判決は、「各締約国の課税権を調整し、国際的二重課税を回避しようとする日星租税条約の趣旨目的にかんがみると、その趣旨目的に明らかに反するような合理性を欠く課税制度は、日星租税条約の条項に直接違反しないとしても、実質的に同条約に違反するものとして、その効力を問題とする余地がないではない。」が、「我が国のタックス・ヘイブン対策税制は、特定外国子会社等に所得を留保して我が国の税負担を免れることとなる内国法人に対しては当該所得を当該内国法人の所得に合算して課税することによって税負担の公平性を追求しつつ、特定外国子会社等の事業活動に経済合理性が認められる場合を適用除外とし、かつ、それが適用される場合であっても所定の方法による外国法人税額の控除を認めるなど、全体として合理性のある制度といえることができる」とし、「シンガポールの課税権や同国との間の国際取引を不当に阻害し、ひいては日星租税条約の趣旨目的に反するようなものということもできない。」として、我が国タックス・ヘイブン対策税制は、適用除外規定の存在や外国税額控除による二重課税の調整といったセーフガードを含めて、「全体として合理性のある制度」¹³⁵であり、日星租税条約の趣旨目的にも反しないものと結論付けている。

行動 3 最終報告書においては、CFC 税制の目的は、CFC 所得に対して親会社国において税を徴収すること(raise tax)が主たる狙いではなく、CFC への所得移転の防止により、親会社国の課税ベースの浸食及び第三国の課税ベースの浸食(foreign-to-foreign stripping)への抑止効果(deterrent effect)があるとし、歳入の保護(protect revenue)が主たる狙いであるとしている。しかし、第三国由来の所得に対する課税は、国家主権の中核に属する課税権を守るといふ裏付けを欠くものとなり、我が国タックス・ヘイブン対策税制がこれを対象とした場合には、本判決の判示におけるような「全体として合理性がある制度」といえるのかについて疑義が生じ得るのではないかと思われる。

また、行動 3 最終報告書においては、CFC 税制の対象となる所得の定義について、超過利得分析というアプローチを示している。超過利得分析では、通常利益を計算し、通常利益を超える所得は、自国由来か第三国由来の所得かを区別せずに、CFC 所得として取り扱うというものであり、いわゆるレント部分に対する課税の性質を有するものでもある。したがって、超過利得分析を我が国タックス・ヘイブン対策税制において取り込もうとする場合には、第三国由来所得まで課税対象に含めてよいかという点での課税目的の合理性や、対象所得の種類を可動性が高い所得に特定しなくてよいかという課税手段としての相当性¹³⁶の観点から、租税条約の趣旨・目的との関係においても問題が生じないかについて、慎重かつ十分に検討する必要があるものと考えられる。

¹³⁵ 本判決においては、我が国のタックス・ヘイブン対策税制を「全体として合理性のある制度」とであると評価しているが、条約の趣旨目的に「明らかに反するような合理性を欠く課税制度」については「効力を問題とする余地がないではない」とも判示していることは今後の制度設計にあたっては注目に値する。どのような場合に合理性を欠く課税制度となるのかは明らかでないが、たとえば、適用除外基準が著しく厳格な要件によって構成されている場合や二重課税の調整措置がない場合等が考え得る。

¹³⁶ すべての種類の所得を対象とする超過利得分析は途上国による濫用の危険性も指摘される。

なお、グラクソ事件の判決は、下級審判決(2007年3月29日付け東京地裁判決、2007年11月1日付け東京高裁判決)から最高裁判決(2009年10月29日付け判決)に至る間に、平成21年度税制改正による外国子会社配当益金不算入制度が導入されていることから、最高裁判決で示されたタックスヘイブン対策税制の制度趣旨(いわゆる擬制収益説)が、改正後のタックスヘイブン対策税制も射程内であったか否か、議論の生じるところであるが、最高裁判決における、タックスヘイブン対策税制の趣旨目的が租税回避防止を目的として他国税制に対する対抗手段であるとのロジックは、平成21年度税制改正後の制度においても妥当性があると考えられる。

＜グラクソ事件における課税権と個別規定との関係＞

課税理論	所得帰属理論	直接所得稼得理論	
租税条約違反	違反となり得る	必ずしも違反とならない	
課税権と個別規定との関係	実質所得課税説 CFC 税制は実質所得者課税の原則を具体化したもの	擬制収益説 CFC で計上された所得を親法人等の所得とみなして課税する	擬制配当説 合算対象となる額を配当されたものとみなして課税する
判決等の概要	(2007年3月29日 東京地裁判決での原告の主張) 措置法 66 条の 6 は、法人税法 11 条の実質所得者課税の原則を具体化したものとして、タックスヘイブン子会社の留保所得が親会社に帰属することを定めた制度であって、シンガポール子会社の事業所得に対して直接課税するものであるから日星租税条約の事業所得条項(7 条 1 項)に抵触する ¹³⁷ 。	(2009年10月29日 最高裁判決) 措置法 66 条の 6 第 1 項は、外国子会社の留保所得のうち一定額を内国法人である親会社の収益の額とみなして所得金額の計算上益金の額に算入するものであるが、この規定による課税が、あくまで我が国の内国法人に対する課税権の行使として行われるものである。措置法 66 条の 6 第 1 項の規定は、内国法人が、法人の所得等に対する租税の負担がないか又は極端に低い国若しくは地域(タックスヘイブン)に子会社を設立して経済活動を行い、当該子会社に所得を留保することによって、我が国における租税の負担を回避しようとする事例が生ずるようになったことから、このような事例に対処して税負担の実質的な公平を図ることを目的として、一定の要件を満たす外国会社を特定外国子会社等と規定し、その課税対象留保金額を内国法人の所得の計算上益金の額に算入することとしたものである ¹³⁸ 。	(2007年11月1日 東京高裁判決) 租税特別措置法 66 条の 6(内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入)1 項の要件に該当し、同条 3 項の適用除外要件に該当しない事案においては、海外子会社の未処分所得のうちの課税対象留保金額は、本来、内国親会社に対して配当その他の方法によって利益移転されるべきものであって、利益移転がされた場合には、我が国において親会社の収益そのものとして課税されることになるのであるから、その利益移転がされていない場合には、租税回避の防止の観点から、本来あるべき利益移転が実際にあったものとみなして、我が国が親会社に対して課税する ¹³⁹ 。

¹³⁷ 中里実「タックスヘイブン対策税制と赤字会社」税研 123 号、124 号(2005 年)、同「課税処分における契約の尊重」租税研究 708 号(2008 年) CFC 税制は、この制度が存在しないと見ても法人税法第 11 条の適用により当然に認められるような措置を、明確性や画一的処理等の見地から条文の形にしたものであるとの立場を前提とした上で、CFC 税制の本質につき子会社の所得の帰属を、親会社の帰属に変更し、親会社の所得に対して課税する制度である。

¹³⁸ 金子宏「租税法(第 20 版)」(弘文堂、2015 年) タックス・ヘイブン・コーポレーションの課税対象金額相当額をわが国の親法人等の擬制収益ないし擬制配当として課税し、租税回避の手段としてのタックス・ヘイブン・コーポレーションの機能を実質的に減殺する(個別否認規定)。/ 淵圭吾「外国子会社合算税制の意義と機能」ファイナンシャル・レビュー 94 (2009 年) 外国子会社合算税制は内国親会社の所得を算定するために外国子会社の所得の額を参照する制度。タックス・ヘイブン対策税制の趣旨である「租税回避」の内実は「我が国株主」の税負担が不当に減少されること。/ 伴忠彦「外国子会社合算税制における合算方式と適用除外基準の再考」税大論叢 63 号(2009 年) 制度本来の合算対象金額は特定外国子会社等が計上した所得全体。配当免税の導入と、それに伴う CFC 税制の必然的・連動的な改正は、この本来の

(2) 移転価格税制との関係¹⁴⁰

行動 3 最終報告書においては、CFC 税制の目的は、CFC 所得に対して親会社国において税を徴収することが主たる狙いではなく、CFC への所得移転の防止により、親会社国の課税ベースの浸食及び第三国の課税ベースの浸食への抑止効果があるとし、歳入の保護が主たる狙いであるとしている。その意味で、第三国課税ベースの浸食に関しては、所得の(本来あるべき)源泉地国における課税機会の保証にも繋がるというロジックまでも提示している¹⁴¹。そして、機械的であって標的を絞った制度である CFC 税制と事実関係の分析(a facts and circumstance analysis)に基づく移転価格税制は、第三国由来所得に対する課税を含み得るか否か、特定種類の所得に対する機械的適用(関連者間・非関連者間取引を問わない)が可能か否か、において制度が異なるものであり、CFC 税制が移転価格税制のバックストップであるとの認識は誤解を招く(misleading)のものであるとしている¹⁴²。また、行動 3 最終報告書においても、移転価格税制は、一般的には CFC 税制の前に適用されるべきであるものの、移転価格税制の適用後においても外国子会社に配分された所得が CFC 税制の適用を受けることになるであろう状況が存在するとしている¹⁴³。

CFC 税制が移転価格税制のバックストップであるといわれているのは、主として米国における考え方¹⁴⁴であり、我が国においては、タックスヘイブン対策税制は移転価格税制のバックストップという関係ではなく、両者がそれぞれの目的を有しながらも、結果として補完しあう関係にある場合があると捉えるべきであると考えられる。

以上より、我が国タックスヘイブン対策税制について、移転価格税制との関連で今後の課題として検討すべき点は、以下のように考えられる。

まず、CFC 税制は、軽課税国に所在する子会社を利用する租税回避に対処する措置として、その子会社の所得を我が国の親会社の所得に形式的・画一的に合算して課税する制度であるのに対して、移転価格税制は、企業の所得の海外移転に対処し適正な国際課税を実現するための税制として、国外関連者間取引に係る機能分析に基づき実体的・個別的に課税を行う制度である点で、異なるといえる。しかし、タックスヘイブン対策税制の適用対象となる特定外国子会社等と日本の親会社との間で、独立企業間価格と乖離した価格での取引が行われた場合、すなわち、タックスヘイブン対策税制の課税要件と移転価格税制の課税要件を同時に満たす場合には、両制度が重複して適用

合算対象を再認識させた。改正により、合算対象金額は特定外国子会社等の留保所得ではなく決算に基づく所得とされたが、これは配当課税との決別により課税繰延という現象が消滅し、合算と配当の二重課税が生じなくなったことによる当然の結果である。制度趣旨を巡る不明瞭さは払拭され、租税回避防止措置の本来の性格が表面化した。/ 木村弘之亮「国際税法」(成文堂、2000年) 帰属関係是正説 / 高橋元監修「タックス・ヘイブン対策税制の解説」(清文社、1979年) 本税制は、子会社等の法人格を否認することなく、その留保所得が実質的に帰属する者である我が国株主に課税しようとするもの。

¹³⁹ 浅妻章如「タックス・ヘイブン対策税制(CFC 税制)－租税条約との関係及び適用除外要件について－」租税研究(2008年) 課税繰延を野放図に認めると、納税者が恣意的な所得操作をする余地が増えるので、その余地を潰すことに意味があるというのが現行法の趣旨といえようか。/ 本庄資「国際租税法 四訂版(大蔵財務協会、2005年) 海外子会社の留保所得を、その持分に応じて、親会社の所得に合算して課税する制度(課税繰延を防止するもの)。

¹⁴⁰ 研究会メンバーの吉村政穂一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授による研究会でのプレゼンテーション内容をもとに作成。

¹⁴¹ 行動 3 最終報告書パラグラフ 7

¹⁴² 行動 3 最終報告書パラグラフ 8

¹⁴³ 行動 3 最終報告書パラグラフ 9

¹⁴⁴ 米国の CFC 税制であるサブパート F 条項では販売所得と役務提供所得を合算対象としている趣旨として、親会社が自らの所得を価格操作によってタックスヘイブン子会社に付け替える際のインセンティブを防止するためのものとの内容があり、米国において「バックストップ」という用語は、そのような文脈で用いられていると思われる。

される場合があり、両制度は、補完的に機能する場合があるといえる。こうした中、移転価格税制は、課税強化や事務負担の増加の傾向にあるといえる。すなわち、BEPS プロジェクトの行動 8 から 10 最終報告書の内容を踏まえ、各国において移転価格分析の複雑化や精緻化が懸念されるところであり、これが結果的に源泉国における課税強化を招きかねず、二重課税の発生が危惧される我が国を含めた先進国の企業にとっても、かなり現実的な懸念になりつつあるといえるものと考えられる。また、移転価格税制の適用に係る事務負担の増加が懸念される。このような移転価格税制の動向及び同じ所得がタックスヘイブン対策税制と移転価格税制の両制度の対象とするケースが多い状況も踏まえ、タックスヘイブン対策税制の在り方について検討する必要があるものと考えられる。

また、CFC 税制が射程にし得る第三国由来所得に対する課税を継続する場合には、それを基礎づける根拠が必要となるが、前にも触れたとおり、グラクソ事件の最高裁判決においては、我が国のタックスヘイブン対策税制を「国家主権の中核に属する課税権」としての「他国の制度に対抗する手段」として位置付けており、第三国由来の所得をその対象に明示的に含む場合には本判決の判示における説明が同様に妥当するかについて、疑義が生じ得る。テロ対策のような普遍主義的な考え方や我が国に何かしらのネクサスを求めるような拡張された属地主義的な考え方に基づけばこれも国家主権としての課税権の範疇に含まれるという立場もあるが、タックスヘイブン対策税制が本判決の判示におけるような「全体として合理性がある制度」であるということを確認する観点からは、その対象は、我が国における課税ベースの浸食に限り、第三国由来所得は含まないという制度とすることが妥当ではないかと考えられる。

次に、合算の対象となる特定種類の所得(受動的所得)の特定については、これはそのまま CFC 税制が防止すべき租税回避の類型の特定に繋がるが、移転価格税制との関係では、実質分析をどの程度丁寧に行うかについて、独立企業間価格の算定において利益分割法を利用する範囲が拡大してくるといったような場合には、移転価格税制の性格が CFC 税制の性格に近づいてくるという側面もあることから、その関係性が重要になってくるものと思われる。

その他、抑止効果と租税回避への対抗の観点から、オーバーインクルージョンとアンダーインクルージョンに対する対策のうち、いずれの対策を重視するか、また、合算の範囲をどのように確定するかについては引き続きの検討が必要であると考えられるが、CFC 所得の定義において、租税回避防止の目的を合理的に達成できる範囲内においてオーバーインクルージョンが発生しないように留意するとともに、執行上や実務上において過度の負担とならないよう十分配慮する必要があると考えられる。

2.4. タックスヘイブン対策税制の在り方

2.4.1. 概要

(1) 検討のアプローチ

2.3.ではタックスヘイブン対策税制の検討に係る基本的な視点として、現行法制の概要と問題点、主要国の CFC 税制、行動 3 最終報告書の内容、税制全体との関係を検討した。2.4.では、この基本的な視点を踏まえながら、我が国タックスヘイブン対策税制の在り方について検討する。

ここでの検討においては、まずタックスヘイブン対策税制の在り方についての基本的な方向性を整理し、考えられる中長期的なタックスヘイブン対策税制の在り方の検討を行った。さらに、行動 3 最終報告書のビルディングブロック毎に各判定段階における基準等について具体的な検討を行った。また、制度導入にあたっての課税当局及び企業の負担を考慮し、中長期的なあり方を念頭に置いた我が国タックスヘイブン対策税制の当面の姿について検討を行った。

(2) 検討の結果 – ハイブリッドアプローチの維持とカテゴリカル分析による CFC 所得の捕捉

検討の結果、タックスヘイブン対策税制については、現行制度における入口でエンティティアプローチにより対象外国子会社を絞り、出口でトランザクショナルアプローチにより対象所得を捕捉するというハイブリッドアプローチの枠組みは維持しつつ、この 2 つのアプローチの利点(制度の簡素化及び対象所得の精微化)を真に結合するためには、本来、両アプローチを単線化して導入することが望ましいのではないかと考えられる。すなわち、制度をより簡素化し、本来、日本の親会社の課税ベースとなる所得を実体的な経済活動のない外国子会社に対して付け替えることを的確に防止するという観点から、エンティティ単位で対象外国子会社を絞った上で、カテゴリカル分析により具体的な所得を捕捉するという組み合わせが望ましいのではないかと考えられる。

- CFC の定義： 現行のタックスヘイブン対策税制における支配基準である 50%超の議決権及び配当請求権に加え、新たに集中所有基準による少数株主排除基準を組み合わせる。
- CFC 除外・閾値(エンティティ毎の判定)： トリガー税率とホワイトリストの組合せによる判定に加え、二次的基準としてデミニマス基準を導入する。
- 実質分析(エンティティ毎の判定)： 現行のタックスヘイブン対策税制における適用除外基準に係る事業基準、非関連者基準はトランザクション毎の判定とし、エンティティ毎の判定については、実体基準、管理支配基準及び所在地国基準により判定する。なお、実体基準、管理支配基準及び所在地国基準は、日本企業のグローバル活動の実態等も踏まえ、その内容の見直しを検討する。
- カテゴリカル分析(トランザクション毎の判定)： 配当、利子、保険所得及び知的財産権に係る所得は、原則として CFC 所得に該当する(例外として CFC 所得に該当しない場合あり)ものとするが、販売・サービス所得及びその他所得(賃貸料・リース料、キャピタルゲイン)は、原則として CFC 所得に該当しない(例外として CFC 所得に該当する場合あり)ものとする。また、最初のテストで CFC 所得に該当した場合でも、業務上の必要性が認められれば CFC 所得に該当しないものとして取り扱う措置を講ずる。

行動 3 最終報告書は、各国の BEPS リスク(すなわち各国の企業の海外展開の実態等)に応じた制度設計の裁量を許容している。CFC 税制により親会社等に帰属させるべき所得の定義を決定するため、カテゴリカル分析、実質分析、超過利得分析を「単独又は複合的に」用いることとされている。

考えられる中長期的なタックスヘイブン対策税制は、上述のとおり、日本企業の海外展開の実態との親和性並びに執行コスト及び企業の事務負担軽減の観点から、まず、実質分析を満たさない外国

子会社を特定し(エンティティアプローチ)、その上で、非関連者基準等を加味したカテゴリカル分析により絞り込む(トランザクショナルアプローチ)組合せが望ましいのではないかと考えられる。これにより、租税回避とみられる所得の付け替えに焦点を合わせた設計(対象所得の精微化と事務負担減を両立するハイブリッド・アプローチ)となるのではないかと考えられる。

一方、不十分な実質分析のみによってカテゴリカル分析の機会がない仕組み(可動性のある資産性所得を適用除外とする場合がある仕組み)における排除しきれないアンダーインクルージョンを懸念する立場からは、行動 3 における議論との整合性も踏まえ、実質分析とカテゴリカル分析を一体としてトランザクショナルベースで合算所得を判定する方策の必要性を主張する少数意見もあった。

ただし、具体的な制度の詳細設計に当たっては、十分な実態調査が必要な上、上記制度(特にカテゴリカル分析)を直ちに導入すると、課税当局及び制度の対象になる企業に過度な負担がかかることなどから、段階的に措置する必要があるものと考えられる。また、行動 3 最終報告書を踏まえた欧米各国の国内法改正の具体的な動きは、現在のところみられない。このため、当面の姿としては現行法をベースとしつつも喫緊の問題に対応するために、例えば、①少数株主排除基準の導入、②事業基準(とりわけ航空機リースに係る事業基準)の廃止、③トリガー税率とホワイトリストの組合せの導入、④キャピタルゲインの除外(例えば組織再編)、などの措置が必要ではないかと考えられる。

2.4.2. 検討の基本的な方向性

(1) BEPS プロジェクトとの整合性

(i) 各国の政策目的に沿った CFC 税制の設計への柔軟性

行動 3 最終報告書では、CFC 税制を構成する要素として、CFC の定義、CFC の除外と閾値要件、所得の定義、所得の計算、所得の帰属、二重課税の防止・除去の 6 つのビルディングブロックに分類し、これらのビルディングブロック毎に勧告を提示している。ただし、行動 3 最終報告書における勧告は、CFC 税制のミニマムスタンダードを示すものではなく、各国に裁量が委ねられるベストプラクティスとされており、各国が異なる政策目的に沿った形で、BEPS に対処できるよう、CFC 税制の設計について柔軟性を提供している¹⁴⁵。

したがって、BEPS プロジェクトを踏まえたタックスヘイブン対策税制の在り方については、我が国企業のグローバル展開の実態や、我が国の国際課税制度におけるタックスヘイブン対策税制の位置付けなどを踏まえて、我が国の政策目的に沿う内容となるよう、十分に検討する必要があると考えられる。

(ii) 価値創造の場における課税

当該検討に際しては、BEPS プロジェクトが、経済活動が行われ価値が創造される場所で課税すべきである、という基本的な考えを示していることに着目すべきである¹⁴⁶。行動 3 最終報告書においても、CFC 税制では、税の軽減を受けるために根底にある価値創造から乖離された所得を CFC 所得に含めるべきであり、既存の各国 CFC 税制でも、地理的可動性、当事者の関連性、所得の源泉地、CFC の活動レベルなど、これらの懸念が生じる所得を特定する様々な要素を使用している、との記載がなされている¹⁴⁷。

¹⁴⁵ 行動 3 最終報告書エグゼクティブサマリー

¹⁴⁶ 行動 3 最終報告書序文 (Foreword)

¹⁴⁷ 行動 3 最終報告書パラグラフ 74

この基本的な考え方を踏まえると、経済活動が行われ価値が創造された場所と当該価値に対する課税の場所が一致している場合には、外国子会社の所得に対する課税は、当該所得の源泉地国における課税に委ね、CFC 税制における合算課税の対象とすべきではないのではないかとと思われる。一方、価値創造の場所と課税の場所が一致していないような場合、すなわち、経済活動の実体のない外国子会社に対して付替えられた所得については、CFC 税制において合算課税の対象となる CFC 所得に含めるべきではないかとと思われる。

(2) 日本企業の実態を踏まえた政策的プライオリティー

企業の国外所得移転等の租税回避に対する国際課税制度の強化は、行き過ぎると自国企業の国際競争力を弱め、一方で、優遇税制の導入の有無は、各国の立地競争力の差を拡大させ、税収減をもたらすことにもなる。このような懸念から、上記のとおり、各国は自国企業の国際競争力を高めるとともに、そのような企業の重要な機能を国内に留めようとする立地競争力の強化を追求しながら、国際課税制度を構築していると考えられる。

しかし、現状においては、我が国企業のいわゆる外で稼ぐ力である国際競争力は、欧米企業に比べると必ずしも十分であるとはいえない。したがって、我が国の国際課税制度については、租税回避防止の観点を踏まえつつも、我が国企業の国際競争力や我が国の立地競争力を強化する観点から、更なる見直しが必要であると考えられる。

我が国のタックスヘイブン対策税制が他国に比べてより広範に適用される場合には、我が国の多国籍企業は、他国の多国籍企業に比べて、海外子会社の所得に対してより高い実効税率が課されることになるため、多国籍企業間の国際競争上、不利になると考えられる。また、多国籍企業が資産の所有及び事業経営のロケーションを選定する際に、税制が一つの判断要素となることに鑑みると、我が国タックスヘイブン対策税制が他国に比べてより広範に適用される場合には、このような多国籍企業にとって投資や事業経営の場所として我が国が他国に比べて魅力的でないことに繋がる可能性があり、結果として、我が国の立地競争力を引き下げることになり得る。したがって、第三国由来の所得に対してまで課税を及ぼさないことにより、我が国企業の国際競争力強化及び我が国の立地競争力強化に配慮した税制を構築すべきではないかと考えられる。

(3) 我が国の税制全体との関係

(i) テリトリアル課税方式への移行との関係

我が国のタックスヘイブン対策税制は、形式上は内国法人に対する課税であることから、内国法人の課税所得の範囲をどのように広げようと、内国法人に帰属する限り、課税管轄の観点からは問題はないと考えることもできる。しかしながら、タックスヘイブン対策税制は、外国子会社の所得を内国法人の所得とみなして合算課税を行う制度であり、その目的は、歳入確保ではなく、租税回避の防止であると考えられるため、その適用にあたっては、租税回避の防止という政策目的を忠実に実現することができる合理的な範囲に限定されるべきであり、CFC 所得の範囲は、租税回避の対象となった利益に限定される必要があると考えられる。さらに、租税回避防止以外の目的で、タックスヘイブン対策税制によって内国法人の課税範囲をいたずらに広げることは、自国企業の国際競争力を弱めるばかりか、日本の立地競争力をも減殺することとなるものと考えられる。

したがって、タックスヘイブン対策税制の対象は、租税回避防止という政策目的を忠実に実現することができる合理的な範囲に限定されるべきである。そのためには、タックスヘイブン対策税制の適用により合算課税される対象所得については、こうした目的に合ったものとする必要がある。

タックスヘイブン対策税制によって防止すべき租税回避については多面的な検討が必要であると考えられるが、租税条約の趣旨目的の観点からも第三国由来所得に対して我が国のタックスヘイブン対策税制を適用すべきでないと考えられることや、第三国の租税を回避しているケースに対してまで我が国の法人税を課すことを考慮する必要性は乏しいといえることに加えて、我が国の国際課税制度がテリトリアル課税方式に移行しつつあるといえることに鑑みると、タックスヘイブン対策税制の対象となる所得は、日本の租税を回避しているケースのみとし、第三国の租税を回避しているケースに日本の法人税を課すことまでは考慮する必要性は乏しいのではないかと考えられる。

すなわち、我が国においては、内国法人に対する課税方式としては、従前からの全世界所得課税方式を基本ルールとしながらも、平成 21 年度税制改正によって外国子会社配当益金不算入制度が導入されたことにより、テリトリアル課税方式に移行しつつあるといえるのではないかと思われ、この観点からは、我が国タックスヘイブン対策税制において対象とすべき所得は、国内親会社から経済活動の実体のない外国子会社に対して付替えられたような、実質的に国内親会社に帰属すべき所得とすべきことが整合的であると考えられる。

実際、行動 3 最終報告書においても、各国がテリトリアル課税方式を採用している場合には、CFC 税制を狭く適用し、親会社が所在する国で課税されるべきであった所得だけを CFC 税制の対象にするのがより整合的であろうと述べられている¹⁴⁸。

(ii) 移転価格税制との関係

タックスヘイブン対策税制と移転価格税制は、それぞれの制度が相互補完的に機能する側面もあるといえるが、移転価格税制は、課税強化や事務負担の増加の傾向にあるといえる。さらに、BEPS プロジェクトの行動 8 から 10 最終報告書の内容を踏まえ、各国において移転価格分析の複雑化や精緻化が懸念されること、具体的には、所得相応性基準の導入や、資金拠出のみを行う経済実体のない事業体であるいわゆるキャッシュ・ボックスに対する課税強化の勧告もなされており、全体として移転価格税制による課税強化が懸念される。源泉地国における課税強化は、二重課税リスクを高めることが懸念される。実際、我が国においても、BEPS プロジェクトの行動 13 最終報告書(移転価格文書化の再検討)における勧告内容を踏まえ、平成 28 年度税制改正において、我が国の課税強化にも繋がり得る移転価格の文書化制度の見直しの実施が見込まれている。すなわち、平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する会計年度分から、直前会計年度の連結総収入金額が 1,000 億円以上の法人については、国別報告書及びマスターファイルの提出が義務付けられることが見込まれている。また、ローカルファイルについては、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分から、一定の国外関連者取引については、同時文書化が義務化されることを見込まれており、国外関連者に対する所得の移転について一定の抑止効果が働くと考えられる。したがって、タックスヘイブン対策税制においては、実体的な経済活動のない外国子会社に対する所得の付替えに対象を絞ることが妥当ではないかと考えられる。

(4) 各国税制との調和

BEPS プロジェクトは、課税権の確保の観点から二重非課税の防止等を目指す取組であるが、我が国のグローバル企業は実効税率を引き下げするための積極的な税務プランニングをあまり行っていないとみられる一方で、一部の欧米多国籍企業では、実際にそのような税務プランニングが行われているため、BEPS プロジェクトの目的の達成のためには欧米関係国における税制の変更が必要不可欠であるものと考えられる。しかしながら、行動 3 最終報告書の公表を受けて米国、英国等の主要国において CFC 税制の抜本的見直しの動きは、現状では特に見受けられない。

¹⁴⁸ 行動 3 最終報告書パラグラフ 13

一方で、我が国のタックスヘイブン対策税制は、諸外国の CFC 税制よりも比較的厳しい制度といわれていることや、現行制度においてオーバーインクルージョンが生じていることも踏まえると、仮に我が国のみがタックスヘイブン対策税制について各国に先んじて強化することとなると、各国で調和の取れた形で国際課税制度の改正が行われず、結果として、我が国企業及び我が国の国際競争力が損なわれるおそれがあることに留意する必要があるものと考えられる。

2.4.3. 考えられる中長期的なタックスヘイブン対策税制の在り方

(1) タックスヘイブン対策税制の目的及び対象

(i) タックスヘイブン対策税制の目的

我が国のタックスヘイブン対策税制は、昭和 49 年の第 72 回国会以来、タックスヘイブンを利用する多国籍企業に対する課税の適正化の観点での議論を経て、タックスヘイブン対策税制として、昭和 53 年度税制改正により導入された。制度導入の必要性及び制度の趣旨・目的について、制度創設当時の資料では以下のように示されている。

昭和 53 年度の税制改正に関する答申：

「近年、我が国経済の国際化に伴い、いわゆるタックスヘイブンに子会社等を設立し、これを利用して税負担の不当な軽減を図る事例が見受けられる。(中略)我が国においても昭和 53 年度において所要の立法措置を講ずることが適当である。」

昭和 53 年度改正税法のすべて：

「行政当局においては、タックスヘイブンを利用する納税回避は、従来法人税法第 11 条の実質所得者課税の規定によりそれを適用し得る範囲において規制してきましたが、この規定の適用にあたっての実質帰属の具体的な判定基準が明示されていないため、執行面での安定性に必ずしも問題なしとしない面がありました。このため、租税法律主義を堅持しつつ課税の執行の安定性を確保するという観点からも、租税回避対策のための明文規定の整備が強く要請されていたわけです。本税制は、以上のような内外の要請に呼応して制定されたものであり、今後ますます複雑多様化する国際的な租税回避にも総合的に対応しようとするものであるということができましよう。」

このように、制度創設時に立法側で作成された資料には、我が国におけるタックスヘイブン対策税制の目的は、いわゆるタックスヘイブンを利用した租税回避を防止することにあると言及されている。

一方、制度導入後においては、タックスヘイブン対策税制の目的は租税回避防止ではなく、課税繰延防止であるという主張も多くみられるようになっていった。その背景には、全世界所得課税方式に基づく課税繰延防止論が元々存在していたこともあるが、香港・華南地域におけるビジネスモデルであった来料加工取引に対する課税事案など、租税回避防止では説明することが困難な課税事案や裁判例が生じたことにあると考えられる。

平成 21 年度税制改正により、内国法人が外国子会社から受ける配当は益金不算入とされた(外国子会社配当益金不算入制度)。この制度の政策目的は、日本法人の外国子会社が海外での事業活動によって稼得し、そのまま当該地に留保された利益を、日本国内への配当によって還流させることを促すための環境整備である。すなわち、本制度導入前は、外国子会社の留保利益は、日本法人である親会社へ配当された段階で親会社の益金に算入され、課税所得を構成し課税されることとなっていたため、外国子会社の海外での留保所得の国内還流が進まなかったということが背景とされている。

外国子会社からの受取配当を実質非課税とすることは、我が国の課税方式が、内国法人に対して全世界所得課税を行うことなく、国外所得を免税とする方式（いわゆるテリトリアル課税方式）へ踏み出したものとも捉えることができるが、この変化は、タックスヘイブン対策税制の制度目的との関係では非常に重要な意味を持っている。なぜなら、外国子会社配当益金不算入制度の導入前は、タックスヘイブン対策税制の適用によって合算課税を受ける留保所得は、後日親会社に配当され、親会社段階で日本の法人税が課される所得であったため、合算課税を受けるか否かの違いは、配当前に合算課税を受けるのか、後日受取配当として課税を受けるのかのタイミングの違いでしかなく、まさしく課税の繰延べか否かの違いであったといえる。タックスヘイブン対策税制の制度目的を課税繰延べの防止に求める考え方の根拠は、ここにあるといえる。外国子会社の留保利益は、受取配当という形で内国法人である親会社で課税されるはずの所得であり、当該所得の課税繰延べを防止するために課税するという意味で、擬制配当説とも説明されている。

しかしながら、そもそもテリトリアル課税方式の一環として外国子会社からの配当を免税とするのであれば、理論的に課税繰延べの問題は生じないと考えられる。つまり、外国子会社配当益金不算入制度の導入によって、タックスヘイブン対策税制の制度目的を課税繰延べの防止に求めることは困難な状況になったといえる。タックスヘイブン対策税制の制度目的を課税繰延べ防止と捉えることが困難ということは、より一層、当該税制の目的は、制度導入時の考え方とおり、租税回避防止と捉えるべきということになると考えられる。

したがって、タックスヘイブン対策税制により防止すべき租税回避の概念や範囲の明確化が重要になるといえる。一方で、タックスヘイブン対策税制が防止すべき租税回避の概念や範囲は、必ずしも明瞭とはいえないことも事実であると思われる。この点は、タックスヘイブン対策税制の在り方を検討する際に、重要な着眼点となるといえる。特に、外国子会社配当益金不算入制度の導入以前は、合算課税の対象となる所得は、支払配当控除後の所得（まさしく留保所得）であったが、現行制度では、支払配当控除前の所得とされている。したがって、合算課税されなければ受取配当として免税となる子会社の所得が、合算課税という方法によって課税されることになっているといえる。このことから、外国子会社の所得が、なぜタックスヘイブン対策税制によって日本の法人税を課さなくてはならない所得なのかという点が、より一層重要になってきたといえる。

このように、外国子会社配当益金不算入制度の導入により、一層、租税回避防止の概念の明確化が重要になったといえる。なお、外国子会社配当益金不算入制度の導入により、当該制度の濫用（例えば、軽課税国の外国子会社に所得を付替え、配当として還流させる等）を防ぐために、タックスヘイブン対策税制の適用範囲について検討すべきであるとの議論も考えられる。しかしながら、外国子会社配当益金不算入制度の濫用を防ぐためには、その前提となる軽課税国の外国子会社への所得の付け替えなどを的確に把握し、そうしたケースや所得にタックスヘイブン対策税制が的確に適用されるようにする必要があるのであって、日本企業がアグレッシブなタックスプランニングを行っていないという現状も踏まえると、いたずらに当該制度の適用範囲を広げるなどの厳格化は制度の在り方としては適当ではないといえる。これはまさしく、タックスヘイブン対策税制の対象となる租税回避の概念や範囲の明確化が求められているものと考えられる。

(ii) タックスヘイブン対策税制の対象

これまでに整理した、①経済活動又は価値創造の場と課税を一致させる等、BEPS プロジェクトにおいて示された方向性、②テリトリアル方式に移行しつつある等、日本の税制全体の動向、及び、③現行税制の問題点等を踏まえると、タックスヘイブン対策税制の目的は、日本の課税ベースを浸食するような国際的租税回避を防止するためのものと明確化すべきではないかと考えられる。その上で、日本企業の実態を踏まえ、的確に国際的租税回避を防止すべく、合算すべき所得は、国内親会社

から経済活動の実体のない外国子会社に対して付替えられたような、実質的に国内親会社に帰属すべき所得と整理すべきではないかと考えられる。

(2) 制度の簡素化

(i) 制度の複雑化によるオーバーインクルージョン又はアンダーインクルージョン

現行のタックスヘイブン対策税制では、適用除外基準を満たさない特定外国子会社等は、一定の配当を除き、その課税所得の全額が合算課税の対象になる。例えば、当該特定外国子会社等が、租税回避を目的とせず、経済活動の実体を伴う所得も有している場合には、租税回避防止という本税制の目的に鑑みると、本来合算課税の対象とすべきでない所得についても、合算課税の対象となり、その結果、オーバーインクルージョンが生じているのではないかと考えられる。同様に、アンダーインクルージョンも生じ得ると考えられる。

また、現行のタックスヘイブン対策税制では、特定外国子会社等は、適用除外基準を満たした場合でも、資産性所得を有している場合には、原則としてその資産性所得が合算課税の対象となる。株式や債券の運用による所得等の資産運用的な所得については、我が国と比べて著しく税負担の低い外国子会社においてそのような所得を伴う取引を行うことにつき積極的な経済合理性を見出すことは困難であり、むしろ外国子会社への所得の付け替えに利用されやすいと考えられる。外国子会社によるこうした資産運用的な所得に相当する金額については、租税回避行為に該当するものとして、我が国親会社の所得に合算して課税することが適当であると考えられ、資産運用的な所得を外国子会社に付け替えるような租税回避行為を一層的確に防止する観点から、平成 22 年度の税制改正において、外国子会社の資産運用的な行為に係る一定の所得に相当する額について、親会社の所得に合算して課税する仕組みが新たに措置された。

資産性所得を合算課税とすることは、上記のとおり、日本親会社から適用除外基準を満たすような外国子会社への一定の所得の付け替えによる租税回避防止を趣旨とするものであった。しかし、適用除外基準を満たした外国子会社について、一定の資産運用的な所得に対して課税を課すこととなるため、合算課税のルートが複雑化し、制度が複雑なものになっているともいえる。そもそも実体性の乏しいキャッシュボックスのような子会社には、実体基準をクリアできないのが通常であり、実際に課税実態がないことも踏まえると、本規定の意義は乏しいものと考えられる。さらに、適用除外基準を満たした外国子会社は、本税制上、その所在地国で正常な事業活動を営むものに該当するといえるが、そのような外国子会社に対して、更に一定の所得に対して合算課税を行うことは、実務上において、そのような所得の有無の検証や特定に係る負担を強いることになると考えられる。実際、アンケート結果においても、資産性所得に関して実務上生じている問題として、「特定外国子会社等のうち、適用除外基準を満たす会社数が非常に多い中、個社の財務諸表等の資料から資産性所得の該当有無を一つ一つチェックしていく必要があり、申告作業にかなりの労力を要する」というコメントがあった¹⁴⁹。

上記のオーバーインクルージョン又はアンダーインクルージョンに対応する方法として、適用除外基準を満たさない場合に、正確に CFC 所得を特定することを求めるのに対して、適用除外基準を満たす場合には、合算課税を行わないとすることで、合算課税のルートを単線化し、制度をより簡素化する方法も考えられる。

¹⁴⁹ 第 2 回アンケート調査結果 2-6 資産性所得 質問 2

(ii) 執行上及び実務上の負担への配慮

CFC 税制の利点の一つは、比較的、機械的に適用できるところにあるものの、完全に機械的な CFC 税制は、より柔軟性を認めるルールほど効果的でない可能性がある。一方で、柔軟性を認めるルールは、機械的なルールに比べてより主観的な基準による不確実性を生む可能性があり、CFC 税制の執行や実務上の負担への懸念が生じるといえる。したがって、CFC 税制は、機械的なルールによる不確実性の軽減と、より主観的なルールによる効果の充実との間のバランスを取る必要がある。

このバランスをどのようにとるかについては、まず、CFC 税制を構成する基本要素であるビルディングブロックのレベルで検討することができる。すなわち、行動 3 最終報告書の勧告は、ミニマムスタンダードではなく、各国に裁量が委ねられるベストプラクティスであることを考えると、各ビルディングブロックにおいて提示されているアプローチについては、タックスヘイブン対策税制の在り方として、租税回避防止の効果のみならず、執行上及び実務上の負担も鑑みて、実態判断を伴うような主観的なアプローチ、機械的に適用できるアプローチ及びその組み合わせについて検討する必要があるといえる。

さらに、ビルディングブロックの組み合わせの検討にあたっては、我が国企業のグローバル活動やタックスプランニングの実態、税務インフラの整備状況などを踏まえ、タックスヘイブン対策税制として必要な効果を有していながらも、執行上及び実務上において過度の負担とならないよう、十分に配慮する必要があると考えられる。

(3) 合算対象所得の絞り込み方法 - 現行制度の枠組み（入口におけるエンティティアプローチと出口でのトランザクショナルアプローチの枠組み）の維持

我が国のタックスヘイブン対策税制は、外国子会社が当該税制の対象となる CFC に該当するかどうかについて、まずその外国子会社の事業体レベルで判定し、その後、特定の所得が CFC 所得として合算課税の対象となるかどうかの判定を行う、という特徴を有していると考えられる。

すなわち、タックスヘイブン対策税制の対象となる外国子会社に該当するかどうかについて、その発行済株式等の 50%超が居住者及び内国法人等によって保有されているかどうか、及び、租税負担割合が 20%未満となるかどうかという、エンティティレベルでの判定を行う。次に、タックスヘイブン対策税制の対象となる外国子会社に該当するとなった場合において、その外国子会社が適用除外基準を満たすかどうかをエンティティレベルで判定することになる。

その外国子会社が、適用除外基準を満たさない場合には、外国子会社の所得が合算課税の対象となるものの、適用除外基準を満たす場合には、資産性所得に該当する一定の所得のみが合算課税の対象となり、各所得タイプの性質を踏まえて、合算課税の対象となるかどうかを判定することになる。

すなわち、タックスヘイブン対策税制の適用については、対象となる外国子会社に該当するかどうかという入口段階においては、エンティティアプローチによってその判定を行い、CFC 所得に該当し合算課税が行われるかどうかという出口段階においては、トランザクショナルアプローチによってその判定を行っているといえ、2 つのアプローチを結びつけたハイブリッドアプローチを採用しているといえる¹⁵⁰。

¹⁵⁰ 行動 3 最終報告書パラグラフ 97 注 21 においては、「日本の CFC ルールはハイブリッドアプローチの例であり、特定の事業体は、所得と活動の種類により CFC 課税から除外されるが、それでも、これらの事業体が稼得する特定の所得類型は、CFC 課税の対象になるかもしれない。このアプローチでは、単に事業体のすべての所得を帰属させるのではなく、最終的には異なる所得類型を検討することになるため、本質的にはトランザクショナルアプローチの一形態である」と記載されている。

行動 3 最終報告書に記載されているとおり、エンティティアプローチは、税務当局において、事業体の稼得する一定所得額が帰属可能か、事業体が特定の活動に従事しているか決定すれば、CFC 税制の適用の有無が決まり、それ以上の分析が必要なくなるため、特定の状況では、執行負担が軽減する可能性がある。エンティティアプローチでは、納税者が、所得の主要部分が帰属所得の定義に当てはまる場合にだけ CFC 課税の対象になるため、納税者のコンプライアンスコストも軽減し、確実性も向上させることができる。このように、エンティティアプローチでは、納税者の CFC 所得が全体所得のごく一部だけである場合には、納税者が CFC 税制の対象になる可能性が減ることになる。しかしながら、エンティティアプローチの主要なデメリットは、事業体のすべての所得を CFC 税制の対象にするか否かにより、オーバーインクルージョン、アンダーインクルージョンのいずれにもなることである。十分な CFC 所得を稼得する事業体は、すべての所得が帰属し、一方、帰属する所得を一部有する事業体は、その所得を、CFC 税制の対象にならない所得に埋没させる (swamping) ことで、CFC 税制を回避できるであろう。たとえば、能動的所得を生み出す活動に主に従事している事業体は、多額の受動的所得を CFC 税制から守ることができるかもしれない¹⁵¹。

一方で、同じく行動 3 最終報告書に記載されているように、トランザクショナルアプローチは、エンティティアプローチに比して、執行負担と納税者のコンプライアンスコストを増加させるかもしれない。税務当局は、このルールその他の要素をどのように策定するかにより、より多数の法人グループを CFC 税制で検討する必要があるかもしれない。このようなデメリットはあるが、トランザクショナルアプローチは、一般に、より正確に所得を帰属させる。トランザクショナルアプローチは、CFC 所得の定義に当てはまるかどうか判断するために各所得類型を検討する必要があるため、エンティティアプローチより、特定種類の所得をより効果的にターゲットにすることができる¹⁵²。

実際、アンケートの結果においても、約 75%の企業は「エンティティアプローチ又はハイブリッドアプローチが望ましい」と回答しており、「トランザクショナルアプローチが望ましい」と回答した企業は約 6%であった (残りの 19%の企業は「分からない」との回答であった)¹⁵³。また、「エンティティアプローチが望ましい」と回答した企業のすべてが、「事務負担軽減の観点から望ましい」と回答しており、また、「ハイブリッドアプローチが望ましい」と回答した企業は、1 社を除き、「事務負担軽減及び合算所得の正確な把握の観点で望ましい」との回答であった¹⁵⁴。

海外展開する日本企業が法人等のエンティティを基準に機能配置を行う実態等を踏まえ、現行制度同様、入口で事業体レベルの判定により対象外国子会社を絞り (エンティティアプローチ)、出口で所得レベルの判定を行うことにより合算対象所得を捕捉する (トランザクショナルアプローチ)、いわゆるハイブリッドアプローチの枠組みは維持するべきではないかと考えられる。

行動 3 最終報告書においては、エンティティアプローチとトランザクショナルアプローチは、いずれもベストプラクティスと整理されている。エンティティアプローチにおいては、オーバーインクルージョンあるいはアンダーインクルージョンを生み出す傾向がある一方、事務負担が少ないが、トランザクショナルアプローチにおいては、その逆の傾向がみられる。現行税制のハイブリッドアプローチは、エンティティアプローチにおける簡素化メリットとトランザクショナルアプローチにおける対象所得の精微化メリットの双方を狙いとしていたものの、実際には、両アプローチが複線化して導入されたため、それぞれの利点が必ずしも生かされていない形になった (オーバーインクルージョン等が排除されず、事務負担のみが増加) という面は否定し難いと思われる。しかも、現行の資産性所得への課税措置

¹⁵¹ 行動 3 最終報告書パラグラフ 96

¹⁵² 行動 3 最終報告書パラグラフ 97

¹⁵³ 第 2 回アンケート調査結果 3-5 エンティティアプローチとトランザクショナルアプローチ 質問 1

¹⁵⁴ 第 2 回アンケート調査結果 3-5 エンティティアプローチとトランザクショナルアプローチ 質問 2

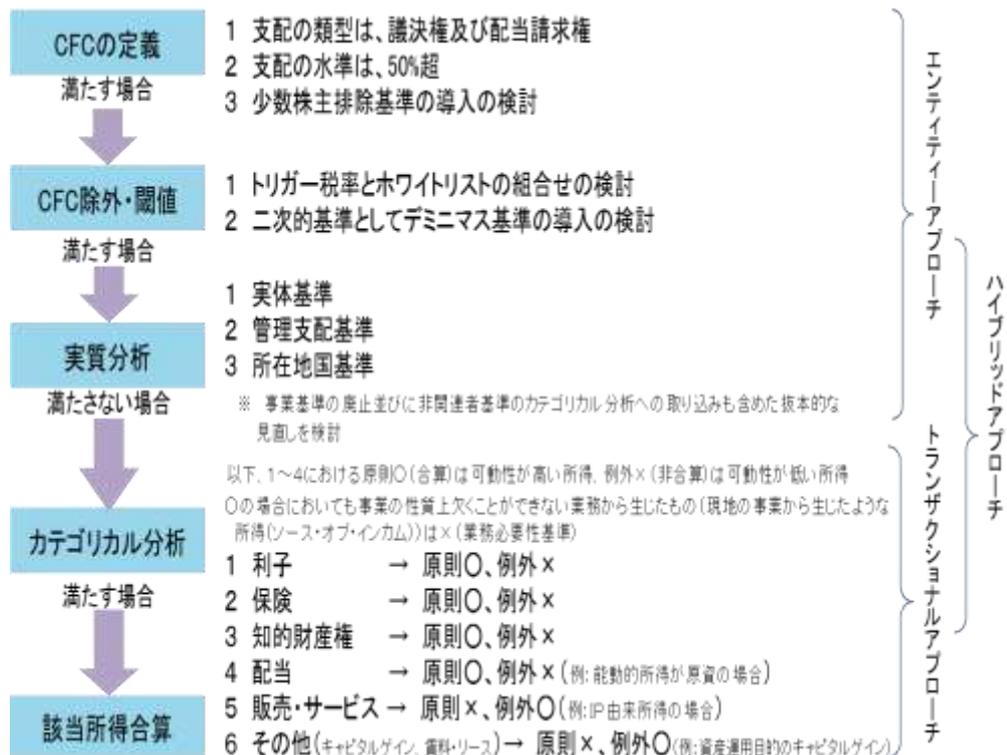
は実際上課税実績がほとんどないのが実態である¹⁵⁵。したがって、この 2 つのアプローチの利点(制度の簡素化及び対象所得の精微化)を真に結合するためには、本来、両アプローチを単線化して導入することが望ましいのではないかと考えられる。

以上を踏まえ、具体的には、下図のとおり、1.対象となる外国子会社(CFC)の定義、2.対象となる外国子会社(CFC)の除外・閾値、3.実質分析、の順に事業体レベルでの判定を行い、3.実質分析における基準のいずれかを満たさない場合には、4.カテゴリカル分析において詳細な合算対象所得の判定がなされる形が有り得るのではないかと考えられる。

なお、行動 3 最終報告書においても、エンティティアプローチとトランザクショナルアプローチのいずれがベストプラクティスであるか、といった勧告はなされていないため、上記のハイブリッドアプローチは、十分に整合性が取れると考えられる。

一方、研究会においては、行動 3 最終報告書において、CFC 税制により親会社等に帰属させるべき所得の定義を決定するため、カテゴリカル分析、実質分析、超過利得分析を単独又は複合的に用いることとされている点を踏まえ、実質分析とカテゴリカル分析を一体としてトランザクショナルベースで合算所得を判定することも考えられるという意見もあった。

<考えられる中長期的なタックスヘイブン対策税制のフロー図>



行動 3 最終報告書は、各国の BEPS リスク(すなわち各国の企業の海外展開の実態等)に応じた制度設計の裁量を許容している。CFC 税制により親会社等に帰属させるべき所得の定義を決定するため、カテゴリカル分析、実質分析、超過利得分析を「単独又は複合的に」用いることとされている。

¹⁵⁵ 第 189 回国会参議院財政金融委員会会議事録第 5 号(その一)

考えられる中長期的なタックスヘイブン対策税制は、上述のとおり、日本企業の海外展開の実態との親和性並びに執行コスト及び企業の事務負担軽減の観点から、まず、実質分析を満たさない外国子会社を特定し(エンティティアプローチ)、その上で、非関連者基準等を加味したカテゴリカル分析により絞り込む(トランザクショナルアプローチ)組合せが望ましいのではないかと考えられる。これにより、租税回避とみられる所得の付け替えに焦点を合わせた設計(対象所得の精微化と事務負担減を両立するハイブリッド・アプローチ)となるのではないかと考えられる。

一方、不十分な実質分析のみによってカテゴリカル分析の機会がない仕組み(可動性のある資産性所得を適用除外とする場合がある仕組み)における排除しきれないアンダーインクルージョンを懸念する立場からは、行動 3 における議論との整合性も踏まえ、実質分析とカテゴリカル分析を一体としてトランザクショナルベースで合算所得を判定する方策の必要性を主張する少数意見もあった。

2.4.4. 具体的な検討(各判定段階における基準等の考え方)

(1) CFC の定義

(i) 検討のアプローチ

CFC 税制は、外国子会社に支配的な持分を有する納税者が、CFC に所得を付け替えることによる課税ベースの浸食可能性のリスクに対処する税制である¹⁵⁶。したがって、CFC 税制が適用されるかどうかの検討にあたっては、親会社等が、外国法人との間に、所得の移転の懸念が生じるような支配関係が生じているかどうかの判定が必要となる。当該判定について、支配の範囲が広く規定される場合には、CFC 税制の対象となる外国法人の範囲も広くなり、結果として、オーバーインクルージョンが生じる得る。一方、支配の範囲が狭く規定される場合には、CFC 税制の対象となる外国法人の範囲も狭くなり、結果として、アンダーインクルージョンが生じ得る。

したがって、当該支配の判定については、所得の移転が懸念される支配の状況を適切に反映し、かつ、所得の付替えが懸念されないような場合は含まれないような基準を採用すべきであると考えられる。また、どのような支配基準を採用するかにあたっては、執行上の負担と納税者側のコンプライアンスコストに留意する必要がある。

このような観点から、行動 3 最終報告書及び各国の CFC 税制などを踏まえた上で、支配の定義にあたり、以下の点を検討した。

- 支配の種類
- 支配のレベル

(ii) 現行タックスヘイブン対策税制における取扱いと行動 3 最終報告書における取扱い

我が国のタックスヘイブン対策税制においては、外国法人のうち、外国関係会社に該当するものが、制度の対象となり得る。外国関係会社とは、外国法人で、その発行済株式等のうちに、居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者(居住者の親族、内国法人の役員等)が有する直接及び間接保有の株式等の数の合計の占める割合が、50%を超える場合の当該外国法人をいう。

なお、当該外国法人が、議決権(剰余金の配当等に関するものに限る)の数が一個でない株式等を発行している場合又は請求権の内容が異なる株式等を発行している場合には、株式等の数の割合、

¹⁵⁶ 行動 3 最終報告書エグゼクティブサマリー

議決権の数の割合又は請求権に基づき分配される剰余金の配当等の金額の割合のいずれが多い割合で、保有割合を判定することとされている¹⁵⁷。

行動 3 最終報告書においては、支配に関しては、CFC 税制では、少なくとも法的支配テスト及び経済的支配テストの 2 つを適用し、いずれかの要件を満たした場合に支配があるとすべきであると勧告されている。また、各国は、事実上の支配テストを取り入れて、法的支配テスト及び経済的支配テストが回避されないようにすることも可能であるとしている。

CFC は、居住者(法人、個人、その他を含む)が少なくとも 50%を超える支配を有する場合に、支配されているとみるべきであるとし、より広範な政策目標を達成したい国や CFC 税制の回避を防止したい国は、より低い支配閾値を設けることができるとしている。

この支配のレベルは、関係会社又は非関連の居住者の持分の合計、又は、協調している(acting in concert)とみられる納税者の持分の合計で判断されるべきであって。また、CFC 税制は、直接又は間接の支配がある場合に適用されるべきであるとしている¹⁵⁸。

(iii) 支配の種類 - 法的支配テストと経済的支配テストの組み合わせ

行動 3 最終報告書では、支配の種類として、法的支配、経済的支配、事実上の支配、及び、連結による支配が記載されている¹⁵⁹。

その上で、行動 3 最終報告書では、支配に関しては、少なくとも法的支配テスト及び経済的支配テストの 2 つを適用し、いずれかの要件を満たした場合に支配があるとすべきであると勧告されている。この点、我が国タックスヘイブン対策税制においては、株式等の数の割合、議決権の数の割合又は請求権に基づき分配される剰余金の配当等の金額の割合のいずれが多い割合で保有割合を判定することとされており、行動 3 最終報告書の勧告に整合的である。

なお、事実上の支配テストは、法的支配テスト及び経済的支配テストの回避防止ルールとして取り入れることも可能であるが、かなりの事実状況分析とそれらのいくらか主観的な評価が必要になり、すべてのケースで適用された場合、これは、納税者にとっての追加コスト、複雑性、不確実性に繋がる。さらに、各国の居住ルールの運用経験では、上述のような種類の基準も回避が比較的容易で、税務当局が証明するのは難しいかもしれない¹⁶⁰。

また、会計基準に基づく支配判定は、事業体を会計上において連結すべきかどうかを定めるためのものであり、タックスヘイブン対策税制の制度趣旨や目的に鑑みた場合の支配判定とは、必ずしも整合しない可能性がある。さらに、我が国においては、会計基準として日本会計基準、国際会計基準、米国会計基準など複数の会計基準が選択適用可能であり、連結の範囲は必ずしも一致していないことを考えると、タックスヘイブン対策税制の公平な適用の観点から、懸念が生じる可能性がある。

したがって、行動 3 最終報告書の勧告内容を踏まえても、支配の種類としては、現行のタックスヘイブン対策税制における支配基準である、保有株式等の数、議決権及び配当請求権による判定を維持することが望ましいと考えられる。

¹⁵⁷ 租税特別措置法第 66 条の 6 第 2 項第 1 号

¹⁵⁸ 行動 3 最終報告書パラグラフ 25

¹⁵⁹ 行動 3 最終報告書パラグラフ 35

¹⁶⁰ 行動 3 最終報告書パラグラフ 35

(iv) 支配のレベル - 50%超の支配

行動 3 最終報告書では、CFC は、居住者(法人、個人、その他を含む)が少なくとも 50%を超える支配を有する場合に、支配されているとみるべきであるとされている。この点、我が国のタックスヘイブン対策税制においては、居住者及び内国法人並びに特殊関係非居住者が有する直接及び間接保有の株式等の数の合計の占める割合が、50%を超える場合に、支配があるとされており、行動 3 最終報告書の勧告に整合的であるといえる。

したがって、上記支配の類型における検討結果も合わせて考えると、現行のタックスヘイブン対策税制における支配基準である 50%超の保有株式等の数、議決権及び配当請求権による判定を維持することが望ましいと考えられる。

(v) 少数株主排除要件の必要性

現行のタックスヘイブン対策税制における支配基準によれば、以下のような問題が生じている。例えば、日本企業が海外に事業進出をするにあたって、上場企業である外国法人と対等(各 50%)の合弁事業の際に、合弁相手の外国法人の株主に、日本の居住者又は内国法人が含まれている場合には、内国法人による保有割合が過半数を超えるため、外国関係会社に該当することになる。そのため、当該合弁相手の外国法人の株主の中に、日本の居住者又は内国法人に該当する者が存在するか否かを確認する必要があるが、実務上、このような外国法人の株主構成を非居住者の少数株主レベルまで詳細を把握することは容易ではない。結果的に、税務調査で問題となることを避けるため、このようなケースは保守的に合弁相手の株主に居住者及び内国法人が含まれる(つまり、内国法人による 50%超の保有がある)ものとして、「外国関係会社」として取り扱うという保守的な処理を行う実務があるようである。この場合、当該上場企業である外国法人における日本の居住者又は内国法人は、通常であればその持分は非常に小さいものであり、当該日本企業と協力して合弁事業を支配している状況にはないと考えられる。このように、実際に影響力を行使できず支配に影響を及ぼさないような少数株主が存在する場合にまで、CFC 税制の対象となる外国法人の範囲を広げることは、所得の付替えが懸念される状況の判定基準として適切ではなく、結果として、オーバーインクルージョンが生じる可能性があると考えられる。

実際、アンケート結果¹⁶¹によると、いわゆる 50:50 の合弁事業について合弁パートナーにおいて、本邦居住者がどれだけ存在するかが把握できないことにより、当該合弁会社を特定外国子会社等とし、当該合弁会社の所得をタックスヘイブン対策税制上において合算しているケースが 10 件程度あった。また、アンケート結果¹⁶²において、一部の会社から、このような場合に、タックスヘイブン対策税制に配慮して出資比率を 50%よりも引き下げ、結果として、対等な立場での事業運営ができていないとの回答があった。

行動 3 最終報告書では、影響力を行使するために協力して行動する(acting together)少数株主は、支配テストを満たすかどうか判定する際、それらの持分を合計すべきであるとされている。少数株主が協力して行動しているかどうかについては、少なくとも、3 つの方法(協調行動基準、関連者基準、集中所有基準)で判定可能であり、各国・地域は、支配があるかの判定に際し、実際に影響力を行使している少数株主を確実に考慮するよう、これらのアプローチのいずれか 1 つを採用することが推奨されている¹⁶³。

協調行動基準(acting-in-concert test)は、かなりの行政執行・コンプライアンス負担になるため、あ

¹⁶¹ 第 1 回アンケート調査結果 5 海外合弁会社の状況 質問 2

¹⁶² 第 1 回アンケート調査結果 5 海外合弁会社の状況 質問 4

¹⁶³ 行動 3 最終報告書パラグラフ 38

まり現実的ではないが、一つの利点は、株主が実際に協力して行動している場合には、より機械的なテストに比して、より正確に特定できるかもしれないということである¹⁶⁴。特に、居住者と非居住者が協調して影響力を行使する場合に、意義を有すると考えられる。しかし、このような場合にまで、タックスヘイブン対策税制の射程に入るかについての検討が必要であろう。実際に、行動 3 最終報告書では、支配の判定にあたり、非居住者の持分を含めることができるものの、非居住者を考慮することを推奨するものではない、と記載されている¹⁶⁵。なお、アンケートの結果¹⁶⁶によれば、少数株主持分を含める方法として適切と考えられるものについて、「協調行動基準が適切である」という回答はなかった。具体的な理由は明らかではないものの、協調して行動しているかどうかについて事実認定に基づく判断が必要となるため、納税者のコンプライアンスの負担や、制度適用の予見可能性の観点から、望ましくないと考えたものと推察される。

関連者基準(related party test)も、居住者と非居住者が、日本以外に所在する親会社によって実質的なコントロールが行われる場合に、特に意義を有すると考えられる。しかし、実質的なコントロールが日本以外に所在する親会社によって行われるため、これがタックスヘイブン対策税制の射程に入るかについての検討が必要であると考えられる。なお、アンケートの結果¹⁶⁷によれば、少数株主持分を含める方法として適切と考えられるものについて、「関連者基準が適切である」とする回答が約 5 割あった。理由は、関連性のない会社の持分まで確認するのは実務上困難、関連者基準については客観的に判断できる、関連者については確認が比較的容易といったものであった。

集中所有基準(concentrated ownership test)では、例えば米国では、すべての居住者の CFC 持分は、それぞれの持分が 10%より高い場合に合計される。このアプローチでは、一定の持分割合を有する居住者をまとめたグループの持分が考慮されることになり、また、10%の支配閾値が居住者への帰属所得の決定にも使えるため、別個の帰属ルールの必要性もなくなる¹⁶⁸。なお、アンケートの結果¹⁶⁹によれば、少数株主持分を含める方法として適切と考えられるものについて、「集中所有基準が適切である」とする回答が約 2 割あった。集中所有基準を選んだ理由としては、集中所有は我が国現行制度の簡易版であり混乱が少ないといったものであった。

なお、少数グループの居住者にフォーカスする集中所有基準は、協調して行動しておらず、実際に CFC の利得を移転するだけの力がなかったとしても、少数株主である居住者に利益を帰属させる可能性がある。したがって、所有割合については、オーバーインクルージョンとならないよう、慎重に検討する必要があると考えられる。アンケートの結果¹⁷⁰によれば、集中所有ルールを選択した企業のうち、内国法人と協調して子会社に影響を与えると考えられる少数株主の持分割合について、持分割合毎の大きな差はみられなかったが 10%と回答した会社が最も多かった。その理由は、10%以下であれば協調行動がないと考えられる、タックスヘイブン対策税制の納税義務者の基準値である 10%と一致するため、というものであった。

(vi) 支配基準と少数株主基準との組み合わせ

以上より、現行のタックスヘイブン対策税制における支配基準である 50%超の議決権及び配当請求権に加え、新たに集中所有基準といった少数株主排除基準を組み合わせるのが妥当ではないかと考えられる。

¹⁶⁴ 行動 3 最終報告書パラグラフ 39

¹⁶⁵ 行動 3 最終報告書パラグラフ 45

¹⁶⁶ 第 2 回アンケート調査結果 3-1BEPS 最終報告書との関連性 質問 1

¹⁶⁷ 第 2 回アンケート調査結果 3-1BEPS 最終報告書との関連性 質問 1

¹⁶⁸ 行動 3 最終報告書パラグラフ 43

¹⁶⁹ 第 2 回アンケート調査結果 3-1BEPS 最終報告書との関連性 質問 1

¹⁷⁰ 第 2 回アンケート調査結果 3-1BEPS 最終報告書との関連性 質問 1

(2) CFC の除外・閾値

(i) 検討のアプローチ

2.4.3. で検討したように、タックスヘイブン対策税制に関する基本的な視点として、タックスヘイブン対策税制の対象は、国内親会社から経済活動の実体のない外国子会社に対して付替えられたような、実質的に国内親会社に帰属すべき所得とするのが適当であると考えられる。当該国内親会社から外国子会社に付け替えられた所得について、その特定を効果的かつ効率的に行う方法として、そのような所得付け替えのリスクが低い国や取引を除外することで、当該リスクが高い国や取引にフォーカスする方法が考えられる。

行動 3 最終報告書においては、このような観点から、2 つ目のビルディングブロックとして CFC の除外と閾値要件を設けている。すなわち、CFC の除外と閾値要件は、BEPS のリスクの少ない事業体を除外し、より利益移転の機会の大きい何らかの状況を示すリスクの高い事案にフォーカスすることで CFC 税制の範囲を制限するために使用できるとされている。これらの規定により、当該税制の対象会社を限定することで、CFC 税制をよりの絞った効果的なものとし、全体的な事務負担を軽減することも可能になるとされている¹⁷¹。

行動 3 最終報告書では、3 つの異なる種類の CFC の除外と閾値要件が検討されている¹⁷²。

- CFC 税制が適用されるための最低限の金額基準(デミニマス基準)
- 租税回避の動機や目的が存する状況について CFC 税制をフォーカスさせるような租税回避防止要件
- 親会社より低税率である国に所在する CFC だけに CFC 税制を適用することとなるような税率による適用除外

以下では、行動 3 最終報告書において勧告されている税率による適用除外について検討を行い、続いて、デミニマス基準及び租税回避防止要件についての検討を行った。

(ii) 税率除外・ホワイトリスト

(a) 現行タックスヘイブン対策税制における取扱いと行動 3 最終報告書における取扱い

外国関係会社のうち、次のいずれかに該当するものが、タックスヘイブン対策税制の対象となる特定外国子会社等に該当する¹⁷³。

- 法人の所得に対して課される税が存在しない国に本店又は主たる事務所を有する外国関係会社
- その各事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得の金額の 20%未満となる外国関係会社

行動 3 最終報告書において、CFC の除外と閾値要件については、親会社の国・地域に適用される税率と十分同等の実効税率の対象になる会社が CFC 課税の対象とならないことを認めるよう、税率による適用除外を含めることが勧告されている。この税率による適用除外の効果は、親会社の国・地

¹⁷¹ 行動 3 最終報告書パラグラフ 50

¹⁷² 行動 3 最終報告書パラグラフ 52

¹⁷³ 租税特別措置法第 66 条の 6 第 1 項、租税特別措置法施行令第 39 条の 14

域で適用される税率より有意に低い実効税率であるすべての CFC を CFC 税制の対象にすることであり、この適用除外は、ホワイトリスト等のリストと組み合わせることもできるとされている¹⁷⁴。

(b) 税率除外要件の有用性

ほとんどの国の CFC 税制では、一定水準を超える税率の対象になる CFC を免除する、税率による適用除外が盛り込まれている。このような適用除外は、次のような 2 つの理由で取り入れられている。第 1 に、このアプローチは、低い外国税の恩恵を受けており、したがって、最大の利益移転のリスクをもたらす法人だけにルールを適用するためである。2 番目に、軽課税の CFC にフォーカスすることで、納税者により大きな確実性を提供し、全体的な執行負担を軽減することができるためである¹⁷⁵。

我が国タックスヘイブン対策税制においても、外国関係会社のうち、法人の所得に対して課される税が存在しない国に本店又は主たる事務所を有するもの、及び、その各事業年度の所得に対して課される租税の額が当該所得の金額の 20%未満となるものが、特定外国子会社等に該当し、タックスヘイブン対策税制の対象となるとされており、行動 3 最終報告書の勧告に整合的であるといえる。

ただし、現行のタックスヘイブン対策税制における税率除外によれば、以下のようなオーバーインクルージョンが生じている事例がある。例えば、国外のパートナーと共に、外資規制等の理由から法人形態でなく支店形態での進出しか認められない国で合弁事業を行うような場合、設立の容易さや運営コストの観点から、無税国に本店を設置する場合が一般的であるが¹⁷⁶、この場合、支店において実体のある経済活動を行い、稼得した所得に対して支店所在地国で 20%以上の実効税率で課税されているような場合であっても、無税国に所在しているという理由だけで、特定外国子会社等に該当することになる。この場合、本店所在地国である無税国においては、人員や場所等の事業実体を通常は有していないことから、適用除外要件を満たさず、合算課税の対象とされることになる。なお、このように、実際の租税負担の有無にかかわらず、無税国に所在するという理由だけで合算課税の対象とした理由は明確に示されていないが、当該要件は制度創設当初からあり、平成 4 年度の税制改正において、ブラックリスト方式から租税負担割合による判定に変更したときにも削除されずに存置されたままになっているものである。

したがって、このような無税国に存在する CFC におけるオーバーインクルージョンが生じないようにするため、タックスヘイブン対策税制における税率除外基準においては、外国関係会社のうち、法人の所得に対して課される税が存在しない国に本店又は主たる事務所を有するかどうかは考慮せず、実効税率のみで判定するのが望ましいと考えられる。

なお、現行のタックスヘイブン対策税制におけるいわゆるトリガー税率につき、固定税率とするか、我が国における法人税率の一定割合とするかの方法があるが、いずれの方法であっても、BEPS に対抗するルール策定との関連で、同等に意味があると思われる¹⁷⁷。

(c) ホワイトリストの有用性

低税率の判定については、国・地域によって異なる方法がある。納税者に個別的な基準 (case-by-case basis) で比較アプローチの適用を求める国・地域もあれば、プロセスを簡略化するため、ブラックリストやホワイトリストを使う国・地域もあろう。リストを使用することで、通常、国・地域の税率について個別分析の必要性がなくなり、国・地域がより低いレベルの税を適用しているかを明らかにする一

¹⁷⁴ 行動 3 最終報告書パラグラフ 51

¹⁷⁵ 行動 3 最終報告書パラグラフ 61

¹⁷⁶ 第 2 回アンケート調査結果 2-2 無税国の特定外国子会社等の取扱い

¹⁷⁷ 行動 3 最終報告書パラグラフ 63

法となる。ブラックリスト又はホワイトリストの使用により、税務当局は、タックスヘイブン対策税制適用の有無の判断が容易になり、納税者は、自らが CFC 税制の対象となるか容易に知ることができ、また、ホワイトリストのようなリストの使用は、本構成要素の勧告に含まれている¹⁷⁸。

現行のタックスヘイブン対策税制においては、税率による適用除外のみが規定されているが、画一的に適用対象外の範囲が確定してしまうことから、中にはオーバーインクルージョンが発生し得るケースがある。具体的には、租税負担割合が 20%未滿となり、十分な経済的実体を持って事業活動を行っているものの、タックスヘイブン対策税制における適用除外基準を満たさず、合算課税の対象になっているケースが考えられる。このようなオーバーインクルージョンを防止するため、いわゆるホワイトリストを使用する方法が考えられる。この場合、一定の国に所在する外国関係会社であれば、租税負担割合の計算を行わずとも、それだけで又は一定の要件を満たすことにより、CFC 税制の適用対象外とされることになる。ホワイトリストを使用する方法の場合、ホワイトリストに記載されていない国に所在する外国関係会社について、上記のオーバーインクルージョンの可能性は依然として残ることになるものの、執行上の負担と納税者側のコンプライアンスコストの観点からは、非常に有効な方法であると考えられる。実際、アンケート結果¹⁷⁹において、約 7 割の企業から、執行上及び事務負担の軽減が見込まれることを主な理由として、ホワイトリストの導入が望ましいとの回答があった。

ホワイトリストを導入する場合、国の選定(OECD 加盟国や G20 各国(有害税制指定されている国を除く。)から選定するなどの方法も一法)及び要件(段階性の導入など)の検討が必要になるだろう。これは、我が国企業の国際展開の実態や、国際競争力の維持、事務負担といった観点から検討する必要があると考えられる。

また、英国やオーストラリアにおいては、すでにホワイトリストが導入されており、タックスヘイブン対策税制におけるホワイトリストの国の選定や要件を検討する際に、参考にできるのではないかと思われる。

	ホワイトリスト対象国	ホワイトリスト対象国の取扱い	ホワイトリスト選定の背景
英国	<p><u>通常の適用除外地域規定の対象となる国</u></p> <p>オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、米国、日本、オランダ、ルクセンブルグ、ブラジル、ロシア、インド、中国等¹⁸⁰</p> <p><u>簡便的な適用除外地域規定の対象となる国</u></p> <p>オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、米国、日本</p>	<p>通常の適用除外地域規定の対象となる国に所在する CFC が以下の要件を満たした場合、当該 CFC は法人レベルの適用除外が適用され、CFC 課税の対象とならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 所得条件:CFC の所得が CFC の会計利益の 10% または 5 万ポンドのいずれか大きい金額未滿 ● IP 条件:過去 6 年間、相当水準の IP が英国から移転又は持ち出されていない ● 租税回避防止条件:税務上の有利な取扱いを受けることを主目的とした取引に関与していない <p>なお、簡便的な適用除外地域</p>	<p>通常の適用除外規定の対象となる国については、法人税率が英国と概ね同等である国が選定されたようである。</p> <p>また、簡便的な適用除外規定の対象となる国に選定されている国は、非課税となる所得や、タックスホリデー等の国外からの投資を誘引するための優遇税制が少なく、英国と類似する法人税制を有する国であって、英国源泉所得を人為的に移転するリスクが低い国と考えられたことがその選定の理由のようである。</p>

¹⁷⁸ 行動 3 最終報告書パラグラフ 62

¹⁷⁹ 第 2 回アンケート調査結果 3-1BEPS 最終報告書との関連性 質問 2

¹⁸⁰ より詳細な内容は別紙 2「英国 CFC 税制の概要」を参照。

		規定の対象となる国に所在する CFC は、所得条件、IP 条件が免除され、租税回避防止条件のみ満たせば、法人レベルの適用除外が適用され、CFC 課税の対象とならない。	
オーストラリア	カナダ、ニュージーランド、フランス、英国、ドイツ、米国、日本	<p>CFC がホワイトリスト対象国に所在している場合、一定の受動的所得のみが CFC 課税の対象となる。一定の受動的所得には例えば以下のものがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 英国所在の CFC が認識する株式のキャピタルゲインで、当該株式発行会社が直接、又は関係会社を通じて間接的に含み益のある資産を保有しており、資産がオーストラリアとの関係性があり、英国 SSE により英国で非課税となるもの。 ● ドイツ所在の CFC が国外支店において獲得した受動的所得のうちドイツにおいて非課税となるもの。 	左国はオーストラリアの税制と類似する税制を有する国であると考えられたことがその選定の理由のようである。

(d) 税率除外とホワイトリストの組み合わせ

上記考え方を踏まえると、BEPS のリスクの少ない事業体を除外し、利益の付け替えのリスクのより大きい状況を示す事業体にフォーカスすることでタックスヘイブン対策税制を効果的かつ効率的に運用する観点から、税率基準(トリガー税率)とホワイトリストを組み合わせることが妥当ではないかと考えられる。

(iii) デミニマス基準・租税回避防止要件

(a) 現行タックスヘイブン対策税制における取扱いと行動 3 最終報告書における取扱い

行動 3 最終報告書では、CFC の除外と閾値要件として、税率除外の他に、デミニマス基準や租税回避防止要件が言及されている。現行のタックスヘイブン対策税制では、事業体ベース(全体)でのデミニマス基準はない。ただし、資産性所得の合算においては、資産性所得に係る収入金額が 1,000 万円以下又は税引前当期利益の 5%以下である場合には合算対象としないという一種のデミニマス基準が規定されている。なお、租税回避防止要件については、現行制度における関連規定は存在しない。

(b) 租税回避防止要件

租税回避防止要件は、租税回避の結果としての取引・ストラクチャーだけを CFC 税制の対象とするものである。これは、CFC 税制の予防的措置としての効果を狭め、事前のルールとして運用される場合には、CFC 税制の執行・コンプライアンス負担も増加させる可能性がある。さらに、CFC 税制での所得定義規定が適切に的を絞ったものであれば、租税回避防止ルールは必要とされないはずである。こうしたことから、最終報告書では、租税回避防止要件はこれ以上検討されていない(ただし、租

税回避防止要件が、BEPS に対抗する CFC 税制の中で役割を一切果たせないことを示唆する意図ではない)¹⁸¹。

上記を踏まえると、租税回避防止要件の導入は、執行上や納税者の実務上の負担という観点からは妥当でないと考えられる。所得の付け替えによる租税回避が懸念される所得については、上記のとおり、CFC 所得の定義において適切に反映されるようにすることが望ましいのではないかと考えられる。

(c) 二次的要件としてのデミニマス基準

デミニマス基準は、一定の法人をルールの対象外とすることで、執行上の負担を軽減し、CFC 税制を、よりターゲットを絞った、効果的なものとするができる。多くの国ではすでにデミニマス基準を取り入れており、CFC 所得と取り扱われる所得が、一定の限度未満になるのであれば、親会社の課税所得に含まれないことになる。一般に、各国は、事業体の帰属所得が、CFC 所得の一定率、ないし、CFC 所得が一定額未満の場合、あるいは、課税利得が一定額未満の場合に、事業体ベースの免除を規定している¹⁸²。

デミニマス基準が回避される可能性がある一つの方法は、細分化 (fragmentation) であり、これにより、会社は所得を複数の子会社間で分け、それぞれを、閾値未満にするという方法である。各国の既存のルールでは、多くの場合、このような回避を防ぐため、予防措置を取り入れている¹⁸³。

本構成要素のデミニマス基準に賛成か反対かについて、一般的な勧告はないが、もし各国・地域がこのような基準の導入を選択するのであれば、ベストプラクティスは、これと細分化防止ルールを組み合わせることとなる¹⁸⁴。

なお、アンケート結果¹⁸⁵によると、事業体単位での閾値要件としてのデミニマス基準の導入を希望するかどうかについて、デミニマス基準は導入されるべきとする回答が、全体の約 8 割を占めた。その理由としては、事務負担及び執行上の負担の軽減が見込まれるという回答が多かった。

現行のタックスヘイブン対策税制においては、資産性所得の合算においては、デミニマス基準が規定されているものの¹⁸⁶、事業体ベースでのデミニマス基準はない。資産性所得の課税の導入に際しては、所得の具体的な計算を行うための基礎資料の収集など、所得把握や実施の計算に関して企業の事務負担にも配慮する必要があり、少額不追及の考え方にに基づき、上記のとおり外国子会社の部分合算の対象となる部分適用対象金額に対応する収入金額が 1,000 万円以下である場合や、部分適用対象金額が外国子会社の所得 (税引前当期利益) に占める割合が 5% 以下である場合には、部分合算の対象としないことされている。すなわち、資産性所得の合算に関するデミニマス基準の導入の趣旨は、少額不追及に基づく執行上や実務上の事務負担の軽減であるが、当該趣旨は、資産性所得の合算だけではなく、事業体ベースのデミニマス基準が導入されるべき趣旨としても妥当であると考えられる。

上記検討を踏まえると、一定の法人をルールの対象外とすることで、執行上や実務上の負担を軽減し、タックスヘイブン対策税制をよりターゲットを絞った効果的なものとするという観点から、事業体ベ

¹⁸¹ 行動 3 最終報告書パラグラフ 60

¹⁸² 行動 3 最終報告書パラグラフ 53

¹⁸³ 行動 3 最終報告書パラグラフ 54

¹⁸⁴ 行動 3 最終報告書パラグラフ 59

¹⁸⁵ 第 2 回アンケート調査結果 3-1BEPS 最終報告書との関連性 質問 3

¹⁸⁶ 租税特別措置法第 66 条の 6 第 5 項、租税特別措置法施行令第 39 条の 17 の 2 第 20 項第 21 項

ースのデミニマス基準を導入すべきであると考えられる。ただし、先に検討した税率基準とホワイトリストの組み合わせが、最終報告書の勧告内容になっていることに鑑みると、事業体ベースのデミニマス基準は、二次的な CFC の除外と閾値要件として位置付けることが妥当であると考えられる。なお、この場合、エンティティを細分化することによるデミニマス基準の潜脱を行うことを防止するための細分化防止ルールも合わせて導入する必要性についても検討すべきであると考えられる。

(3) CFC 所得の定義

(i) 検討のアプローチ

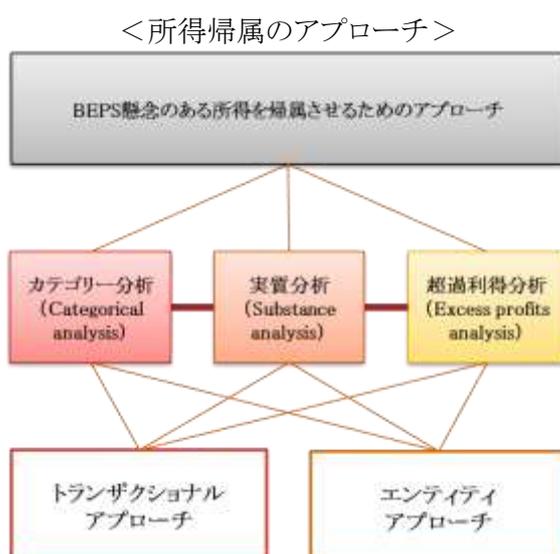
2.4.3 で検討したように、タックスヘイブン対策税制に関する基本的な視点として、タックスヘイブン対策税制の対象は、国内親会社から経済活動の実体のない外国子会社に対して付替えられたような、実質的に国内親会社に帰属すべき所得とするのが適当であると考えられる。

行動 3 最終報告書では、BEPS の懸念を生じさせる所得が、親会社国の支配株主に帰属することを確かにする所得の定義を含めるべきであると勧告している。同時に、各国が、国内政策の枠組みに整合する CFC 税制を確実に策定できるよう、柔軟性が必要であると認めている。各国は、CFC 所得の定義に関するルールを自由に選択することになり、この選択は、各国が直面する BEPS のリスクの程度によって決まるであろうとされている¹⁸⁷。

したがって、我が国タックスヘイブン対策税制における CFC 所得は、行動 3 最終報告書の内容を踏まえながら、我が国の国際課税制度の枠組みや我が国企業のグローバル活動の実態などを勘案し、タックスヘイブン対策税制の制度目的である租税回避の防止が適切に行われるよう、定義される必要があると考えられる。また、当該 CFC 所得の定義にあたっては、我が国企業の国際競争力及び我が国の立地競争力の向上や、執行上や実務上の負担も考慮されるべきであるといえる。

また、行動 3 最終報告書では、CFC 所得の定義にあたり、以下の 3 つの分析方法を提供している。

- カテゴリー分析
- 実質分析
- 超過利得分析



¹⁸⁷ 行動 3 最終報告書パラグラフ 73

以下では、上記の分析毎にそれぞれ検討を行った。

(ii) カテゴリカル分析

行動 3 最終報告書では、CFC 税制では、一般に、所得を分類し、その分類に応じて別々に所得を帰属させる分析を適用していると記載されている。各国は、どの要素/兆候を最も関連すると理解するかにより、異なるカテゴリーを定義している。それらは、法的分類、当事者の関連性、及び、所得の源泉地、である。しかしながら、必ずしも、これらのカテゴリーの所得のすべてに BEPS の懸念が生じるわけではない¹⁸⁸。

(a) 3 つのアプローチ

- 法的分類 (Legal classification)： 各国・地域は、一般に、まずその法的分類に従って、配当、利子、保険所得、ロイヤルティと IP 所得、販売・サービス所得、といったようなカテゴリーにフォーカスし所得を分類する¹⁸⁹。このようなカテゴリーの所得を切り出すのは、これらが地理的により可動性があると思われ、したがって、CFC 税制で対処することを意図している懸念が生じる可能性があるからである¹⁹⁰。
- 当事者の関連性 (Relatedness of parties)： 一部の国では、所得の法的分類より(あるいはこれとともに)、どの者から所得を稼得したかにフォーカスしている。多くの既存の CFC 税制では、関連者から稼得した所得を含めているが、これは、このような状況では、所得移転がより簡単で、かつ、その可能性がより高いという理由による¹⁹¹。
- 所得の源泉地 (Source of income)： 一部の国では、所得の稼得場所に基づいて所得を分類するアプローチを採用している。このアプローチは、課税ベース浸食防止ルール (an anti-base stripping rule) か、源泉地国ルール (a source country rule) の形式をとることができるが、その原則は、CFC の国で行われた活動から稼得された所得はより利益移転の懸念が生じる可能性が低く、一方、他国から稼得された所得は、このような懸念が生じる可能性がより高いということである¹⁹²。

(b) 現行タックスヘイブン対策税制における適用除外基準とカテゴリカル分析

一方、我が国タックスヘイブン対策税制においては、特定外国子会社等の所得は、原則として、日本親会社の所得に合算して課税されることになる。ただし、当該外国法人が独立企業としての実体を備え、かつ、その地で事業活動を行うことにつき十分な経済合理性があると認められる等一定の要件に該当する場合には、一定の利子・配当等の資産運用的な所得の金額(資産性所得)を有するときを除き、合算課税は行われない(適用除外基準)。

適用除外基準として、特定外国子会社等が、以下の 4 つの基準を全て満たした場合には、資産性所得を除き、その事業年度の適用対象金額は合算課税の対象にならないことになる。

¹⁸⁸ 行動 3 最終報告書パラグラフ 76

¹⁸⁹ 行動 3 最終報告書パラグラフ 77

¹⁹⁰ 行動 3 最終報告書パラグラフ 78

¹⁹¹ 行動 3 最終報告書パラグラフ 79

¹⁹² 行動 3 最終報告書パラグラフ 80

- 事業基準：その主たる事業が、株式若しくは債券の保有、工業所有権の提供、又は、船舶若しくは航空機の貸付けでない
- 実体基準：その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を、その本店所在地国に有する
- 管理支配基準：その事業の管理、支配及び運営を自ら行っている
- 非関連者基準又は所在地国基準：卸売業、銀行業、信託業、保険業、金融商品取引業、水運業、航空運送業を主たる事業とするものはその事業を主として関連者以外の者で行っている、又は、その他の業種についてその事業を主としてその本店所在地国で行っている

適用除外基準を俯瞰すると、事業基準、非関連者基準は、特定外国子会社等が主として営む事業の内容や所得の性質との関連性が強いにもかかわらず、適用除外基準を満たすかどうかは、事業体レベルで判定されるというエンティティアプローチを前提としているために、オーバーインクルージョンが生じえると考えられる。このようなオーバーインクルージョンを防止し、制度の簡素化にも資するよう、以下のとおり、事業基準や非関連者基準の考え方を、カテゴリカル分析へ取り込むという方法があるのではないかと考えられる。

(c) 事業基準

事業基準における株式若しくは債券の保有、工業所有権の提供、又は、船舶若しくは航空機の貸付け業については、その性格からして我が国においても十分行い得るものであり、その地に所在することについて、積極的な経済合理性を見出すことは困難である、という考え方に立つものである。これは、当該事業を、特定外国子会社等の所在地国である軽課税国で行うことについては、経済的合理性がなく、当該事業から生じる所得を軽課税国で認識することによる租税回避を理由として行われたものとして取り扱う、という考えであると思われる。また、当該考え方の前提として、当該事業から生じる所得は、地理的な可動性があり日本親会社から海外子会社に付け替えることが容易である、という特徴を見出しているものと思われる。

この観点からは、事業基準は、行動 3 最終報告書のカテゴリカル分析における法的分類基準と、同様の考え方にあると思われる。ただし、行動 3 最終報告書では、CFC 所得の定義として法的分類が用いられるのに対して、現行のタックスヘイブン対策税制においては、事業体レベルで判定される適用除外基準の一つとして用いられ、当該事業から生じる所得を含む当該特定外国子会社等の所得は、親会社に合算課税されることになる、という点で大きく異なることになる。これによって、当該事業から生じる所得は、経済活動の実体を伴う場合においても合算課税の対象となるというオーバーインクルージョンや、当該事業とともに行っている従たる事業から生じる所得について、経済活動の実体を伴う場合においても合算課税の対象となるというオーバーインクルージョンが生じることになる。前者の例としては、アイルランドにおける航空機リース事業から生じる所得が挙げられる。

このようなオーバーインクルージョンを防止するための方法として、事業基準の考え方を適用除外基準において反映させるのではなく、CFC 所得を特定する段階において反映させる方法が考えられる。すなわち、適用除外基準における事業基準を現行のようなエンティティ毎の判定要素とはせずに、CFC 所得の定義において、これらの所得が、国内親会社から経済活動の実体のない外国子会社に対して付替えられた場合に、CFC 所得として取り扱うことで合算課税の対象とするようなトランザクション毎の判定要素とする方法が考えられる。

なお、上記の事業基準についての議論は、同じく特定外国子会社等が主として営む事業の内容に基づいて判定される非関連者基準にも同様にあてはまることになる。

(d) 非関連者基準

非関連者基準の対象となる業種は、その事業活動の範囲が必然的に国際的にならざるを得ず、これらの事業を営む特定外国子会社等に対して、地場経済との密着性を重視する所在地国基準を適用することには無理があり、それよりもその事業の太宗が関連者以外の者との取引から成っているかどうかで判断するのが適当であろうと考えられたことによる。つまり、その事業を関連者との取引に頼っているような企業は、独立した企業として認知し難く、その地にいる経済的合理性は希薄であるというものである。当該考え方の前提として、関連者から稼得した所得は、第三者からの所得に比べて、所得移転がより簡単で、かつ、その可能性がより高い、という特徴を見出しているものと思われる。

これらの観点からは、非関連者基準は、行動 3 最終報告書のカテゴリカル分析における当事者の関連性基準と、同様の考え方にあると思われる。ただし、行動 3 最終報告書では、CFC 所得の定義として当事者の関連性が用いられるのに対して、我が国の現行タックスヘイブン対策税制においては、事業体レベルで判定される適用除外基準として用いられる、という点で大きく異なることになる。これによって、当該事業から生じる所得は、経済活動の実体を伴う場合においても合算課税の対象となりえるというオーバーインクルージョンや、当該事業とともに行っている従たる事業から生じる所得について、経済活動の実体を伴う場合においても合算課税の対象となり得るというオーバーインクルージョンが生じえることになる。

このようなオーバーインクルージョンを防止するための方法として、非関連者基準の考え方を、適用除外基準において反映させるのではなく、CFC 所得の定義において反映させる方法が考えられる。すなわち、適用除外基準における非関連者基準を現行のようなエンティティ毎の判定要素とはせず、当事者の関連性という基準によって CFC 所得を定義する方法が考えられる。

(iii) カテゴリカル分析(配当)

我が国のタックスヘイブン対策税制上、配当については、適用除外基準を満たさない場合には、保有割合が 25%未満の会社からの配当が合算課税の対象となり、適用除外基準を満たす場合には、原則として、保有割合が 10%未満の会社からの配当所得のみ資産性所得として合算課税の対象となる。

行動 3 最終報告書では、配当の根底にある一般的な懸念は、配当は、純粹に受動的な(passive)所得(つまり、内在する活動(underlying activity)から生じる所得ではない)を CFC に移転するために利用できるということである、とされている。しかしながら、行動 3 最終報告書においては、配当所得は、概して少なくとも次のような 3 つの状況において、このような懸念が生じないだろうとも述べられている¹⁹³。

- 配当が子会社の能動的な所得から支払われる場合
- CFC が稼得する配当について、もし仮にそれらを親会社が稼得していたとしたならば親会社国・地域で免税になっていたであろうという場合
- CFC が、能動的な証券取引業務を行っている場合

行動 3 最終報告書の内容を踏まえた場合、配当所得は、原則的には可動性が高い所得として分類できると考えられる。その上で、例外的に、子会社の能動的所得を原資としている配当で可動性が低いといえる場合等については、CFC 所得としないとするアプローチも考えられる。

¹⁹³ 行動 3 最終報告書パラグラフ 78

なお、アンケート調査においては、上記の **BEPS** の懸念が低いもの以外の配当所得を確認することは不可能とする回答が、全体の約 5 割を占めている¹⁹⁴。

確認が不可能であるとする理由としては、以下のような回答があった。

- 海外子会社の配当所得につき配当の原資が全て能動的所得かを判定するのは困難を極める。
- 配当が能動的所得から支払われたかどうかの確認において、当該配当の原資となる利益剰余金を能動的所得と受動的所得に区分する明確かつ簡便な方法(又は基準)が示されない限り、実務上対応不可能と考えられる。また、上述の明確かつ簡便な方法が示されたとしても、過年度を遡ることを要求されるようであれば、買収した会社などもあるため、実務上、対応は不可能である。
- マイノリティ出資の場合、出資先の所得の詳細をタイムリーに把握するのは困難と思われる。

したがって、子会社の能動的な所得から支払われた配当であるかどうか等の判定を行うことは、実務上、大きな負担が伴う可能性が高いと考えられる。

(iv) カテゴリカル分析(利子)

タックスヘイブン対策税制上、利子については、適用除外基準を満たさない場合には、すべての利子が合算課税の対象となり、適用除外基準を満たす場合には、原則として、債券の利子のみが資産性所得として合算課税の対象となる。

行動 3 最終報告書では、利子・金融所得の取扱いに係る一般的な懸念は、この所得は親会社から **CFC** に容易に移転でき、親会社の過大なレバレッジと **CFC** の過大資本に繋がる可能性があることにあると述べられている。利子・金融所得についてこの懸念が生じる可能性がより高いのは、①所得が関連者から稼得された場合、②**CFC** が過大資本の場合、③利子に貢献する活動が **CFC** 国・地域外にある場合、あるいは、④利子が能動的な金融活動から稼得されていない場合である。なお、合算対象所得とするかにあたっては、規制事業体 (**regulated entities**) が、資本規制その他の要件の対象になることを認識すべきであり、事業体が単に一定レベルの資本を税務目的以外で維持するというだけで所得を帰属させるべきではないとしている¹⁹⁵。

行動 3 最終報告書の内容を踏まえた場合、利子所得は、一般的な懸念として移転が容易であるという性質を持っていることから、原則として、可動性が高い所得として分類すべきものと考えられる。ただし、例外として、利子に貢献する活動が **CFC** 国にある場合や当該 **CFC** が能動的な金融活動を行っている場合には、可動性が低い所得として分類できるものと考えられる。

なお、グループファイナンスやグローバル・キャッシュ・マネジメント・システムを導入している企業の場合、当該取決めから生じる利子は、通常は関連者から稼得された利子に該当し、したがって上記の利子所得の取扱いを前提にすると、原則として **CFC** 所得に含まれることになる。しかし、当該取決めは、グループ内の資金融通を通じた効率的な資金活用を行うことを目的とするものであり、このような通常の企業活動が税制によって阻害され得ることは望ましくないと思われる。したがって、業務上必要のある関連者間の利子は、**CFC** 所得に該当しないとする取扱いも考えられる。

¹⁹⁴ 第 2 回アンケート調査結果 3-2 法的分類に基づく地理的可動性が高い所得について 質問 1

¹⁹⁵ 行動 3 最終報告書パラグラフ 78

なお、アンケート調査¹⁹⁶において、利子所得については、「BEPS の懸念が高い所得を確認することは不可能」とする回答が全体の約 5 割を占めている。したがって、利子に関する CFC 所得該当性の具体化にあたっては、慎重な検討が必要になると考えられる。

(v) カテゴリカル分析(保険所得)

現行のタックスヘイブン対策税制における保険所得に係る規定は、適用除外基準における非関連者基準のみである¹⁹⁷。具体的には、保険業に関する非関連者基準は、特定外国子会社等の主たる事業が保険業に該当する場合、各事業年度の収入保険料の合計額のうちに非関連者から収入するものの合計額の占める割合が 50%超である場合に、満たすというものである。

行動 3 最終報告書においては、保険所得は可動性が高く BEPS の懸念が生じる可能性があるものとされている。このような懸念が生じる背景には、保険業を営んでいる会社については、その国に所在する個人や企業に係る保険を引受け、その後においてこれらのリスクを軽課税国の CFC に再保険をして税負担を軽減する可能性、又は、保険業を営んでいない会社が、自社のリスクを転嫁するためのキャプティブ保険会社を国外(一般的にキャプティブ保険を積極的に誘致している国は軽課税国であることが多い)に設立することにより当該キャプティブ保険会社に利益を移転する可能性があるためである。

保険所得のうち以下のいずれかを満たすものが BEPS 懸念を生じさせる可能性がより高いとしている¹⁹⁸。

- 保険所得が、関連者との契約・保険契約から生じているケース
- CFC が、保険提供事業を行う比較対象会社に比して、過大資本になっているケース
- 保険契約者、年金受給者、受益者若しくは保険対象リスクの所在地が、CFC 所在地国以外にあるケース

ただし、保険に係る規制の対象となっている事業体が保険所得を稼得する場合で、規制によって当該事業体が、リスクと資本に関して制限の対象となっている場合には、BEPS の懸念は生じない可能性があるとした上で、保険所得を帰属させる CFC 税制に係る CFC 所得からの除外基準を紹介している。この基準は、以下の特質の全て又はほとんどを満たす再保険活動からの所得は除外することができるとするものである¹⁹⁹。

- 再保険契約の価格が独立企業条件である
- 再保険業者に、リスクの多様性とプーリングがある

¹⁹⁶ 第 2 回アンケート調査結果 3-2 法的分類に基づく地理的可動性が高い所得について 質問 2

¹⁹⁷ 平成 28 年度税制改正大綱において、英国ロイズ市場において事業を行う特定外国子会社等については、適用除外基準を充足できるようにするための措置の導入が掲げられている。これは、英国ロイズ市場において事業を行う英国子会社が、英国での法人税率の引き下げによって特定外国子会社等に該当した場合の影響に対処するためのものである。英国ロイズ市場においては、その特徴としてマネージングエージェント(シンジケートの管理運営、保険の引受業務等を行う者)とメンバー(シンジケートが保険を引受けるために必要な資金を共有し保険金の支払責任を負う者)と分離しなければならない旨がロイズ法に規定されていることから、英国ロイズ市場へは 2 つの特定外国子会社等を開与させる必要があるが、マネージングエージェントたる特定外国子会社等は、実質的な取引の相手方はほとんどメンバーであるため、非関連者基準を満たせず、メンバーたる特定外国子会社等は通常事務所や従業員を有しないため実体基準及び管理支配基準を満たさせないことに起因している。したがって、これらの特定外国子会社等が適用除外基準を満たせるようにするための措置が導入されることとなっている。

¹⁹⁸ 行動 3 最終報告書パラグラフ 78

¹⁹⁹ 行動 3 最終報告書パラグラフ 78 注 5

- グループの経済資本ポジションが多様性により改善し、したがって、実際に、グループ全体への経済的影響がある
- 保険業者も再保険業者も、リスク移転の証明と適正な資本レベルを求める広く同様の規制制度・規制機関がある規制事業体である
- 元受保険に、グループ外の第三者リスクが含まれている
- CFC が、上級の引受業務の専門知識がある CFC ないし関連サービス会社の従業員を含め、自身が必要なスキルと経験を有している
- CFC が、実際に損失を被る可能性がある

この点につき、研究会メンバーによると、日本の保険業界においては、保険業を営んでいる会社では、本来、案件が大きい場合やテロ又は自然災害等によって巨額の保険金を支払う可能性がある場合に備え、引受けた保険金額の一部を国内外の保険会社に負担させることによってリスクの分散、均一化を図るために再保険取引を行うことが一般的とのことであった。また、保険業を営んでいない会社についても、自社グループにおいて負担する可能性がある巨額のリスクに備えて、特定の親会社等のリスクを専門的に引き受けるための、いわゆるキャプティブ保険会社を海外に設立する場合があります。また、その場合、キャプティブ保険を積極的に誘致している国・地域に外国子会社を設立することが多い一方で、これらの国が軽課税国であることが多く、当該外国子会社が特定外国子会社等に該当する懸念が生じるとのことであった。

アンケート調査結果²⁰⁰において、「保険所得を CFC 所得として取り扱うことは適切でない」と回答した企業からのコメントは以下の通りである。

- 再保険はクロスボーダー取引が一般的であり、保険契約者等が当該国・地域外というだけで合算対象とするのは不適切である。
- 資本効率ならびに再保険手配の最適化等の観点から、グループ再保険拠点を有することは一般的であり、関連者取引を一律に受動的所得とすることは不適切である。一方、関連者に帰属するリスクに係る保険所得を受動的所得とすることは、所得の付け替え防止という観点から適切と考える。

保険所得については、その性質上、原則として可動性が高い所得として合算の対象とすべきものと考えられるものの、関連者への再保険取引も含めて経済合理性があると認められる場合には、例外として、CFC 所得から除外することが考えられる。

(vi) カテゴリカル分析(使用料・知的財産所得)

現行のタックスヘイブン対策税制においては、特定外国子会社等の主たる事業が工業所有権・著作権等の提供に該当する場合、適用除外基準における事業基準を満たさないために使用料・知的財産所得は親会社の所得に合算される。さらに、特定外国子会社等が主たる事業として工業所有権・著作権等の提供を行っておらず、適用除外基準を満たしたとしても、特許権、実用新案権、意匠権もしくは商標権又は著作権(出版権及び著作隣接権を含む)の使用料は、原則として資産性所得に含まれることで合算の対象となる。ただし、例外的に以下の特許権等に係る使用料は、資産性所得から除外される²⁰¹。

- 特定外国子会社等が当該研究開発を自ら行った研究開発の成果に係る特許権等
- 特定外国子会社等が取得をした特許権等

²⁰⁰ 第 2 回アンケート調査結果 3-2 法的分類に基づく地理的可動性が高い所得について 質問 3

²⁰¹ 租税特別措置法施行令第 39 の 17 の 2 条第 15 項

- 特定外国子会社等が使用を許諾された特許権等

特許権等に係る使用料が資産性所得として取扱われることになった背景には、本来、工業所有権等・著作権等の提供については、その性格上、我が国においても十分行い得るものであり、軽課税国に本店を所在させて事業を営む積極的経済合理性を見出し難いものとして事業基準を満たさない特定事業とされていたところであるものの、資産性所得の合算課税導入前においては、例えば当該事業を従たる事業として営み適用除外基準を満たす実体のある特定外国子会社等に、工業所有権等・著作権等の提供から生じる所得の付替えが可能であり、実際にそのような事例が把握されていたこともあり、租税回避を的確に防止するという趣旨がある。ただし、資産性所得の合算課税が、所得の移転、外国子会社への所得の付替えを防止するという趣旨で課税するものであることから、子会社が自ら開発したもの、あるいは、その事業の用に供するために他から取得したものから生じる使用料は、正常な経済活動であることから適用対象外とされている。

行動 3 最終報告書においては、使用料・知的財産所得を可動性が高い所得と分類し BEPS 懸念があるものとしているが、これは、知的財産がその価値を創造した場所から簡単に迂回される可能性がある点に基づいている。したがって、親会社等の国で開発した知的財産を、その後において軽課税国へ移転するようなケースについては、CFC 所得として取り扱うべきということになる。反対に、知的財産の価値創造が CFC 所在地国で行われ、当該 CFC がその価値創造に対して貢献している場合における使用料・知的財産所得については、CFC 所得には含めないとする立場をとっているものと考えられる。

以上を踏まえると、現行のタックスヘイブン対策税制は、一定の範囲において知的財産権に係る所得を CFC 所得として取扱っている点において行動 3 最終報告書の内容と整合的であると考えられる。知的財産権に係る所得は、原則として可動性が高いものとして合算対象所得に含め、知的財産の価値創造のための活動が CFC によって行われているケースについては、例外的に CFC 所得から除外することが妥当ではないかと考えられる。

(vii) カテゴリカル分析(販売・サービス所得)

現行のタックスヘイブン対策税制においては、販売・サービス所得について特段の規定は存在せず、合算されるかどうかは特定外国子会社等が適用除外基準を充足するか否かによる。

行動 3 最終報告書においては、BEPS 懸念が生じる販売・サービス所得として、インボイスカンパニーが得る所得及び知的財産所得が埋め込まれている販売・サービス所得を挙げている。これは、インボイスカンパニーが得る所得については、当該インボイスカンパニーがほとんど付加価値を加えずに所得を得ている可能性があること、知的財産所得が埋め込まれた販売・サービス所得については、CFC に知的財産を移転して、CFC がその知的財産に関してほとんど付加価値を加えていない場合には、多くの場合において、本来知的財産所得とすべきものが、販売・サービス所得に変換される一方、多くの国の CFC 税制では、販売・サービス所得を合算対象所得としていないことから課税逃れになっていることを懸念したことが背景にある。

インボイスカンパニーが得る販売・サービス所得に関しては、アンケート調査²⁰²において物流と異なる商流を採用する目的を確認したところ、商流については本社又は統括会社が有する一定の機能から発生するコストを回収しなければならぬために本社又は統括会社を介在させる一方で、物流については、生産拠点から直接納品する方が効率的である等の場合に商流と物流が異なるとの回答が複数の企業があった。また、その他に主なケース及び理由として以下の回答があった。

²⁰² 第 1 回アンケート調査結果 2-3 商流と物流が異なるケース 質問

ケース	理由
本社を介するリインボイス	グローバル化が進展する中で本社として取引を管理するため グループ全体での販売戦略・価格戦略は本社にて立案し、実行するため 与信管理をはじめ、本社しか果たせない機能を提供するため
地域統括会社を介するリインボイス	各種コストの回収、財務リスクの集中管理
海外製造子会社からの日本親会社経由の三国間貿易	研究開発費の回収
外-外取引に日本が介在する	品質保証、価格管理 事業損益管理・ライセンス等の管理のため

上記を踏まえると、日本企業は、リインボイスを行っていたとしても、本社で取引を管理するためにリインボイスの当事者を日本親会社としているケースが主流であることや、海外の地域統括会社をリインボイスの当事者にする場合においても、当該地域統括会社による一定の業務から生じるコストを賄うためのものであることから、何ら付加価値を加えずにリインボイスを行っている CFC が存在するケースはそれほど多くはないことが想定される。

一方、知的財産所得が埋め込まれた販売・サービス所得に関しては、2.2.3.で述べたように日本企業は無形資産を基本的に本社で集中管理する傾向があり、海外へ移転することは稀であることから、実務上このような販売・サービス所得が CFC に生じていることは多くないことが想定される。

以上を踏まえると、販売・サービス所得については、能動的な所得として原則として合算対象所得から除き、インボイスカンパニーに経済的実体がない場合や、知的財産が過去に CFC に移転され、かつ、当該 CFC がその知的財産に係る追加的な価値創造を行っていない場合等については、例外的に合算対象とすることが妥当ではないかと考えられる。

(viii) カテゴリカル分析(賃貸料・リース料)

現行のタックスヘイブン対策税制においては、船舶・航空機の貸付けに係る所得以外の賃貸料・リース料については、特段の規定はなく、適用除外基準を満たせば合算課税は生じないが、船舶又は航空機の貸付けについては、適用除外基準における事業基準及び資産性所得に係る規定が設けられている。

実務においては、特に航空機リース事業を営む特定外国子会社等を有する場合に問題が生じるといわれている。航空機リース事業は、国外の事業環境の整った国において営まれることが少なくないことに加え、当地での事業実態についても、航空会社へのマーケティング活動や機体の管理メンテナンス等の実体のある活動を行っているケースが一般的であるとされているが、現行のタックスヘイブン対策税制において、船舶又は航空機の貸付けにつき、適用除外基準における事業基準と資産性所得に係る規定が設けられていることから、合算課税が生じていることが問題視されている²⁰³。

アンケート調査²⁰⁴において、合算課税をしている航空機リース事業を行っている特定外国子会社等の実態については、所在国において事務所等の固定施設及び専ら本事業の主たる活動に従事する従業員が存在し、所在国における実体ある事業活動の結果としてリース収益を稼得している等、当

²⁰³ 航空機リース事業の取扱いに関しては、平成 28 年度税制改正大綱における“検討事項”として挙げられている。

²⁰⁴ 第 2 回アンケート調査結果 2-4 適用除外基準 質問 1

該事業を行う事業上の理由があるとの回答がされており、現行のタックスヘイブン対策税制が、ビジネス実態と整合的でなく、事業上の障害になっていることが問題視されている。

また、米国、英国及びドイツ等の主要国の CFC 税制においては、航空機リース事業から生じる所得については、積極的な経済合理性をもって事業活動を行っている場合には、適用除外とされており、我が国の現行タックスヘイブン対策税制と主要国の CFC 税制における取扱いとの間に乖離が生じている。

一方、行動 3 最終報告書においては、賃貸料・リース料については、明確に BEPS が懸念される法的分類の類型の一つとして列挙されていない。

現行のタックスヘイブン対策税制における実務上の問題や行動 3 最終報告書において明確に BEPS が懸念される法的分類の類型に列挙されていないことを踏まえると、賃貸料・リース料については、原則として合算対象所得から除き、当該資産を CFC が貸し付けることに係る経済合理性を判定するための基準を導入した上で、当該基準を満たさない場合において例外的に合算対象とすることが妥当ではないかと考えられる。

(ix) カテゴリカル分析(キャピタルゲイン)

キャピタルゲインに関しては、平成 22 年度税制改正により、保有割合 10%未満の株式等の譲渡益が資産性所得の範囲に含まれることとなった。

資産性所得の合算課税の導入の背景には、タックスヘイブン対策税制が従来からエンティティアプローチを採用してきたことから、適用除外基準を満たせば、特定事業(株式・社債の保有、工業所有権・著作権等の提供、船舶・航空機の貸付け)から生じる所得が付替えられていたとしても、合算することができなくなり、本来であれば課税すべき所得であるはずものが、外国子会社全体として適用除外基準を満たすことにより、課税できないこととなること、また、実際に実体のある外国子会社に所得を付替えていると認められる事例が把握されていることもあり、このような租税回避を的確に防止するという目的がある。すなわち、株式の運用による所得等の資産運用的な所得については、我が国と比べて著しく税負担の低い外国子会社においてそのような所得を伴う取引を行うことにつき積極的な経済合理性を見出すことは困難であり、むしろ、外国子会社への付替えに利用されやすいと考えられ、こうした資産運用的な所得に相当する額は、租税回避行為に相当するものとして親会社で合算して課税することが適当であるとの考え方に立っている。

保有割合基準が 10%とされているのは、経営方針への影響力行使が可能となる基準として設定されたものであるが、保有割合 10%未満の株式等の譲渡益であっても、特定外国子会社等が行う事業の性質上重要で欠くことができない業務から生じたものについては、資産性所得から除かれる。これは、資産性所得の合算課税が、租税回避の防止措置であり、資産性所得を合算課税の対象とする趣旨を踏まえれば、その資産性所得が外国子会社の行う事業の性質上重要で欠くことができない業務から生じている場合には、そのような子会社がその事業を行うことに経済合理性はないとは言い難く、むしろ正常な海外投資活動と認められることから、部分合算の対象から除外することとされているものである。

株式のキャピタルゲインについては、現行のタックスヘイブン対策税制上、租税負担割合の計算上の取扱いも相まって、実務上問題が生じるケースがある。具体的には、租税負担割合の計算上、非課税のキャピタルゲインが生じた場合、分母に加算する非課税所得から除外されていないことから、オランダ、ドイツ、英国などの、基本的には租税負担割合が 20%以上となる国に所在する外国子会社の租税負担割合が 20%未満となり、これらの会社が特定外国子会社等に該当することが起因する。これらの会社が特定外国子会社等に一時的に該当すると、適用除外基準の要件を満たせない

きは、結果として現地において非課税とされるキャピタルゲインが日本で合算されることとなる。この点、2.3.2.で述べたように、特に買収により日本企業の傘下に入った外国企業グループ内の持株会社が保有する子会社等を買収後における事業統合の一環で資本再編する場合などにこの問題が生じるようである。

また、資産性所得の合算課税の取扱いに関連して、保有割合が10%未満の株式等のキャピタルゲインについても、一部問題が生じている。アンケート調査²⁰⁵において、以下のケースが問題となるとの回答があった。

- 大型投資案件であっても事業の性質上、保有割合が10%以上とまらないケース
- マイナー出資者であっても、出資先の事業会社に対してある程度重要な取引関係があり、当該出資は租税回避の可能性が低いケース
- グループ全体では100%保有しているにもかかわらず、株式保有割合10%未満の株式等の配当等に係る所得とみなされ資産性所得課税が生じているケース

一方、キャピタルゲインは、行動3 最終報告書において明確に BEPS が懸念される法的分類の類型に列挙されていないことから、基本的には付替えが容易な所得として分類する必要はなく、CFC 所得として含めることがベストプラクティスではないとの考えに立っているものとも思われる。

タックスヘイブン対策税制の対象所得は、本来、日本の親会社の課税ベースとなる所得であって実体的な経済活動のない外国子会社に対して付替えられた所得とすべきと考えられるが、現行のタックスヘイブン対策税制においては保有割合が10%未満の株式等のみを付替えに利用されやすいものとして取り扱っていること、及び、行動3 最終報告書における内容を踏まえ、キャピタルゲインについては原則として可動性が低く付替えが容易でないものとして合算の対象外とし、可動性が高いキャピタルゲインについては、合算課税の対象とすることが妥当ではないかと考えられる。

可動性が低く付替えが容易でないものとしては、例えば、固定資産(特に建物や建物付属設備等)や不動産などの物理的にある場所に設置又は所在しているものが分類されるべきものと考えられる。また、買収により日本企業の傘下に入ったことにより特定外国子会社等に該当した持株会社などである CFC が元々有していた株式等についても、日本親会社から当該 CFC に付け替えが行われた株式であるとは言い難いようなものについても可動性が低く付替えが容易でないものとして取り扱うべきものと考えられる。

なお、実務上問題となっている海外子会社の資本再編時の障壁を排除する観点からは、例えば、買収により日本企業の傘下に入ってから一定の期間は特定外国子会社等に該当しない措置を導入するなどの措置を導入することも考えられる。この場合、他国の CFC 税制の規定を参考にすることも望ましいと考えられる。

英国の CFC 税制では、適用猶予期間に係る規定を設けており、法人が初めて CFC となった場合、当該 CFC となった日から12ヶ月間(HMRC の裁量により延長可)は CFC 税制の適用が猶予される。

- 法人が初めて CFC となる例としては、以下の3つの場合がある。英国居住法人により新たに設立された外国子法人
- 外国グループ法人の外国子法人で、そのグループの親法人が税務上の居住地国を英国に移した場合
- かつて国外所有であった外国法人が、英国に親法人を持つグループに買収された場合

²⁰⁵ 第2回アンケート調査結果 2-6 資産性所得 質問2

なお、適用猶予期間に該当するためには、法人は、猶予期間直後の会計期間において、CFC 所得を有さないことまたは事業体レベルの除外規定を充足することによって CFC 課税の対象となっていない状態で CFC を引き続き有していなければならないとされている。

(x) カテゴリカル分析(その他の検討事項)

上記のカテゴリカル分析において、可動性の高い所得の付替えの容易性を判定する観点から、外国子会社が所得を関連者から得ているか否かを確認するための非関連者基準の導入について検討することも考えられる。また、可動性が高く CFC 所得とされた場合であっても、CFC が行う現地の事業の性質上、重要で欠くことができない業務から生じたものである場合には、我が国タックスヘイブン対策税制において対象とする所得は、国内親会社から経済活動の実体のない外国子会社に対して付替えられたような、実質的に国内親会社に帰属すべき所得であるとしている点に鑑みると、合算対象としないことが望ましいのではないかと考えられる。行動 3 最終報告書においても、カテゴリカル分析の一類型として、所得の源泉地及び関連者の要素に基づき、前者については、CFC の国・地域で行われた活動から稼得された所得はより利益移転の懸念が生じる可能性が低く、一方、他国・地域から稼得された所得は、このような懸念が生じる可能性がより高いとされており、後者については、関連者との取引においては、所得移転がより簡単で、かつ、その可能性が高いとされており、この考え方も整合するのではないかと考えられる。

なお、カテゴリカル分析に基づき、一定の種類 of 所得のうち、可動性が高いものを合算対象とし、そうでないものを合算対象としないというアプローチを採用する場合、企業活動の実態の分析が不可欠となるが、制度の実効性や企業の実務負担といった点を考慮すると、何を基準として所得の可動性の有無を確認するかどうかについて、制度設計にあたり、明確にする必要があると考えられる。この基準については、我が国企業の海外展開に関するより詳細な実態把握、情報収集の可否や手間といった実務上の負担等、更なる慎重な検討を行い、具体的な基準の整備を進めていくべきではないかと考えられる。

(xi) 実質分析

各国の CFC 税制は、通常、一種の実質分析を適用し、所得が CFC 自身の実体のある活動から生じているかをみている。また、これらは多くの場合、その他のより機械的なルールと組み合わせて適用されており、単独のルールにはなっていない。実質分析の適用により、一般に CFC 税制はより複雑になり、事務負担が増加することとなるが、CFC 税制により捕捉すべき所得をより正確に特定し、数値化するために必要であるといわれている²⁰⁶。

²⁰⁶ 行動 3 最終報告書パラグラフ 81

行動 3 最終報告書では、実質分析の方法として以下の 4 つの選択肢が挙げられている。

	実質的貢献分析	実行可能な独立事業体分析	従業員・施設分析	ネクサスアプローチ
特徴	CFC の従業員が CFC 稼得所得に実質的な貢献をしたかどうかを判断	グループ内事業体によって行われる重要な機能に着目 これら事業体が非関連者であった場合に CFC の特定資産所有や特定リスク引受けの可能性を判定	CFC 所在国内に必要な事業上の場所及び施設を有しているか 必要スキルを持った必要数の従業員を有しているか	行動 5 のネクサスアプローチを使用し、当該要件を満たす CFC 稼得所得は CFC 所得に含まない 適格 IP 資産からの所得のみに適用されるため、その他の所得については他の実質分析と組み合わせることが必要

なお、実質分析は、閾値テストとして適用すること、又は、比例分析として適用することができるとされている。すなわち、前者の場合は、実質分析を満たさない CFC は、そのすべての所得が CFC 所得として合算される一方で、後者の場合は、例えば、CFC の所得のうち、CFC が、その所得を稼得するために行わなければならない活動の 75%を行ったと認められる場合には、25%を合算課税することとなる。

現行のタックスヘイブン対策税制においては、実質的貢献分析、実行可能な独立事業体分析及びネクサスアプローチについては、関連する規定がなく、また、アンケート結果²⁰⁷において、ほとんどの企業が、これらの判断基準等が不明確であり、実務上は運用が困難な方法ではないかと回答している。一方、現行のタックスヘイブン対策税制における実体基準及び管理支配基準は従業員・施設分析との整合性があり、また、アンケート調査²⁰⁸においても、多くの日本企業からもそのような回答が得られている。

以上を踏まえると、現行制度にない実質的貢献分析、実行可能な独立事業体分析及びネクサスアプローチについては、仮にこれらの分析方法を導入すると、実務上及び執行上の負担や混乱を招くおそれがあり、これらの分析方法については現時点では導入を見送ることが妥当ではないかと考えられる。一方、現行制度における実体基準及び管理支配基準は、多くの日本企業が従業員・施設分析と整合的と回答していることを踏まえ、必要な修正を施しつつも引き続き採用することが妥当ではないかと考えられる。なお、閾値テスト、または、比例分析のいずれとして適用するかどうかについては、現行のタックスヘイブン対策税制が、エンティティベースでの課税方式を採用していることから、閾値テストとして適用することが望ましいのではないかと考えられる。

また、実体基準、管理支配基準及び所在地国基準は、現行規定をそのまま維持するのではなく、その内容を柔軟に見直すことが望ましいのではないかと考えられる。すなわち、外国子会社の所得が日本親会社から付け替えられたものではなく、実質を伴う活動に由来するものであるか否かを判定するために、日本企業の実態等も踏まえた基準を検討すべきではないかと考えられる。例

²⁰⁷ 第 2 回アンケート調査結果 3-4 実質分析について 質問 1,2,3,4,7

²⁰⁸ 第 2 回アンケート調査結果 3-4 実質分析について 質問 5,6

例えば、親会社と子会社との一体的なグループ経営の進展を踏まえ、管理支配基準における子会社自身の管理支配の必然性等を検証することも考えられるのではないかと考えられる。

(xii) 超過利得分析

現行のタックスヘイブン対策税制においては、超過利得分析又はそれに近似する規定は設けられていない。

行動 3 最終報告書においては、CFC 所得の決定のアプローチとして、超過利得分析について言及している。超過利得分析とは、軽課税国で稼得された通常利益を超える所得を、CFC 所得と性格づけるものであり、主に無形資産とリスク移転からの利益に適用される可能性があるとしている。これは、関連者間の無形資産及びリスク移転取引は、第三者間取引に比べてその価格設定の恣意性が介入しやすく、結果的に、同様の取引が第三者間で行われたとしたならば起こらないような利益が CFC に計上される可能性を懸念したものである。

また、超過利得分析は基本的に知的財産所得に係る超過利益を捕捉することを目的とする分析方法であり、関連者間の無形資産及びリスク移転取引への適用が適しているが、政策目的によっては、CFC が稼得したすべての所得に適用することができるとされている。

なお、超過利得分析は、所得がどこで、誰から、どの活動から稼得されたかを問わないことから、自国由来と第三国由来の区別なく課税されてしまう特徴があり、こうしたことから機械的ルールよりも正確性を優先する国からコンセンサスが得られていないとされている。

超過利得分析は、基本的に知的財産所得に係る超過利益を捕捉することを目的とする分析方法であって、無形資産の評価や販売サービス所得からの抽出の困難性を克服する利点があるものの、日本企業の実態をみると、知的財産を含む無形資産は本社で集中的に管理する傾向があり、国外に無形資産の移転を行っているケースは稀であると想定される。また、機械的なアプローチの類型であることから、知的財産所得以外の所得や第三国由来の所得をも捕捉してしまう可能性があることから、前述の租税条約との整合性を欠く可能性がある。さらに、新たな移転価格税制の進展の状況、及び、現状、超過利得分析を導入している国がないことも踏まえると、中長期的に検討に値するオプションと考えられるものの、当面は諸外国の動向を見極めつつ、今後の日本企業のグローバル活動実態を踏まえながら、慎重に検討していくことが望ましいのではないかと考えられる。

アンケート調査結果²⁰⁹においては、超過利潤分析の実行可能性については、「実行は不可能である」とする回答と「実行できるか分からない」とする回答が合わせて全体の約 8 割を占めた。「実行は不可能である」とする理由として、以下のとおり回答があった。

- 適切な適格資本や適切な利益率の設定が困難である
- 国や産業などにより異なるリスクプレミアムについて、税務当局が明確で具体的な根拠等を明示しない限り不可能と思われる
- “通常利益”を定義することが不可能、かつ、主観が入り公平性を保てない
- ビジネス形態が複雑化する中で、算定された超過利潤の妥当性を検証できない

超過利潤分析を行うことの妥当性については、「妥当でない」とする回答と「分からない」とする回答が合わせて全体の約 9 割を占めた。また、「妥当でない」とする理由としては、以下のとおり回答があった。

²⁰⁹ 第 2 回アンケート調査結果 3-3 超過利潤アプローチについて 質問 1

- 能動所得の高低を利益率で判断されるのは非合理
- どこで、誰から、どの活動から稼得されたかを問わずに合算するルーツは企業行動を歪める結果になると思われる
- 真っ当にビジネスを行っている会社が、企業努力によって(通常の投資家が考える)予想利益を上回ったために、その上回った企業努力分の利益を租税回避と見做すことになる仕組みに、妥当性があるとは到底考えられない
- 無形資産への貢献等の要因を考慮せずに、親会社の所在地国で課税する構図に違和感がある

(4) 所得計算規定

所得計算規定については、行動 3 最終報告書において、CFC 所得の計算に係るルール及び CFC の損失に係るルールについて検討されているため、これらについて現行タックスヘイブン対策税制の在り方を検討する。

(i) CFC 所得の計算に係る取扱い

現行のタックスヘイブン対策税制においては、CFC 所得の計算については、本邦法令に基づく計算を原則としつつも、CFC 所在地国の法令を基準として一定の調整を加える計算も認められている。

一方、行動 3 最終報告書においては、CFC の所得の計算には、親会社国・地域のルールを使用すべきことが勧告されている。

上記を踏まえると、現行のタックスヘイブン対策税制における CFC 所得の計算に係る取扱いについては、行動 3 最終報告書における内容と整合的であると考えられることから、現行制度における取扱いを維持することが妥当ではないかと考えられる。

(ii) CFC の損失に係る取扱い

現行のタックスヘイブン対策税制においては、CFC の損失に係る取扱いについては、特定外国子会社等の欠損金(特定外国子会社等に該当しない事業年度において生じた欠損を除く)について 7 年間の繰越控除が認められ、特定外国子会社等の課税対象金額との相殺が認められている。なお、当該欠損金については、親会社の所得又は他の CFC の所得との通算については認められない。

行動 3 最終報告書においては、以下が検討された上で、CFC の損失は、当該 CFC 又は当該国・地域の CFC の所得に対してのみの相殺を認めるべきことが勧告されている。

- CFC の欠損を CFC の利益のみと相殺するか、あるいは、親会社の利益との相殺も認めるか
- 同じ国・地域の CFC の利益との相殺
- 受動的損失は、受動的所得とのみ相殺する
- 潜在的な loss importation(他の CFC の欠損を抱える活動が CFC に移転されるケースなど)への対応策

上記を踏まえると、現行のタックスヘイブン対策税制における CFC の損失に係る取扱いについては、行動 3 最終報告書における内容と整合的であると考えられることから、現行制度における取扱いを維持することが妥当ではないかと考えられる。

(5) 帰属所得規定

行動 3 最終報告書においては、親会社への CFC 所得の帰属のさせ方について 5 つのステップ(①所得が帰属する納税者の決定、②帰属所得金額の決定、③所得の帰属時期の決定、④所得の取扱いの決定、⑤適用税率の決定)に分類し、それぞれについて勧告が行われているが、これらは現行のタックスヘイブン対策税制上の取扱いと以下のように比較される。

所得帰属の 5 ステップ	最終報告書における取扱い	現行制度における取扱い
ステップ 1: 所得が帰属する納税者の決定	最少支配閾値 (minimum control threshold) と極力連動すべき 各国の政策的考慮によって異なる帰属閾値・支配閾値を選択することも可能	外国関係会社の発行済株式等の 10%以上を直接及び間接に保有する内国法人等
ステップ 2: 帰属所得金額の決定	所有割合及び所有・影響期間に応じて計算されるべき	期末日現在の上記内国法人等株主に帰属
ステップ 3: 所得の帰属時期の決定	各国の国内法を踏まえて決定できる	特定外国子会社等の事業年度終了の日の翌日から 2 月を経過する日の属する内国法人等の事業年度
ステップ 4: 所得の取扱いの決定	各国の国内法を踏まえて決定できる	親会社の所得に直接合算する (みなし配当とは取扱われない)
ステップ 5: 適用税率の決定	親会社の税率を適用すべき	親会社の税率 (日本の税率) を適用

上記を踏まえると、現行のタックスヘイブン対策税制における取扱いについては、行動 3 最終報告書における内容と整合的であると考えられることから、現行制度における取扱いを維持することが妥当ではないかと考えられる。

ただし、所得帰属の閾値については、コントロールのレベルに関して集中所有基準を導入する場合において支配の閾値と極力合わせることが望まれる。この点、行動 3 最終報告書においては、帰属の閾値と支配の閾値を合わせることで、執行の容易さとコンプライアンス負担の軽減が見込まれるとしている。

(6) 二重課税の防止・除去規定

(i) 検討のアプローチ

行動 3 最終報告書においては、少なくとも①帰属 CFC 所得に外国法人税も課される状況、②同一の CFC 所得に 2 以上の国・地域の CFC 税制が適用される状況、③CFC が、既に株主に帰属した所得から実際に配当をする状況、及び、④株主が CFC 株式を処分する状況について二重課税が生じる可能性があるとしている。

このうち、現行のタックスヘイブン対策税制においては、①及び③については、二重課税排除のための措置が設けられているが、②及び④については、二重課税排除のための措置が何ら設けられていないため、これらの状況への対処方法について検討する必要があると考えられる。

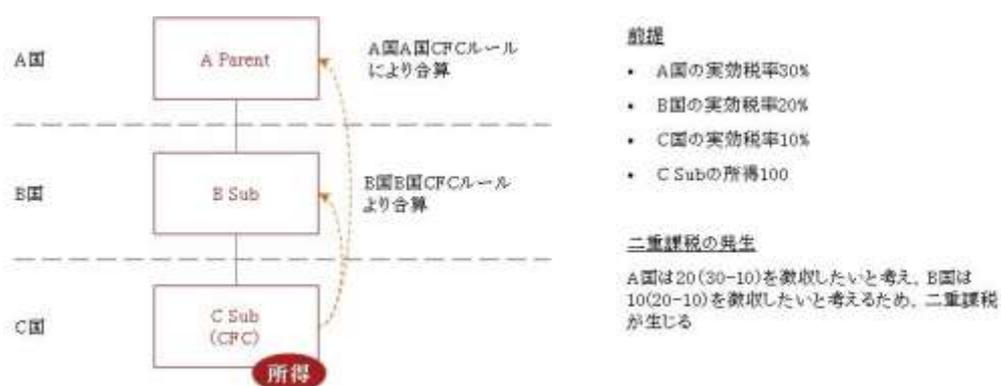
(ii) 同一の CFC 所得に 2 以上の国・地域の CFC 税制が適用される状況

現行のタックスヘイブン対策税制においては、同一の CFC 所得に 2 以上の国・地域の CFC 税制が適用される場合の二重課税の防止・除去に係る規定は、何ら設けられていない。このため、実際に同一の CFC 所得に 2 以上の国・地域の CFC 税制が適用されている場合には、二重課税が生じていることとなる。アンケート調査²¹⁰において、一部の企業から以下の回答があった。

- 買収した会社の傘下にケイマン SPC があり、当該 SPC の所得が、我が国のタックスヘイブン対策税制及びブラジルの CFC 税制の適用を受け二重課税が生じる可能性があったケース
- マン島に所在する CFC が我が国のタックスヘイブン対策税制及び英国の CFC 税制の適用を受け二重課税が生じたケース

行動 3 最終報告書において、中間国での CFC 課税による税額についても親会社国における外国税額控除の対象に含める措置の導入、又は、CFC に資本関係が近い国から CFC 税制の優先課税権を認めるべきことが勧告されている。なお、同一の CFC 所得に 2 以上の国・地域の CFC 税制が適用される状況については、将来において、BEPS 対応の観点から、新興国等が CFC 税制を新たに導入した場合、又は、CFC 税制を有する国が CFC 税制を強化した場合、より一般的になる可能性があることが行動 3 最終報告書において指摘されている²¹¹。

<同一の CFC 所得に 2 以上の国・地域の CFC 税制が適用される状況²¹²>



主要国の CFC 税制においては、それぞれ下記のとおりに取り扱われており、二重課税の防止・除去に係る規定が設けられている。

二重課税の防止及び除去の方法	
日本	二重課税排除のためのルールなし
米国	外国税額控除により調整される
英国	外国税額控除により調整される
ドイツ	外国税額控除又は外国税額の損金算入により調整される

同一の CFC 所得に 2 以上の国・地域の CFC 税制が適用される状況は将来より一般的になる可能性があること、及び、米国、英国及びドイツ等の主要国については、外国税額控除により二重課税が

²¹⁰ 第 1 回アンケート調査結果 3-2 各国の CFC 税制及び移転価格税制による事業場の制約等 質問 1,2

²¹¹ 行動 3 最終報告書 パラグラフ 126

²¹² 行動 3 最終報告書パラグラフ 127

排除される規定が導入されていることを踏まえると、我が国においても外国税額控除方式又はこれらに準じた二重課税排除措置を導入することを検討する必要があるのではないかと考えられる。

これに関する具体的な措置については、中間国の CFC 課税額を外国税額控除の対象とする方法、中間国での合算課税後の税負担率をベースに CFC の租税負担割合を計算するとともに、当該租税負担割合がトリガー税率を下回る場合のみ中間国の CFC 課税額を外国税額控除の対象とする方法などが考えられる。

アンケート調査²¹³では、二重課税の排除のための適当な措置として、以下のような回答があった。

- 行動 3 最終報告書の通りの間接税額控除方式
- 中間国の CFC 課税所得を親会社国の合算所得から減額する方法
- 究極親会社の所在地国が適切な CFC 税制を有している場合、親会社の所在地国の CFC 税制のみを適用する方法
- A 国における C sub の税率計算上、B Sub においても C Sub が合算されることを鑑み、当該税率を合算後の B 国の税率と整理する方法、または B sub の C sub 合算課税後の税率が A 国の CFC 税制上のトリガー税率に抵触する場合において A 国での外国税額控除を認める方法、あるいは、これらのハイブリッド方式

ただし、外国税額控除方式を採用した場合に、控除対象となる外国法人税額(他国の CFC 課税額)の範囲につき、課税権の観点からの検討が必要であるものと考えられる。

(iii) CFC 株式が譲渡されたことにより譲渡益が生じた場合に生ずる二重課税

現行のタックスヘイブン対策税制においては、CFC 株式が譲渡されたことにより譲渡益が生じた場合の二重課税の防止・除去に係る規定は、何ら設けられていないため、二重課税が生じていることとなる。アンケート調査²¹⁴において特定外国子会社等から内国法人に対して株式を譲渡した場合に生ずるキャピタルゲイン課税と合算課税の二重課税について、株式譲渡の障壁となった事実の有無を質問したところ、約 1 割の会社で「株式譲渡の障壁となった事実がある」との回答があった。また、障壁となった事実の具体的な内容については、「事業上売却せざるを得なかった」というケースが回答として挙げられた。

行動 3 最終報告書において、親会社の国の株式譲渡益に関する国内法上の一般的な課税ルールを考慮した上で、CFC 株式の譲渡益に対する課税免除を認めるべきこととされている。

<株主が CFC 株式を処分する状況>



²¹³ 第 2 回アンケート調査結果 3-4 実質分析について 質問 5,6

²¹⁴ 第 2 回アンケート調査結果 2-5 キャピタルゲインの取扱い、資本再編 質問 2

主要国の CFC 税制においては、それぞれ下記のとおり取扱われている。

二重課税の防止及び除去の方法		国内法の株式譲渡益の取扱い
日本	二重課税防止及び除去のためのルールがないため、二重課税が除去されない	課税
米国	株式譲渡益のうちみなし配当として合算済みの CFC 所得に相当する部分は控除されるため、二重課税が除去される	課税
英国	CFC 株式の譲渡益についても原則として SSE の適用により免税となるため、二重課税は生じない	免税
ドイツ	CFC 株式の譲渡益についても原則として一般ルールの 95%免税の適用により、二重課税の大部分が除去される	95%免税
フランス	CFC 株式の譲渡益についても原則として一般ルールの 95%免税の適用により、二重課税の大部分が除去される	原則 88%免税

CFC 株式が譲渡されたことにより譲渡益が生じる場合については、行動 3 最終報告書において、親会社の国の株式譲渡益に関する国内法上の一般的な課税ルールを考慮した上で、CFC 株式の譲渡益に対する課税免除を認めるべきこととされていることを踏まえると、我が国の国内法においてキャピタルゲインが課税対象であることから、この場合に親会社で課税が生じること自体は制度論としては、整合的であると考えられる。しかしながら、過去に CFC 所得が親会社において合算課税され、かつ、CFC 株式譲渡時においても再び親会社で課税されることとなると、同一の納税主体で二度課税され、法的にも経済的にも明らかな二重課税が生じることとなるため、二重課税を排除するための措置の導入を検討することが必要であると考えられる。

具体的には、同一の納税主体における二重課税の排除としては、我が国の連結納税制度における投資簿価修正の方法等を参考にして、過去に合算された金額のうち、特定外国子会社等の税務上の利益剰余金に達するまでの金額については、CFC 株式の譲渡原価に加算して譲渡損益を計算することにより二重課税を排除するなどの方法が考えられる。

2.4.5. 中長期的な在り方を念頭においた当面の姿

具体的な制度の詳細設計に当たっては、十分な実態調査が必要な上、上記制度(特にカテゴリカル分析)を直ちに導入すると、課税当局及び制度の対象になる企業に過度な負担がかかることなどから、段階的に措置する必要があるものと考えられる。また、行動 3 最終報告書を踏まえた欧米各国の国内法改正の具体的な動きは、現在のところみられない。このため、当面の姿としては現行法をベースとしつつも喫緊の問題に対応するために、例えば、①少数株主排除基準の導入、②事業基準(とりわけ航空機リースに係る事業基準)の廃止、③トリガー税率とホワイトリストの組合せの導入、④キャピタルゲインの除外(例えば組織再編)、などの措置が必要ではないかと考えられる。

2.5. 引き続き検討すべき国際課税制度等の課題

2.5.1. コーポレートインバージョン対策

我が国においては、平成 19 年の会社法改正における組織再編対価の柔軟化措置により、親会社株式を対価にした合併(いわゆる「三角合併」)が可能となった。これにより、我が国においても国内本社と外国子会社の資本関係を逆転させ、登記簿上の本社を外国に移転する、いわゆるコーポレートインバージョンを行うことが事実上可能となったことを踏まえ、同年、米国の立法例に倣い、コーポレートインバージョン対策税制が導入されている。

しかしながら、我が国企業の海外事業展開の実態は、あくまでも製造や販売等の本社機能の一部を海外に移転するものであって、本社機能そのものの海外移転までは行われていないとみられ、かつ、日本企業は欧米多国籍企業のようなアグレッシブなタックスプランニングを行っていないと考えられる。

また、我が国は、外国子会社配当益金不算入制度の導入によりテリトリアル課税方式に移行しつつあるといえると思われ、また、法人税率は引き下げられてきたため、今後日本企業のコーポレートインバージョンに対するインセンティブ自体がより低下していくものと考えられる。

このような我が国の実態及び BEPS プロジェクトにおいて、コーポレートインバージョン対策に焦点を当てた具体的な勧告はなされていないことを踏まえれば、我が国税制におけるコーポレートインバージョン対策の強化は、中長期的な課題として取り扱うのが適当ではないかと考えられる。

2.5.2. その他の検討事項

国際課税制度に係るその他の検討課題としては、以下のような事項があるものと考えられる。

(1) 移転価格税制

無形資産、国外関連者基準の扱い、等

(2) 過大支払利子税制

損金算入対象利子の比率

(3) ロイヤルティ等の減免措置

租税条約による源泉税の減免の推進

以上

調査文献目録

- 財務省「平成 21 年度税制改正の解説」
- JETRO 海外調査部欧州課「「有害」な優遇税制の行方」JETRO ユーロトレンド(2002 年 5 月)
- OECD, HARMFUL TAX COMPETITION - An Emerging Global Issue (April 1998)
- 岡田至康他「法人税の課税ベースと税率のあり方 諸外国における現状 新興国」税研(2013 年 11 月)
- 小島俊朗「タックス・ヘイブン税制の現在的意義について」税大ジャーナル 9 号(2008 年)
- W&M Chairman Camp international tax reform draft (2011)
- President Obama's framework for business tax reform (2012)
- 鶴田廣巳「ドイツにおける法人税改革とインテグレーション」関西大学商学論集第 51 巻(2006 年)
- 伊田賢司「ドイツ税制改革～海外調査報告～」財政金融委員会調査室(2009 年)
- 原省三「国際課税のあり方と今後の課題について」税大論叢 54 号(2007 年)
- 平成 12 年 7 月税制調査会資料「わが国税制の現状と課題 - 21 世紀に向けた国民の参加と選択 -」
- 「税制についての租研会員の意見調査結果」日本租税研究協会(2015 年 10 月)
- 経済産業省「通商白書 2012」「通商白書 2015」
- 本田光宏「米国における第 2 のインバージョンの波」筑波ロー・ジャーナル 17 号(2014 年)
- 日本経済新聞電子版「米ファイザー、アラガンと経営統合へ 製薬最大手に」(2015 年 11 月 23 日)
- 日本経済新聞電子版「米ジョンソン・コントロールズ、米タイコと経営統合」(2016 年 1 月 26 日)
- HM Revenue & Customs, Guidance of the Diverted Profits Tax (30 November 2015)
- OECD, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project 2015 Final Report - Information Brief (5 October 2016)
- 英国議会の公聴会の報告書:HM Revenue & Customs: Annual Report and Accounts 2011-12
- 米国議会の公聴会の報告書:Hearing on “Offshore Profit Shifting and the U.S. Tax Code” by Permanent Subcommittee On Investigations (20 September 2012) and “Offshore Profit Shifting and the U.S. Tax Code - Part 2 (Apple Inc.)” (21 May 2013)
- OECD, Addressing Base Erosion and Profit Shifting (12 February 2013)
- OECD, Action Plan on Base Erosion and Profit Shifting (19 July 2013)
- OECD, First recommendations for a co-ordinated international approach to combat tax avoidance by multinational enterprises (16 September 2014)
- OECD, Final BEPS package for reform of the international tax system to tackle tax avoidance (5 October 2015)
- OECD, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project 2015 Final Report - Information Brief (5 October 2015)
- 浅川雅嗣「BEPS プロジェクトの軌跡と展望」国際税務(2016 年 1 月)
- OECD, OECD/G20 Base Erosion and Profit Shifting Project Explanatory Statement (5 October 2015)
- 内閣府「国民経済計算確報」
- 内閣府「平成 25 年度企業行動に関するアンケート」
- 財務省「貿易統計」
- 財務省「国際収支統計」
- 日本政策投資銀行「企業行動に関する意識調査」(2014 年 6 月)
- 経済産業省「企業活動基本調査」
- 経済産業省「2007 年版ものづくり白書」

-
- OECD, Designing Effective Controlled Foreign Company Rules, Action 3 - 2015 Final Report (5 October 2015)
 - 税制調査会「昭和 53 年度の税制改正に関する答申」(昭和 52 年 12 月 20 日)
 - 昭和 53 年度改正税法のすべて(大蔵財務協会)
 - 青山慶二「外国子会社配当益金不算入制度の考察」(筑波ロー・ジャーナル 6 号、2009 :9)
 - 中里実「タックス・ヘイブン対策税制と赤字会社」税研 123 号(2005 年)、同 124 号(2005 年)
 - 中里実「課税処分における契約の尊重」租税研究 708 号(2008 年)
 - 金子宏「租税法(第 20 版)」(弘文堂、2015 年)
 - 渕圭吾「外国子会社合算税制の意義と機能」ファイナンシャル・レビュー 94 号(2009 年)
 - 伴忠彦「外国子会社合算税制における合算方式と適用除外基準の再考」税大論叢 63 号(2009 年)
 - 木村弘之亮 「国際税法」(成文堂、2000 年)
 - 高橋元監修「タックス・ヘイブン対策税制の解説」(清文社、1979 年)
 - 浅妻章如「タックス・ヘイブン対策税制(CFC 税制)—租税条約との関係および適用除外要件について—」租税研究(2008 年)
 - 本庄資「国際租税法 四訂版」(大蔵財務協会、2005 年)
 - 中里実・太田洋・伊藤剛志・北村導人「タックス・ヘイブン対策税制のフロンティア」(有斐閣、2013 年)
 - J. Clifton Fleming, Jr., Robert J. Peroni and Stephen E. Shay, Worse than Exemption, 59 Emory L.J.79 (2009)

本書は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本書の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本書に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも) 表明あるいは保証するものではありません。また、本書に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、プライスウォーターハウスクーパース、及びその職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

©2016 PwC税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

本書において、PwCとは、PwC税理士法人、または、プライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッドのメンバーファームを指しています。各メンバーファームは別組織となっています。

CFC税制等の在り方を検討するためのアンケート調査結果

第1回アンケート調査結果

1. はじめに	P3
2. 日本企業のグローバル活動の実態	P5
2-1. 事業展開の方針、国内還流の方法および配当額の決定方針	p6
2-2. グローバルベースでの機能配置	P9
2-3. 商流と物流が異なるケース	P13
3. 我が国及び海外における国際課税制度の影響	P15
3-1. 外国子会社配当益金不算入制度が導入されたことによる影響	p16
3-2. 各国のCFC税制および移転価格税制による事業上の制約等	p20
4. 海外子会社のガバナンスの状況	p22
5. 海外合弁会社の状況	p28

第2回アンケート調査結果

1. はじめに	P35
2. 本邦の外国子会社合算税制	p37
2-1. 特定外国子会社等の実態	p38
2-2. 無税国の特定外国子会社等の取扱い	p42
2-3. 非課税所得の特定	p44
2-4. 適用除外基準	p47
2-5. キャピタルゲインの取扱い、資本再編	p53
2-6. 資産性所得	p58
2-7. オーバーインクルージョン、アンダーインクルージョン	p61
2-8. 移転価格税制との関係	p64
2-9. 税務部門、税務プランニング	p66
3. BEPSプロジェクト行動3最終報告書との関連性	p70
3-1. BEPS最終報告書との関連性	p71
3-2. 法的分類に基づく地理的可動性が高い所得について	p76
3-3. 超過利潤アプローチについて	p89
3-4. 実質分析について	p92
3-5. エンティティーアプローチとトランザクショナルアプローチ	p100
3-6. 二重課税の排除方法	p102
3-7. その他国際課税制度に係るご意見	p104

第1回アンケート調査結果

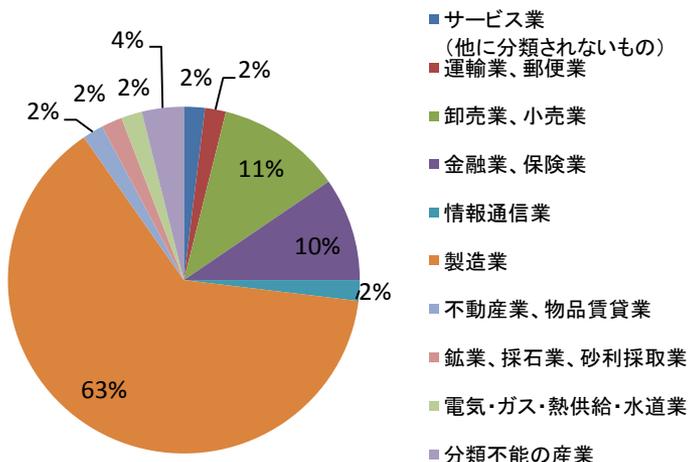
はじめに (1/2)

- 平成26年9月に公表された、BEPS(Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転)プロジェクトの「行動3 CFC(Controlled Foreign Company)税制の強化」を踏まえ、本邦CFC税制(外国子会社合算税制)等の在り方を検討するためのアンケート全2回のうち、第1回として、日本企業のグローバル展開の実態等を把握することを目的としたアンケートを実施した。
- アンケート対象企業の選定基準: 海外子会社を有する大企業のうち業種が偏らないように選定
- アンケート対象企業数: 72社
- アンケート回答企業数: 52社(回答率72%)
- アンケート実施期間: 2015年7月~8月
- アンケート回答企業の属性: 次ページの通り

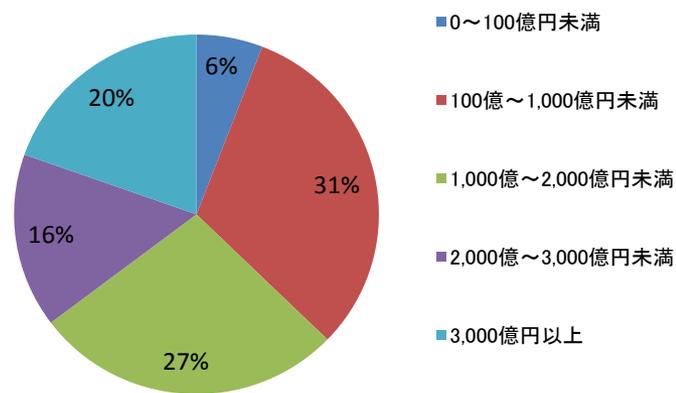
はじめに (2/2)

アンケート回答企業の属性

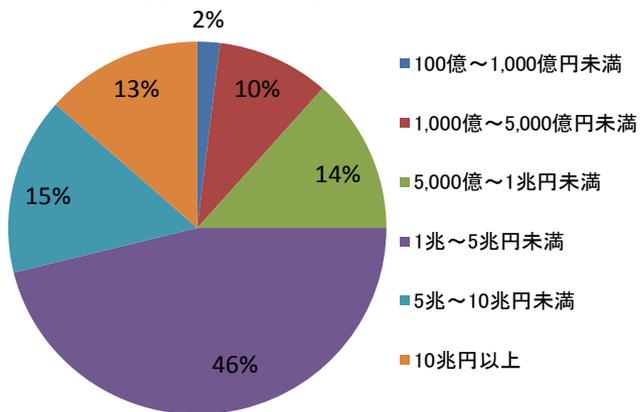
業種



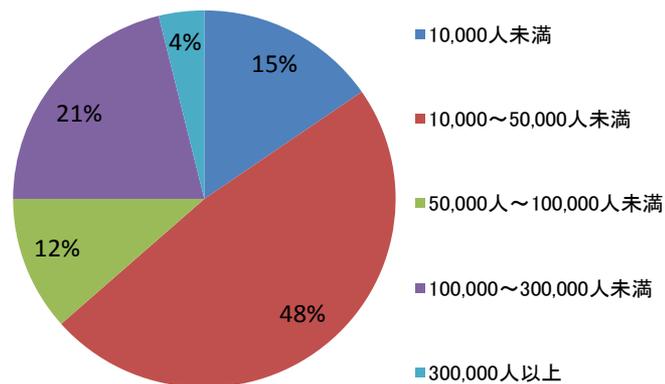
資本金



連結売上高



従業員数



日本企業のグローバル活動の実態

2-1 事業展開の方針、国内還流の方法および配当額の決定方針 (1/3)

【質問趣旨】

- CFC税制等の国際課税制度の在り方を検討する上では、日本企業の事業展開等の実態を把握することが重要であると考えられ、この点を把握するための質問を行った。

【質問内容】

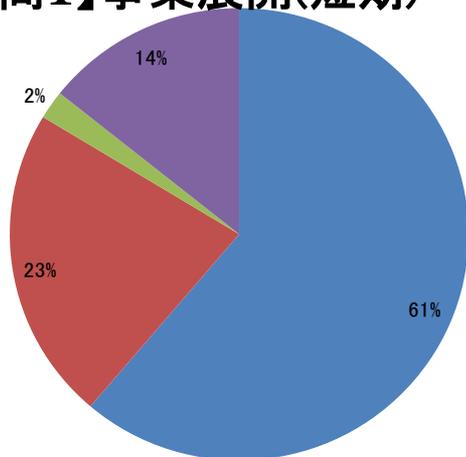
1. 日本企業が短期(今後1～2年)および中長期(今後3～5年)で検討している将来の事業展開
2. 海外稼得利益の国内還流の方法
3. 配当額の決定方針

2-1 事業展開の方針、国内還流の方法および配当額の決定方針 (2/3)

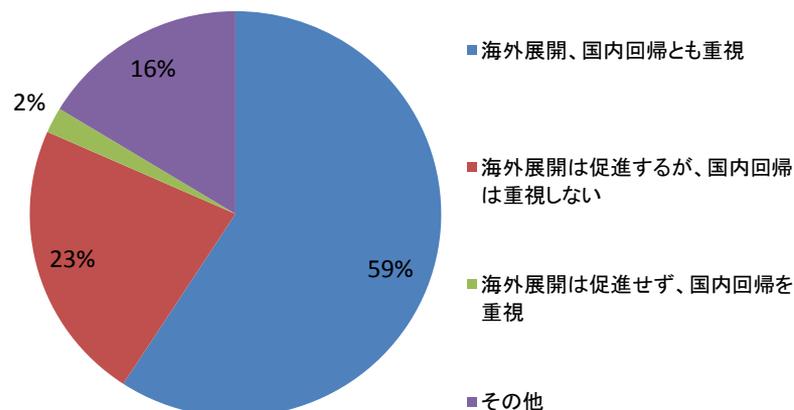
【質問1に対するアンケート結果概要】

- 短期(今後1～2年)および中長期(今後3～5年)ともに、「海外展開を重視または促進する」と回答した企業は、全体の8割程度を占めた(ただし、このうち6割程度の企業は、国内回帰についても同時に重視している。)
- また、海外展開の候補国は、短期および中長期について、「中国、アジア諸国」と回答した企業が比較的多かった。
- 一方、「海外展開は促進しない」と回答した企業は僅かであった。

【質問1】事業展開(短期)



【質問1】事業展開(中長期)



2-1 事業展開の方針、国内還流の方法および配当額の決定方針 (3/3)

【質問2に対するアンケート結果概要】

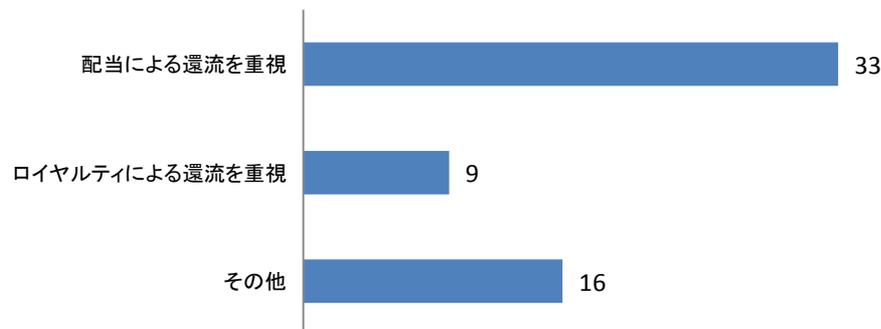
- 資金還流方法については、「配当による還流を重視」と回答した企業が6割程度であった。
- 一方、「配当とロイヤルティのいずれも重視している」と回答した企業も複数あった。

【質問3に対するアンケート結果概要】

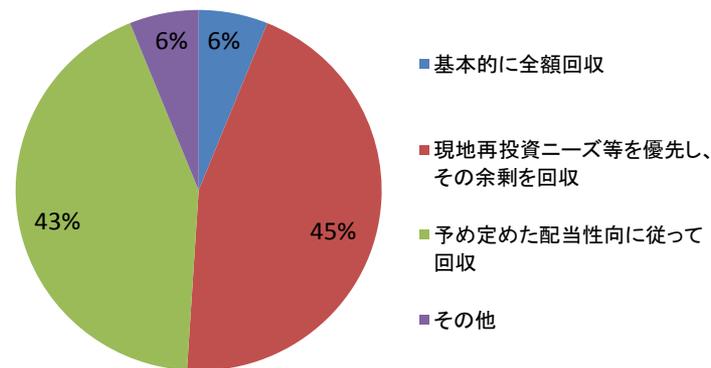
- 配当方針については、「現地再投資ニーズ等を優先し、その余剰を回収」と回答した企業が最も多かった。
- 一方で、「予め定めた配当性向に従って回収」と回答した企業も多かった。また、配当性向は当期純利益の一定の割合としている企業が多く、特にその割合を50%としている企業が複数あった。

【質問2】資金還流の方法(複数回答可)

単位(社)
n=52



【質問3】配当方針



2-2 グローバルベースでの機能配置 (1/4)

【質問趣旨】

- 昨今、欧米企業を中心にグローバルベースで事業の機能配置をする事例が見受けられるため、CFC税制等の国際課税制度の在り方の検討にあたり、日本企業のグローバルベースでの機能配置状況を確認するための質問を行った。

【質問内容】

1. 各機能の配置場所
2. グループ全体の競争力を確保する等のために日本本社に残しておくべき機能

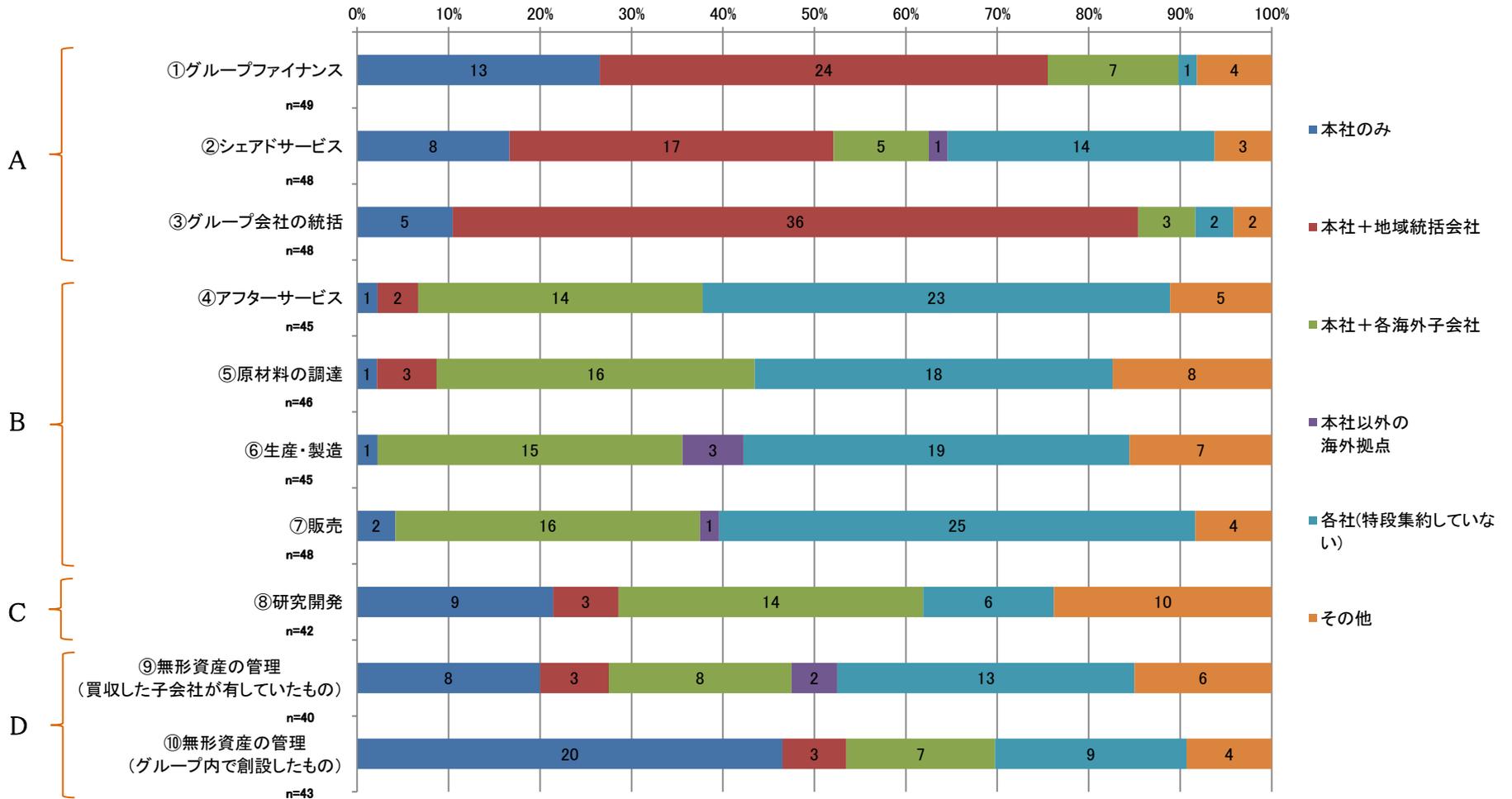
2-2 グローバルベースでの機能配置 (2/4)

【質問1に対するアンケート結果概要】

- グループファイナンス、シェアードサービス、グループ会社の統括などの管理業務のための機能については、本社や地域統括会社で集中的に行っている企業が多くみられる一方で(A参照)、アフターサービス、調達、生産・製造、販売などの事業のフロントラインを形成する機能については、各海外子会社で行っている傾向にある(B参照)。
- 研究開発については過半数の企業が本社が何らかの関与をしている一方で、各海外子会社で行っていると回答した企業が少なくない。(C参照) 企業からのコメントとしては、「主たる研究開発は本社が行い、受託研究や現地ニーズにも対応させるため海外子会社で研究開発を行わせている」という回答が複数あった。
- 無形資産の管理については、グループ内部で創設したものについては、7割程度の企業で本社が関与して管理していることが見受けられた。一方、買収した会社が有していた無形資産についても5割程度の企業で本社がその管理に関与していることが見受けられた。(D参照)

2-2 グローバルベースでの機能配置 (3/4)

【質問1】機能配置



2-2 グローバルベースでの機能配置 (4/4)

【質問2に対するアンケート結果概要】

- グループ全体の競争力を確保する等のために日本本社に残しておくべき機能については、製造における「マザー工場」、「研究開発機能」、「事業統括機能」と回答する企業が多かった。

【質問2 「日本本社に残すべき機能」の主な回答】

機能	理由
マザー工場	<ul style="list-style-type: none">製品の品質維持のためMade in Japanのモノづくり力は弊社競争力の源泉であるため海外では技術者の確保が困難であるため
研究開発機能	<ul style="list-style-type: none">基礎技術の効率的な管理、収益の源泉の有効活用のため新製品及びその基礎となる要素技術の研究開発機能は、過去及び現状においてそのほとんどが日本本社内に集中配置されており、その人的資源の蓄積は一朝一夕には海外に移管することは困難であるため
生産技術開発機能	<ul style="list-style-type: none">開発された新製品の製品図面のみでは製品は作れない。当該製品を作るための生産技術の開発が同時並行的に伴わなければならない。研究開発と生産技術開発は互いに密接に連携が必要なため研究開発機能に近いところに生産技術機能も配置される必要がある
事業統括機能(戦略立案機能、情報収集機能、リスク管理機能 等)	<ul style="list-style-type: none">個々の事業において、各地域の事業戦略をグローバルな視点で統括し、全体最適を実現する事業戦略の立案や資源配分を含めた事業推進を行うために必要であるため競争優位に立つには、各市場の違いを踏まえた機動的な意思決定が欠かせないため

2-3 商流と物流が異なるケース(1/2)

【質問趣旨】

- 実際の物流と異なる商流を採用しているケースにおいて、それがビジネス上の目的で行われるものであるか、あるいは、税務上の目的で行われるものであるかを把握するための質問を行った。

【質問内容】

- 商流と物流が異なるケースの具体例とその理由

2-3 商流と物流が異なるケース (2/2)

【質問に対するアンケート結果概要】

- 商流については、本社または統括会社に商流を通し、これらの会社が有する一定の機能から発生するコストを回収しなければならない一方で、物流については、生産拠点から直接納品の方が効率的であるため商流と物流が異なっていると回答した企業が複数あった。
- また、本社または統括会社に商流を通す理由については、これらの会社が契約主体となることで効率的な取引が実現できると回答した企業も複数あった。

【質問「商流と物流が異なるケースとその理由」の主な回答】

ケース	理由
本社を介するラインボイス	<ul style="list-style-type: none">• グローバル化が進展する中で本社として取引をコントロールするため• グループ全体での販売戦略・価格戦略は本社にて立案し、実行していくため• 与信管理をはじめ、本社しか果たせない機能を提供するため
地域統括会社を介するラインボイス	<ul style="list-style-type: none">• 各種コストの回収、財務リスクの集中管理
海外製造子会社からの日本親会社経由の三国間貿易	<ul style="list-style-type: none">• 研究開発費の回収
外-外取引に日本が介在する	<ul style="list-style-type: none">• 品質保証、価格コントロール• 事業損益管理・ライセンス等の管理のため

我が国及び海外における国際課税制度の影響

3-1 外国子会社配当益金不算入制度(以下、「配当益金不算入制度」)が導入されたことによる影響 (1/4)

【質問趣旨】

- 平成21年度税制改正による配当益金不算入制度の導入効果を分析するため、質問を行った。

【質問内容】

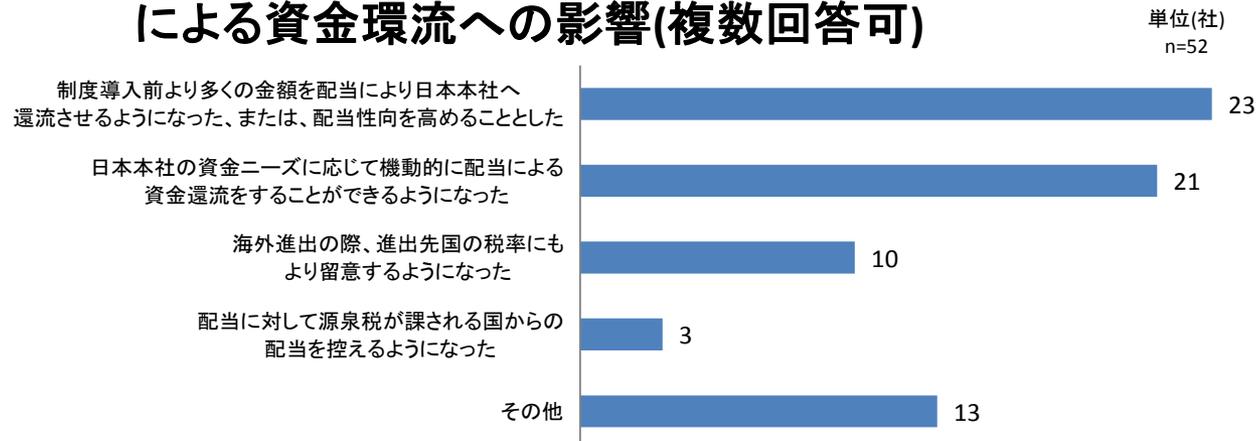
1. 配当益金不算入制度の導入による企業の資金還流方針等への影響
2. 配当益金不算入制度の導入初年度の3期前から直近事業年度まで配当金額の推移と増減理由
3. 還流させた資金の日本本社での使途

3-1 配当益金不算入制度が導入されたことによる影響(2/4)

【質問1に対するアンケート結果概要】

- 「より多くの金額を配当により日本本社へ還流させるようになった」、および、「機動的に配当による資金還流をすることができるようになった」と回答した企業が、それぞれ4割程度であった。
- 一方、「海外進出の際、進出先国の税率にもより留意するようになった」と回答した企業は2割程度であった。
- また、「その他」と回答した企業には、「投資先の出資比率を決定する際に、本邦からの直接出資比率に更に留意するようになった」との回答があり、投資の際に、配当益金不算入制度の適用を受けるために出資比率が25%以上となるように留意しているものと推察される。

【質問1】配当益金不算入制度導入 による資金環流への影響(複数回答可)

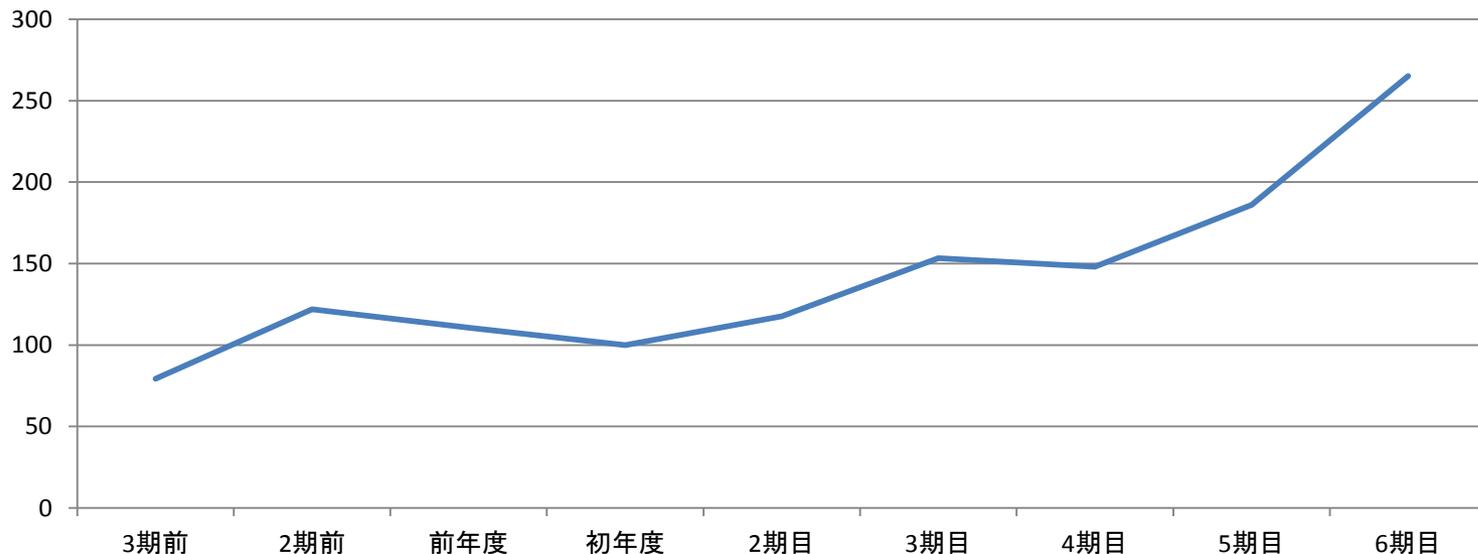


3-1 配当益金不算入制度が導入されたことによる影響 (3/4)

【質問2に対するアンケート結果概要】

- 配当増加の理由については、「配当益金不算入制度の導入」が多く、それ以外にもM&Aによる「海外子会社の増加」、「業績の向上」、「為替の影響」と回答した企業が複数あった。
- 導入事業年度(2期目)より、配当金額が遡増している。なお、導入初年度において配当金額が遡減していることについては、特定外国子会社等から受ける配当にかかる経過措置の影響などがあったものと推察される。

配当益金不算入制度導入年度(*1)を100とした場合の
外国子会社からの配当の推移



*1 配当益金不算入制度は2009年4月1日以後開始する事業年度が導入初年度となる

3-1 配当益金不算入制度が導入されたことによる影響 (4/4)

【質問3に対するアンケート結果概要】

- 日本本社における資金用途については、配当・ロイヤルティ共に、「不明または特定できない」とする回答が最も多かった。
- 次いで、配当については「海外子会社に対する貸付／増資」、「買収資金」、「株主配当の増額」が、ロイヤルティについては「研究開発費の増加」が多かった。

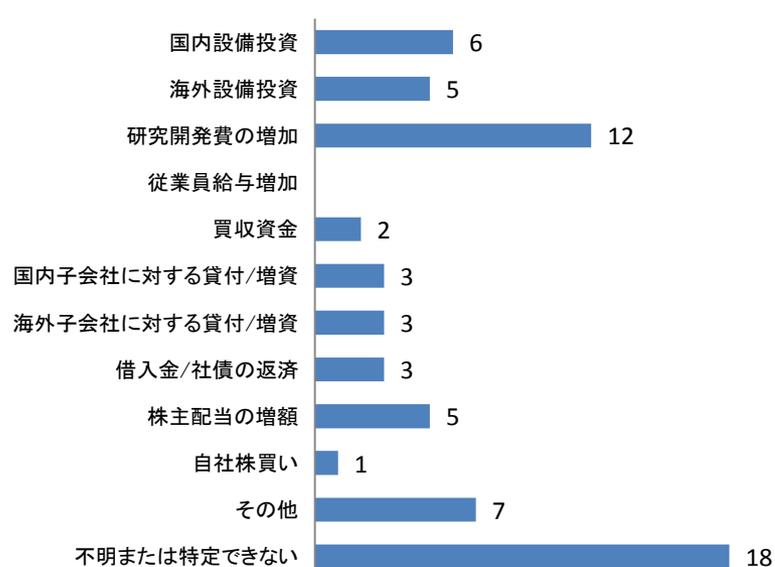
【質問3】配当の資金用途 (複数回答可)

単位(社)
n=52



【質問3】ロイヤルティの資金用途 (複数回答可)

単位(社)
n=52



3-2 各国のCFC税制および移転価格税制による事業上の制約等 (1/2)

【質問趣旨】

- CFC税制は、我が国のみならず英米独仏などの主要国においても導入されており、また、移転価格税制についても多くの国で導入されている。
- この点、実務上、各国のCFC税制および移転価格税制の影響による事業活動への制約、あるいは、二重課税等の問題が生じている場合、我が国の制度上配慮しなければならない可能性があるため、これら事業活動への制約等の有無を確認するため質問を行った。

【質問内容】

1. 海外子会社が英米独仏のいずれかに所在する場合において、現地国CFC税制の影響によって事業活動に制約を受けている等のケースの有無
2. 本邦ないし海外のCFC税制と移転価格税制の重複適用が原因で、実務上、二重課税等の問題が生じているケースの有無

3-2 各国のCFC税制および移転価格税制による事業上の制約等 (2/2)

【質問1および2に対するアンケート結果概要】

- ほとんどの会社が問題はない、または、該当事例がない旨を回答しているものの、ごく一部の会社から以下の回答があった。
 - ✓ 米国CFC税制上、提出が必要な資料の作成にかかる事務負担
 - ✓ 買収した会社の傘下にケイマンSPCがあり、当該SPCの所得が、本邦およびブラジルで合算課税されるため二重課税が生じている

海外子会社のガバナンスの状況

海外子会社のガバナンスの状況 (1/5)

【質問趣旨】

- CFC税制等の国際課税制度への対応にかかる事務手続をスムーズに行うことができるかどうかについては、海外子会社のガバナンス体制や持分割合が関係しているものと想定されるため、海外子会社のガバナンス体制等を把握するための質問を行った。

【質問内容】

1. 持分割合ごとのガバナンス方法(現在と将来)
2. 海外子会社から入手している情報
3. CFC税制のためにのみ入手している情報および入手困難な資料の有無

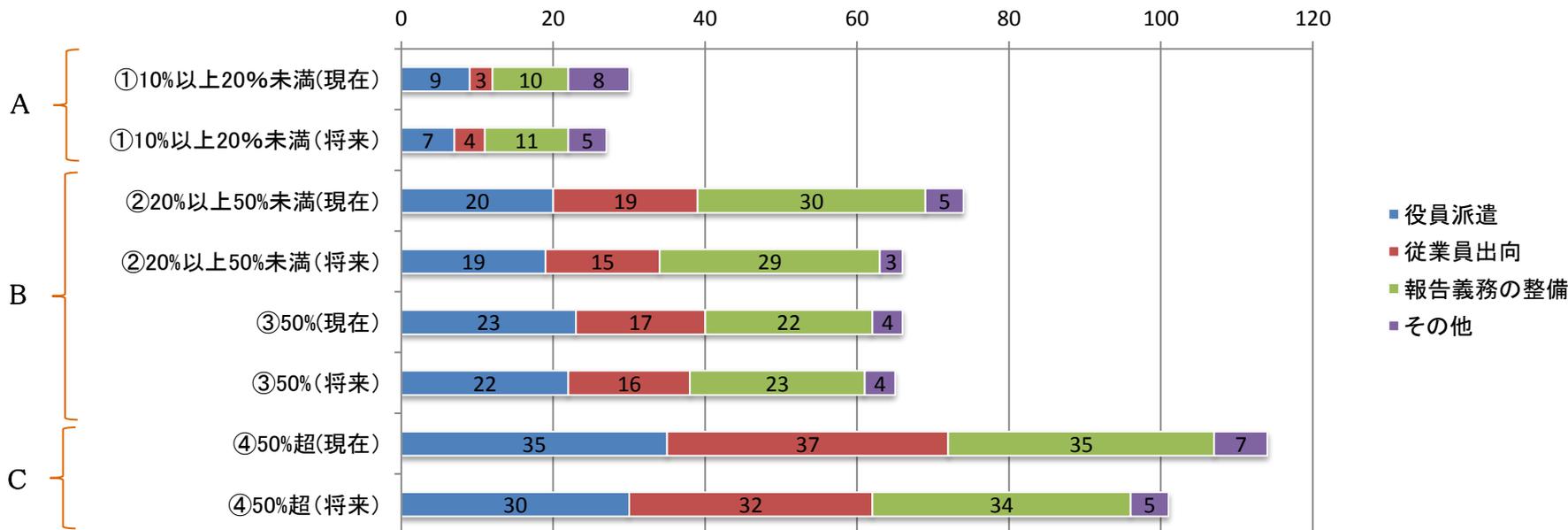
海外子会社のガバナンスの状況 (2/5)

【質問1に対するアンケート結果概要】

- 一般に関連会社に該当しない会社(A)、一般に持分法が適用される会社(B)、一般に連結子会社に該当する会社(C)の順に、「役員派遣」、「従業員出向」および「報告義務の整備」による管理体制が強化される傾向にある。
- この点は、将来のガバナンス方法としても同様の傾向が見受けられる。

【質問1】ガバナンスの方法

単位(社)
n=52



海外子会社のガバナンスの状況 (3/5)

【質問2に対するアンケート結果概要】

- 海外子会社からの入手資料については、「財務諸表」は持分割合に関係なく、多くの会社で入手をしていることが見受けられる。
- 一方、「財務諸表」以外の資料(「予算編成関連資料」、「中期経営計画書」など)については、持分割合50%以下の会社からはあまり入手しない傾向が見える一方、持分割合50%超の会社からは網羅的に入手していることが回答から伺える。
- 特に「税務申告書」、「税務調査の状況」については50%以下の会社ではほとんど入手していないことが見受けられる。

【質問2】海外子会社情報の入手

単位
(社)n=52

	財務諸表	試算表	税務申告書	税務調査の状況	組織再編	重要な財産 の処分状況	中期経営 計画書	予算編成 関連資料	リスクマネジ メント関係
①10%以上20%未満	26	6	4	3	5	4	4	7	4
②20%以上50%未満	40	10	6	7	17	18	20	19	13
③50%	32	9	8	8	18	16	21	21	15
④50%超	44	20	22	28	37	39	39	40	31

海外子会社のガバナンスの状況 (4/5)

【質問3に対するアンケート結果概要】

- CFC税制のためにのみ入手している資料には、「財務諸表」、「税務申告書」、「Audit Report」と回答した企業が多く、「CFC税制関連の質問票」を送付し、入手している企業も複数あった。
- また、入手困難である資料については、「税務申告書」、「Audit Report」とする企業が複数あり、入手困難な主な理由は、現地の申告期限、監査スケジュールが日本と異なっていることであつた。

【質問3】CFC税制のために入手している資料等

CFC税制のための入手資料

- 財務諸表、税務申告書、税金計算シート、Audit Report、法人税納付済証明書 等
- 適用除外要件を確認するための資料(登記資料、拠点図、取締役会・株主総会の開催状況及び議事録、組織図、役員名簿、売上先・仕入先、非関連者割合を示す資料、決裁権限表)
- 資産性所得を確認するための資料
- CFC税制関連の質問票

海外子会社のガバナンスの状況 (5/5)

【質問3】CFC税制のために入手している資料等(続き)

入手困難な資料とその理由

(資料)税金計算シート、現地申告書、Audit Report

(理由)日本の申告期限が早いため、現地では作業が終わっていない

(資料)実効税率計算シート

(理由)子会社側担当者の職務権限の範囲・理解度・習熟度合によっては、意思疎通が円滑でなく、なかなか 入手し辛い場合がある

(資料)現地で管理支配が行われていることを証する書類

(理由)該当する書類の判別が困難

(資料)出資比率が低い会社から入手する資料

(理由)大株主が資料開示を拒否するケースがあるため

海外合弁会社の状況

海外合弁会社の状況 (1/5)

【質問趣旨】

- CFC税制においては、居住者・内国法人等が合計で**50%超**の外国企業の株式等を直接及び間接に保有している会社は、合算課税の対象となり得る外国関係会社とされている。
- また、例えば、いわゆる**50:50JV**の場合において、パートナー企業が上場企業又は株主が多数存在する未上場企業であるときは、パートナー企業側の株主に本邦居住者が存在するかしないかを確認するのが困難である場合がある。
- この点、実務上生じている問題を把握するための質問を行った。

【質問内容】

1. 海外合弁会社の件数、出資割合、合弁会社の所在地図
2. パートナー企業の株主に本邦居住者がどれだけ存在するかが把握できないことにより海外合弁会社を特定外国子会社等とし、当該海外合弁会社の所得を本邦**CFC**税制において合算している事例の有無
3. パートナー企業側の株主の居住地国を確認方法
4. その他の問題点

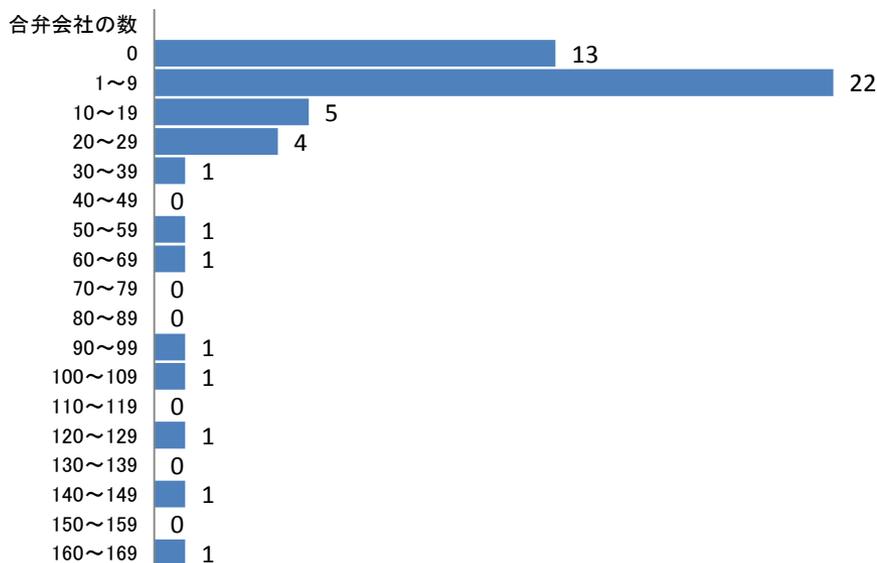
海外合弁会社の状況 (2/5)

【質問1に対するアンケート結果概要】

- 多くの場合、JVの件数は、数件程度となっているが、百件を超えるJVを有している企業もあった。

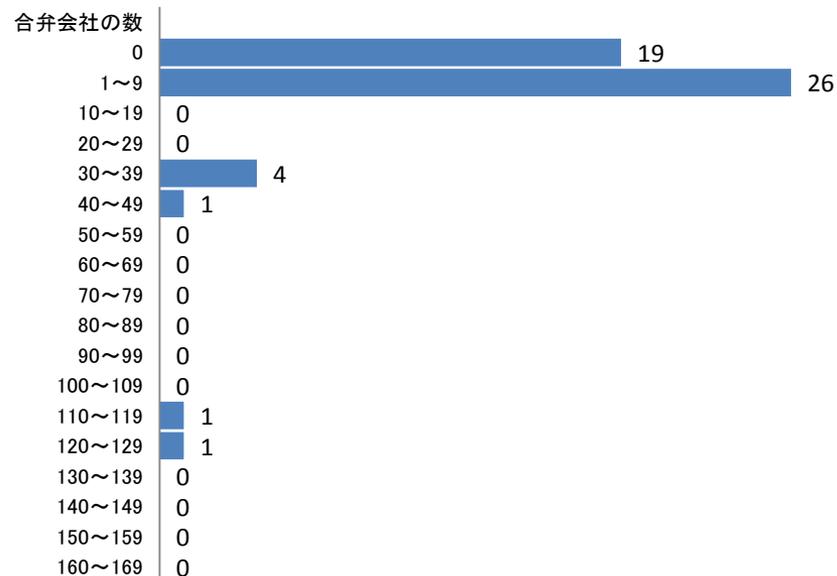
【質問1】海外合弁会社の数ごとの会社数
(40%以上50%未満)

単位(社)
n=52



【質問1】海外合弁会社の数ごとの会社数
(50%:50%)

単位(社)
n=52



海外合弁会社の状況 (3/5)

【質問1に対するアンケート結果概要(続き)】

- 合弁会社の所在地国の上位5か国は中国、韓国、タイ、米国、シンガポールとなっている。

【質問2に対するアンケート結果概要】

- また、これらの企業のJVのうち、本邦居住者がどれだけ存在するかが把握できないことにより海外合弁会社を特定外国子会社等とし、当該海外合弁会社の所得を本邦CFC税制において合算しているケースが10件程度あった。

【質問1】合弁会社の所在地国・地域

所在地国	会社数	所在地国	会社数
中国	26	メキシコ	2
韓国	10	台湾	2
タイ	9	BVI	1
米国	7	CPRUS	1
シンガポール	6	アイルランド	1
英国	5	アンドラ	1
インドネシア	5	イスラエル	1
ベトナム	5	クウェート	1
オランダ	4	スリランカ	1
カナダ	4	タンザニア	1
香港	4	チェコ	1
インド	3	チリ	1
ロシア	3	ノルウェー	1
ケイマン	2	バーレーン	1
サウジアラビア	2	パナマ	1
ドイツ	2	フランス	1
フィリピン	2	ミャンマー	1
ブラジル	2	英領ヴァージン	1
マレーシア	2	UAE	1

【質問1】パートナー企業の上場している国・地域

上場している国・地域

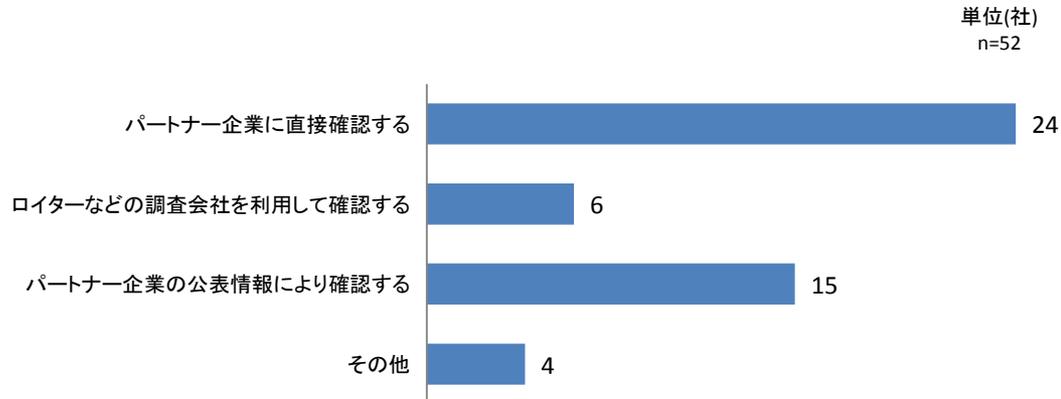
米国、英国、フランス、オランダ、シンガポール、インド、中国、台湾、韓国、タイ、インドネシア、ベトナム、フィリピン、ブラジル

海外合弁会社の状況 (4/5)

【質問3に対するアンケート結果概要】

- パートナー企業側の株主の居住地国の確認方法については、「パートナー企業に直接確認する」と回答した企業が4割程度と最も多かった。

【質問3】パートナー企業側の株主の居住地国の確認方法



海外合弁会社の状況 (5/5)

【質問4に対するアンケート結果概要】

- その他の問題としては、ほとんどの会社が問題はないと回答しているものの、一部の会社から以下の回答があった。
 - ✓ 本邦CFC税制に配慮して出資比率を50%よりも下げ、結果、対等での事業活動ができていない
 - ✓ 買収後の組織再編に際する本邦CFC税制の適用関係
 - ✓ 海外の証券取引所の上場企業との50:50の合弁会社に対するタックスヘイブン対策税制の適用に関し、税務調査において、当該海外上場企業の株主に我が国居住者又は内国法人がいるとの指摘を受け、合算課税が行われた
 - ✓ 無税国に所在する海外子会社について、第三国での租税負担割合が20%以上にもかかわらず合算課税しなければならない
 - ✓ 外資規制のためやむを得ず第三国に会社を設立し、事業運営地国には支店進出により事業を行う場合において、本店所在地国での所在国基準等を満たせないことにより合算課税が生じている

第2回アンケート調査結果

はじめに (1/2)

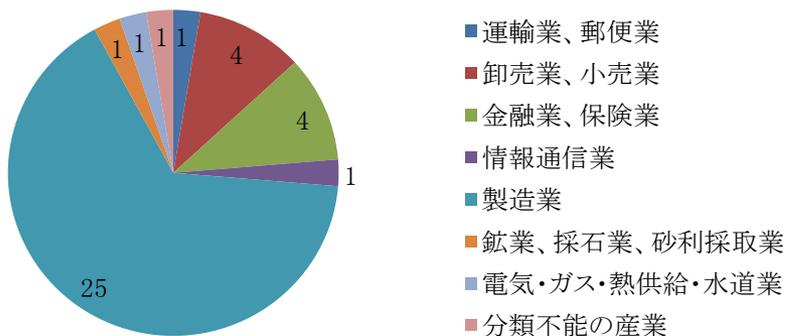
- 平成27年10月に公表された、BEPS (Base Erosion and Profit Shifting、税源浸食と利益移転) プロジェクトの「効果的なCFC (Controlled Foreign Company) ルールの構築 (行動3) 最終報告書」を踏まえ、本邦CFC税制 (外国子会社合算税制) 等の在り方を検討するためのアンケート全2回のうち、第2回として、外国子会社合算税制の制度上及び実務上の実態等を把握することを目的としたアンケートを実施した。
- アンケート対象企業の選定基準: 海外子会社を有する大企業のうち業種が偏らないように選定
- アンケート対象企業数: 72社
- アンケート回答企業数: 38社 (回答率52%)
- アンケート実施期間: 2015年11月~12月
- アンケート回答企業の属性: 次ページの通り

はじめに (2/2)

アンケート回答企業の属性

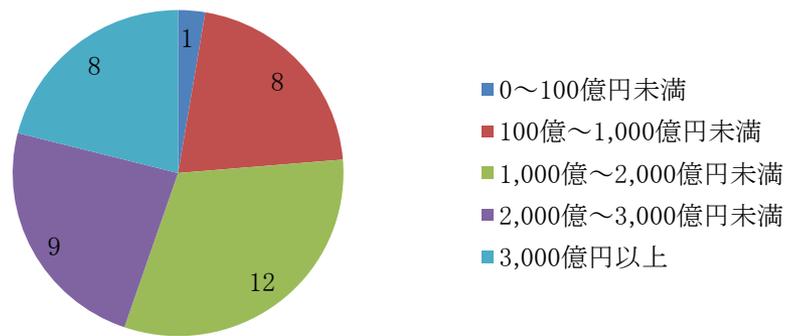
業種

n=38



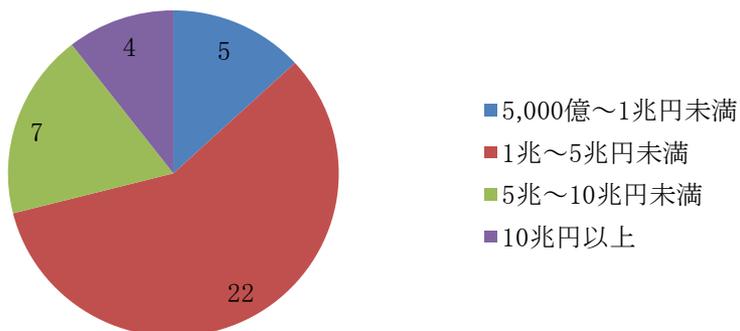
資本金

n=38



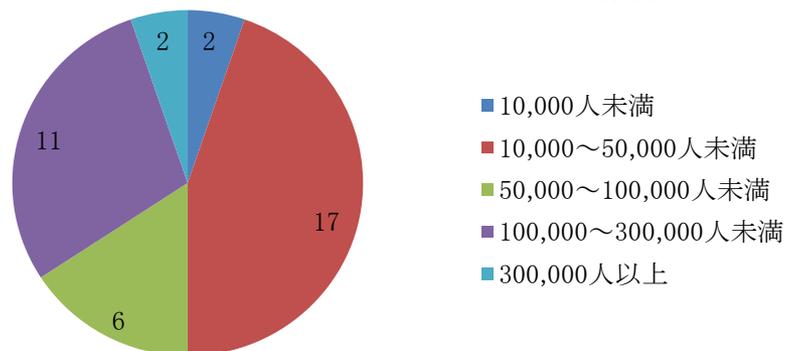
連結売上高

n=38



従業員数

n=38



本邦の外国子会社合算税制

2-1 特定外国子会社等の実態(1/4)

【質問趣旨】

- CFC税制等の国際課税制度の在り方を検討する上では、日本企業の特定外国子会社等の実態を確認することが重要であるため、質問を行った。

【質問内容】

1. 租税負担割合ごとに、①特定外国子会社等の数、②会社単位で合算課税された特定外国子会社等の数、③会社単位で合算課税された金額の合計額、④資産性所得のみ合算課税された特定外国子会社等の数、⑤資産性所得のみ合算課税された金額の合計額
2. 特定外国子会社等の判定を行う子会社の選定に当たり、基準となる税率

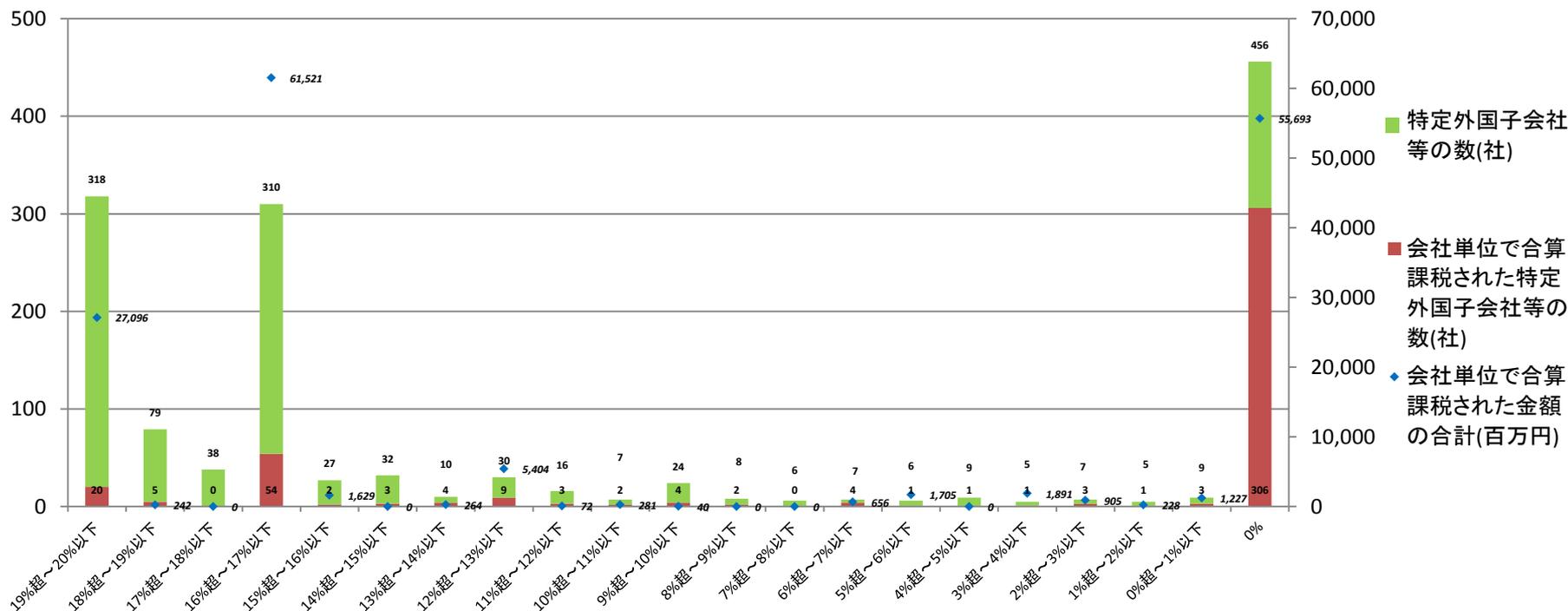
2-1 特定外国子会社等の実態(2/4)

【質問1に対するアンケート結果概要(会社単位で合算課税)】

- 特定外国子会社等の数が多く、かつ、会社単位で合算課税された金額の合計額が多い租税負担割合は、19%超～20%以下、16%超～17%以下、0%であった。

※16%超～17%以下については特に数社の合算金額が大きかった。

会社単位で合算課税された特定外国子会社等の数及び合算金額の合計額

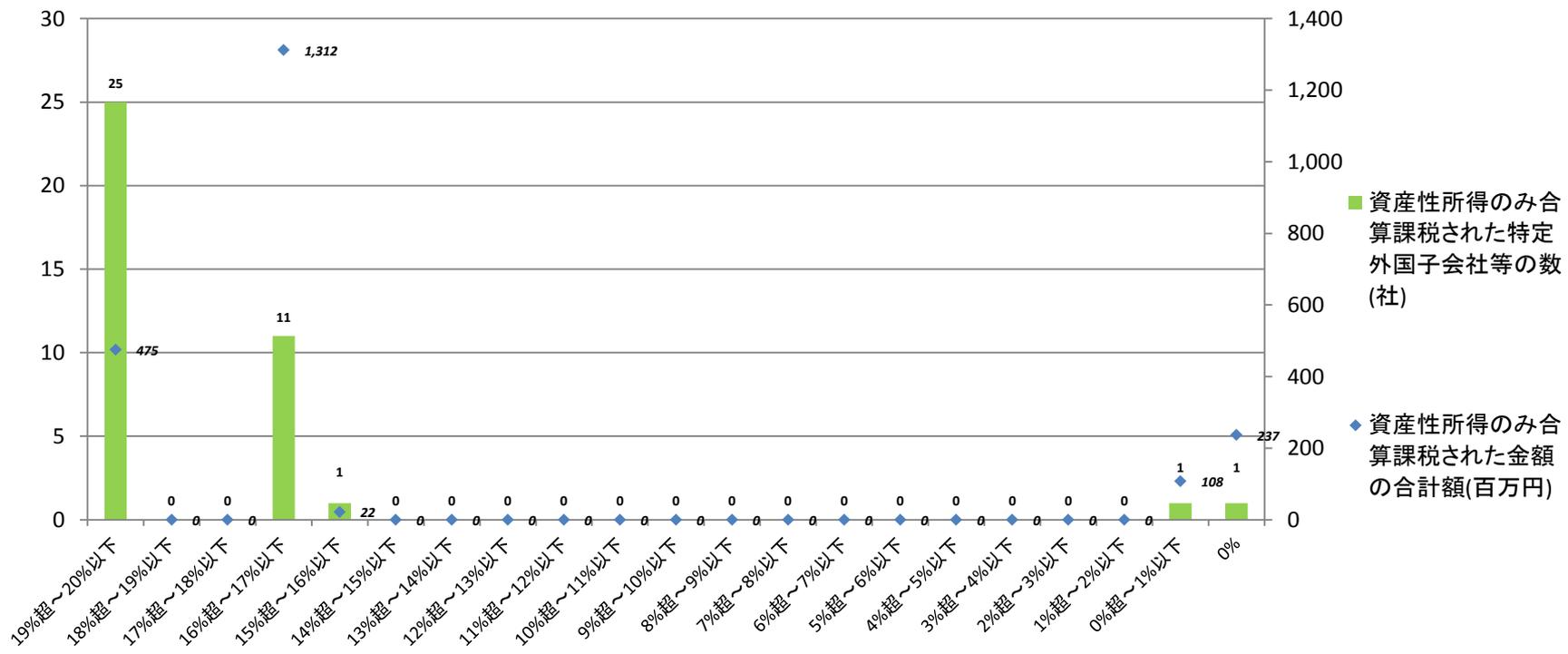


2-1 特定外国子会社等の実態(3/4)

【質問1に対するアンケート結果概要(資産性所得のみ合算課税)】

- 特定外国子会社等の数が多く、かつ、資産性所得のみ合算課税された金額の合計額が多い租税負担割合は、19%超～20%以下、16%超～17%以下であった。

資産性所得のみ合算課税された特定外国子会社等の数及び合算金額の合計額



2-1 特定外国子会社等の実態(4/4)

【質問2に対するアンケート結果概要】

- 特定外国子会社等の判定を行う子会社の選定に当たり、基準となる税率については、以下の通り回答があった。
 - ✓ 30%:1社、25%:5社、20%:6社、23%:1社、21%:1社、特になし:6社
- その他、以下の通り回答があった。
 - ✓ 基本的には全ての外国子会社等を検証対象としている。非課税所得が生じる国や、実際に組織再編を行った会社などについては、特に注意して検証するようにしている(具体的には、英国、オランダ、マレーシアなど)
 - ✓ 23%程度を基準としているが、資本参加免税等、租税負担割合に影響を与える可能性がある国については23%を超える税率であったとしても検討対象に含めている

2-2 無税国の特定外国子会社等の取扱い (1/2)

【質問趣旨】

- 特定外国子会社等の判定にあたり、本店又は主たる事務所の所在地国が無税国(法人の所得に対して課される税が存在しない国又は地域)の場合は、他の国又は地域に支店形態で進出し、租税負担割合がトリガー税率を超えている場合においても、合算課税される場合があり、外国進出の障害になっているか否かについての実態を確認するため、質問を行った。

【質問内容】

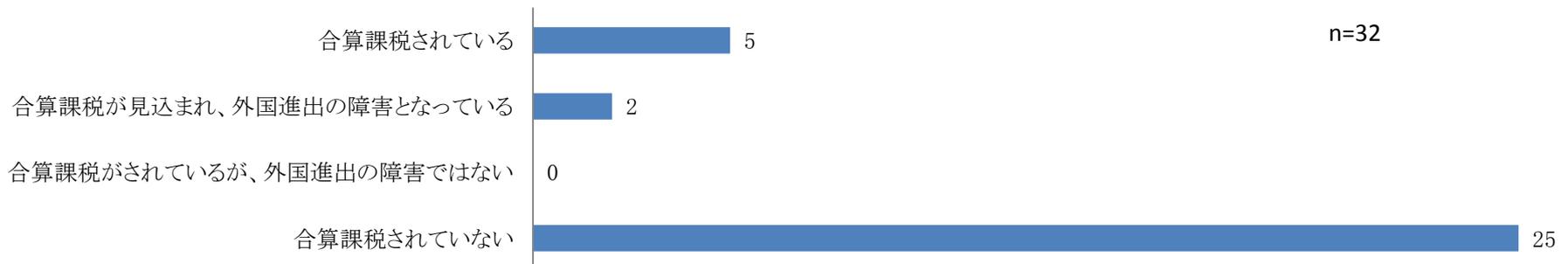
- 合算課税又は外国進出の障害となっている事例の有無及び無税国に子会社を設置しなければならぬ理由

2-2 無税国の特定外国子会社等の取扱い (2/2)

【質問に対するアンケート結果概要】

- 無税国の特定外国子会社等の取扱いについては、約2割の会社から合算課税されている、又は、合算課税が見込まれ、外国進出の障害となっているとの回答を得た。
- 無税国に子会社を設置しなければならない理由等については、以下の通り回答があった。
 - ✓ 現地法令上、外国企業については支店形態での進出しか認められていない国が存在する(UAE等)。このような国に進出する場合には、国外に本店を設立し、支店形態で進出せざるを得ない。
 - ✓ 外国企業との合弁事業の場合は、設立の容易さや運営コストの観点から無税国に本店を設置することが一般的である
 - ✓ 無税国への本店設立は妥当ではないということを合弁相手に申し出ても、受け入れられる可能性は低く、出資参画自体を断念せざるを得ないケースがある
 - ✓ 本邦法律上、国内資産や賠償責任保険を海外会社に直接かけることが禁じられているため、キャプティブ運営を支援するインフラが整備されている無税国へ子会社を設置した

合算課税又は外国進出の障害となっている事例(複数回答可)



2-3 非課税所得の特定(1/3)

【質問趣旨】

- 非課税所得の特定について、問題となっているケースを把握することが重要であるための質問を行った。

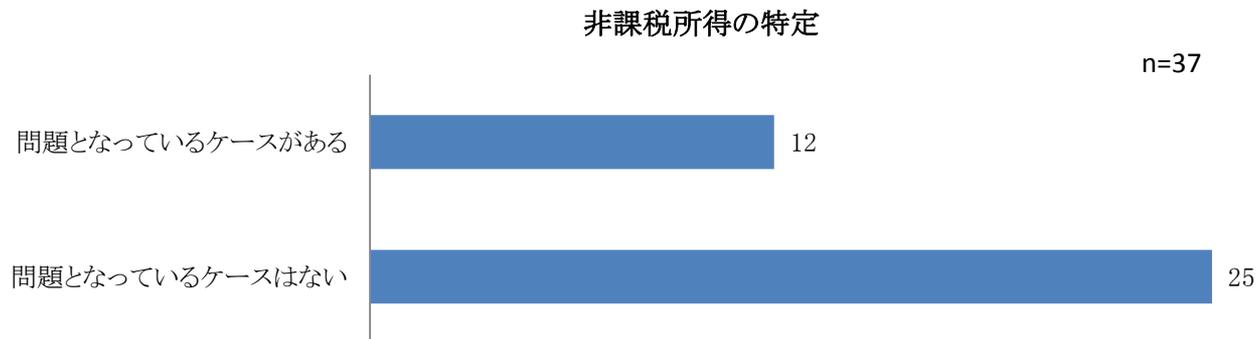
【質問内容】

1. 租税負担割合の計算上の分母に加算する非課税所得の特定において、実務上、問題となっているケースの有無及びその内容等
2. 租税負担割合の計算に関して、非課税所得の特定以外で実務上、問題となっているケース

2-3 非課税所得の特定 (2/3)

【質問1に対するアンケート結果概要】

- 非課税所得の特定において、約3割の会社から問題となっているケースがあるとの回答があった。
- 問題となっているケースの内容として、以下の通り回答があった。
 - ✓ 中間持株会社傘下の実業子会社をグループ内組織再編のために他のグループ会社への譲渡等により引き剥がしたいが、非課税所得を分母に加算することで租税負担割合**20%**未満となる問題を懸念
 - ✓ 調査対象事業体の所在する国数(**40ヶ国超**)が多く、各国で日本との税制差を逐一把握し、理解するのが困難
 - ✓ 日本の申告期限が現地よりも早いために、未確定要素によって検討する必要がある
 - ✓ 金額の小さいものまでは把握できていない可能性がある



2-3 非課税所得の特定(3/3)

【質問2に対するアンケート結果概要】

- 租税負担割合の計算に関して、非課税所得の特定以外で実務上、問題となっているケースについて、以下の通り回答があった。
 - ✓ 事業実態が全く変化がないにもかかわらず、当該国の税率引下げにより、税務申告対応が増加する点については配慮が必要である
 - ✓ 課税の繰延べか否かについて、現地における法制度を確認するという作業が非常に煩雑となっている。事実上、自ら確認することは不可能であり、有償で外部委託し、追加確認を行っている。しかし、それでも委託先によって見解が分かれるなど、結論が出ないことも多く、非常に苦慮している
 - ✓ 平成26年9月に日本租税研究協会が公表した『外国子会社合算税制における課税上の取扱いについて』が所謂ソフトローとして機能すると思われるものの、当該取扱いが法令に落とし込まれたものではないため、不安定

2-4 適用除外基準(1/6)

【質問趣旨】

- 外国子会社合算税制の適用除外基準の実態を把握するため、以下の質問を行った。

【質問内容】

1. 適用除外とならない特定事業(①株式等若しくは債券の保有(統括会社を除く)、②工業所有権等若しくは著作権の提供、③船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業)について
2. 適用除外基準における主たる事業の判定について
3. 適用除外基準における統括会社について
4. 適用除外基準における所在地国基準について
5. 適用除外基準における管理支配配置基準について

2-4 適用除外基準 (2/6)

【質問1に対するアンケート結果概要】

- 約4割の会社において、(主たる事業が) 特定事業に該当するため、合算課税を受けている。
- 合算課税を受けている特定外国子会社等の実態として、以下の通り回答があった。
 - ✓ 金融子会社が多額の配当を受領した年度は持株会社として認定され、合算課税の対象となる
 - ✓ 過去の買収の際に売手側がBVI、シンガポール等に持株会社を保有していたことによる
 - ✓ 航空機リース業を実施しているが、所在国において事務所等の固定施設及び専ら本事業の主たる活動に従事する従業員が存在し、所在国における実態ある事業活動の結果としてリース収益を稼得している等、当該事業を行うビジネスシーズンがあるにもかかわらず、ビジネス実態に合わない税制がビジネスの障害になっている

適用除外とならない特定事業(複数回答可)

n=41



2-4 適用除外基準(3/6)

【質問2に対するアンケート結果概要】

- 適用除外基準における主たる事業の判定について、14社より実務上生じている問題として以下の通り回答があった。
 - ✓ 毎期卸売業等の実態のある事業を営んでいる一方で、株式の譲渡益が多額に発生した年のみ株式の保有業としなければならない可能性
 - ✓ 通達における「総合的に勘案」について、税務当局と見解の相違が生じる可能性
 - ✓ 複数の事業を行っている外国子会社において、主たる事業を収入により判定する場合と、他の方法(使用者数や固定資産の状況等)により判定する場合とでは、結論が異なることがある。このような場合に、どちらが主たる事業に該当するのか、判断に迷う場合がある

【質問3に対するアンケート結果概要】

- 適用除外基準における、統括会社の要件の充足について、11社より実務上生じている問題として、以下の通り回答があった。
 - ✓ 統括業務をおこなっていても一定数の株式を保有していなければ統括会社に該当しない点
 - ✓ 被統括会社の事業の運営上欠くことができないものの判断基準が曖昧
 - ✓ 現地の外資規制により統括業務に関するライセンスを取得するのが困難
 - ✓ アジア等における出資規制により株式の保有にかかる要件を満たせない

2-4 適用除外基準(4/6)

【質問4に対するアンケート結果概要】

- 適用除外基準における、非関連者基準又は所在地国基準のいずれを適用するか
の基準となる、事業区分の判断について生じている問題については、11社より以下の通り回答があった。
 - ✓ グループ内ファイナンスが銀行業に該当するのか不明
 - ✓ リース業に係る所在地国基準の判定につき、リース物件の所在地で判定するのか、従業員所在地国で判定するのか不明
 - ✓ 事業内容に変更がないにもかかわらず、日本産業分類の区分の変更により非関連者基準による判定に変更された結果、適用除外基準を満たせなくなった外資規制により本店所在地国と事業の管理、支配、運営地国が異なってしまうケース
 - ✓ 通達における「総合的に勘案」についての見解につき税務当局との見解の相違が生じる可能性
- また、主たる事業の実施場所の判断について生じている問題については、殆どの会社が特になしとの回答をしたが、一部の会社(3社)からは以下の通り回答があった。
 - ✓ 建設を行う国が本店所在地国ではなく、近隣国になった場合
 - ✓ 航空機エンジンリース業の主たる事業の実施場所の判断が困難
 - ✓ 人材派遣業につき、事業の管理国と実際に人が派遣されている国が異なるケース

2-4 適用除外基準(5/6)

【質問5に対するアンケート結果概要】

- 適用除外基準における、管理支配基準について、①株主総会及び取締役会等の開催、②役員としての職務執行、③会計帳簿の作成及び保管等が行われている場所、④その他の状況などを勘案して行うこと、が定められているが、それぞれの判断要素について実務上生じている問題について質問を行った。
- ①については、多くの会社から問題は特になしとの回答がなされたものの、一部の会社(8社)から問題が生じる場合について、以下の通り回答があった。
 - ✓ テレビ会議、電話会議を行った場合
 - ✓ 本社役員が兼務している場合
 - ✓ 経済産業省による国税庁への照会文書により、一定の整理が出来た一方で、引続き、管理支配基準を満たすために、現地に渡航して株主総会等の開催を行うケースも考えられる為、斯様な基準が現在においても意義のあるものなのか改めての整理が必要
- ②については、多くの会社から問題は特になしとの回答がなされたものの、一部の会社(8社)からは問題が生じる場合について、以下の通り回答があった。
 - ✓ 現地国の法令において、取締役会等の開催義務がない場合、職務が執行されていることを証する書類の入手が困難な場合がある紛争地域において安全性の観点から他国において取締役会等を行うケース
 - ✓ 実際には電話会議や出張などを通じて管理支配が可能である一方で、適用除外基準を満たすことのみを目的に常駐させざるを得ない

2-4 適用除外基準(6/6)

【質問5に対するアンケート結果概要(続き)】

- ✓ 紛争地域に存在する特定外国子会社等の職務執行を安全の為、会社命令として他国から行うケースが想定される。上述の事業区分における中近東の事例のように、ビジネス上の制限を考慮した税制であるべき
- ③については、多くの会社から問題となった事項は回答されていないものの、一部の会社(7社)からシェアードサービス化により、保管場所が一部国外となっているケースが問題として回答された。
- ④について多くの会社から問題となった事項は回答されていないものの、一部の会社(6社)から定義の曖昧さ、総合的な判断となってしまうことによる予見可能性の低下が問題として回答された。

2-5 キャピタルゲインの取扱い、資本再編(1/5)

【質問趣旨】

- 外国子会社合算税制とキャピタルゲインの関係について、キャピタルゲインが資本再編や株式譲渡の障壁となるケースを確認する内容の質問を行った。

【質問内容】

1. 特定外国子会社等が認識する又は認識すべきキャピタルゲインについて
2. 内国法人のキャピタルゲインと特定外国子会社等の所得に対する二重課税
3. 資本再編の取扱い

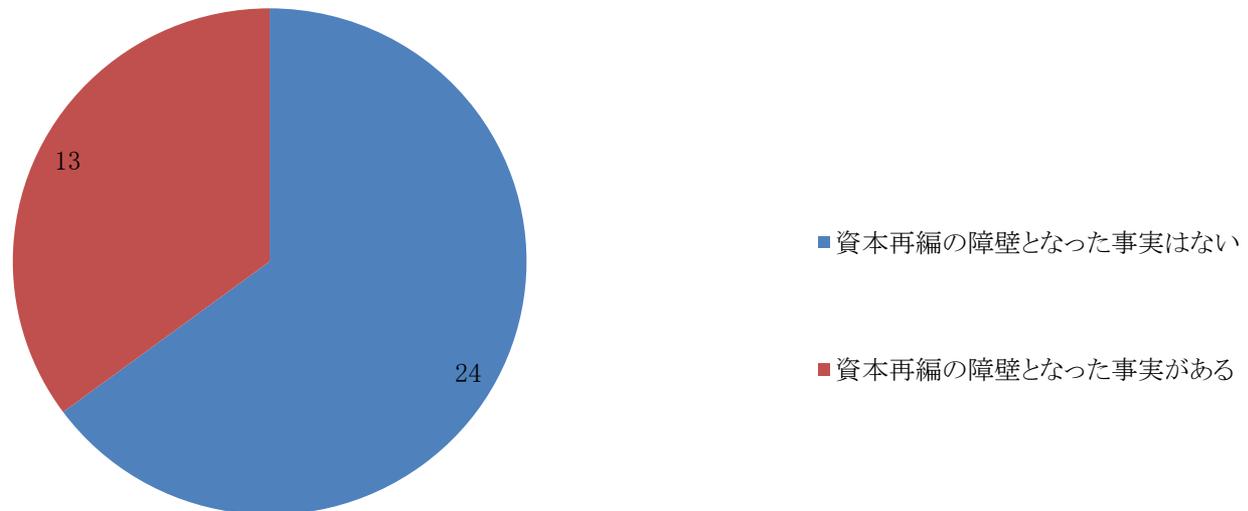
2-5 キャピタルゲインの取扱い、資本再編(2/5)

【質問1に対するアンケート結果概要】

- 特定外国子会社等が保有する株式に係るキャピタルゲインが合算課税の対象とされる場合において、資本再編の障壁となった事実の有無について質問を行ったところ、約3割強の会社から資本再編の障壁となった事実があるとする回答があった。

資本再編の障壁となった事実の有無

n=37



2-5 キャピタルゲインの取扱い、資本再編(3/5)

【質問1に対するアンケート結果概要(続き)】

- 資本再編の障壁となった事実がある場合の具体的な内容については、以下の通り回答があった。
 - ✓ EU持株会社によるEU域内での本店所在地移転を伴う組織変更
 - ✓ 海外事業において、過去に採用した投資スキームや外国法人からの企業グループの買収の結果として、複数の海外持株会社を経由したストラクチャーとなっているケースが多く存在することから、投資スキームの簡素化やBEPSのような税務コンプライアンスに対応すべく、本邦からの直接投資に切替えることを検討したとしても、現地での事業再編(現物分配等)が結果的にキャピタルゲインが合算課税される仕組みとなっている。そのため、ビジネス目的があり、かつ租税回避の意図が無い再編に対しても、画一的な税制による課税が発生するのは問題である。英国のような一定の猶予期間が設けられるような、柔軟な対応が必要
 - ✓ 特定外国子会社等の販売子会社を、同一国内にある既存の他のグループ販売会社に統合し販売チャネルの重複を整理するために行う譲渡
 - ✓ 事業持株会社の事業を撤退し、持株会社となった状態から、資本再編(子会社株式を親会社へ売却等)を行おうとしたが、子会社株式の売却益に合算課税される為、資本再編を中断した
- 非課税のキャピタルゲインの内容としては、英国のSSE制度(実質的株式持分免税制度)、オランダの資本参加免税、EU持株会社がEU域内で本店所在地を移転する場合の含み益で旧所在国で課税されないもの、香港における株式の譲渡益との回答があった。

2-5 キャピタルゲインの取扱い、資本再編(4/5)

【質問2に対するアンケート結果概要】

- 特定外国子会社等から内国法人に対して株式を譲渡した場合に生ずるキャピタルゲイン課税と合算課税の二重課税について、株式譲渡の障壁となった事実の有無を質問したところ、約1割の会社で株式譲渡の障壁となった事実があるとの回答があった。
- 障壁となった事実の具体的な内容については、ビジネス上売却せざるを得ない場合が回答して挙げられた。

株式譲渡の障壁となった事実の有無

n=37



2-5 キャピタルゲインの取扱い、資本再編(5/5)

【質問3に対するアンケート結果概要】

- その他、外国資本再編に際して障害となった事実については、殆どの会社から特になしとの回答があったものの、特定外国子会社等同士の合併について、繰越欠損金を引継げる規定がない点を問題視した回答があった。

2-6 資産性所得 (1/3)

【質問趣旨】

- 平成22年度税制改正により導入された資産性所得の合算課税にかかる企業の実態を把握するための質問を行った。

【質問内容】

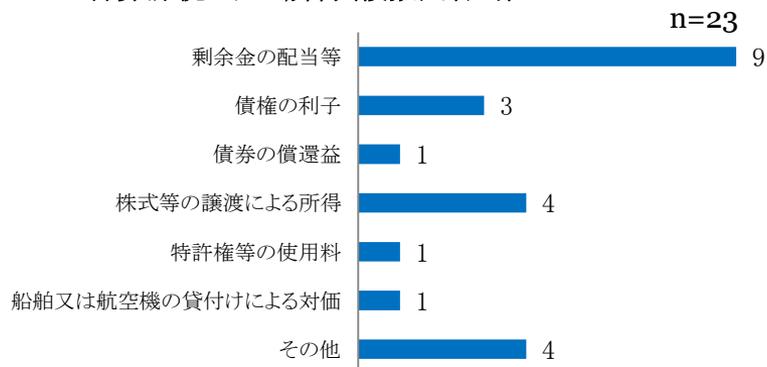
1. 資産性所得の把握・算定について
2. 資産性所得に関する実務上の問題について

2-6 資産性所得 (2/3)

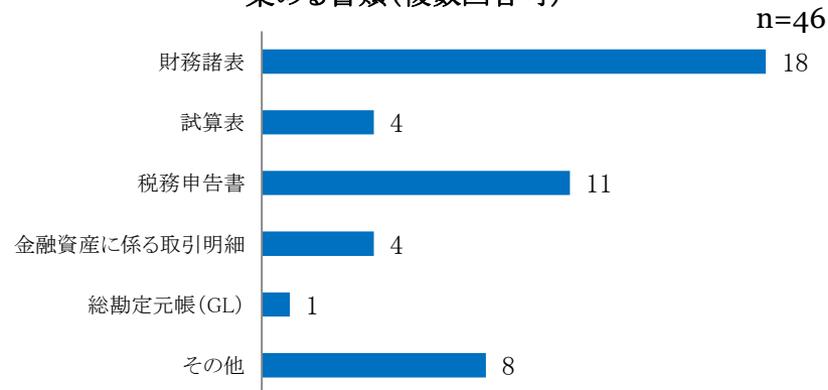
【質問1に対するアンケート結果概要】

- 資産性所得の合算課税がある場合、合算課税された所得の内容について質問を行ったところ、剰余金の配当等とする回答が約4割あった。
- また、資産性所得の把握・算定プロセスについては、以下の通り回答があった。
 - ✓ 資産性所得の有無を個別にヒアリング
 - ✓ 決算データから把握
 - ✓ 質問リストを送付して確認
 - ✓ BSで有価証券、債券の有無を確認し、有れば詳細を確認
 - ✓ PLの内容を確認の上、資産性所得に該当しそうなものがあれば個別に詳細を確認している

合算課税された所得(複数回答可)



集める書類(複数回答可)



2-6 資産性所得 (3/3)

【質問1に対するアンケート結果概要(続き)】

- 判断に迷ったものの内容については、複数の企業から特になしとの回答があり、また、他の企業からも特段の回答は無かった。

【質問2に対するアンケート結果概要】

- 「事業の性質上重要で欠くことができない業務から生じたもの」の除外について実務上生じている問題として、殆どの企業から特になしとの回答があったが、その他の回答として、以下の通り回答があった。
 - ✓ 大型投資案件であっても事業の性質上、保有割合が10%以上とまらないケースがある
 - ✓ マイナー出資者であっても、出資先の事業会社に対してある程度重要な取引関係があり、当該出資は租税回避を意図したものではない
- その他資産性所得に関して実務上生じている問題としては、以下の通り回答があった。
 - ✓ ロイヤルティ収入については、「事業の性質上重要で欠くことができない業務から生じたもの」が対象とされていないことで、事業上重要なものまで対象とされてしまう。特定外国子会社等が自ら行った研究開発の成果に関わるものについては除くとされているが、買収した海外子会社を買収以前に開発した技術については自社の開発を証明する書類が十分に揃わないことがある
 - ✓ 特定外国子会社等のうち、適用除外となっている会社数が非常に多い中、個社の財務諸表等の資料から資産性所得の該当有無を一つ一つチェックしていく必要があり、申告作業にかなりの労力を要する点

2-7 オーバーインクルージョン、アンダーインクルージョン(1/3)

【質問趣旨】

- 現行制度におけるオーバーインクルージョンおよびアンダーインクルージョンの有無を把握するための質問を行った。

【質問内容】

1. オーバーインクルージョンが生じている事例の有無
2. アンダーインクルージョンが生じている事例の有無

2-7 オーバーインクルージョン、アンダーインクルージョン(2/3)

【質問1に対するアンケート結果概要】

- オーバーインクルージョンが生じているとする回答とオーバーインクルージョンが生じているか分からないとする回答を合わせると全体の約3割を占めた。また、オーバーインクルージョンが生じている事例として、以下の通り回答があった。
 - ✓ 外資規制により、事業を行っている国で本店登録できず支店進出しか認められないため所在地国基準を満たさないケース
 - ✓ 組織再編にかかる株式の譲渡益
 - ✓ 中国現地で実施される来料加工事業(香港・広州における取引)
 - ✓ 事業実態がある航空機リース業に由来する所得
 - ✓ 経済実態を伴う再保険取引であるにもかかわらず、非関連者基準によりCFC所得の全てが合算対象となっている
 - ✓ グループ全体では100%保有しているにもかかわらず、株式保有割合10%未満の株式等の配当等に係る所得とみなされ資産性所得課税が生じているケース
 - ✓ 主たる事業の判定により適用除外基準を満たさない会社の実態のある従たる事業の所得



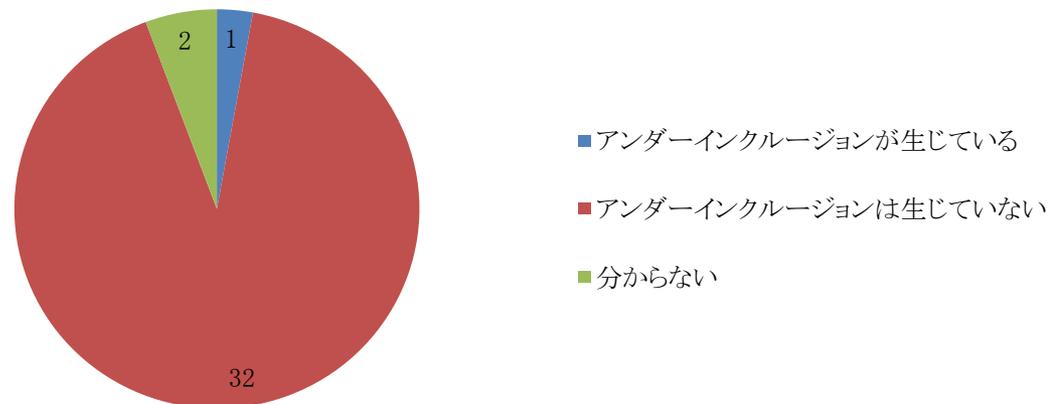
2-7 オーバーインクルージョン、アンダーインクルージョン(3/3)

【質問2に対するアンケート結果概要】

- アンダーインクルージョンについては生じていないとする回答が全体の約9割を占めた。
- 一方、1社からアンダーインクルージョンが生じている事例として、以下の通り回答があった。
 - ✓ 主たる事業の判定により適用除外基準を満たす会社の実態のない従たる事業の所得

アンダーインクルージョンについて

n=35



2-8 移転価格税制との関係 (1/2)

【質問趣旨】

- 現行の外国子会社合算税制と移転価格税制との関係で、問題となっている事実を把握するための質問を行った。

【質問内容】

- 移転価格税制との関係

2-8 移転価格税制との関係 (2/2)

【質問に対するアンケート結果概要】

- 移転価格税制との関係で、実務上問題となっていることにつき質問を行ったところ、殆どの企業から特になしとの回答があった。
- 一方で、外国子会社合算税制の適用がある会社について、日本で合算されるため実質的に所得移転の蓋然性はないと考えられるのにもかかわらず、実務上は独立企業間価格にかかる検証が必要であり、当該検証にかかる実務コストが生じてしまう点を問題視する会社もあった。

2-9 税務部門、税務プランニング (1/4)

【質問趣旨】

- 税務部門の役割および税務プランニングについて、日本企業の実態を把握するための質問を行った。

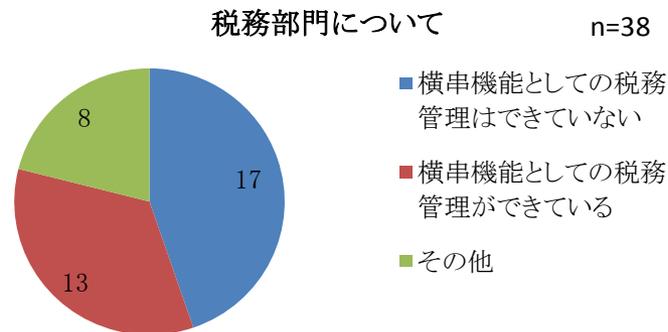
【質問内容】

1. 税務部門について
2. 税務プランニングについて

2-9 税務部門、税務プランニング (2/4)

【質問1に対するアンケート結果概要】

- 各企業における税務部門のグループ全体に対する役割については、横串機能としての税務管理はできていないとする回答が約5割あった。
- その他、以下の通り回答があった。
 - ✓ グループ全体の税務については、地域統括会社にて一定の裁量を持たせつつ、本社が全体を管理
 - ✓ 移転価格・税務調査については、グループ全体で管理しはじめた
 - ✓ 欧米については、税務統括拠点を置いて間接的に管理している
 - ✓ BEPSの動きが進展する中で、徐々にグループ全体の横串機能を発揮するための体制構築を進めている
 - ✓ 国内100%子会社については連結納税を導入して税務管理を行っているが、その他の国内子会社及び海外子会社については、各社に管理を委ねている



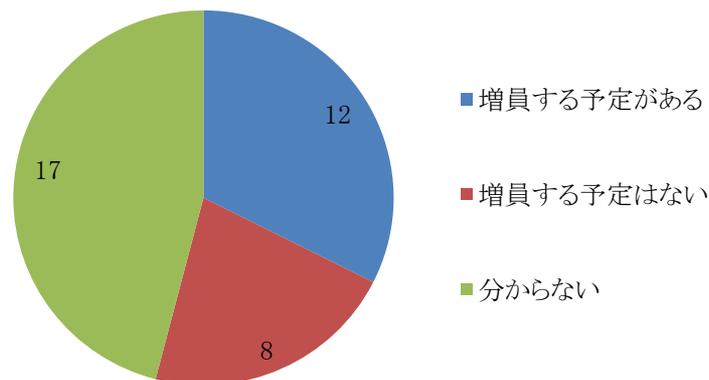
2-9 税務部門、税務プランニング (3/4)

【質問1に対するアンケート結果概要(続き)】

- 国際税務人員を増員する予定については、分からないとする回答が約5割あったが、増員予定の会社における理由としては、以下の通り回答があった。理由のうち、移転価格文書化対応のためと回答する企業が多く見受けられた。
 - ✓ BEPS対応および国際課税管理強化
 - ✓ 移転価格文書のマスターファイル、国別報告事項の作成に向けた増員
 - ✓ 海外関連会社へのコントロール・ガバナンスの強化
 - ✓ タックス・コンプライアンス対応業務の増加が想定されるため、増員の方向で検討中である

国際税務人員の増員

n=37



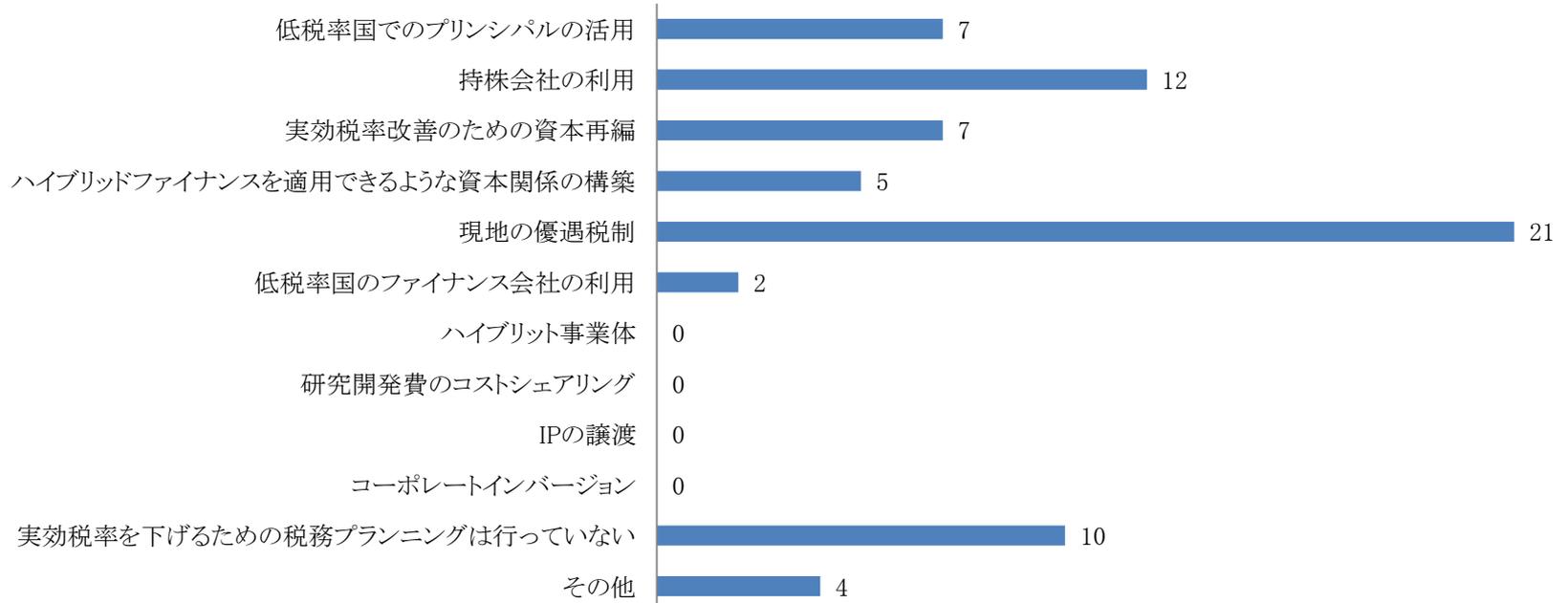
2-9 税務部門、税務プランニング(4/4)

【質問2に対するアンケート結果概要】

- 税務プランニングとしては、現地の優遇税制を利用すると回答が約3割あった。
- 一方で、実効税率を下げるための税務プランニングは行っていないとする回答が約2割あった。

税務プランニングについて(複数回答可)

n=68



BEPSプロジェクト行動3最終報告書との関連性

3-1 BEPS最終報告書との関連性(1/5)

【質問趣旨】

- BEPSプロジェクト「効果的なCFCルールの構築 行動3最終報告書」について、日本企業に経済実態を踏まえた意見を確認するため、以下の質問を行った。

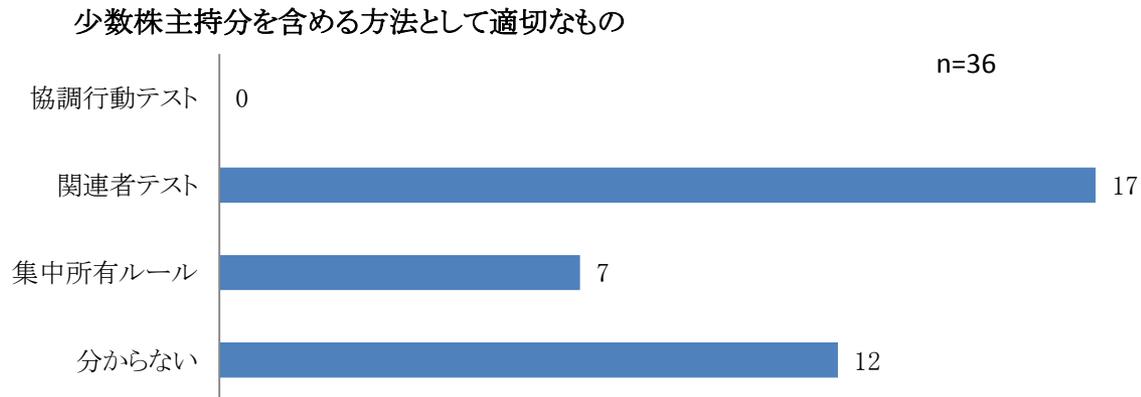
【質問内容】

1. 支配のレベルの判定における協調してCFCに影響を及ぼす少数株主の取扱いについて
2. 低課税閾値要件としてのホワイトリストの導入について
3. 事業体単位での閾値要件としてのデミニマス基準の導入について

3-1 BEPS最終報告書との関連性(2/5)

【質問1に対するアンケート結果概要】

- 少数株主持分を含める方法として適切と考えられるものについて、関連者テストとする回答が約5割あった。一方、協調行動テストについては回答がなかった。
- 関連者テストを選んだ理由としては、以下の通り回答があった。
 - ✓ 関連性のない会社の持分まで確認するのは実務上困難
 - ✓ 関連者基準については客観的に判断できる
 - ✓ 関連者については確認が比較的容易
 - ✓ 協調行動の定義が曖昧となり恣意性が働く可能性がある



3-1 BEPS最終報告書との関連性(3/5)

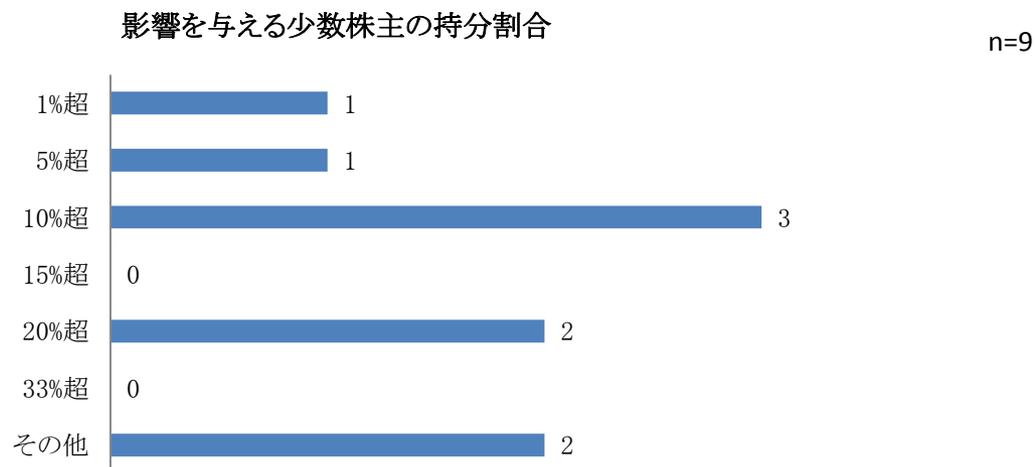
【質問1に対するアンケート結果概要(続き)】

- 集中所有ルールを選んだ理由としては、以下の通り回答があった。
 - ✓ 集中所有は本邦現行制度の簡易版であり、混乱が少ない
 - ✓ 協調行動の実体判定について国毎の取扱いが異なる懸念があり、関連者テストでは課税もれが生ずる懸念がある

3-1 BEPS最終報告書との関連性(4/5)

【質問1に対するアンケート結果概要(続き)】

- 集中所有ルールを選択した企業のうち、内国法人と協調して子会社に影響を与えると考えられる少数株主の持分割合について、持分割合毎の大きな差は見られなかったが**10%**と回答した会社が最も多かった。また、その理由として以下の通り、回答があった。
 - ✓ 10%以下であれば協調行動がないと考えられるため
 - ✓ 内国法人の外国子会社合算税制の納税義務者の基準値である**10%**と一致するため



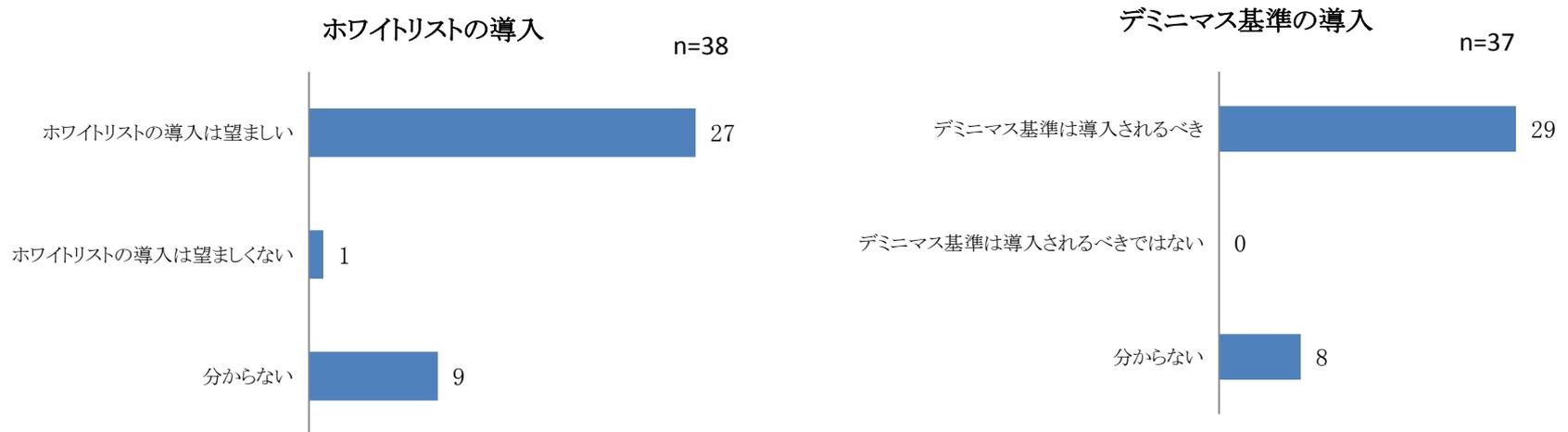
3-1 BEPS最終報告書との関連性(5/5)

【質問2に対するアンケート結果概要】

- 低課税閾値要件の判定にあたってホワイトリストの導入を希望するか否かについて、ホワイトリストの導入は望ましいとする回答が全体の約7割を占めた。
- また、その理由としては、①事務負担および執行上の負担の軽減が見込まれる、②BEPS懸念の高い国にある会社に焦点を絞るので合理的との回答が多かった。

【質問3に対するアンケート結果概要】

- 事業体単位での閾値要件としてのデミニマス基準の導入を希望するかどうかについて、デミニマス基準は導入されるべきとする回答が全体の約8割を占めた。



3-2 法的分類に基づく地理的可動性が高い所得について(1/13)

【質問趣旨】

- BEPS最終報告書における所得の種類に基づく分析によれば、①配当所得、②利子所得、③保険所得、④使用料・IP所得、⑤販売・サービス所得、⑥賃貸料・リース料については地理的可動性が高い所得とされている。
- これらの所得の有無等について、確認するための質問を行った。

【質問内容】

1. 配当所得について
2. 利子所得について
3. 保険所得について
4. 使用料・IP所得について
5. 販売・サービス所得について
6. 賃貸料・リース料について

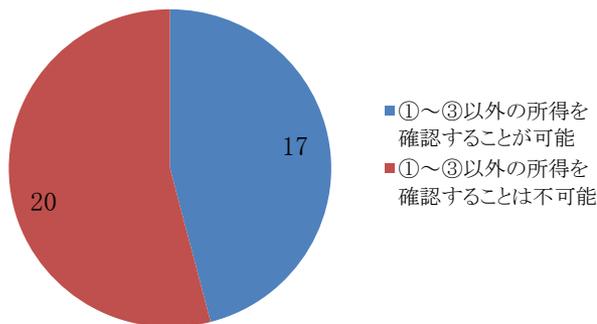
3-2 法的分類に基づく地理的可動性が高い所得について(2/13)

【質問1に対するアンケート結果概要】

- 配当所得については、BEPSの懸念が低いもの(①配当が能動的所得から支払われる場合、②親会社所在地国で受取配当免税方式が採用されている場合において、CFCが稼得した配当所得、③CFCが能動的な証券取引事業を行っている場合)以外の所得を確認することが、不可能とする回答が全体の約5割を占めた。

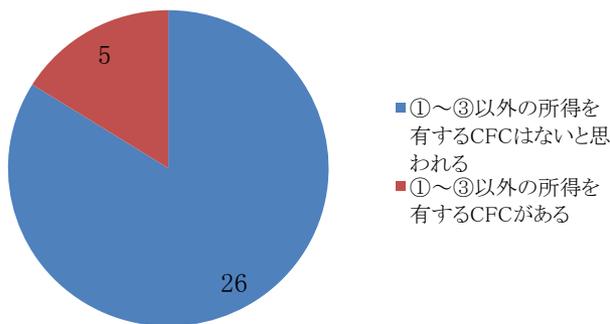
配当所得
①～③以外の所得の確認

n=37



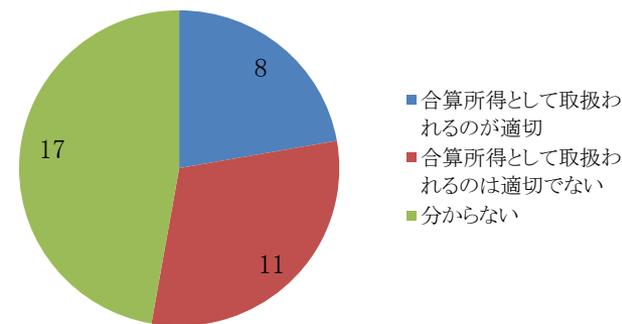
配当所得
①～③以外の所得を有するCFCの有無

n=31



配当所得
①～③以外の所得の合算

n=36



3-2 法的分類に基づく地理的可動性が高い所得について(3/13)

【質問1に対するアンケート結果概要(続き)】

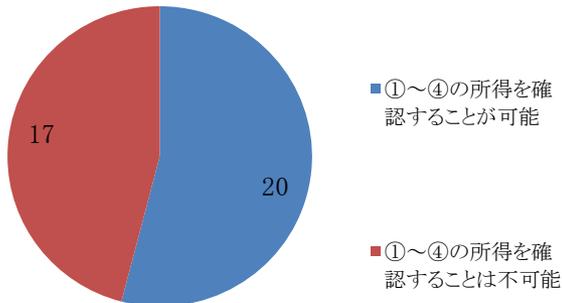
- 確認が不可能であるとする理由としては、以下の通り回答があった。
 - ✓ 全ての海外子会社の配当所得につき配当の原資が全て能動的所得かを判定するのは困難を極める
 - ✓ 配当が能動的所得から支払われたかどうかの確認において、当該配当の原資となる利益剰余金を能動的所得と受動的所得に区分する明確かつ簡便な方法(または基準)が示されない限り、実務上対応不可能と考えられる。また、上述の明確かつ簡便な方法が示されたとしても、過年度を遡ることを要求されるようであれば、(買収した会社などもあるので)実務上対応不可能
 - ✓ マイノリティ出資の場合、出資先の所得の詳細をタイムリーに把握するのは困難と思われる
- **BEPS**の懸念が低いもの以外の所得を有する**CFC**については、ないとする回答が全体の約**8割**を占めた。なお、あると回答した企業について、以下の通り回答があった。
 - ✓ 現行の資産性所得
 - ✓ 余剰資金の運用によるもの
- **BEPS**の懸念が低いもの以外について、合算所得として取扱われることについては、適切でないとする回答と分からないとする回答を合わせて全体の約**8割**を占めた。

3-2 法的分類に基づく地理的可動性が高い所得について(4/13)

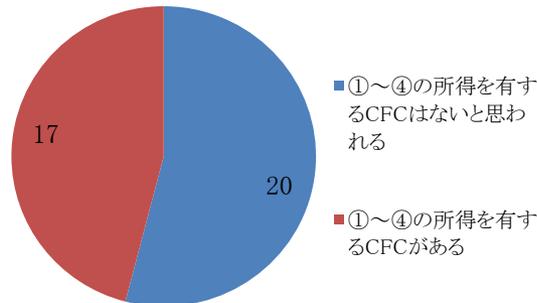
【質問2に対するアンケート結果概要】

- 利子所得については、BEPSの懸念が高い所得(①関連者から稼得された場合、②CFCが過大資本の場合、③利子所得獲得に貢献する活動がCFC国・地域の外でなされた場合、④利子所得が能動的な金融事業から生じたものでない場合)を確認することが不可能とする回答が全体の約5割を占めた。

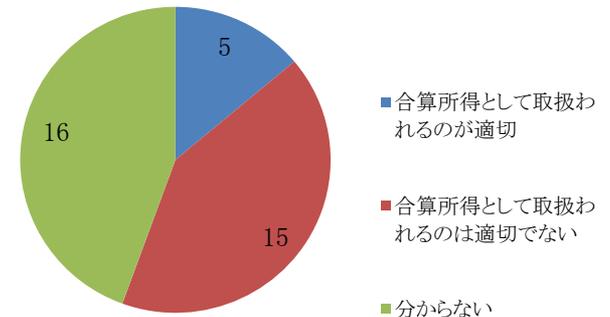
利子所得
①～④の所得の確認 n=37



利子所得
①～④の所得を有するCFCの有無 n=37



利子所得
①～④の所得の合算 n=36



3-2 法的分類に基づく地理的可動性が高い所得について(5/13)

【質問2に対するアンケート結果概要(続き)】

- 確認が不可能であるとする理由としては、以下の通り回答があった。
 - ✓ ④の所得をCFCが所在地国の銀行に運転資金を預金したときの預金利息等と仮定した場合、そこまで詳細なデータをレポートさせる仕組みを構築することは実務的に考えづらい
- BEPSの懸念が高い所得を有するCFCについてはないとする回答が全体の約5割を占めた。なお、あると回答した企業については、以下の通り回答があった。
 - ✓ グループファイナンスやグローバルキャッシュマネジメントによる利子
- BEPSの懸念が高い所得について、合算所得として取扱われることについては、適切でないとする回答と分からないとする回答を合わせて全体の約9割を占めた。適切ではないと回答した企業からは、以下の通り回答があった。
 - ✓ 実体のある製造会社に対してグループ内ファイナンスにより資金供給した結果として得られるグループ内金融子会社における金利収入は対象外とすべきと考える
 - ✓ ①の所得については、グローバルなキャッシュ・マネジメント・システム(企業グループ内で資金融通する仕組み)を導入している場合の預け金に係る利息が該当すると思われるが、企業グループとしての効率的な資金活用を行うための仕組みを、当該税制は阻害することになるのではないか。(通常 of 企業活動を税制が阻害するかたちとなる)

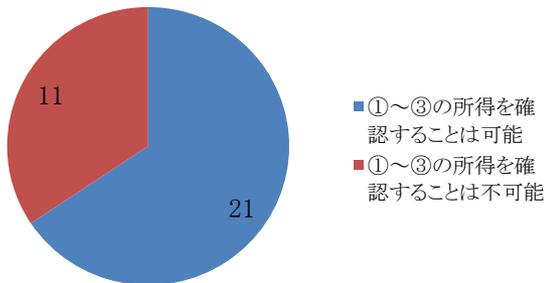
3-2 法的分類に基づく地理的可動性が高い所得について(6/13)

【質問3に対するアンケート結果概要】

- 保険所得については、BEPSの懸念が高い所得(①CFCが比較対象会社に比して過大資本の場合、②保険契約者・年金受給者・受益者・保険対象リスクの所在地が当該国・地域外の場合、③保険所得が関連者との契約等から生じている場合)を確認することは不可能とする回答が全体の約3割を占めた。

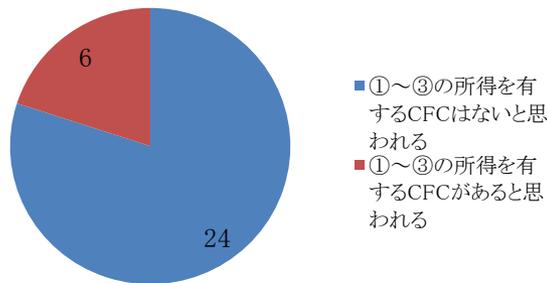
保険所得
①～③の所得の確認

n=32



保険所得
①～③の所得を有するCFCの有無

n=30



保険所得
①～③の所得の合算

n=35



3-2 法的分類に基づく地理的可動性が高い所得について(7/13)

【質問3に対するアンケート結果概要(続き)】

- 確認することが不可能であるとする理由としては、以下の通り回答があった。
 - ✓ ②を確認するためには、保険契約者等の所在地を分類して把握する必要があり、集計には相当な手間がかかるものと推察される
- BEPSの懸念が高い所得を有するCFCについてはないとする回答が全体の約8割を占めた。なお、あると回答した企業について再保険収入や船舶保険の保険料収入などの回答があった。
- BEPSの懸念が高い所得について、合算所得として取扱われることについては、適切でないとする回答と分からないとする回答を合わせて全体の約8割を占めた。なお、適切ではないと回答した企業からは、以下の通り回答があった。
 - ✓ ①過大資本の認定が非常に困難。現地規制に加え、格付け機関からの要請、マーケット・同業他社の状況等により、必要資本には大きな幅がある
 - ✓ ②再保険はクロスボーダー取引が一般的であり、保険契約者等が当該国・地域外というだけで合算対象とするのは不適切
 - ✓ ③資本効率ならびに再保険手配の最適化等の観点から、グループ再保険拠点を有することは一般的であり、関連者取引を一律に受動的所得とすることは不適切である。一方、関連者に帰属するリスクに係る保険所得を受動的所得とすることは、所得の付け替え防止という観点から適切と考える

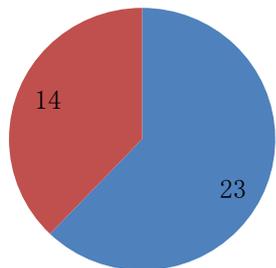
3-2 法的分類に基づく地理的可動性が高い所得について(8/13)

【質問4に対するアンケート結果概要】

- 使用料・IP所得については、BEPSの懸念が高い所得(CFCに移転されたIPから生じ、かつ、CFCが殆ど付加価値を加えていない所得)を確認することは不可能とする回答が全体の約4割を占めた。

使用料・IP所得
当該所得の確認

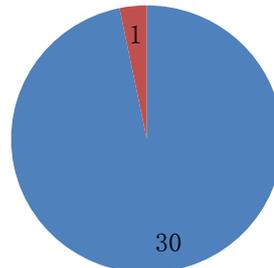
n=37



- 当該所得の確認は可能
- 当該所得の確認は不可能

使用料・IP所得
当該所得を有するCFCの有無

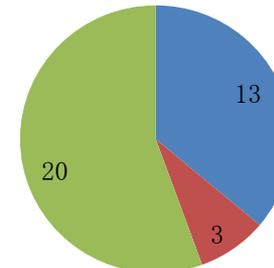
n=31



- 当該所得を有するCFCはないと思われる
- 当該所得を有するCFCがあると思われる

使用料・IP所得
当該所得の合算

n=36



- 合算所得として取扱われるのが適切
- 合算所得として取扱われるのが適切でない
- 分からない

3-2 法的分類に基づく地理的可動性が高い所得について(9/13)

【質問4に対するアンケート結果概要(続き)】

- 確認することが不可能であるとする理由としては、以下の通り回答があった。
 - ✓ 現在は日本に集中しているため、実態の把握は可能であるが、M&A等で欧米多国籍企業を買収した場合、この確認が実務上困難となる可能性がある
 - ✓ 買収した会社の場合、例えば使用料の対象となる商標、技術等が他から移転されたものか、当該法人が付加価値を付したかどうか等の事実認定は実務的には相当に困難
 - ✓ 現実的にCFCにIPを移転しているケースはほとんどないと思われるものの、IPの移転や価値を付加しているか否かを過去にさかのぼって検証することは困難
- BEPSの懸念が高い所得を有するCFCについてはないとする回答が全体の約9割を占めた。なお、あるとした会社からは、商標権の使用料が所得の内容として回答された。
- BEPSの懸念が高い所得について、合算所得として取扱われることについては、適切でないとする回答と分からないとする回答を合わせて全体の約6割を占めた。

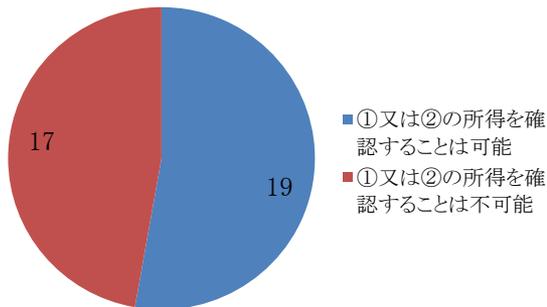
3-2 法的分類に基づく地理的可動性が高い所得について (10/13)

【質問5に対するアンケート結果概要】

- 販売・サービス所得については、BEPSの懸念が高い所得(①請求会社が関連者から購入した商品の販売・サービスについて殆ど付加価値を加えずに販売・サービスをすることにより得た所得、②CFCに移転されたIPから生じる所得で、CFCが殆ど付加価値を加えずに得た販売・サービス所得)を確認することが不可能とする回答が全体の約5割を占めた。

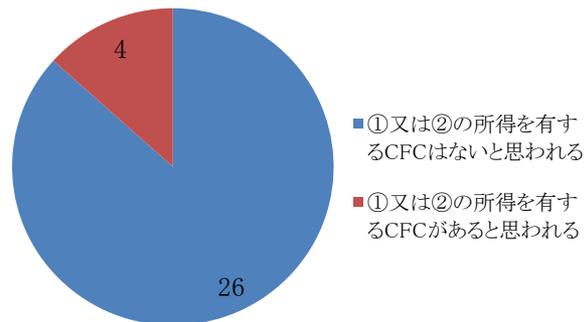
販売・サービス所得
①又は②の所得の確認

n=36



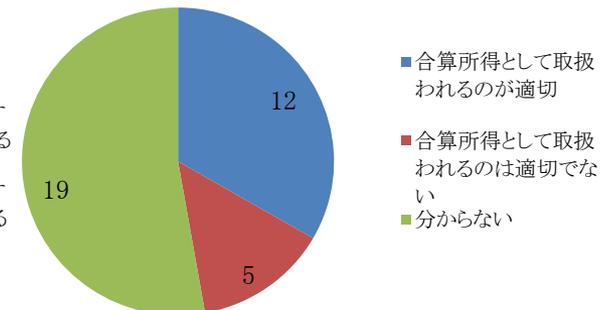
販売・サービス所得
①又は②の所得を有するCFCの有無

n=30



販売・サービス所得
①又は②の所得の合算

n=36



3-2 法的分類に基づく地理的可動性が高い所得について (11/13)

【質問5に対するアンケート結果概要(続き)】

- 不可能であるとする理由としては、子会社の個別の付加価値を把握することの困難さが多く回答された。また、金額的な僅少さに比べて事務負担が大きい点も回答された。
- BEPSの懸念が高い所得を有するCFCについてはないとする回答が全体の約9割を占めた。あと回答した会社からは、所得の内容については特段回答はなかった。
- BEPSの懸念が高い所得について、合算所得として取扱われることについては、適切でないとする回答と分からないとする回答を合わせて全体の約7割を占めた。なお、回答があった企業からはCFC税制ではなく、移転価格税制で対応すべきとの回答があった。

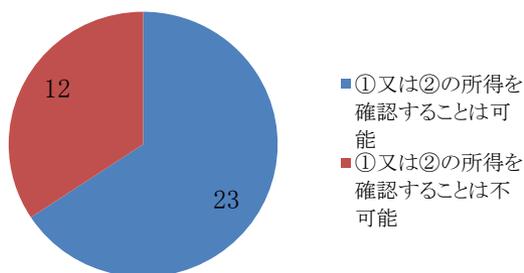
3-2 法的分類に基づく地理的可動性が高い所得について (12/13)

【質問6に対するアンケート結果概要】

- 賃貸料・リース料については、BEPSの懸念が高い所得(①資産がCFCの国・地域外にある場合、②賃貸料・リース料が関連者から獲得されたものである場合)を確認することが不可能とする回答が全体の約3割を占めた。
- 不可能であるとする理由としては、個別の取引を把握することの困難さが多く回答された。

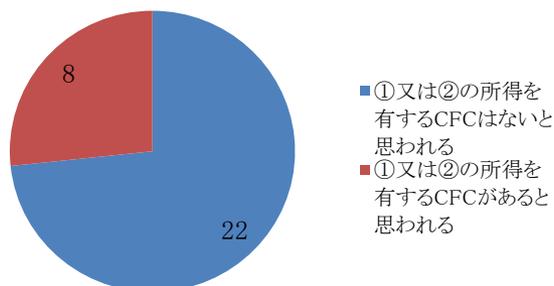
賃貸料・リース料
①又は②の所得の確認

n=35



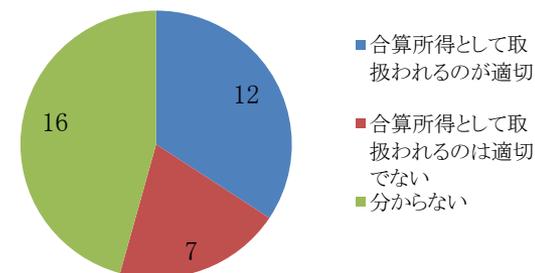
賃貸料・リース料
①又は②の所得を有するCFCの有無

n=30



賃貸料・リース料
①又は②の所得の合算

n=35



3-2 法的分類に基づく地理的可動性が高い所得について (13/13)

【質問6に対するアンケート結果概要】

- BEPSの懸念が高い所得を有するCFCについてはないとする回答が全体の約7割を占めた。なお、あると回答した企業については、以下の通り回答があった。
 - ✓ 企業グループとしての活動の効率性等を考慮して、いくつかの関係会社が同じ場所(建物等)で事業活動を行っている場合が想定されるが、そのような場合に、代表して1社が借りて、一部をその他の関係会社に転貸している場合において、代表の1社がCFCの場合は②が発生する
 - ✓ ①船舶リース、航空機リース ②関連者への通信機器・サーバ等のリース
- BEPSの懸念が高い所得について、合算所得として取扱われることについては、適切でないとする回答と分からないとする回答を合わせて全体の約7割を占めた。なお、回答があった企業からはCFC税制ではなく、移転価格税制で対応すべきとの回答があった。

3-3 超過利潤アプローチについて(1/3)

【質問趣旨】

- BEPS最終報告書における、超過利潤アプローチに対する日本企業の考え方を確認するため質問を行った。

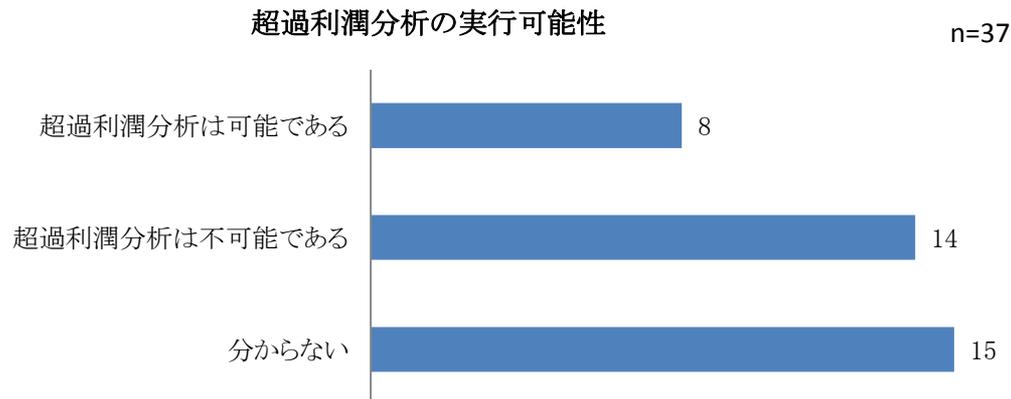
【質問内容】

1. 超過利潤分析の実行可能性
2. 超過利潤分析を行うことの妥当性
3. 超過利潤分析の適用方法

3-3 超過利潤アプローチについて(2/2)

【質問1に対するアンケート結果概要】

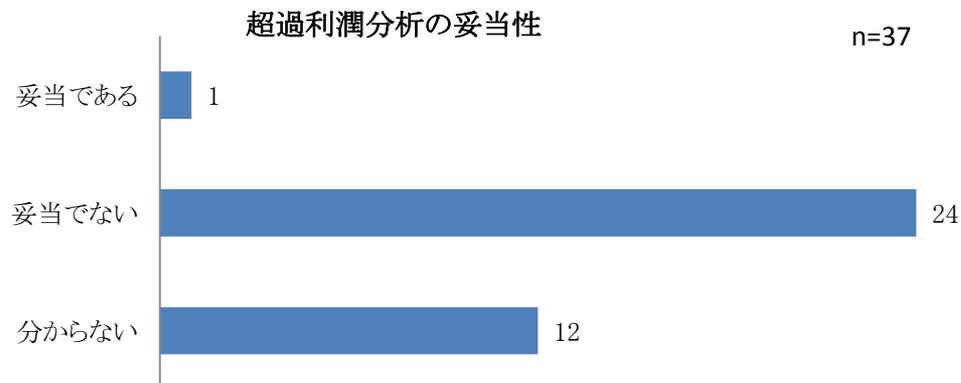
- 超過利潤分析の実行可能性については、不可能であるとする回答と分からないとする回答を合わせて全体の約8割を占めた。
- また、不可能である理由として、以下の通り回答があった。
 - ✓ 適切な適格資本や適切な利益率の設定が困難である
 - ✓ 国や産業などにより異なるリスクプレミアムについて、税務当局が明確で具体的な根拠等を明示しない限り不可能と思われる
 - ✓ “通常利益”を定義することが不可能、かつ、主観が入り公平性を保てない
 - ✓ ビジネス形態が複雑化する中で、算定された超過利潤の妥当性を検証できない



3-3 超過利潤アプローチについて(3/3)

【質問2に対するアンケート結果概要】

- 超過利潤分析を行うことの妥当性については、妥当でないとする回答と分からないとする回答を合わせて全体の約9割を占めた。
- また、その妥当でないとする理由としては、以下の通り回答があった。
 - ✓ 能動所得の高低を利益率で判断されるのは非合理
 - ✓ どこで、誰から、どの活動から稼得されたかを問わずに合算するルーツは企業行動を歪める結果になると思われる
 - ✓ 真っ当にビジネスを行っている会社が、企業努力によって(通常の投資家が考える)予想利益を上回ったために、その上回った企業努力分の利益を租税回避と見做すことになる仕組みに、妥当性があるとは到底考えられない
 - ✓ 無形資産への貢献等の要因を考慮せずに、親会社の所在地国で課税する構図に違和感がある



3-4 実質分析について(1/8)

【質問趣旨】

- BEPS最終報告書における、実質分析に対する日本企業の考え方を確認するため、①実質的貢献分析、②実行可能な独立事業体分析、③従業員・施設分析、④ネクサスアプローチにつき質問を行った。

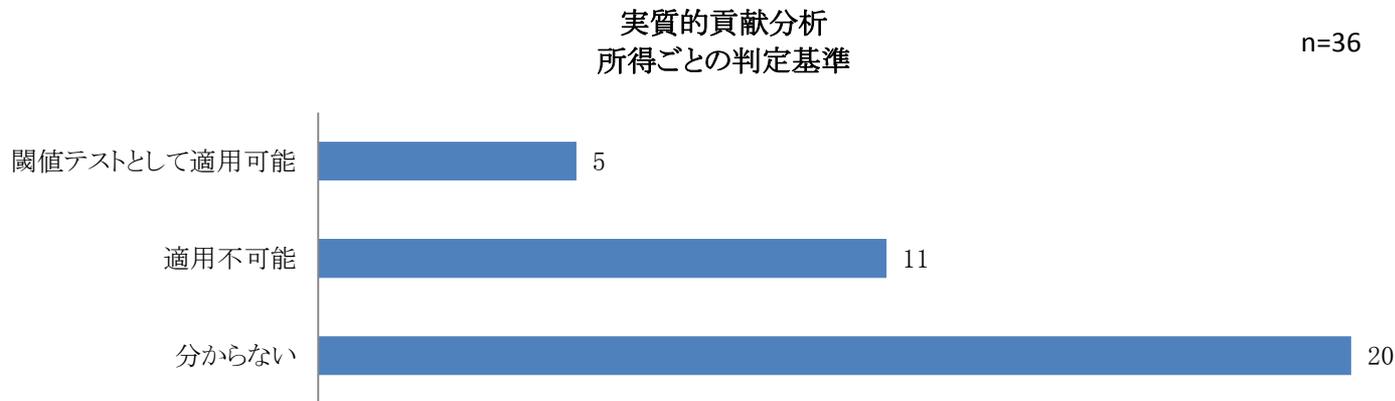
【質問内容】

1. 実質的貢献分析を所得毎の判定基準として用いる場合
2. 実質的貢献分析を事業体単位の判定基準として用いる場合
3. 実行可能な独立事業体分析を所得毎の判定基準として用いる場合
4. 実行可能な独立事業体分析を事業体単位の判定基準として用いる場合
5. 従業員・施設分析を所得毎の判定基準として用いる場合
6. 従業員・施設分析を事業体単位の判定基準として用いる場合
7. ネクサスアプローチを判定基準として用いる場合

3-4 実質分析について(2/8)

【質問1に対するアンケート結果概要】

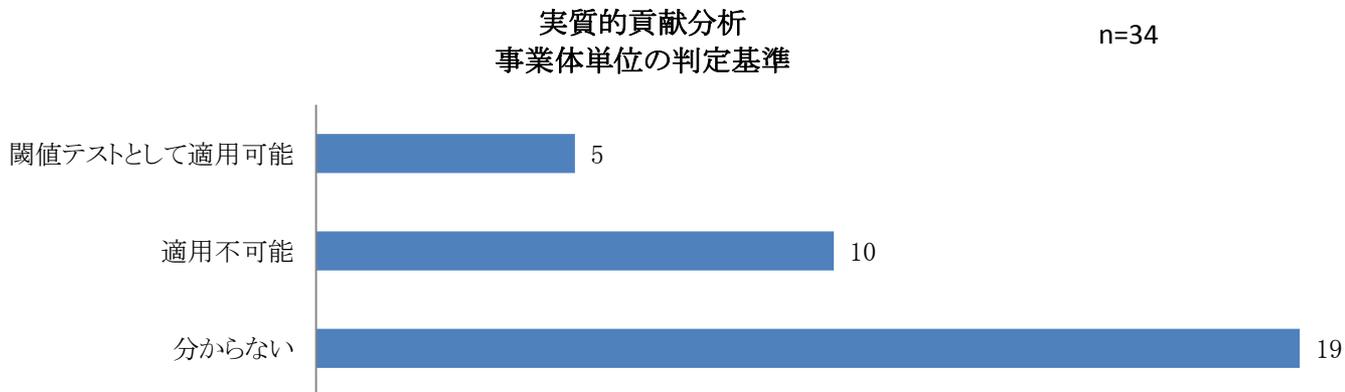
- 実質的貢献分析を所得毎の判定基準として用いる場合の適用可能性について、適用不可能とする回答と分からないとする回答を合わせて全体の9割を占めた。
- また、適用不可能とする理由については、以下の通り回答があった。
 - ✓ 所得ごとに従業員がどの程度貢献したかを測定することは困難
 - ✓ 実質的な価値貢献をどう判断するか不明瞭
 - ✓ 貢献度について、企業側としてどう証明できるが具体的なイメージがわからない



3-4 実質分析について(3/8)

【質問2に対するアンケート結果概要】

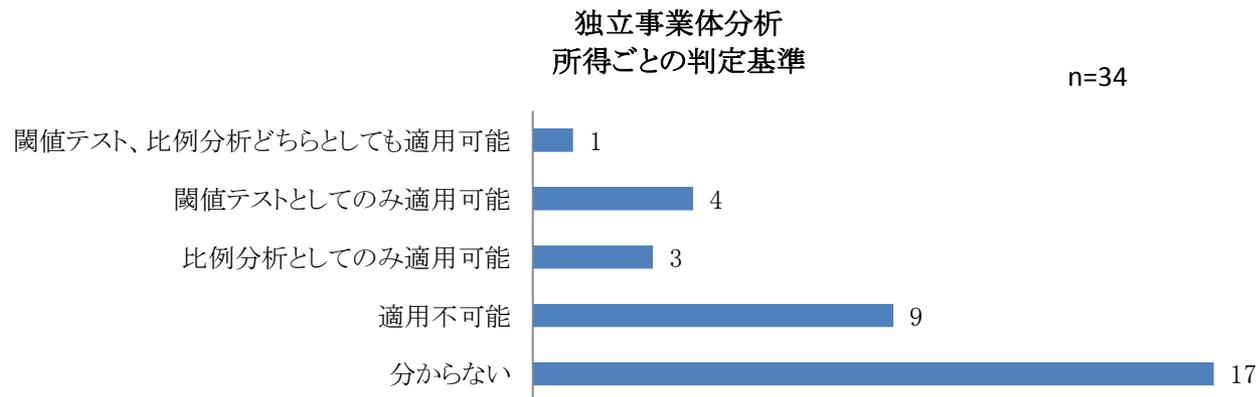
- 実質的貢献分析を事業体単位の判定基準として用いる場合の適用可能性について、適用不可能とする回答と分からないとする回答を合わせて全体の9割を占めた。
- また、適用不可能とする理由については、以下の通り回答があった。
 - ✓ 情報が不足しており、実務的な対応が不明である
 - ✓ 所得ごとの判定よりは負担が少ないが、負担が大きく現実的ではない



3-4 実質分析について(4/8)

【質問3に対するアンケート結果概要】

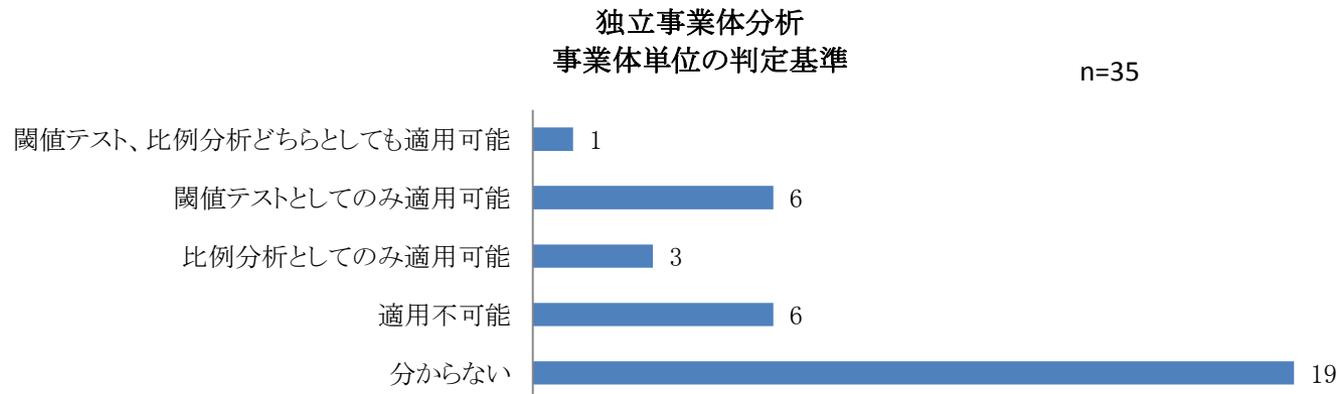
- 実行可能な独立事業体分析を所得毎の判定基準として用いる場合の適用可能性について、適用不可能とする回答と分からないとする回答を合わせて全体の7割を占めた。
- また、適用不可能とする理由については、以下の通り回答があった。
 - ✓ 判定基準が不明瞭
 - ✓ 移転価格税制との関係を明確にしない限り判断がつかない
 - ✓ 詳細が未確定であり、具体的な方法が想定しづらい
- 一方、移転価格税制のリスク・機能分析と同様のものを文書化することで適用可能ではないかとする回答もあった。



3-4 実質分析について(5/8)

【質問4に対するアンケート結果概要】

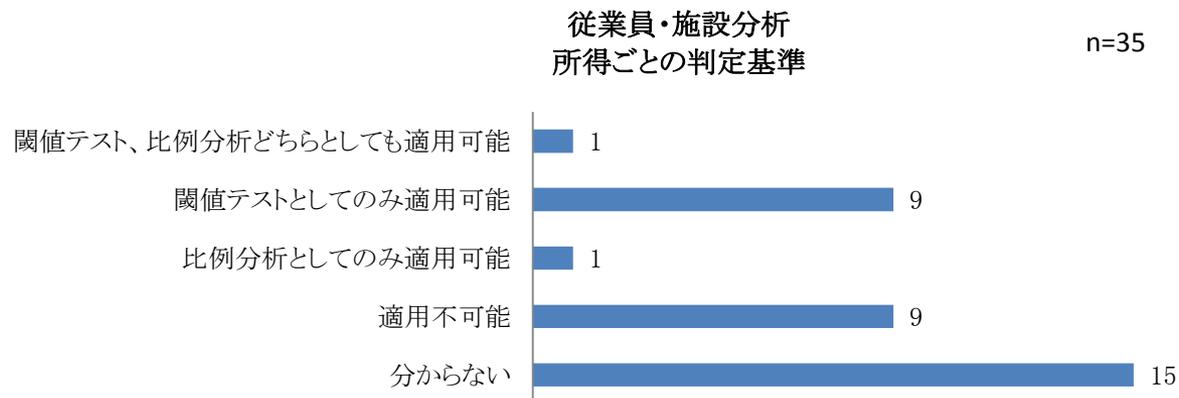
- 実行可能な独立事業体分析を事業体単位の判定基準として用いる場合の適用可能性について、適用不可能とする回答と分からないとする回答を合わせて全体の約7割を占めた。
- また、適用不可能とする理由については、以下の通り回答があった。
 - ✓ 比例分析に適用される場合は事実認定によるコスト増加を懸念。不明瞭な基準の所得を課税される恐れがある
 - ✓ 判定に当たってそれぞれのCFCの機能・リスクを分析する必要があると考えられ、CFCの件数が多い場合は実務負担の増加が懸念される
- 一方、移転価格税制のリスク・機能分析と同様のものを文書化することで適用可能ではないかとする回答もあった。



3-4 実質分析について(6/8)

【質問5に対するアンケート結果概要】

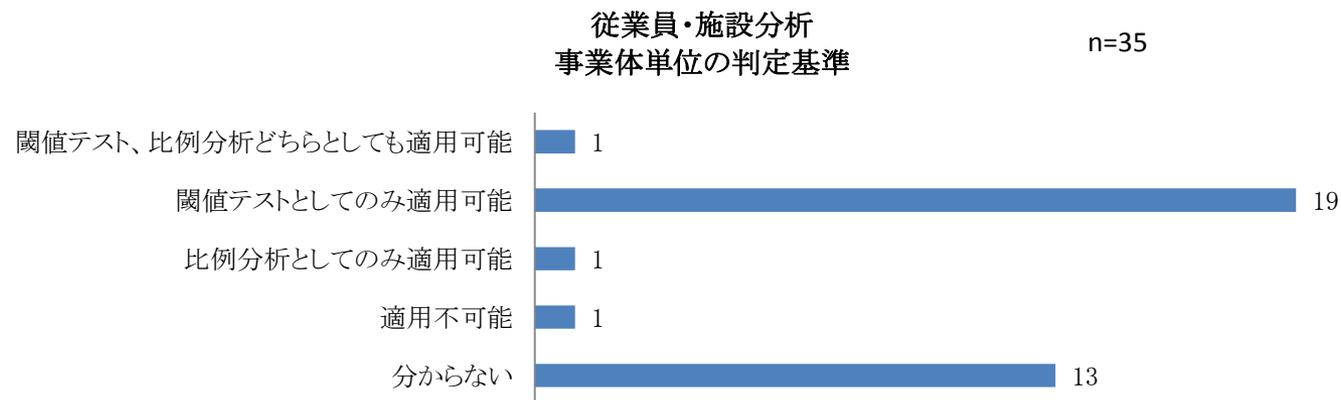
- 従業員・施設分析を所得毎の判定基準として用いる場合の適用可能性については、適用不可能とする回答と分からないとする回答を合わせて全体の約7割を占めた。
- また、適用不可能とする理由については、以下の通り回答があった。
 - ✓ 必要な場所やスキルをもった従業員と所得との紐付けが困難
 - ✓ 詳細が未確定であり、具体的な方法が想定しづらい
- 一方、現行税制にある程度近ければ適用可能、閾値テストとして主たる事業に対して適用する場合は適用可能とするなどの回答もあった。



3-4 実質分析について(7/8)

【質問6に対するアンケート結果概要】

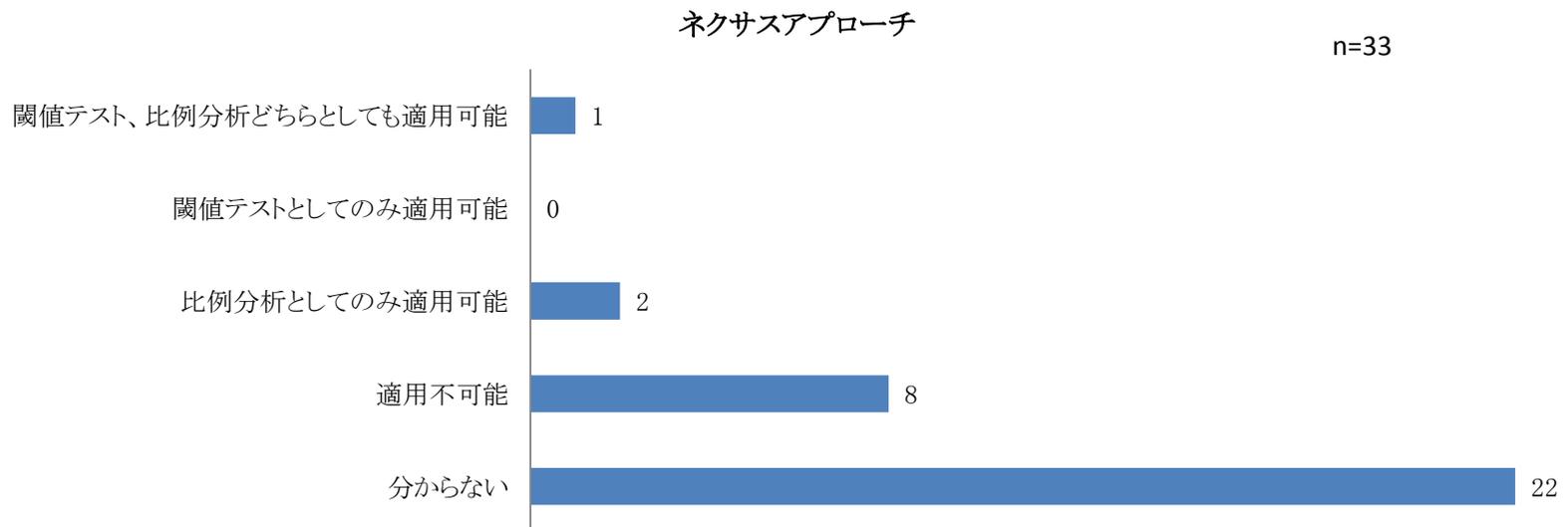
- 従業員・施設分析を事業体単位の判定基準として用いる場合の適用可能性については閾値テストしてのみ適用可能であるとする回答が全体の約5割を占めた。
- また、閾値テストしてのみ適用可能であるとする理由については、以下の通り回答があった。
 - ✓ 本邦外国子会社合算税制に近く、適用が可能
 - ✓ 所得に対する活動割合の判定は実務上困難だが、事業体単位で従業員・施設の状況を調べることは可能
 - ✓ 従業員や施設の存在で判断することは、実務上明確であり、見解の相違が生じにくい



3-4 実質分析について(8/8)

【質問7に対するアンケート結果概要】

- ネクサスアプローチを判定基準として用いる場合の適用可能性について、適用不可能とする回答と分からないとする回答を合わせて全体の約9割を占めた。
- また、適用不可能とする理由については、以下の通り回答があった。
 - ✓ IPを関連させることの分析方法の複雑性
 - ✓ 他国においても採用されている例が無い



3-5 エンティティアプローチとトランザクショナルアプローチ(1/2)

【質問趣旨】

- エンティティアプローチとトランザクショナルアプローチに対する日本企業の考え方を確認するため、以下の質問を行った。

【質問内容】

1. 望ましいアプローチ
2. 望ましいアプローチを選択した理由

3-5 エンティティアプローチとトランザクショナルアプローチ(2/2)

【質問1に対するアンケート結果概要】

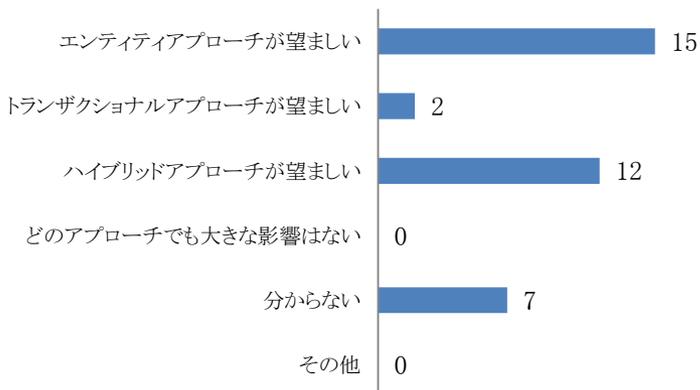
- エンティティアプローチが望ましいとする回答が全体の約4割、ハイブリッドアプローチが望ましいとする回答が約3割となった。

【質問2に対するアンケート結果概要】

- 質問1でエンティティアプローチが望ましいと回答した企業の全てが、事務負担軽減の観点から望ましいことを回答した。また、ハイブリッドアプローチが望ましいと回答した企業は1社を除き、事務負担軽減及び合算所得の正確な把握の観点で望ましいことを回答した。

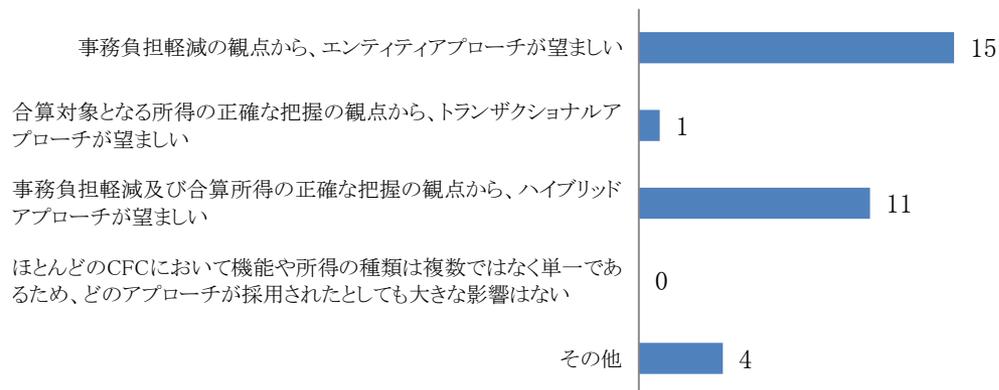
望ましいアプローチ

n=36



望ましいアプローチの理由

n=31



3-6 二重課税の排除方法(1/2)

【質問趣旨】

- 複数国のCFCルールが適用され、二重課税が発生しているケースについて、日本企業がどのような二重課税の排除方法が望ましいと考えているかを把握するため、質問を行った。

【質問内容】

- 二重課税の排除方法

3-6 二重課税の排除方法(2/2)

【質問に対するアンケート結果概要】

- 二重課税の排除のための適当な措置として、以下の通り回答があった。
 - ✓ 最終報告書案のとおり、間接税額控除制度(B国での課税額をA国で控除。CFCに出資関係が近い事業体から優先適用)による解決が適当と考える
 - ✓ 中間国のCFC課税所得を親会社国の合算所得から減額する方法
 - ✓ 究極の親会社の所在地国が適切なCFCルールを有している場合、親会社の所在地国のCFCルールにのみ適用する
 - ✓ A国におけるC subの税率計算上、B SubにおいてもC Subが合算されることを考慮すれば、当該税率を合算後のB国の税率と整理することで、A国における合算を外税控除の手法を用いなくとも回避できる。また、仮にB subのC sub合算後の税率がA国のCFC税制上、トリガー税率に抵触する場合はA国での外国税額控除を認める方法も併用することが望ましい。ハイブリッド型が望ましい

3-7 その他国際課税制度に係るご意見(1/2)

【質問趣旨】

- その他国際課税制度における問題を幅広く確認するための質問を行った。

【質問内容】

- その他の国際課税制度において実務上問題となっていること

3-7 その他国際課税制度に係るご意見(2/2)

【質問に対するアンケート結果概要】

- その他の国際課税制度において実務上問題となっていることについては、以下通り回答があった。
 - ✓ 清算時の残余財産等の処分益に対して合算課税がトリガーされる(清算時の適用除外基準の創設)。
 - ✓ インド、中国などの税務に未成熟な国がBEPS対応によって課税強化することによる今後生じるかもしれない国際的二重課税リスクの懸念
 - ✓ 中国税務当局における移転価格課税強化の動きに対して国際社会が協調を求める働きかけを行っていただきたい

英国CFC税制の概要

1. 英国CFC税制の改正の背景	p 3
2. 英国CFC税制の概要(新CFC税制)	p11
3. 英国におけるBEPS行動3「効果的なCFC税制の設計」への対応	p13
4. CFC税制の改正までのタイムライン	p15
5. Cadbury Schweppesの判例	p30
6. CFCの定義	p34
7. CFC税制の対象となる納税者	p37
8. CFC税制の対象となる所得	p42
9. 所得算入のタイミング	p63
10. 適用除外規定	p66

英国CFC税制の概要

PwC税理士法人

英国CFC税制の改正の背景

旧CFC税制の導入目的及び合算課税のアプローチ

旧CFC税制の導入時期

- 英国においては1984年にCFC制度が導入された。

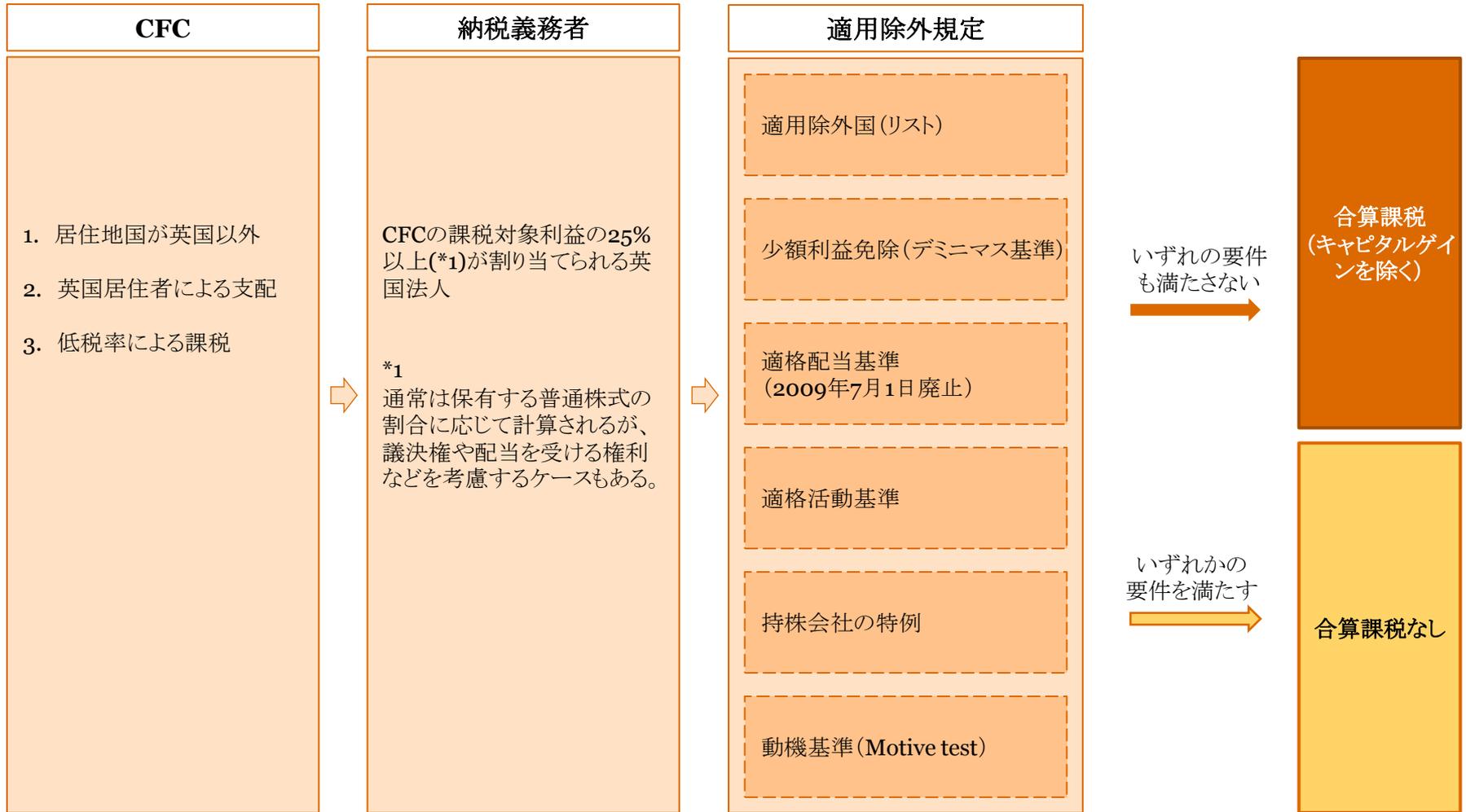
旧CFC税制の導入目的

- 「軽課税地域の子会社における所得の蓄積... 及び事業利益を人為的に英国からそのような法人に移転させることによる租税回避行為」への対策。

旧CFC税制における合算課税のアプローチ

- 旧CFC税制においては「オール・オア・ナッシング」アプローチが採用されていた。当該アプローチは、適用除外規定の要件を満たしていれば合算課税が免除されるが、当該要件を満たさない場合には、CFC利益の全部が課税対象となるアプローチであり、制度導入時には、事業によく適合し、政府の目標を達成するための実務的な方法と考えられていた。

旧CFC税制の概要



旧CFC税制と事業環境とのミスマッチ

- 貿易ルール自由化、規制改正、商慣習と技術開発による累積効果により、CFC税制は企業及び政府のいずれのニーズも満たさないものとなってきた。
- 企業の観点からは、「オール・オア・ナッシング」アプローチには潜在的なリスクが必然的に伴うことになる（ある会計期間において適用除外規定の要件を満たすかどうかで、CFC利益の全部が免税又は課税となるため）。
- さらに、長年にわたって行われた数々の修正が、ルールを複雑化させ、その背後にあるポリシーを曖昧にしたというのが企業の見方であった。

CFC税制の改正の動きと帰属主義的な課税アプローチの模索

CFC税制の改正の動き

- 変化する事業環境及び税込確保のニーズに見合うように現行CFC税制を改善する事が、CFC税制の改正に向けた最初の政策ドライバーとなった。
- また、CFC税制を導入している他の主要国(フランス、ドイツ、米国)の経験から、今後もCFC税制に一定の役割があることは明らかである一方で、人為的な租税回避行為を防止するという本来の目的から行き過ぎることがないようにする必要性も踏まえ、より抜本的な改正を行うべき時を迎えたとも考えられると英国政府は述べている。

帰属主義的な課税アプローチの模索

- 英国政府は、特定の国外所得のみを課税しその他は免税とする純粋なインカムアプローチを、改正プロセスの初期段階において却下した。
- 対象となる所得に照準をあてることで、エンティティアプローチよりも的を絞ったCFC税制の適用が原則的には可能となることを認めたものの、想定される複雑さ及び企業におけるコンプライアンス上の負担を考慮した結果、これを却下した。
- このため、英国は、エンティティレベルでの一定の免除規定の維持及び人為的な移転のリスクが高い所得の捕捉を勘案し、「外国子会社に対するより帰属主義的な課税アプローチ」を模索することとなった。

CFC税制の改正に係る政策ドライバーと政策目的(1/3)

2009年7月に発行されたReform of Controlled Foreign Companies (CFC): Policy principles documentでは、「CFC税制が導入されて以来、事業環境は大きく変化し、英国内外の大企業は世界的に統合された機能と海外展開により焦点を当てるようになった。それと同時に、大企業はより頻繁かつグローバルな経営管理を行うようになった。新制度の導入にあたっては、これらの変化を考慮する必要がある。」と述べられている。

CFC税制の改正の必要性を唱えた英国政府は、上記文書の中で、改正の諮問(Consultation)をどのような枠組みの中で実施するかについて提示しており、具体的にはCFC税制改正の政策ドライバー及び政策目標として以下を挙げている。

政策ドライバー

- CFC税制は、他の税制により対策が講じられていない、人為的な利益の移転による英国の課税ベースの浸食を引き続き防止する必要がある。しかし、この防止措置は、世界経済における英国の競争力を維持する必要性とのバランスを考慮したものでなければならない。したがって、CFC税制の見直しを進めるにあたり、以下が主要なドライバーとなる。
 - 近年の企業のグローバル展開に適応していること
 - 国外所得に関する最近の税制改正と一貫性を持っていること
 - できるだけ効果的に適用できること

CFC税制の改正に係る政策ドライバーと政策目的(2/3)

政策目標

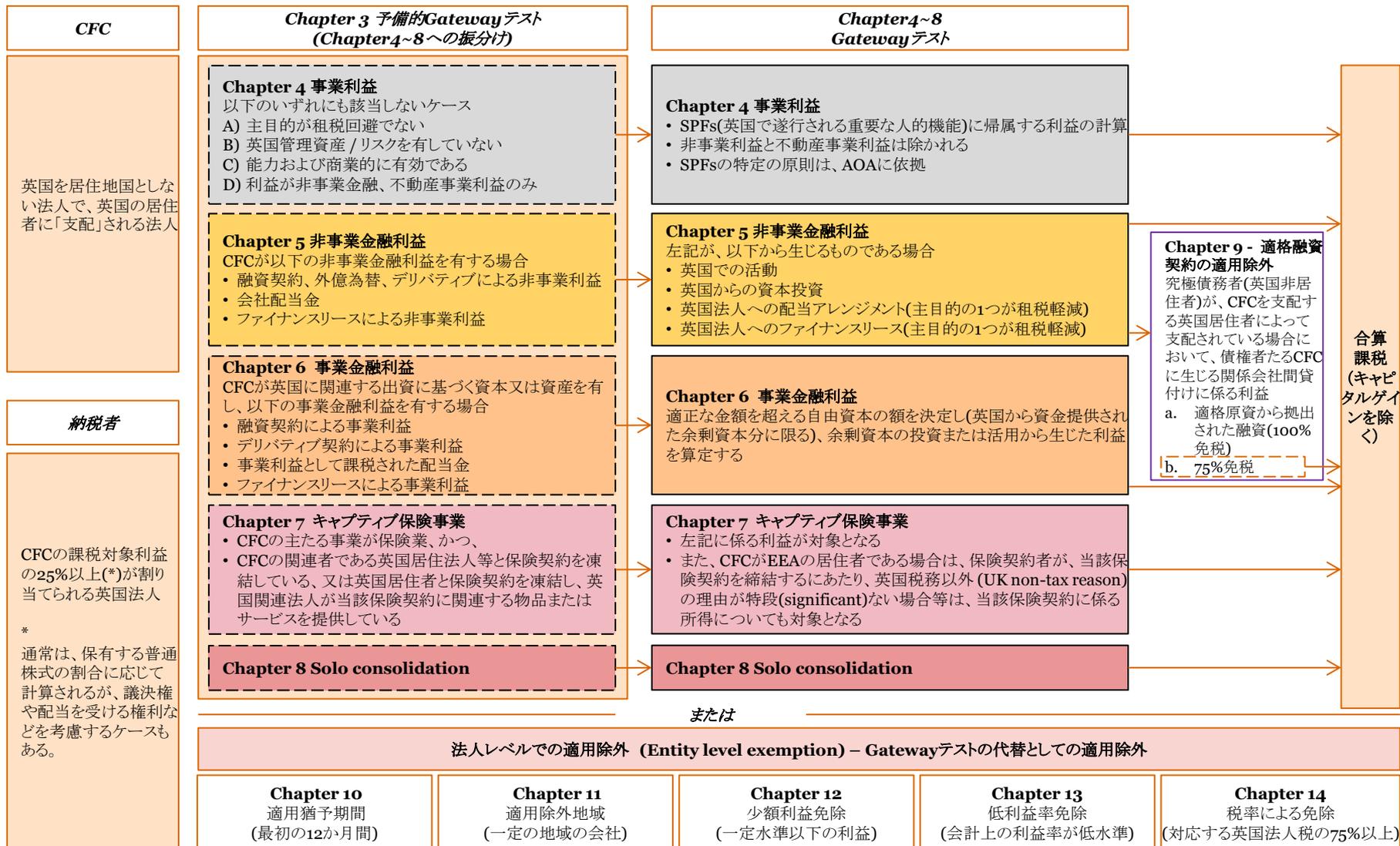
- 競争力
 - 英国は、多国籍企業の所有及び事業経営のロケーションとして、競争力のある環境を提供していると認識されており、税制は、その広範な全体像の一つの側面である。広範囲に適用される配当免税制度の導入に示されるように、英国政府は、事業や投資を行う場所として、英国の競争力を高める努力を行っている。CFC税制は、英国の課税ベースを十分に保護するものであると同時に、英国の競争力を高めるように改正されなければならない。事業拠点と事業管理に関する総合的な競争力を最大化しようとする多国籍企業的意思決定に、CFC税制が不当に介入することは避けなければならない。
- 防止
 - 配当免税制度の導入により、海外に移転した所得は、英国での課税を発生させることなく英国に還流することになるため、結果として英国での課税ベースを減少させるリスクがある。CFC税制の改正にあたっては、このリスクを考慮する必要がある。
- 商業性
 - 英国財界は、現行のCFC税制が現代ビジネスの実態に必ずしも則したのではなく、商業取引への妨げや遅延が生じ、不必要な複雑化が起こっていることへの懸念を表明した。改正後のCFC税制は、英国の所得が人為的に移転されるような場合を除き、商業取引を妨害するものであってはならない。

CFC税制の改正に係る政策ドライバーと政策目的(3/3)

- 簡潔性及び明瞭性
 - 1984年にCFC税制が導入されて以来、課税制度には、自己査定制度を含め、多くの改正が行われた。CFC税制にも、租税回避行為を取り締まることができるよう、長年にわたって修正が加えられてきた。財界からは、現行のCFC税制の複雑さ、適用範囲及び租税回避行為に対して効果的に対応できているかについて、懸念が表明された。
 - 新CFC税制は、可能な限り、その遵守が容易であって、納税者に明確性を提供できるものでなければならない。これを達成するためには、その包括的な原則とシンプルな運用のバランスを取る必要がある。
- 対象範囲
 - 公開書簡に示されている通り、新CFC税制は、その適用範囲を広げることを意図したものではない。新税制の導入に関する最終決定は、経済的状況に加え、より広範な政府財政が考慮される通常の予算プロセスの一環として行われなければならない。
- EU法の遵守
 - いかなる新税制も、EU法を遵守するものでなければならない。

英国CFC税制の概要

英国CFC税制の概要(新CFC税制)



英国におけるBEPS行動3「効果的なCFC税制 の設計」への対応

英国におけるBEPS行動3「効果的なCFC税制の設計」への対応

英国財務省 (HM Treasury) は、2014年3月発行した“UK priorities for the G20-OECD project for countering Base Erosion and Profit Shifting”において、以下のとおり述べている。

(UK priorities for the G20-OECD project for countering Base Erosion and Profit Shiftingの抜粋)

*3.5 The BEPS project should encourage more countries to adopt and enforce workable CFC rules. This will make it more difficult for MNEs based outside the UK to divert profits to low-tax countries, helping to level the playing field between MNEs and UK domestic businesses. Countries will adopt CFC rules that suit their own circumstances. For example, very restrictive CFC rules may lead to adverse consequences for investment in an open economy where large business has a global shareholder base. The UK is contributing actively to the BEPS discussions on the design and operation of CFC rules, based on the experience gathered during the reform process. In particular the rules can help to prevent overcapitalisation of low-tax companies and the separation of risk (and hence reward) from the related economic activity for those MNEs to which they apply. **Having just completed its own major reform, it is not anticipated that the UK's rules will require further substantive changes.***

すなわち、英国財務省は、英国が、先のCFC税制の改正における経験に基づき、CFC税制の設計および運用に関するBEPSの議論に、積極的に貢献していると述べている。また、英国においては、今後のさらなるCFC税制の抜本的な改正は予定していないと述べている。

CFC税制の改正までのタイムライン

CFC税制の改正に係るタイムライン(1/10)

実施プロセス	概要
2007年3月予算演説 (2007 Budget)	<p>Announcement by the UK government to consider a reform taxation of foreign profits following a “productive dialogue” with businesses. This is to include a reform of taxation of foreign dividends and CFC rules.</p> <p>英国政府は、財界との建設的な対話の結果、国外配当免税制度とCFC税制を含む国外所得に対する課税制度の改正の検討に入ることを発表した。</p>
2007年6月- 審議文書「企業の国外利益の課税: 審議文書」 (Taxation of Foreign Profits: discussion document)	<p>The document sets out a package of proposals for modernising and creating a more straightforward regime for taxing foreign profits. The Government wished to discuss this with business, in order to develop more detailed proposals for further consultation.</p> <p>In the discussion paper, the Government stated that a foreign dividend exemption regime would need to be coupled with alternative means of protecting UK revenues. The paper proposed a new income-based system for controlled companies which would distinguish mobile passive income from active income and enable the UK to tax artificially located profits that are effectively within the control of the UK parent.</p> <p>当該審議文書において、上記の国外所得に対する課税制度の改正について初期的な提案を行い、当該提案に基づき企業と協議する意図を示した。</p> <p>当該審議文書においては、国外配当免税制度を導入するのであれば、英国の課税ベースを確保する制度も設ける必要性が述べられている。</p>
2008年11月予算編成方針 (2008 Pre-Budget report)	<p>The package of reforms considered earlier is no longer to be considered as a package following discussions with businesses. Instead dividend exemption will be introduced first in 2009 and consultation for CFC reform will be continued.</p> <p>当初、国外所得に関する課税制度の改正は、1つのパッケージとして考えられていたが、財界との議論の末、まず、2009年に国外配当免税制度が導入され、CFC税制に関する改正の諮問プロセスは、引き続き行われることとされた。</p>

CFC税制の改正に係るタイムライン(2/10)

実施プロセス	概要
<p>2008年予算編成方針と同日に財界代表に宛てた公開書簡 (Financial Secretary's open letter)</p>	<p>The Financial Secretary stated the CFC rules were originally intended to counter both tax deferral and the artificial diversion of profits from the UK and while they still want this, this should be achieved in a way that reflects modern business practice. Further he stated that the new CFC system should not tax profits that are genuinely earned in overseas subsidiaries and that the foreign dividend exemption represented a move towards a more territorial system.</p> <p>金融担当副大臣は、CFC制度の導入当初の趣旨は、課税の繰延べおよび人為的な利益の移転を防ぐことであったことを述べた。そして、この目的は、現在のCFC税制の趣旨として求められるべきとしつつも、CFC税制は、現代の企業活動を反映した制度とすべきことを述べた。</p> <p>また、新CFC税制は、海外子会社が真に得た所得に対しては、課税するべきではないこと、また、国外配当免税制度の導入が帰属主義的なシステム(Territorial system)への移行を意味することを述べた。</p>
<p>2009年6月ステークホルダー・エンゲージメント戦略 (Reform of Controlled Foreign Companies: Stakeholder engagement strategy)</p>	<p>The Government stated that it is committed to facilitating an open and transparent approach to the reform of the CFC rules and in this vein set out a plan for stakeholder engagement for the period to 2009.</p> <p>英国政府は、オープンかつ透明性があるアプローチに基づいてCFC税制の改正を行う旨を表明し、当年度のステークホルダー・エンゲージメントのプランを立てた。</p>

CFC税制の改正に係るタイムライン(3/10)

実施プロセス	概要
2009年7月CFC原則の改正文書	<p>The document sets out the thinking on policy drivers, objectives and principles to support the reform of the CFC rules. A key policy objective, in light of Cadbury Schweppes, was that any new regime be compliant with EU law.</p> <p>英国政府は、当該改正文書において、政策ドライバー、目標および原則に関する考え方を述べた。 なお、重要な政策目標の一つは、Cadbury Schweppesの判例も踏まえ、新制度が、EU法を遵守することであるとした。</p>
2010年1月CFC改正審議文書	<p>The document also set out areas for discussion which includes in particular the criteria applied to distinguish between profit genuinely earned and that which represents an artificial diversion from the UK. The document identifies intellectual property and monetary assets as those posing the highest risk of artificial diversion of profits.</p> <p>当該改正審議文書では、国外で真に得た利益と人為的に英国から移転された利益を区分するための基準が議論されている。 また、当該改正審議文書で、知的財産と金融資産に関する利益は、人為的に移転されるリスクが最も高いものであることが認識されている。</p>

CFC税制の改正に係るタイムライン(4/10)

実施プロセス	概要
<p>2010年11月諮問文書 (Corporate Tax Reform: Delivering a more competitive system) Part I: Corporate Tax Road Map</p>	<p>The Corporate Tax Road Map sets out how the Government intends to approach reform of the corporate tax system over the next 5 years so that the tax system does not inhibit commercial business practices or make them unattractive to international investment.</p> <p>The Government stated that the current CFC rules can be seen as going further than what is needed to protect the UK tax base. The Corporate Tax Road Map confirmed that the CFC regime and the taxation of foreign branches will be reformed by adopting a more territorial approach. In addition it set out a timeline for the CFC reform.</p> <p>当該諮問文書において、英国政府が、次の5年間において、現代の企業活動を妨げず、国外から英国への国際投資が魅力的になるような制度するために、どのように英国の法人税制を改正していくのかを説明した。</p> <p>また、英国政府は、現在のCFC税制は、英国課税ベースを確保という目的から行き過ぎた制度となっていると述べている。</p> <p>当該諮問文書において、新CFC税制および導入予定の国外支店免税制度は、帰属主義的なアプローチに基づき導入されることを確認している。また、CFC税制の改正のタイムラインを設定している。</p>

CFC税制の改正に係るタイムライン(5/10)

実施プロセス	概要
<p>2010年11月諮問文書 (Corporate Tax Reform: Delivering a more competitive system) Part IIA: Controlled Foreign Company (CFC) reform</p>	<p>The document stated that a CFC regime that is more territorial in its approach should 1) target and impose a CFC charge on artificially diverted UK profits, so that UK activity and profits are fairly taxed; 2) exempt foreign profits where there is no erosion of the UK tax base; and 3) in so doing not tax profits arising from <u>genuine economic activities</u> undertaken offshore. (Cadbury Schweppes)</p> <p>The Government, amongst others proposed the following new CFC rules:</p> <ul style="list-style-type: none">• The new CFC rules will operate in targeted way by bringing within a CFC charge only the proportion of overseas profits that were artificially diverted from the UK.• Introduction of a partial finance company exemption that allows groups to manage their overseas finance operations more efficiently while protecting the UK tax base. <p>当該諮問文書において、帰属主義的なCFC税制は、以下の点を満たすべきと記載されている。</p> <ol style="list-style-type: none">1) 英国から人為的に移転した利益を対象として課税することによって、英国での活動に基づく利益を適切に課税する2) 英国課税ベースが浸食されていない場合は、国外での利益は課税しない3) 国外で行われた真正な経済活動から生じた利益は課税しない(Cadbury Schweppesを踏まえ) <p>英国政府は、CFC税制に関する以下を含む提案を行った。</p> <ul style="list-style-type: none">• 新税制は、CFC税制の対象となる所得は、海外所得のうち、英国から意図的に移転された部分だけとなる• 英国の課税ベースを確保する一方で、ファイナンスカンパニーの所得を一部免除することにより、国外での財務業務をより効率的に管理できるようにする

CFC税制の改正に係るタイムライン(6/10)

実施プロセス	概要
<p>2010年11月諮問文書 (Corporate Tax Reform: Delivering a more competitive system) Part IIIA: Controlled Foreign Company (CFC) Interim improvements</p>	<p>The Government announced in the Budget that a new CFC regime would be legislated in Finance Bill 2012, and that as a first step, improvements to the current CFC rules would be introduced in Finance Bill 2011 英国政府は、新CFC税制は、2012年の財政法案により制定されることを発表すると共に、現行のCFC税制の改善のための第1ステップとして、暫定措置を2011年財政法案によって導入することを発表した。</p>
<p>2011年3月予算演説</p>	<p>The Government stated that the new CFC rules will include a financial company partial exemption that will result in an effective UK tax rate of one quarter of the main rate on profits derived from overseas group financing arrangements. 英国政府は、国外のグループファイナンスにより生じたファイナンスカンパニーの所得は、英国の実効税率の4分の1の税率で課税することを発表した。</p>

CFC税制の改正に係るタイムライン(7/10)

実施プロセス	概要
<p>2011年6月諮問文書 (Consultation on Controlled Foreign Companies (CFC) reform)</p>	<p>As set out in the timeline put forward in the Corporate Road Tax Map (Nov 2010), further details of the proposed new CFC rules were published for consultation.</p> <p>The aim of the new CFC regime was reiterated. (i.e. territorial) The Government again reiterated that the rules need to be compliant with EU law. (It also set out its understanding of EU law. It is noteworthy that the EU Commission formally requested in May 2011 that the UK government amend its CFC rules again as the 2007 changes were insufficient to meet its EU treaty obligations)</p> <p>It proposed a 3 step approach:</p> <ul style="list-style-type: none">• Step 1: Identify CFC based on control, residence, lower level of tax• Step 2: Exempt CFCS which pose a low risk to the UK tax base which fit one or more of a number of exemptions.• Step 3: Calculate CFC charge where profits have been artificially diverted from the UK. <p>当該諮問文書において、新税制の詳細が発表された。そして、新制度が、帰属主義的アプローチに基づくものであることが、再度発表された。 また、英国政府は、新税制が、EU法に遵守すべきことを再度述べた。</p> <p>当該諮問文書において、3つのステップにおいて課税することを明らかにした。</p> <ul style="list-style-type: none">• Step1:CFCの特定• Step2:英国課税ベースの浸食リスクが低いと思われるCFCを適用除外規定によって免除する• Step3: 英国から人為的に移転された利益に対してCFC課税を行う

CFC税制の改正に係るタイムライン(8/10)

実施プロセス	概要
2011年12月諮問文書(2011年6月)に対する回答	<p>The paper came out at the same time as the draft CFC legislation. The key points raised in the paper were that:</p> <ul style="list-style-type: none">• In addition to the exemptions, a new “Gateway” is to be introduced which will specifically identify circumstances where there has been artificial diversion of UK profits: broadly, where there is a significant mismatch between key business activities undertaken in the UK and the profits arising from those activities which are allocated outside the UK.• The Government remains committed to providing a partial exemption on profits from overseas intra-group financing. The Government stated that it was still considering the case for full exemption in limited circumstances.• The Government stated that groups can either meet the mechanical exemptions or seek to be excluded from the CFC regime by the Gateway.• One consequence is that if a group establishes that all of the profits arising from its UK activities (other than its finance profits) are allocated to the UK, then it has shown that all of its business profits are outside the scope of the regime. <p>当該諮問文書は、財政法案のドラフト発表と同日に発表された。 当該諮問文書において、適用除外規定の他に、Gatewayが導入されることが発表された。既に発表されたファイナンスカンパニーの所得の一部免除に加え、一定の要件を満たしている場合、全ての所得が免税されることを検討していることを述べた。</p>

CFC税制の改正に係るタイムライン(9/10)

実施プロセス	概要
2012年1月CFC改正案の改訂	<p>There were concerns that the compliance burdens may be excessive particularly in respect of the current legislative form of the Gateway.</p> <p>In response to this feedback the Government stated that it considering proposals to achieve this, including developing the Gateway to provide clear entry conditions which work on a qualitative basis and allow groups to be able to assess, in a straightforward manner, that a foreign subsidiary is outside the scope of the rules. This will avoid the need for companies to carry out the calculations required in the current Gateway legislation, except where there is a reasonable probability that a charge will arise.</p> <p>In addition, the rules on the financing exemption have been updated to set circumstances in which profits from qualifying loan relationships will be fully exempt from the CFC charge.</p> <p>現時点での財政法案のドラフトにおけるGatewayは、過度の事務負担をかけるとの懸念があった。 それに対する回答により、英国政府は、Gatewayの修正案を検討していることを発表した。また、ファイナンスカンパニーの免税制度は、一定の要件を満たした所得について、100%免税とするように制度案を改訂した。</p>

CFC税制の改正に係るタイムライン(10/10)

実施プロセス	概要
2012年2月CFC改正(Gatewayの改訂)	<p>The Gateway was improved to include an introductory chapter which provides conditions which work on a qualitative basis, allowing groups and their foreign subsidiaries to identify more easily whether or not they are within the scope of the rules. (This introductory gateway is separate from the charge gateway which calculates the profits which fall within the CFC charge.)</p> <p>The Government stated that in most cases this will enable a company to assess whether its foreign subsidiaries' business profits fall within the scope of the rules or not, without the need for companies to carry out the analysis based on 'significant people functions' (SPFs).</p> <p>Updated draft legislation was also published at the same time and formal consultation process ended on 12 February although the Government stated that it would be happy to receive any feedback on the updated legislation.</p> <p>Gatewayの改訂により、当初公表された財政法案のドラフトに記載されているGatewayの前に、予備的Gatewayを設けることを発表した。英国政府は、この予備的Gatewayによって、殆どのCFCは、Gatewayを考慮する必要がないとの見解を示した。同時期に改訂された財政法案が発表され、2012年2月12日に、公式な諮問プロセスは終了した。</p>

CFC税制の改正に係るタイムライン - 補足 (1/4)

英国政府は2007年の予算演説(2007 Budget)の中で、英国の全体的な競争力を維持するという観点から、国外所得に対する課税について財界と建設的な対話を持ったと述べ、財界が改正を求めているのは英国法人の受取配当に対する課税とCFC(Controlled Foreign Companies)税制の分野であると述べた。

この発表を踏まえ、2007年6月に発行された審議文書では、国外所得に関する税制の現代化と簡素化のための一連の提案が示された。同文書では、新CFC税制が、現行の事業体ベースの「オール・オア・ナッシング」制度から、実質的に英国親法人の管理下にある特定の所得に対して課税する「ターゲット所得ベース」の税制に焦点を移すことが提案されていた。

2008年11月24日、英国政府は2008年予算編成方針(2008 Pre-Budget Report)の中で、CFC税制の見直しを国外所得パッケージ(国外配当の免除等の検討)から切り離して検討することとした。CFC税制の現代化のためのさらなる諮問実施が発表される中、2009年財政法(Finance Act 2009)において国外配当免除制度が導入され、現行のCFC税制に対する限定的な改正が行われた。CFC税制の改正は、その他の国外所得パッケージの改正の議論と切り離すことで、CFC税制の現代化に対する幅広い協議が可能となり、適切な解決策を得られるという政府の見解が示された。

CFC税制の改正に係るタイムライン - 補足(2/4)

金融担当副大臣が2008年予算編成方針と同日に財界代表に宛てた公開書簡では、CFC税制の改正により、外国子法人の課税に対してテリトリアルアプローチ(帰属主義)が採られることになると述べられている。2008年予算編成方針でも同様の見解を示しており、新CFC税制は真に外国子法人に帰属する利益を課税の対象とするべきではないと述べられている。

金融担当副大臣は、その公開書簡の中で、CFC税制は今後も英国課税ベースの浸食を防ぐ必要があるとしながらも、同税制が経済状況の変化に歩調を合わせることは必須であると認めている。さらに、同副大臣は、1984年に導入されたCFC税制の本来の目的が、課税繰延べと英国からの人為的な利益の移転の両方を取り締まることであり、今なおその目的に変わりはないとしながらも、CFC税制の目的達成には、昨今のビジネス慣行を反映した方法が取られるべきであると述べている。

CFC税制の改正に係るタイムライン - 補足 (3/4)

2009年7月の諮問文章において発表された政策ドライバーと目標に基づいて、2011年財政法 (Finance Act 2011)において、以下の暫定措置が1988年英国法人税法 (Income and Corporation Taxes Act 1988) に組み込まれた。

- 組織再編又は英国における株主構成の変化の結果、初めてCFC税制の対象となった外国子法人に対して最長3年間の猶予期間 (Grace period) の導入。
- CFCが英国と限定的な関与しか持たない事業法人である場合の、新たな適用除外規定の導入。
- CFCが英国とは限定的な関与しか持たない知的財産権を利用する法人である場合の、新たな適用除外規定の導入。
- 第二のデミニマス基準 (De -minims exemption) の導入 (免税となるキャピタルゲイン・ロス及び配当の控除並びに移転価格における調整を含む一定の調整を経た会計上の利益が20万ポンド未満のCFCに適用される。既存のデミニマス基準は、英国での課税所得相当で5万ポンド未満のCFCに引き続き適用可能)

CFC税制の改正に係るタイムライン - 補足 (4/4)

その後も数多くの諮問プロセスと当初の草案への修正を経て、新CFC税制を含む**2012年最終財政法案**が、**2012年7月17日**に**2012年財政法 (Finance Act 2012)**として成立した。

英国歳入関税庁 (HM Revenue & Customs) は、新税制の執行及び新税制の適用におけるガイダンスの草案に関して、関係者と引き続きコンサルテーションを行い、当該ガイダンスを **International Manual** に含めた。

なお、新CFC税制は、**2013年1月1日**以降に開始したCFCの会計年度に対して適用される。

Cadbury Schweppes の判例

Cadbury Schweppesの判例(1/3)

事実関係

- 英国法人キャドバリーシュウェップス社(Cadbury Schweppes Plc)は、その英国内子会社である Cadbury Schweppes Overseas Limited(以下「CSO」)を通じて、アイルランドにCadbury Schweppes Treasury Services(以下「CSTS」)とCadbury Schweppes Treasury International(以下「CSTI」)の二社を間接的に100%保有していた。
- このアイルランドの二社は財務活動を行っており、グループ外から新規借入を行い、グループ内の法人に貸付を行っていた。CSTS及びCSTIは、ダブリンの「国際金融サービスセンター制度(International Financial Service Centre)」により、10%の法人所得税率の適用を受けていた。
- 英国税務当局は、International Financial Service Centre制度により、CSTとCSTIの所得は”低税率による課税”を受けていて、かつ、適用除外規定の要件を満たしていないと判断し、CSOに対し、1996年度においてCFC課税を行った。
- これに対し、CSOは、英国の税務訴訟裁定機関である特別委員会に対して申立てを行った。
- 当該委員会は、「EC条約43条、49条、56条は、一定の条件の下、当該加盟国の居住者である会社に対して、他の加盟国の居住者であって軽課税を適用されている子会社の所得相当額に課税を行う国内税制を排除しているか」という論点について、欧州司法裁判所へ判断を委ねた。

Cadbury Schweppesの判例(2/3)

欧州司法裁判所の判決

- 欧州司法裁判所は、本件で問題となる基本的自由は、**EC条約43条及び48条**で定める(現行の**EU機能条約49条及び54条**)に定める営業地選択の自由(**freedom of establishment**)であるとした。
- また、**CFC制度**により、所得に対して低税率による課税を受けている他の加盟国の居住子会社を保有する英国居住法人は、結果として不利な立場になるため、所得に対して低税率により課税を受けられる加盟国での子会社の設立、買収および保有を阻害することになるとした。
- 続けて裁判所は、**CFC制度**による営業地選択の自由の制限は、他の要因を上回る程の公益な理由(**overriding reasons of public interest**)がある時のみ許容されると述べた。また、**税収減少防止**の観点で、営業地選択の自由の制限について正当化することはできないと述べた。
- **CFC制度**による営業地選択の自由の制限は、完全に人為的な取引の創出(**Creation of wholly artificial arrangements**)を防止する理由で正当化できるが、**CFC制度**の適用は、当該制度の目的を達成するために適切であり、かつ、目的を達成するために必要以上に行き過ぎない場合、つまり、完全に人為的な取引の創出を防止するためのみに適用されるべきであるとした。

***Cadbury Schweppes*の判例(3/3)**

欧州司法裁判所の判決(続き)

- なお、完全な人為的な取引であるかを認定するためには、客観的な要因をベースに判断する必要があり、特にCFCが事業所、従業員、設備が物理的に存在する程度を検討し、真正な経済的活動(**genuine economic activities**)を行っていない架空の施設(**fictitious establishment**)に該当するものであるかを認定する必要性が述べられた。
- 上記を踏まえて、欧州司法裁判所は、EU条約上、完全に人為的な取引を対象とするCFC制度のみが許容されるとした。
- また、客観的な要因をベースに、外国子会社が真正な経済的活動を加盟国で行っているとみなされる場合には、税務上の動機(**tax motive**)があったとしても、当該制度は適用されるべきではないとした。

*CFC*の定義

CFCの定義(1/2)

CFCとは、英国を居住地国としない法人で、英国の居住者に「支配(Control)」される法人と定義されている。「支配(Control)」とは次の①から④いずれかの場合と規定されている。

- ① 法的支配:英国居住者の要請により、
 - 外国居住法人の株式の保有又は議決権の保有を通じて、又は、外国居住法人の定款又は法的文書によって与えられた権利に基づいて、外国居住法人の業務が実行される場合
- ② 経済的支配:英国居住者が外国居住法人の以下の権利の過半数を持つ場合
 - 持分売却による収益
 - 分配による収益
 - 会社清算の際に分配される資産
- ③ 40%テスト
 - 法人を2者で支配している場合で、一方が英国居住者で、少なくともその40%の持分・権利・権限を保有しており、かつ、もう一方が英国非居住者で、持分・権利・権限を40%以上55%未満保有している場合

CFCの定義(2/2)

④ 会計上の支配テスト

- **FRS2 (Financial Reporting Standard、財務報告基準)**に照らして、ある法人の親法人であり**50%規定**(その課税利益の少なくとも**50%**が親法人及びその英国を居住地国とする子法人に割り当てられるかどうか)を満たす場合

なお、**2012年**財政法以前の制度では、**CFC**の定義には低税率テスト(**Lower level of tax test**)が含まれていたが、新**CFC**税制においては、法人レベルの適用除外規定の中に組み込まれている。これにより、従前の税制の下では低税率テストの適用により**CFC**でないと判定される法人についても、新**CFC**税制の下では**CFC**に該当することとなる(ただし、適用除外規定により免税となる)。

*CFC*税制の対象となる納税者

対象株主と合算課税額

CFC税制の下では、以下の場合に、合算課税が適用され得る。

- 課税利益がCFC税制のGatewayテストを通過し、かつ
- 課税利益が免税対象ではない場合(適用除外に該当しない場合)

そして、2012年財政法以前の制度と同様に、課税対象利益の25%以上が割り当てられる英国居住法人に対して、以下の①から②を控除した金額が合算される。

- ① CFC課税を受ける法人に割り当てられたCFCの課税利益に対する法人税額
- ② CFC課税を受ける法人に割り当てられた控除可能な税額

適用税率は、CFC課税を受ける法人のCFCの会計期間終了の日を含む会計期間における課税所得に対して適用される法人税率である。

課税利益

前述の通り、CFCの課税利益は、Gatewayテストを通過した利益であり、英国税制に基づいて一定の調整(キャピタルゲインの除外等)を行い算定される。具体的には、以下の①から②を控除した金額とされている。

- ① Gatewayテストを通過したみなし総利益 (Assumed total profits) で、
- ② 公正かつ合理的な基準に基づいて総利益から控除される金額(例: マネージメントフィー等)

なお、みなし総利益は、特定の収益項目から費用項目を控除したもの(上記②のマネージメントフィー等控除前)とされている。

控除可能な税額

以下に掲げる金額の合計額は、CFC合算所得に係る英国の法人税額から控除することが可能となっている。

- ① CFCの課税利益に対して課される外国税額で、二重課税排除のための外国税額控除の対象となるもの
- ② CFCに支払った際に源泉徴収された英国の源泉税で、CFCが英国居住法人であると仮定した場合に、CFCの課税利益に対して課される法人税から控除することが可能となるもの
- ③ 英国の所得に対する税又は法人税で、CFCの課税利益に対して実際に課税されたもの
- ④ CFCの課税利益について、英国以外の国・地域におけるCFC税制の適用により支払ったCFC合算課税額

課税利益と控除可能な税額の割り当て

割り当てられる課税利益と控除可能な税額は、通常、保有する普通株式の保有割合に応じて計算される。

ただし、CFC税制上、CFCの持分の定義は広範囲なものとなっており、CFC税制における「支配」の考え方に基づいて、ある者が議決権又は配当を受ける権利を有している場合、自己のために会社の収益又は財産を使われることが保証されている場合、又はその者が会社を支配している場合には、その者は会社の持分を保有していると考えられる。

また、CFC合算課税を回避又は減少させることを目的として株式の保有割合を取り決めた場合、保有する普通株式の保有割合に応じて割り当てるのではなく、公正かつ合理的な基準に基づいて割り当てが行われるものと取り扱う租税回避防止規定がある。

なお、例えば、英国法人2社(英国法人1及び英国法人2とする)がCFCの持分を保有している場合において、英国法人1はCFCの持分を直接保有し、英国法人2は英国法人1を通じてCFCの持分を保有しているときは、英国法人1のみがCFCの関連する持分を保有していることとなる。

*CFC*税制の対象となる所得

対象所得の概要(1/2)

前述のとおり、潜在的にCFC課税の対象となるのは、CFC税制におけるGatewayテストを通過したみなし総利益(Assumed total profits)となる(ただし、キャピタルゲインは対象外)。

一方、Gatewayを通過しなかった所得は、CFC税制の適用対象とはならない。

Gatewayを通過するルートは主として以下の5つある。なお、第6章から第8章は、一般的に金融サービスセクターの企業グループのみに適用される。

- 第4章: 事業利益 (Profits attributable to UK significant people functions)
- 第5章: 非事業金融利益 (Non-trading finance profits)
- 第6章: 事業金融利益 (Trading Finance profits)
- 第7章: 再保険所得 (Captive insurance)
- 第8章: 金融機関の特例 (Solo Consolidation)

上記の詳細なGatewayテスト(第4章から第8章)に進む前に、当該Gatewayテストを検討する必要があるかどうかを規定する予備的Gatewayテストが、第3章に設けられている。第3章には、第4章から第8章に分類される利益の種類と、これらの章の規定を適用するために満たすべき条件が記載されている。

対象所得の概要(2/2)

第3章の予備的Gatewayテストの結果、第4章から第8章のいずれにも該当しなければ、CFC課税利益はないことになる。

一方で、第4章から第8章のいずれかに該当すると、みなし総利益の合計が、そのCFCの課税利益となり、各章の規定に従って算定される。なお、前述の通り、ほとんどのCFCは、第3章の規定によりそれより先のCFC税制を考慮する必要がないというのが英国歳入関税庁の見解である。

なお、Gatewayテスト適用について、代替案として、法人レベルでの適用除外規定(第10章から第14章)を直接検証する方法がある。

当該規定を満たした場合には、CFC課税利益が生じないため、第3章から第8章の適用を検討する必要がなくなる。

第3章: 予備的Gatewayテスト - 第4章が適用される場合 (1/4)

第3章は、以下の条件のうちいずれか1つを満たす場合、第4章が適用されず、その結果CFC税制の適用対象外となるとしている。一方、以下の条件(詳細は次ページ参照)のいずれにも該当しない場合には、第4章が適用されることとなる。

- A) 主目的 (Main purpose)
- B) 非英国管理資産 / リスク (Non-UK managed assets / risks)
- C) 能力及び商業的有効性 (Capability and commercial effectiveness)
- D) 非事業金融又は不動産事業利益 (Non-trading finance or property business profits)

第3章: 予備的Gatewayテスト - 第4章が適用される場合(2/4)

条件A - 主目的

このテストは、CFCが以下のような取り決め(Arrangement)の下で資産を保有していない又はリスクを負っていない場合に満たされる(すなわち第4章は適用されない)。

- その取り決めの主たる目的が英国の租税を回避することであり、その結果、CFCの事業利益がそうでない場合に比べて高まることが期待されること、及び
- ある国や地域の法律の下で、租税債務の軽減又は免除されることが期待されており、それ以外の目的では当該取り決めが行われなかったであろうと合理的に推定される。
- 主目的テストの証明に関して明確な基準は定められていないが、主目的または主たる目的の一つが租税回避であるかどうかの判断には、たとえば、人的/物的資源、事業ネットワーク、良好な法的環境の豊富さなどの要素が影響するものとされている。

第3章: 予備的Gatewayテスト - 第4章が適用される場合 (3/4)

条件B - 非英国管理資産 / リスク

このテストは、**CFCが英国管理の資産又はリスクを有していない場合**に満たされる(すなわち第4章は適用されない)。

- 資産又はリスクが英国の管理下にあるとは、当該資産の取得、創設若しくは開発、又は当該リスクの引き受け若しくは負担の相当部分が、CFCの英国での活動又は当該CFCの関係法人の英国における活動(第三者間価格で取引されてるものを除く)によって、管理又は支配されている場合をいう。
- CFCの当該資産又はリスクに関する日々の意思決定が英国で実行されていない場合は、このテストの条件は満たされる。

第3章: 予備的Gatewayテスト - 第4章が適用される場合(4/4)

条件C - 能力及び商業的有効性

このテストは、CFCが英国での資産管理又はリスク管理を必要とせずに商業的に有効である場合に満たされる(すなわち第4章は適用されない)。

これは、CFCの英国ベースの管理への依存に関するテストであり、CFCが第三者への業務委託によって管理サービスを取得しえる場合には満たされることになる。

条件D - 非事業金融利益及び不動産事業利益

このテストは、CFCのみなし総利益が以下によってのみ構成されている場合に満たされる(すなわち第4章は適用されない)。

- 非事業金融利益 – 概要は以下のとおり。
 - ✓ 融資契約、外国為替及びデリバティブによる非事業利益
 - ✓ 会社配当金
 - ✓ ファイナンスリースによる非事業利益
- 不動産事業利益

第3章: 予備的Gatewayテスト - 第5章が適用される場合

第3章は、CFCが非事業金融利益を有する場合に、第5章が適用されると規定している。前述のとおり、非事業金融利益の概要は以下のとおりである。

- 融資契約、外国為替及びデリバティブによる非事業利益
- 会社配当金
- ファイナンスリースによる非事業利益

第3章: 予備的Gatewayテスト - 第6章が適用される場合(1/2)

第3章は、CFCが、英国に関連する出資に基づく資本又は資産を有し、以下の事業金融利益を有している場合に、第6章が適用されると規定している。事業金融利益の概要は以下のとおりである。

- 融資契約による事業利益
- デリバティブ契約による事業利益
- 事業利益として課税された配当
- ファイナンスリースによる事業利益

英国に関連する出資とは、CFCと関連している英国居住法人による(直接あるいは間接的な)CFC株式の取得又はあらゆる種類の出資をいう。

グループ金融法人は、その事業金融利益を第5章に規定される非事業金融利益として取り扱うことを選択できる。これにより、第6章の事業金融利益には適用されないが、第5章の非事業金融利益に対して適用される一定の除外規定を適用できる可能性がある。

事業金融利益が、第3章を通過した場合には、第4章と第6章がともに適用される。ただし、同一所得を二重に課税することになるため、税額を算出する際には、一方の章のみが適用され、これらが同時に適用されることはないと理解されている。ただし、法律上、この点について明確に言及した条項はない。

第3章: 予備的Gatewayテスト - 第6章が適用される場合(2/2)

非事業金融利益と事業金融利益の区分

第5章および第6章に関して、非事業金融利益と事業金融利益の区分については、アクティブ所得とパッシブ所得の区分として理解するのがおおむね妥当な考え方であるとされている。

例えば、債券利息、株式配当、キャピタルゲインなどが非事業金融利益とされるか事業金融利益とされるかどうかについては、個々の事実と環境に照らして判断されている。その際に最も重要視される要素は、その納税者の行う活動と取引の全体的な性質とされており、とりわけ、その納税者がアクティブ(たとえばトレーディングなど)な事業を行っているかどうかであると理解されている。

第3章: 予備的Gatewayテスト - 第7章が適用される場合

第3章は、事業年度を通じて**CFCの事業における主要部分が保険業であり、かつ、CFCのみなし総利益が次に規定する金額を含む場合に**、第7章が適用されると規定している。

- ① 次の者と締結された保険契約
 - 英国居住者である法人でその**CFC**と関連するもの または
 - 英国居住者ではない法人で、英国**PE**を通じてその**CFC**と関連するもの
- ② 保険契約で次のもの
 - 英国居住者である個人と締結されたものであり、かつ
 - (直接または間接に) 英国の関連法人による英国居住者である個人に対する物品またはサービスの提供に係るもの

なお、一般的な保険業の利益については、自家保険が第7章で規定されていることから、英国**CFC**税制による課税がなされる場合には第7章の適用が想定されているものの、事実と環境によっては、第4章が適用される可能性もあると考えられている。

第3章: 予備的Gatewayテスト - 第8章が適用される場合

第3章は、事業年度を通じて次のAまたはBを満たす場合に、第8章が適用されると規定している。

条件A

- CFCがFSA HandbookのBIPRU2.1に規定するsolo consolidation waiverの対象となる子会社であり、かつ
- 当該Waiverに係るCFCの親会社が英国居住法人である場合

条件B

- CFCが(単独または別の者ととともに)当該CFC持分を有する英国居住者である銀行(英国銀行)に支配されており、
- 当該英国銀行がその資本につきFSAハンドブックの要件を満たさなければならず、
- 当該英国銀行がFSAハンドブックの要件を満足しているかどうかを決定するに際し、CFC持分の価値下落の(全てまたは大半)が無視されており、かつ
- CFC持分を有する当該英国銀行の主目的または主目的の一つが、自身または関係法人について税制上のアドバンテージを得ることである場合

第4章:英国の重要な人的機能に帰属する利益(1/4)

第4章が適用される場合には、その対象となるCFCの事業利益を決定しなければならない。これは、英国で遂行される重要な人的機能 (Significant People Functions: SPFs) に帰属する、CFCのみなし総利益に基づいて行われる。

SPFsの特定に使われる原則は、2010年に発行された恒久的施設への利益の帰属に関するOECDの報告書に提示されている。概要としては、SPFsとは、法人の資産又はリスクに関する積極的な意思決定に関与する機能のことであり、価値を創出し利益をその法人に帰属させるような活動を意味する。

実務上、SPFs分析は非常に複雑となることから、企業は、英国に帰属する利益をCFCが有していないことを証明するよりも、法人レベルの適用除外を満たす方が容易なケースが多いと考えられる。

英国のSPFsに帰属するCFCのみなし総利益の算出方法は次ページのとおりである。

第4章:英国の重要な人的機能に帰属する利益(2/4)

みなし総利益の算出方法(第4章)

ステップ 1

CFCの利益を生み出している資産とリスクを特定する。

ステップ 2

利益への影響度が無視できるほど軽微である限りにおいて、その資産とリスクを除外する。

ステップ 3

2010年に発行された恒久的施設への利益の帰属に関するOECDの報告書に提示されている原則を適用して、資産とリスクに関連したSPFsを特定する。

ステップ 4

SPFsのうち英国のSPFsを確定する。CFC又は関連法人(英国籍及び外国籍)によって英国で遂行されているSPFsが存在する。

ステップ 5

英国のSPFsはCFCの英国における恒久的施設で遂行され、残りはCFC自体が行っていると仮定する。そして、英国の恒久的施設に帰属される資産及びリスクの程度を決定する。

ステップ 6

英国のみなし恒久的施設に帰属する資産及びリスクによって創出されたCFCの利益が、CFCの利益金額の50%未満である場合、その資産及びリスクを除外する。このステップは、英国での一定の活動が含まれる場合にのみアレンジメントを課税対象とする趣旨と解されている。

第4章:英国の重要な人的機能に帰属する利益(3/4)

みなし総利益の算出方法(第4章)

ステップ 7

CFCが英国のみなし恒久的施設に帰属する資産及びリスクを有していないというベースで、CFCの利益を再度特定する(第4章の暫定利益を得るため)。

ステップ 8

以下の条件を満たした金額を第4章の暫定利益から除外する。

- 経済価値の除外(**Economic value exclusion**) - 海外資産又はリスクの保有から生じる相当水準の非課税価値が存在する場合(HMRCのドラフトガイダンスによれば「相当水準」とは20%以上)。
- 独立企業のアレンジメントの除外(**Independent companies' arrangements exclusion**) - 独立企業であれば同様のアレンジメントを行ったであろう場合。
- 事業利益の除外(**Trading profits exclusion**) - 以下の条件を満たす場合の事業利益を除外する。
 - 事業所(**Business premises**) - 例えば、CFCの居住国にある事務所、店舗、工場、採掘又は建設用地で、CFCの活動の主要拠点をその居住地国に有する。
 - 所得(**Income**) - CFCの事業所得の20%以下が英国居住法人又は恒久的施設から生じる(CFCがその居住国で製造した製品の販売を除く)。

第4章:英国の重要な人的機能に帰属する利益(4/4)

みなし総利益の算出方法(第4章)

ステップ 8(続き)

- 管理費用(Management expenditure) – 英国関連の管理費用(英国で行われている管理のスタッフや機能に係る管理費用)が総管理費用の**20%**以下の場合。この条件は、他の全ての条件が満たされる場合には緩和される。なお、資産の取得・創出、開発やリスクの引受にかかる計画立案や意思決定に関する人員の費用も管理費用に含まれる。
- 知的財産(IP) – 過去6年間において、英国から相当水準のIPが移転されていないこと。「相当水準」の定義はない。HMRCのガイドラインによると、IPが相当水準かどうかは個別ケースの事実や状況に依拠するが、概ねの目安は**10%**以上である。
- 物品の輸出(Export of goods) – CFCの事業所得に占める英国からの輸出品の割合が**20%**以下であること(CFCの居住国に送られる物品を除く)。
- 租税回避防止(Anti-avoidance) – CFCが、事業利益除外のための要件を満たすことを主たる目的とする、事業の相当部分の組織組成又は組織再編を行う取り決めに関して、その当事者となっている場合は、当該事業利益除外要件は満たされていないものと見なされ、事業利益除外規定は適用されない。

第5章:非事業金融利益

第5章が適用される場合は、第5章の規定に該当するCFCの非事業金融利益を決定する必要がある。この場合のCFCの非事業金融利益とは、以下から生じるものである。

- 英国での活動 – 第4章で英国SPFsに帰属する事業利益を特定した際に用いた手順と、同様の手順に従うことになる。しかし、前述のステップ6と8は適用されない。したがって、英国SPFsに帰属する一切の非事業金融利益が第5章に該当することになる。
- 英国からの資本投資 – この定義は広く、英国に関連する法人又は以前CFC税制の課税対象となった利益から直接又は間接的に行われた資本提供が含まれる。
- 英国居住法人への配当金に代わるアレンジメントで、その主たる目的の1つがある地域の租税を軽減することにある場合。
- 英国居住法人に対するリースであって、その主たる目的の1つがある地域の租税を軽減することにある場合。

第6章: 事業金融利益

第6章が適用されることとなった場合、第6章に規定する事業金融利益を決定する必要がある。この場合のCFCの事業金融利益は、概ね以下のように算定される。

- ステップ 1 – 適正な金額 (Arm's length amount) を超える自由資本 (Free (non-debt) capital) の金額を決定する。これは、英国から資金提供された超過資本分に限られる。
- ステップ 2 – CFCが保険事業に従事している場合は、自由資産 (Free assets) の金額が、当該法人がCFCでなかった場合に保有すると合理的に想定される水準を超えている場合に限り、その純資産を含める。
- ステップ 3 – ステップ1とステップ2の余剰資本の投資又は活用から生じた利益は、第6章における事業金融利益とされる。

第7章: キャプティブ保険事業 (1/2)

第3章の予備的Gatewayテストにより、第7章が適用されることとなった場合には、第7章に規定する保険事業の利益を決定する必要がある。この場合のCFCの保険事業の利益には、次の金額が含まれる。

- CFCの保険事業から生じ、
- 第2項(下記aおよびb)に該当し、かつ
- (適用可能な場合には)第7項(次ページ)に該当するもの

(直接または間接に)次の保険契約から生じる金額は第2項に該当する。

a. 次の者と締結された保険契約

- 英国居住者である法人でそのCFCと関連するもの
- 英国居住者ではない法人で、英国PEを通じて、そのCFCと関連するもの

b. 保険契約で次のもの

- 英国居住者と締結されたもの
- (直接または間接に)英国の関連法人(UK connected company)による英国居住者に対する物品またはサービスの提供に関係するもの

また、第2項a.では、再保険契約については、オリジナルの保険契約が当該規定に該当する場合にのみ対象となるものとされている。

第7章: キャプティブ保険事業 (2/2)

第7項は、CFCがEuropean Economic Area (EEA) の居住者である場合またはその利益の金額がCFCのEEA外PEの活動から生じたものでないときに適用される規定であり、次の保険契約から(直接または間接に)生ずる金額が該当する。

- 保険契約者が、その保険契約を締結するにあたり、英国税務以外の理由 (UK non-tax reason) がない場合
- その保険契約が再保険契約である場合において、そのオリジナルの保険契約を締結するにあたり、英国における税務以外の理由 (UK non-tax reason) がないとき

第8章: ソロコンソリデーション (*Solo consolidation*)

第8章が適用されることとなった場合には、第8章に規定するソロコンソリデーションの利益を決定する必要がある。この場合のCFCのソロコンソリデーションの利益は、CFCのみなし総利益に含まれる金額でCFCの関連所得金額に含まれないものの全てをいう。

所得算入のタイミング

所得算入のタイミング(1/2)

CFC課税は、CFCの会計期間に基づいて行われる。CFC税制において、CFCの会計期間は以下の場合に開始する。

- 法人がCFCとなった時、又は
- CFCの前会計期間の終了直後

CFCの会計期間は以下の場合に終了する。

- 法人がCFCでなくなった時。
- 居住地又は管理の場所を理由として、CFCがある国や地域の課税対象となった時又はそうではなくなった時。
- CFCがいかなる所得源泉も失った時。
- CFCに関連する持分を保有する法人が、そのCFCの関連持分を全く保有しなくなった時又は法人税の課税対象でなくなった時。

所得算入のタイミング(2/2)

英国法人税法上、事業年度の終了をもたらす一定の事象(Corporation Tax Act 2009 ss10-12)が、CFCに対しても適用される。例えば以下のとおり。

- CFCの事業年度は12ヶ月を超えることができない。
- CFCの事業年度は当該CFCが事業を停止した時に終了する。

関連持分を持つ英国居住法人の課税対象会計期間(chargeable accounting period)が、CFCと同じである場合、ある課税対象会計期間におけるCFC課税(一定割合のCFCのみなし課税総利益に対する課税)は、その英国居住法人の同じ課税対象会計期間に対して課されることになる。

しかし、CFCの課税対象会計期間が英国居住法人と異なる場合は、CFC課税(一定割合のCFCのみなし課税総利益に対する課税)は、CFCの会計期間終了の日を含む英国居住法人の課税対象会計期間に対して課されることになる。

適用除外規定

適用除外規定の概要

適用除外に係る規定の構成

第5章に係る 適用除外	<ul style="list-style-type: none">第9章:適格融資契約から生じる利益の適用除外<ul style="list-style-type: none">a. 適格原資から拠出された融資(100%免税)b. 75%免税
Gatewayテストの 代替としての 適用除外	<ul style="list-style-type: none">第10章:適用猶予期間(The exempt period exemption)第11章:適用除外地域(The excluded territories exemption)第12章:少額利益免除(The low profits exemption)第13章:低利益率免除(The low profit margin exemption)第14章:税率による免除(The tax exemption)
法人レベルでの適 用除外(Entity level exemptions)	

第9章:適格融資契約から生じる利益の適用除外(1/2)

適格融資契約から生じる利益は、通常であれば、第5章の下で非事業金融利益としてCFC税制上のGatewayを通過し、潜在的にCFC課税の対象となるが、一定の要件を満たした場合には適用除外規定により免税となる。

適格融資契約(Qualifying loan relationships)から生じる利益とは、究極の債務者が以下に該当する場合の、関係会社間貸付に関して債権者であるCFCに生じる利益である。

- 究極の債務者がCFCを支配する英国居住法人によって支配されている
- 究極の債務者が、英国に恒久的施設を有しない外国法人である、又は、英国法人税法上で免税となる国外恒久的施設である(ただし、究極の債務者が英国居住者でなければ、英国居住法人を経由する融資は認められる)

適格融資契約に関するいずれかの適用除外に該当するためには、CFCはその居住地域に事業所を有していなければならない。

適用除外(第9章)は以下のような場合であり、英国法人税申告書における適用申請が必要となる。

- a. 適格原資から拠出された融資(Loans funded out of qualifying resources)
- b. 75%免税(The 75% exemption)

第9章:適格融資契約から生じる利益の適用除外(2/2)

a. 適格原資から拠出された融資

適格融資契約の利益は、適格融資契約が適格原資から拠出されたものである限り、**全額免税**となる。概要としては、適格原資は、それがグループの所有であった期間において、海外事業によって生み出された価値に相当する金額とされており、以下のものが含まれる。

- CFCの同地域での融資その他の活動から生じた利益
- グループの第三者非償還株式(Third party irredeemable share)の発行

融資の全額が適格原資から拠出されている場合は、当該融資契約からの利益の全額が、CFC課税上において免税となる。しかし、例えば融資の80%が適格原資から拠出されている場合は、利益の80%相当分のみが免税となる。

適格原資による免税の申請が行われた場合で、当該融資に占める適格原資の割合が100%に満たない場合は、その残余部分について75%免税を適用することはできない。つまり、適格原資による免税又は75%免税は、いずれか一方についてのみ申請されなければならない、両者を組み合わせて申請することはできない。したがって、適格原資からの拠出割合が75%以上である場合のみ、適格原資による免税が申請されることが見込まれる。

b.75%免税

適格融資契約が、適格原資による免税規定に該当しない場合、当該融資契約から生じる利益の**75%が免税対象**となる。

第10章～第14章:法人レベルでの適用除外

CFC税制におけるGatewayテストを通過した利益は、それが免税とならない限り、CFC課税の対象となる。一方、納税者は、Gatewayテストを実施する代わりに、法人レベルの適用除外を申請することができる。

第10章:適用猶予期間

法人が初めてCFCとなった場合、当該CFCとなった日から12ヶ月間(又はHMRCの裁量により延長可)CFC税制の適用は猶予される。

法人が初めてCFCとなる例としては、以下の3つの場合がある。

- 英国居住法人により新たに設立された外国子法人。
- 外国グループ法人の外国子法人で、そのグループの親法人が税務上の居住地国を英国に移した場合。
- かつて国外所有であった外国法人が、英国に親法人を持つグループに買収された場合。

適用猶予期間に該当するためには、猶予期間直後の会計期間において、CFC課税の対象となっていない状態でCFCを引き続き有していなければならない。

第11章:適用除外地域(1/4)

適用除外地域の規定は、旧CFC税制の下での適用除外国基準(Excluded countries regulations)に類似するが、その詳細は大きく異なっている。

適用除外地域規定の下では、英国の法人税と概ね同程度の税率で利益への課税がなされる国や地域に居住するCFCで一定の要件を満たした場合に、CFC課税を免除される。なお、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本及び米国を居住地国とするCFCには、簡便的な適用除外地域規定を適用することができる。

①基本ルール

CFCの会計期間に適用除外地域規定が適用されるのは、以下の要件を全て満たす場合である。

- a. 当該会計期間にCFCが適用除外地域に居住している
- b. 所得条件が満たされる
- c. IP条件が満たされる
- d. 租税回避防止規定が適用されない

第11章:適用除外地域(2/4)

a.適用除外地域(Excluded territories)

適用除外地域とは、法人税率が英国と概ね同等である国や地域である。該当国や地域のリストは、後述のとおりThe Schedule to The Controlled Foreign Companies (Excluded Territories) Regulations 2012のPart 1に記載されている。

b.所得条件(The income condition)

所得条件が満たされるのは、当該会計期間におけるCFCの一定所得が、以下2つのうちいずれか大きい方を下回る場合である。

- CFCの会計利益の10%
- 5万ポンド(会計期間が短い場合は相応に減額)

一定の所得としては、「CFCの居住地国・地域での課税を免除されているもの」、「CFCの居住地国・地域で免税期間(Tax holiday)の対象となっているもの」、「CFCの居住地国・地域で課税されているが当該CFCと関連する者が直接的又は間接的に当該租税の払い戻し又は控除を受け取る権利を有している場合」等が該当する。

第11章:適用除外地域(3/4)

c.IP条件(The IP condition)

この条件は、過去6年間に、相当水準のIPが英国から移転又は持ち出されていない場合に満たされる。

d.租税回避防止(Anti-avoidance)

CFCが、その会計期間中、税務上の有利な取り扱い(Tax advantage、CTA 2010 s1139に定義)を受けることを主目的とした取引に関与した場合は、適用除外地域の規定は適用されない。

②簡便的な適用除外地域規定(Simplified excluded territories exemption)

オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本及び米国を居住国とするCFCについては、適用除外地域規定の簡便法として、適用除外国基準が設けられている。この簡便法は、通常の適用除外地域規定の下で得られる権利を損なうものではなく、CFC税制の適用除外措置に追加的な選択の余地を与えるものである。

簡便法の下では、CFCが居住国外にある恒久的施設を通じて事業を行っていないのであれば、通常の適用除外地域規定の下での所得条件及びIP条件を満たす必要はない。

第11章:適用除外地域(4/4)

The Controlled Foreign Companies (Excluded Territories) Regulations 2012 Schedule Part 1 Excluded Territories

Afghanistan	Fiji	Panama
Algeria	Finland	Papua New Guinea
Angola	France	Peru
Argentina	Gabon	Philippines
Armenia	Gambia	Poland
Aruba	Germany	Portugal
Australia	Ghana	Puerto Rico
Austria	Greece	Republic of Korea
Azerbaijan	Guyana	Russia
Bangladesh	Honduras	Saudi Arabia
Barbados	Iceland	Senegal
Belarus	India	Sierra Leone
Belgium	Indonesia	Slovakia
Belize	Iran	Slovenia
Benin	Israel	Solomon Islands
Bolivia	Italy	South Africa
Botswana	Ivory Coast	Spain
Brazil	Jamaica	Sri Lanka
Brunei	Japan	Swaziland
Burundi	Kenya	Sweden
Cameroon	Lesotho	Tanzania
Canada	Libya	Thailand
China	Luxembourg	Trinidad and Tobago
Colombia	Malawi	Tunisia
Croatia	Malaysia	Turkey
Cuba	Malta	Uganda
Czech	Republic Mexico	Ukraine
Democratic Republic of the Congo	Monaco	United States of America
Denmark	Morocco	Uruguay
Dominican Republic	Namibia	Venezuela
Ecuador	Netherlands	Vietnam
Egypt	New Zealand	Zambia
El Salvador	Nigeria	Zimbabwe
Falkland Islands	Norway	
Faroe Islands	Pakistan	

第12章:少額利益免除

少額利益免除(The low profits exemption)の規定は、会計期間におけるCFCの会計上の利益又はみなし課税利益が、以下を下回る場合に適用される。

- 5万ポンド、又は
- 50万ポンド(うち、非事業所得が5万ポンド以下)

会計上の利益を使用する場合には、英国上の税金計算をする必要はないが、配当及びキャピタルゲイン・ロス等いくつかの調整を行う必要がある。

第13章:低利益率免除

この適用除外規定は、会計上の利益率がコストベースに比べて低い**CFC**に対して、**CFC**課税を免除することを意図したものである。この適用除外規定は、当該会計期間の**CFC**の会計上の利益(利息控除前)が、営業費用(一定の調整を加えた額)の**10%**以下である場合に適用される。

第14章: 税率による免除

この適用除外規定は、旧CFC税制の下で外国法人がCFCに該当するかどうかを判定するための初期的テストの一部である軽課税テストに類似するものである。

この適用除外規定は、CFCがその居住地で支払う税額が、それに対応する英国法人税の少なくとも75%に相当する場合に適用される。

現地税金とは、CFCの居住地において、CFCがその譲渡益を除く利益に対して支払われる税金である。現地税金には、CFC自身が支払っていなかったとしても、CFCの利益に対して支払われる税金が含まれる。例えば連結納税のメンバー法人のA社が100の事業利益を計上し、B社が200の事業損失を計上し、C社が400の事業利益を計上した場合、連結納税上の利益は300となり、居住地の税率が25%の場合、居住地で支払う税額は75となる。当該除外規定上、税額の75は合理的に3社に配賦されることになり、一般的には税額をプロラタベースで利益を計上している海外法人に配賦することになる。この場合、A社の現地税額は15 (B社の損金が相殺される前の3社の総利益に対しての税額の5分の1)、B社の現地税額はゼロ、C社の現地税額は60 (B社の損金が相殺される前の3社の総利益に対しての税額の5分の4)となる。

対応する英国法人税とは、CFCが英国法人であったと仮定した場合に支払われであろう英国法人税である。当該金額は、現地税金の外国税額控除の適用前、源泉所得税控除後の金額であり、CFCのみなし課税利益に対する英国法人税となる。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2016 PwC税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwCとはメンバーファームであるPwC税理士法人、またはPwCのネットワークを指しています。各メンバーファームは、別組織となっています。詳細はwww.pwc.com/structureをご覧ください。

PwC Restricted Use - Confidential

第 1 回

- 日本企業ではあまりコーポレート・インバージョンは見受けられない。
- CFC 税制を検討する際には、最適な立地を実現した後にその収益をどこで計上するのか、を真の問題点として議論すべきではないか。
- ロイヤリティによる還流が相対的に伸び悩みの傾向にあるということだが、これは各国の移転価格税制や送金規制によるものではないか。なおアメリカは条約で源泉税が免除されていることから、ロイヤリティでの回収も多いのではないか。
- 中国では基本的に売上高の 5%を超える料率は送金が許可されない。単独で売上高に占める研究開発費の割合は 10%を超えるため、弊社の商流が基本的に Out-in-out になっているのもこのことが原因の一つになっており、仕入れて販売すれば粗利が取れ、ロイヤリティという表現をしなくてよい。超過収益が CFC 対象所得であるといわれると大変なことになる。
- 日本の企業は本社に全ての付加価値を生む機能が集中しており、事業所で見れば海外展開が進んでいるように見えるが、実は企画・研究開発・グループ全体の管理は本社に集中しており、5%程度のロイヤリティでは賄えない。
- 買収した会社とのシナジーを考える際に租税負担をいかに効率化するという点も一つのファクターになる。買収してから 2, 3 年以内にはシナジー効果が出るようにしたいが、特に欧米企業とは企業文化が異なるため、時間を要する。
- 益金不算入制度の評価に当たっては、米国の Tax Holiday は直接国内の活性化には結びつかなかったということで、かなり非難されたことには留意。ただし、なお、米国では 1 年の期限付きだったが、日本では恒常的な制度として取り入れていることにより異なる作用をもたらしている可能性があり、こうした点も含めて評価していくべきではないか。
- 日本の場合、事業税が外国税額控除の対象とならず、法人税と住民税だけで比較すると外国税額控除額が意外と小さく、源泉税が全額引ききれないというシミュレーションをしたことがあり、間接外国税額控除だけで全額控除するのは困難という結論になり、益金不算入が好ましいということになった。

第2回

- どのような企業がどのような形態で海外展開しているのか、という点は国際課税制度を検討するにあたり重要。税制改正の議論においては日本企業の特徴、自国の競争力の源泉を十分に考慮してもらいたい。
- 法人税率の設定と租税回避防止規定には対内直接投資にも関係がある。どちらも緩くするとより対内投資を誘致しやすくなる部分がある。法人税率は高くする一方、租税回避防止規定を緩くすることを戦略的に行っている国もあるので、両者を総合的に考える必要がある。
- 各国税制の現時点の比較はもちろん、現在の制度に至った経緯や産業構造の違いも含めて検討した方がよい。
- 英国は産業政策には関心がなく、単純に自国の立地競争力を高めようとする税制のように見受けられる。また、米国は節税ばかり考えているタックスロイヤリー対議会という構図になっており、いずれの国も日本の参考にはならないと思う。そうなると、(日本と産業構造が似ている)独国に関心がある。
- BEPSにおいて課税強化をしていく方向と競争力の強化・促進する方向とあるが、日本では競争力の強化については検討が進んでおらず、そのような状況で課税強化だけ進めてよいのか。
- 英国でCFCのキャピタルゲインが合算課税の対象から除外されているのは、CFCのキャピタルゲインは、もともと英国の国外で累積された利益であるから、英国が課税権を行使する必要がないというのが本質ではないか。
- 企業のグローバル化を考えた場合、メーカーにとっては新製品の研究開発が一番重要であるが、製品の開発とものづくりの間には製品技術、すなわちものづくりの開発というプロセスがあり、これは単独では成立しない。要素技術の開発と組立てをつなげるところのすり合わせがあり、付加価値を高める機能を果たしている。これを海外に切り離してしまうと、上流と分断されてものづくりがうまく行えない。
- 日本でインバージョン対策を行う必要性については、各国制度の違い、背景となる分化の違いを考慮して考える必要があるのではないか。
- インバージョンに関連して、機能や無形資産の移転にどのように対応していくべきか、というのは重要な視点。日本企業について、どの機能(R&D、生産拠点など)を日本に留めるのか、といった観点からの議論も必要ではないか。

第3回

- 米国企業の CEO の報酬はストックオプションが主であるため、株価を上げるために自社株買いをして資本を減らすことにより、ROE を上げて報酬を増やす。一方で、日本では報酬にこだわらないという美学がある。日本企業は同一民族が故か、日本でお金を落とし、日本のために利用すべきと考えている。
- 長い間、経済学者は全世界所得課税の下での外国税額控除の仕組みがよいと主張してきた。国内で投資したら日本の法人税が課され、海外で投資しても（最終的には税額控除されるが）日本の法人税の課されることとなり、日本の資金を国外で投資しようが、海外で投資しようが、税引後は同じ収益率となるため、結果的に日本の資金がグローバルで効率的に使われることになると考えられてきた。しかしながら、企業がグローバル化され、そのレジュームが変化してきたのではないか。（例えば）日本の子会社が中国でビジネスを行った場合、その会社は中国の企業ともビジネスを行い、ドイツの企業ともビジネスを行うこととなる。この場合、ドイツの企業は全世界所得課税ではないので、中国の税率で課税される。一方、日本の会社が全世界所得課税を適用されると、日本の税率で課税されてしまうので、ハンディになる可能性がある。益金不算入制度により、たとえ、日本の投資に寄与せずとも、日本の企業が海外においてイコールフットィングで競争できるようバリアをなくすことで、最終的には日本企業の価値がより高まればよいと考えるべきではないか。
- 益金不算入制度には、資金還流の目的意外にも、税制の「簡素化」という目的が指摘されてきた。CFC 税制や移転価格税制の強化ということになると複雑化する可能性があり、税制の簡素化が達成されるかどうかとも検証すべきではないか。
- 米国におけるワンタイム課税の趣旨は、全世界課税からテリトリアル課税に変えるにあたって、非課税・課税繰り延べになっていたものを制度改正時に課税しようという発想になっていたと思われる。日本は平成 21 年に制度変更してしまったので、本来であればワンタイム課税は、当時の制度改正の時に議論すべきものであったと思う
- 保険会社の海外進出においては、タックスプランニングで進出国を選んでいくのではなく、保険のマーケットが成熟しているかという点を重視して進出国を選んでいく。

- 日本企業の納税意識の高さは良いことではあるが、一方でグローバルマネジメントという感覚が弱い。タックスだけではなく、グローバルキャッシュマネジメントという観点では、グローバルで資金をいかに回し続けるかという点について意識の低さがある。また、グローバルタレントマネジメントについても、グローバルでどんな人材が必要かという点が把握できていない会社が多い。グローバルタックスマネジメントについては、担当者の能力の問題ではない。子会社・グループ間の取引が一元的に管理できている日本企業は少ないと思うが、一元管理ができていないとグローバルタックスマネジメントは難しいと思う。どこまで本気でマネジメントを行うかは各企業次第だが、グローバルでタックスをマネジメントすることを意識するのであれば、必要なインフラの整備を進める必要があると思う。

第4回

- 最近、米国がパテントボックス税制を導入するとの話を聞いていたが、その点について中間論点整理に加える必要はないか。
- 税制の検討においては、日本企業は10年、20年とスタイルを変えずに時代の流れに遅れてしまうことがよくあるため、これを機動的に変えるような発想も必要ではないか。
- CFC税制におけるエンティティアプローチとインカムアプローチに関する議論も重要であるが、そもそもCFC税制や移転価格税制の課税ベースをどこに求めるかといった議論が重要ではないか。
- グローバルな日本企業の各社の税務部門は各社の税務を担うという考えである一方、欧米企業はコーポレート機能のファンクションの一つとしてタックスファンクションを捉えている印象を受ける。
- 今後、日本企業は税引後利益の最大化を株主から求められて租税回避をやらざるを得なくなるのか、あるいは、従来のみであるのかという点を考えるのが、今後のCFC税制を考える上での原点ではないか。
- 米国が法人税率を高くとどめて租税回避規定を緩くする流れは、インバウンド企業についてのみだと思われるので、アウトバウンドの米国企業についても分析を深めるべきではないか。
- エンティティアプローチ、インカムアプローチのメリット、デメリットがあるが、両者の強み弱みを整理すべきではないか。
- 中小企業にとっては、グローバル人材の確保等は税制の在り方によって、大きな事務負担となり得るので、(制度設計の際は)その点を考慮してほしい。
- BEPS 行動計画について中国の対応が気になっている。中国の動向も追いたい。
- 現行のCFC税制は、簡素化の観点からエンティティアプローチになったと聞いており、現在はエンティティアプローチが定着しているので、改めてインカムアプローチに変更するのであれば、それなりの理由が必要ではないか。
- 国際的な組織再編又はインバージョンが行われた場合のCFC税制の取扱いがどのようになるのかも検討したほうがよいのではないか。

- 日本企業におけるグローバルマネジメント力が弱い要因は、日本のビジネスマンの英語での発信力が弱い点及び人材の多様性に欠ける点。しかし、今後、アウトバウンドが増えることで、これらの弱みを補う人材を取り込むことにより、日本のグローバルマネジメント能力も伸びると考えられる。
- 日本の産業実態や租税政策の観点、あるいははテリトリアル税制への移行により、あえて外国で稼いだものについて課税をしないというのが大原則になると思うが、そのような観点から日本の CFC 税制を考え直すべきではないか。租税回避とは日本の文脈で一体何をいうのかということも踏まえた上で、エンティティアプローチかインカムアプローチかといったテクニカルな論点について議論ができるのではないか。

第5回

- 行動計画3は規範性の面で最も弱いものとなっている。
- 日本の交渉団がエンティティアプローチと考えられる日本のCFC税制を、行動計画3ではトランザクショナルアプローチであると記載させた点は、交渉をうまくやったという印象。仮に日本のCFC税制がトランザクショナルアプローチとは違うとなると、勧告に対してアゲインストになってしまうが、トランザクショナルアプローチと位置付けられたことにより日本の立法当局が裁量を持ち、対応の幅を持つことが出来た。
- OECDによってCFC税制についての議論が行われるということは初めてである。国際的に各国CFC税制を比較検討し、一つの文書が発行されたこと自体に意味があり、行動計画3の規範性がベストプラクティスとしての位置付けにとどまったのは当然とも考えている。ベストプラクティスだから改正する必要はないのではなく、ベンチマークになり得るものである。こうした点で、我が国のCFC税制を初めて客観的に分析できる良い機会であると考えている。
- 国際課税制度の検討に際して、これまでは、エンティティアプローチかトランザクショナルアプローチかという点に焦点が当たっていたが、行動計画3におけるビルディングブロックの各項目をフラットに検討していくことがよいのではないかと思う。
- 経済活動と価値創造の行われた場所で課税するという原則が、英エコノミスト誌などでは適切な所得配分ができるのかと指摘されている。この指摘を受けて、独立企業原則という国際課税の大原則をいつまで維持するのかについて関心がある。
- (販売所得に含まれている) IP由来の所得の切り出しが日本企業では一番問題になると考えている。エンティティアプローチは維持されたとしても、IP由来の所得への対応については、現行の適用除外基準にあるように主たる事業に基づき判定するのではなく、各事業で判定するのか、もしくは後から資産性所得で切り取るのか、等の方法があり、検討の必要がある。
- 現行CFC税制については、来料加工の件であったアウトソーシングをして、機能が複数(のエンティティ)にまたがっている場合についての事業の判定や、LPS等のエコノミックアクティビティとエンティティの枠組みがずれている場合の取扱いなど、今後改善の余地がある。

- CFC 税制のサブスタンステストについて、移転価格税制のサブスタンステストと同様のレベルまで毎回テストするのか等、移転価格税制と CFC 税制の役割分担を検討するという観点が良いのではないだろうか。
- 悪質な課税逃れとは何かを議論する必要があると考えている。悪質な課税逃れは、国によって考え方は違う。また、国内法とは違った意味合いがある。この点について、悪質な課税逃れの定義を決めないと議論が先に進まない。
- 現行 CFC 税制の問題点について、一番関心があるのは海外での M&A により生じたキャピタルゲインが課税されてしまう点である。問題の根っこはオランダやスイスにおいて、キャピタルゲインが非課税となっていること。また、その点について、BEPS では問題になっていないと理解している。海外でキャピタルゲインが非課税となる事例があるにもかかわらず、日本の CFC 税制でそのキャピタルゲインを課税する必要があるのか疑問である。
- 外国子会社配当益金不算入制度が導入された当初はテリトリアルアプローチへ移行しているという感情を持っていたが、その後、海外支店免税や資本参加免税によるキャピタルゲインの非課税などが導入されていないことから、テリトリアルアプローチへの移行ではなく、ただ単に外国税額控除（間接外国税額控除）の置き換えとなっている印象がある。
- 価値創造がどこで行われたかについては、意思決定と Execution が別々の場所で行われている中、企業自身でも判断ができず、どのような課税が行われていくのか不安である。
- 我が国がテリトリアルアプローチかどうかという議論は重要である。移行したか否かについて議論はあるが、個人的には移行すべきであると考えているし、移行したとしたら、CFC 税制をどのようにしたら良いか、という議論をした方が建設的である。来料加工の話もあったが、本当のテリトリアルという観点からすると、そもそも日本で行われておらず、行う必要もない経済活動が課税対象となり得る制度自体がおかしい。

第6回

- テリトリアル方式への移行を踏まえて外国子会社合算税制の考え方や論理を明確にすることが大事。アクティブ所得は親会社国での課税を行わず、パッシブ所得は親会社国で課税をしていく考え方が根本。
- 実質分析は、企業にとって使いやすくしていく必要があるが、アンダーインクルージョンが生じる可能性もあるため、BEPSの動きと相反しないか。
- パッシブ所得における金融投資とリアル投資が分からない場合、新たな切り分け基準として、レントたる超過利潤がよいのではないか。
- 経営者の意思決定上重要な点はソーシャル、デジタル、グローバル。この手段であるM&Aの要素を加味した検討が必要。
- 外国子会社合算税制のバックストップとして移転価格税制が機能している場合もあるため、これらは車の両輪となっているのではないか。
- 付け替え容易な所得を（法的に）子会社へ移転されると移転価格税制では対抗できない。
- BEPS 最終報告書の意義の一つは、セカンダリルールを認めなかった点であり、迂回利益税や途上国に対する牽制の意味合いがあったのではないか。
- 特定の保有主体により有機的に収益を生み出すものがアクティブ所得であり、保有主体に関わらず収益を生み出すものがパッシブ所得ではないか。
- どのような制度を作るかにせよ、裁判に耐え得る制度であることが必要。
- 海外子会社の余剰資金活用や地域統括会社の設立を考慮すると、中堅・中小企業においても外国子会社合算税制が関連。
- グループ内の資金還流に係る利子が外国子会社合算税制の対象となった場合にはショックが大きい。
- 所得だけに注意するのではなく実質分析を踏まえて判断しなければ、オーバーインクルージョンを招く可能性。
- トランザクションアプローチの下で、M&A後に買収した会社の子会社や孫会社の所得ごとに確認していく実務はあり得ない。
- デミニマス基準が存在していないため、非常に規模の小さい外国子会社についても納税者・当局の双方の確認作業が必要なため負担。

- IFRS ベースで実質支配判定を行うと適用範囲が広がる可能性。
- 租税回避防止要件が租税回避防止策としていかに機能するのか注意が必要。
- 日本の制度についてウィークネスリンクとならない観点からも議論が必要。

第7回

- 行動計画3最終報告書にはBEPSへの懸念というオーバーインクルージョン、アンダーインクルージョンという視点と、コンプライアンスコストが重視されるべきという視点がある。
- (事業基準や所在地国基準・非関連者基準における)業種判定や(トリガー税率における)租税負担割合による判定について、現行制度で難しい問題が生じている点については、執行上の観点から議論に取り入れていきたい。
- 可動性の高い所得に限定して課税していくのは妥当だと思う。一方で、可動性の高い所得の把握が、アンケート結果では「難しい」となっている。実務上の対応が難しいものの、可動性の高い所得を把握することについて、どのように整理するかが困難である。
- CFC税制の射程を現在より限定的すべき、との考え方について疑問がある。外国子会社配当益金不算入が導入された一方で、日本の法人税率は下がったが、単に外形標準課税に付け替わっただけで国内企業の税負担は実質的には変わらないのであれば、事業実体のない軽課税法域子会社への不当な所得移転の防止のため、CFC税制はもっと機能強化しなければいけないだろう。
- (事業基準、所在地国基準・非関連者基準を廃止して)所得の全てを実質のみで見ていくという処方箋は執行に明らかに負荷がかかると考えている。
- インバージョンについては、(法人税率の引下げや外国子会社配当益金不算入制度導入などの周辺環境の違いもあるが、)日米のタックスプランニングのレベルが二つの国では違うという前提でも議論すべきである。
- CFC税制について、議論を聞いているとかなり複雑で、中堅企業でも対応できるのか、段々自信がなくなっている。
- まず、会社単位で除外判定をして、その次に租税回避リスクの高い所得についてのみ、実質判定という制度にできないかという要求が、事務方から出ている。(全ての所得に対して)実質分析を行うことは負担が大きすぎる。
- CFC税制の抜本的変更により、色々に対応する必要が生じるため、(納税者はその対応に)ついていけないのではないかと。既存制度との継続性もある程度重視しながら着実に見直ししていただきたいと考えている。
- (アンケートにあった実質分析・カテゴリー分析について)対応できないのかという点について、タックスプランニングが推奨されるよう状況にならない限りはコンプライアンス対応を主とする現行の税部門では対応が難しい。

- インバーションについては、まったく考えていないわけではないが、マーケットや生産拠点を日本に残しつつ、本社を海外に移したとしても、現状、日本では何も享受できないため、他企業においても喫緊の課題としてはあまり考えていないのではないか。
- 現在までの税務部門のファンクションを考えるとできないものが、行動計画13で今までの経営情報であったものが税務情報となり、税務部門でも共有されることで、今まで無関係であったことについても新たに税務部門で取り組むべき問題も出てくるのではないか。このため、新たな背景で考える必要があるのではないだろうか。
- 入口はエンティティベースで出口はトランザクションベースという立てつけは変えないほうがよい。エンティティベースで除外すべきものを除外した上で、所得毎に検討すれば、過度なコンプライアンスコストはかからないのではないだろうか。

第8回

- 日本企業の海外進出の特徴は、欧米企業と比べて機能ごとではなく、エンティティーに重点を置いた進出という点にある。そのような日本企業の特質性を踏まえると、現在のハイブリットベースを基準とした上で、入口をエンティティーアプローチにより対象を絞るという形は、整合する。
- 日本企業について、タックスプランニングは進んでいないという現状認識は妥当だが、10年後には、日本企業のタックスプランニングも進み、また、機能を分散する会社が出てくるなど、状況が変わると考えられる。状況が変われば、適切な税制も変わるので、5年ごとぐらいには見直した方がいい。企業実態に即した改正を行うことが、真の競争力の源泉であると思う。
- カテゴリカル分析で難しいのは、アクティブとパッシブの分類である。配当は、アンケートでも分類が難しいという結果が出ている。アクティブとパッシブの分類が難しいのであれば、超過利得アプローチの議論になるのではないか。ただし、配当の場合、超過利得アプローチによると、投資すれば誰でも獲得できる配当が通常利益で、積極的に投資を行ったことによって得られるものが超過利得となる。一方で、前者はパッシブ、後者はアクティブとなるので、パッシブなものに課税を行うと、超過利得ではなく通常利益に対して課税が行われるため、BEPSの超過利得アプローチと逆になる。
- 外国子会社合算税制が移転価格税制のバックストップであると説明されているが、これは米国における考え方である。我が国においては、外国子会社合算税制が導入され後に、移転価格税制が導入されているため、バックストップではなく、補完しあう関係にあると考えている。
- (考えられる中長期的な TH 税制のフロー図について) 実質分析を満たせば適用除外となるのであれば、現行制度と比べて合算課税の対象となる所得の範囲が狭くなるのではないだろうか。そうであれば、付替え容易な所得に対する課税制度という位置づけから、少しずれるのではないか。
- CFC 税制について、我が国は独自の立場をいくのか、BEPS 最終報告書と同じ立場をとるのか、明確に打ち出す必要があるのではないだろうか。
- 中堅の製造業においては、移転価格税制に関するコンプライアンスコストが以前とは比較できないほど増加している。その中で、コストを無尽蔵に使うことができないというジレンマを抱えており、コンプライアンスコスト低減は死活問題である。

- 管理支配基準について、子会社自身が自ら管理支配を行う必要があるとされているが、CFC 税制が制定された 1978 年に比べ、現在ではグループ経営が進んでおり、子会社が独立した意思決定を行い、自由な裁量が与えられているというのは現実的には少ない。当該基準は現状に即していないため、改正にあたっては、そもそも求めるものは何かを考える必要がある。
- （考えられる中長期的な TH 税制のフロー図の）実質分析は、外形的な実体や管理支配を満たせば問題ないということになれば、人員を送り込んで、オフィスを構えること等により満たす方法を容易に考えうる。それに対抗するために制限をかけた場合、事実認定に踏み込んでいかなければならない。事実認定により判断がされる場合、実務コストが大変になる。
- BEPS 最終報告書で問題が指摘されたのは、ベネルクスのような欧州の中小国で CFC 税制を持っていない国々に対して CFC 税制を導入すべきであるという点である。そうすると、ホワイトリストを作る際は、OECD 加盟国ではダメ、G20 ではダメ、あるいは『有害な税の競争』で指摘されたような税制を有する地域は検討する必要があるなど、立法化の上では難しい点が生ずる。
- 中長期的なタックスヘイブン対策税制の在り方で、複線を単線化するということが非常に大きいと考えている。これでカテゴリカル分析が重くなったかどうかよりも、単線化することによる軽減感と、実質分析を満たさなかった場合のカテゴリカル分析の負担という二つの組み合わせで、一種のバランスをとるという設計が考えられる。
- タックスヘイブン対策税制というのは BEPS 最終報告書にも書いてあるが、租税回避を防止するための法律であり、課税を目的としている税制ではない。したがって、いかなる形で税制を変えようとも税収の増減自体が論点になるべきものではないと考えている。